明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十四年四月十一日

○第百五十四回国会 衆議院会議録 第二十三号（一）

平成十四年四月十一日（木曜日）

議事日程 第十六号
平成十四年四月十一日
午後一時開議
第一　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案（参議院提出）
第二　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（内閣提出）
第四　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第六　弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第七　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第八　身体障害者補助犬法案（第百五十三回国会、山本幸三君外六名提出）
第九　身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（第百五十三回国会、山本幸三君外六名提出）
第十　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案（鳩山邦夫君外十三名提出）
日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案（鳩山邦夫君外十三名提出）
日程第一　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案（参議院提出）
日程第二　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（内閣提出）
日程第四　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第六　弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第七　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第八　身体障害者補助犬法案（第百五十三回国会、山本幸三君外六名提出）
日程第九　身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（第百五十三回国会、山本幸三君外六名提出）
日程第十　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議

○議長（綿貫民輔君） これより会議を開きます。

○馳浩君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

鳩山邦夫君外十三名提出、パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案及び日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案の両案は、いずれも提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して一括上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（綿貫民輔君） 馳浩君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（綿貫民輔君） 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案（鳩山邦夫君外十三名提出）

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案

（鳩山邦夫君外十三名提出）

○議長（綿貫民輔君） パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案、日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案、右両案を一括して議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。鳩山邦夫君。

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案

（本号末尾に掲載）

〔鳩山邦夫君登壇〕

○鳩山邦夫君　私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合、保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりましたパレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案及び日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案につきまして、それぞれ御説明申し上げます。

まず、パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案につきまして、案文を朗読いたします。

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案

イスラエルとパレスチナにおいては、報復が報復を呼ぶ「報復の連鎖」により、日々、尊い人命が失われ、地域には相互の憎悪と暴力の悪循環が渦巻いている。当事者と地域の人々はもとより、我が国を含む国際社会全体の希望を担って開始された中東和平プロセスは今や最大の危機に瀕している。

本院は、平和と公正を希求する日本国民を代表して、現下のパレスチナ情勢に関し、強い憂慮の念を表明する。今こそ、全ての当事者、特にイスラエル・パレスチナ双方の指導者は、九三年にオスロで交渉による和平実現に合意した時の初心を想起すべきである。我々は、イスラエル軍のパレスチナ自治区からの早期全面撤退と軍事行動の即時停止を強く要請する。また、両者が和平交渉再開に向けた政治的英断を下すことを強く求める。この関連で、国連安保理決議一四〇二及び同一四〇三を全面的に支持する。

よって、政府は、現下の情勢を等しく憂慮する関係国と協力し、また安保理を中心とする国連諸機関とも緊密に連携しつつ、イスラエルとパレスチナ双方への働きかけを強め、情勢の鎮静化と中東和平の実現に向けた外交の展開に格段の努力を払うべきである。特に、米国が中東和平において果たす役割の重要性に鑑み、政府は国連安保理決議をふまえた同国の仲介努力を支援するとともに、自らもこれと協調しつつ可能な限りの役割を果たすべきである。

右決議する。

次に、日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案につきまして、案文を朗読いたします。

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による最初の日本人拉致疑惑発生から長い年月が経過した。さらに、最近、我が国の裁判所において証言がなされ、疑惑の詳細が明らかになりつつある。我々は、最愛の子や親・兄弟の消息を求めるご家族の方々の悲痛な叫びに、今あらためて心耳を傾け、この疑惑解決に真剣に取り組まなければならない。

拉致疑惑は、国家主権並びに基本的人権・人道にも関わる極めて重大な問題である。また、拉致疑惑により日本人の北朝鮮への不信感が増幅してきていることを懸念する。我が国としては、北朝鮮との関係が一日も早く正常化することを望むものであるが、同時に、相互の国民の間に確固たる信頼があってこそ永続的な二国間関係が成り立つことに留意したい。

北朝鮮赤十字会は、「行方不明者」の調査を再開することを表明したが、以上の見地から拉致疑惑の早期解決に向け真摯に取り組むことを強く要請する。

政府は、我が国と北朝鮮との国交正常化に向けた話し合いの中で、国民の生命・財産を守ることが国家としての基本的な義務であることに思いを至し、毅然たる態度により拉致疑惑の早期解決に取り組むべきである。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これより採決に入ります。

まず、パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。（拍手）

次に、日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。（拍手）

この際、外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣川口順子君。

〔国務大臣川口順子君登壇〕

○国務大臣（川口順子君）　ただいまの両御決議に対しまして、所信を申し述べます。

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議につきましては、政府といたしましても、パレスチナ情勢の深刻な現状を強く憂慮しており、私のイスラエル、パレスチナ両当事者との会談や電話会談、また、茂田前大使の現地派遣等を通じ、これまで、事態の打開のために真剣な取り組みを行ってきました。

政府といたしましては、ただいま採択された御決議の趣旨を体し、現在激化している暴力の悪循環を断ち切るために、米国を初めとする関係国と協力しつつ、イスラエル、パレスチナ双方に対する働きかけをさらに強化するとともに、一日も早く和平交渉が再開し、その結果、イスラエルとパレスチナ両国家の平和共存が実現するよう、可能な限りの努力を行っていきたいと思います。

次に、日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議につきまして、政府は、拉致問題は国民の生命にかかわる重要な問題であるとの認識のもと、従来より、日朝国交正常化交渉等の場において、北朝鮮に対し、日朝関係を改善していくに当たり、拉致問題を決して避けて通ることはできない旨、繰り返し説明し、その解決を強く求めてきたところであります。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を踏まえ、引き続き日朝国交正常化交渉の進展に粘り強く取り組み、こうした努力を通じて、拉致問題を初めとする人道上の問題や安全保障上の問題の解決を目指す所存でございます。（拍手）

日程第一　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案（参議院提出）

○**議長（綿貫民輔君）**　日程第一、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長平林鴻三君。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔平林鴻三君登壇〕

○**平林鴻三君**　ただいま議題となりました特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近、社会問題化しているいわゆる迷惑メール問題に適切に対処し、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図るため、参議院から提出されたものであります。

その主な内容は、特定電子メールの送信時における当該送信者の氏名等の表示の義務づけ、送信をしないよう通知した者に対する特定電子メールの送信の禁止及び架空電子メールアドレスによる送信の禁止など、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る四月五日本委員会に付託され、九日提出者の田村参議院総務委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（綿貫民輔君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（綿貫民輔君）**　日程第二、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長園田博之君。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔園田博之君登壇〕

○**園田博之君**　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、司法書士及び土地家屋調査士につき、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化、資格試験制度及び懲戒手続の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し等を行い、あわせて、司法書士については、国民の権利擁護の拡充及び司法書士の有する専門性の活用の観点から、司法制度改革の一環として、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与しようとするものであります。

本案は、三月二十八日本委員会に付託され、四月三日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、五日から質疑に入り、九日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、同日質疑を終局し、直ちに採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（綿貫民輔君）**　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（内閣提出）
日程第四　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（綿貫民輔君）**　日程第三、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案、日程第四、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長坂本剛二君。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案及び同報告書
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔坂本剛二君登壇〕

○**坂本剛二君**　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案について申し上げます。

本案は、昨年九月の米国同時多発テロ事件の発生以降、国際社会においてテロ対策のさらなる推進が重要な課題となっていることにかんがみ、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の的確な実施を確保し、金融機関等がテロリズム等に利用されることを防止するため、その顧客管理体制の整備を促進する等の観点から、所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、金融機関等は、預金口座の開設や大口現金取引等を行う際、運転免許証の提示を求める等の方法により、顧客等の本人確認を行わなければならないことにしております。

第二に、金融機関等は、本人確認に係る記録及び顧客等の取引に関する記録を一定期間保存しなければならないことにしております。

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、さきに申し述べましたテロ対策のさらなる推進という国際社会における喫緊の課題のもとで、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等により、テロリスト等に対する遅滞なき資産凍結等が求められている状況にかんがみ、外国為替取引等に係る資産凍結等の措置の効果的な実施を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、現行法の為替取引における本人確認に係る努力規定を義務化するとともに、その対象に非居住者預金等の資本取引を加えることにしております。

第二に、関係省庁との間の情報提供等の協力に係る規定の整備を行うことにしております。

両案は、去る四月二日当委員会に付託され、同月九日柳澤国務大臣及び塩川財務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五　特許法等の一部を改正する法律案
（内閣提出、参議院送付）

日程第六　弁理士法の一部を改正する法律案
（内閣提出、参議院送付）

○議長（綿貫民輔君）　日程第五、特許法等の一部を改正する法律案、日程第六、弁理士法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長谷畑孝君。

特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

弁理士法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔谷畑孝君登壇〕

○谷畑孝君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、近年の技術革新の著しい進展及び経済社会の情報化等にかんがみ、プログラム等が特許法上の「物」に含まれること、プログラム等の発明の実施に電気通信回線を通じた提供が含まれること、及び商標を付した商品を電気通信回線を通じて提供する行為等が商標の使用に含まれることを明確にするとともに、侵害とみなす行為の範囲の拡大等を行うほか、工業所有権制度の国際的調和、出願人の負担の軽減及び審査の効率化を図るため、明細書の記載事項並びに国際特許出願及び国際商標登録出願に係る手続の見直し等の措置を講じようとするものであります。

次に、弁理士法の一部を改正する法律案は、近年、知的財産関連の侵害訴訟の件数が急増している情勢を踏まえ、裁判所における訴訟処理の迅速化を図るため、国が行う侵害訴訟代理業務に関する試験に合格した弁理士が、弁護士と共同で受任している特許権等の侵害訴訟事件に限り、その訴訟代理人になることができるものとする等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る四月五日参議院から送付され、同日本委員会に付託され、平沼経済産業大臣からそれぞれの提案理由の説明を聴取いたしました。

昨日両案について質疑を行った後、それぞれ採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第八　身体障害者補助犬法案（第百五十三回国会、山本幸三君外六名提出）

日程第九　身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（第百五十三回国会、山本幸三君外六名提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第七、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第八、身体障害者補助犬法案、日程第九、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長森英介君。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

身体障害者補助犬法案及び同報告書

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔森英介君登壇〕

○森英介君　ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るとともに、就職が困難な障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図ろうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、障害者雇用率制度において、特例子会社に加え、関係する他の子会社も合わせて雇用率の算定を行うことができるように改めるとともに、雇用すべき障害者数の軽減を図るために設けられている除外率制度を、当分の間の措置とし、段階的に縮小していくこと、

第二に、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センター事業を実施するとともに、障害者の職場定着の支援を行う職場適応援助者事業を実施すること、

第三に、精神障害者について本法律上の位置づけを明確化し、精神障害者に対する雇用支援を進めること

等であります。

本案は、去る三月二十九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託され、四月三日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十日に質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、身体障害者補助犬法案及び身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案については、本法律案中の身体障害者補助犬法等の法律番号の年表示を、平成十四年に改める修正を加え、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　三案を一括して採決いたします。

日程第七及び第八の両案の委員長の報告はいずれも可決、日程第九の委員長の報告は修正であります。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第十　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長（綿貫民輔君）　日程第十、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔吉田公一君登壇〕

○吉田公一君　ただいま議題となりました日本・シンガポール新時代経済連携協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、平成十二年十月の我が国とシンガポールとの首脳会談におきまして、二国間経済連携協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受けて、平成十三年一月以来、両国政府間において交渉を行ってまいりました。その結果、協定案について合意に達したので、本年一月、シンガポールにおいて本協定の署名が行われました。

本協定は、我が国にとって初の物品及びサービス貿易に関する自由貿易協定であり、その主な内容は、

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与えること、

各締約国は、原産地規則を満たす他方の締約国の産品について、附属書Ⅰに定める自国の実施日程に従って関税を撤廃すること、

通信端末機器等について、登録を受けた輸出側締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を輸入側締約国が受け入れること、

各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得等に関し、他方の締約国の投資家及

びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等であります。

本件は、去る四月四日に外務委員会に付託され、五日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（綿貫民輔君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（綿貫民輔君）　この際、内閣提出、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣塩川正十郎君。

〔国務大臣塩川正十郎君登壇〕

○国務大臣（塩川正十郎君）　ただいま議題となりました政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政策金融機関につきましては、その財務の健全性及び透明性の確保の要請が高まっており、リスク管理を一層適切に行う必要があることから、政策金融機関に対して金融庁検査を導入できるよう、各政策金融機関の設置法において所要の措置を定めるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

本法律案は、各政策金融機関の設置法について、以下のとおり改正を行うこととしております。

第一に、主務大臣は、立入検査権限の一部を内閣総理大臣に委任できることとするとともに、内閣総理大臣は、立入検査をしたときは、速やかにその結果を主務大臣に報告するものとしております。

第二に、内閣総理大臣は、主務大臣から委任された権限等を金融庁長官に委任するものとしております。

以上、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

ありがとうございました。（拍手）

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（綿貫民輔君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小林憲司君。

〔小林憲司君登壇〕

○小林憲司君　民主党・無所属クラブの小林憲司です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案について、関係大臣に質問いたします。（拍手）

小泉内閣が発足してほぼ一年が経過しました。しかし、国民の高い支持を得て登場した小泉内閣のこの一年間の業績は、種々の経済指標を見る限り、支持率が一割にも満たなかった森内閣よりも悪いということを私は指摘せざるを得ません。私たちが現場に赴いたとき、目に入るのは職を求めてハローワークに並ぶ元サラリーマンの行列であり、耳に届くのは貸しはがしに苦しむ中小企業の悲痛な叫びです。

塩川財務大臣にお聞きしますが、大臣、あなたこそ、こうした現場をごらんになっているのでしょうか。もし、こうした現場をごらんになっているのであれば、小泉内閣の一員として、彼らをそういう状況に追いやった責任を感じてしかるべきですが、いかがでしょうか。

塩川財務大臣は、三月危機など幻だともおっしゃいました。しかし、危機は去ったという認識こそ、幻想にすぎません。現実に、三月危機をしのいだのは、実体経済が改善したからではなく、政府が公的資金によるＰＫＯ、株価維持操作や空売り規制強化など、小手先のびほう策を総動員し、無理やり株価をつり上げたからではありませんか。

ペイオフ凍結が解除され、多くの預金者は、いつまた金融危機がやってくるかと、不安を抱きながら生活しています。三月危機が幻だとおっしゃるのなら、少なくとも当分の間は、金融機関の破綻などあり得ないはずですが、塩川財務大臣は太鼓判を押すことができますでしょうか。明確にお答え願います。（拍手）

本法律案により、政策金融機関のリスク面に関する検査は金融庁が行うことになります。私たちも、金融行政の一元化という観点から見て、改革の方向性には賛同できると考えています。

しかし、現実に民間金融機関に対して行われている金融庁の検査は、かつて小泉総理御自身がお認めになったとおり、マーケットからは信用されておりません。現実に、昨年冬の財務金融委員会でも厳しく追及されましたが、金融庁のトップである森金融庁長官が、銀行幹部だけを集めた内輪の会合で、検査の信頼性を失墜させるような発言をしているのです。

柳澤金融担当大臣にお尋ねしますが、金融庁は、財務金融委員会の議論を踏まえ、検査の信頼性を取り戻す施策を何か講じたのでしょうか。

年が明けてから、経営危機に陥っている大企業に対する金融支援策が続々と報道されました。一説によると、三月危機を乗り切るため、政府がこれらを主導したということです。実際、ある大手マンションディベロッパーは、銀行に対し、当社は国の政策に協力するために、あえて債務免除を要請することにしましたと発言したという話も伝わっております。

しかし、本気で再建するのに必要な額の債権放棄を行えば、銀行の方が過少資本に陥ってしまうため、銀行の体力から逆算して債権放棄額を決めたといいます。そして、これを実行した企業については、債務者区分を要注意先以上に維持、つま

り、特別検査に合格ということになるというのです。これが事実なら、特別検査もまた、マーケットの疑念を払拭するものにはなり得ません。

特別検査の結果はあす公表される予定のようですが、この場で公表されるおつもりはありませんか。また、今回の特別検査により、マーケットからの信頼は回復できるとお考えですか。柳澤金融担当大臣にお尋ねします。

我が国の間接金融市場を概観すると、千四百兆円の個人金融資産のうち、六百二十兆円が民間金融機関を通じて、百七十兆円が政策金融機関を通じて、企業や家計などに貸し出されています。民間金融機関については、そのうち四十三兆円がリスク管理債権であり、要注意先以下の債務者に対する問題債権は総額百四十兆円にも上ります。

そこで、お尋ねしますが、政策金融機関については、リスク管理債権は幾らで、要注意先以下の債務者に対する問題債権は幾らなのでしょうか。民間金融機関と比較して、政策金融機関の不良債権の実態はどうなっているのでしょうか。塩川財務大臣の答弁を求めます。

財政投融資が改革され、二年目に入りました。終戦直後の資金不足の時代においてはうまく機能した財政投融資は、経済構造が成熟してくるにつれ、官の領域の肥大化という弊害ばかりが目立つようになりました。

今の時代において官の領域はどこまで必要なのか、そこが財政投融資改革の議論のスタートになるべきでありました。しかし、入り口である郵便貯金や簡易保険、出口である特殊法人が形づくる政官複合体の強大な政治力により、財政投融資改革の議論は、財投機関債や財投債の導入といった、単なるファイナンス論に矮小化されてしまったのです。その上、今年度予算においても、財政投融資計画二十六・七兆円のうち、財投機関債の発行は二・七兆円にすぎません。

このような現状について塩川財務大臣はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

財政投融資の出口で重要な地位を占める特殊法人の改革について、政府は、特殊法人等整理合理化計画を閣議決定いたしました。しかし、百六十三の特殊法人と認可法人のうち、独立行政法人に移行する法人が三十八もあり、改革が骨抜きになったとの批判も出ています。

この計画の中では、住宅金融公庫を除く政策金融機関については、結論が先送りされ、経済財政諮問会議に議論がゆだねられることになりました。民間金融機関が巨額の不良債権を抱えて本来の役割を果たせない状況では、やむを得ないことかもしれません。また、その間、中小企業などに対する資金供給の円滑化のため、政策金融機関に頑張ってもらうことが必要だとも考えます。

しかし、民間金融機関の経営に問題がなければ、政策金融機関は縮小の方向に向かうべきものではありませんか。今後の改革の方向性について、塩川財務大臣の御見解をお聞かせください。

財政投融資の入り口で重要な地位を占め、小泉総理が長年にわたって民営化を主張してきた郵政について、今月中にも郵政公社化法案が提出されるようです。新聞報道によれば、小泉総理は、総務省に対し、郵政公社に国庫納付金を義務づけることを明記するよう指示されたといいます。しかし、片山総務大臣は、国庫納付金など払える状態ではないと反発されているといいます。

塩川財務大臣と片山総務大臣はこの問題をどう決着させるおつもりなのか、お二人の御意見をお聞かせください。

昨年十二月、政策金融機関のみならず、郵政公社についても、リスク管理の分野への金融庁検査の導入が閣議了解されました。これまで、郵貯・簡保資金は、財政投融資を通じて非効率な特殊法人などに自動的に流れ、潜在的な損失は巨大な金額に上ると言われています。こうした失敗を繰り返さないためにも、郵便貯金及び簡易保険について厳格な検査をすることが求められております。

郵便貯金及び簡易保険の検査を実施するに当たって金融庁はどのような方針で臨むのか、柳澤金融担当大臣にお尋ねいたします。

中小企業は、相変わらず、民間金融機関による厳しい貸し渋り、貸しはがしに苦しんでいます。九九年三月、大手銀行に七兆四千五百億円もの公的資金が投入されましたが、中小企業への貸し出しはその条件であったはずなのに、全くといっていいほど公約は果たされておりません。しかも、この責任は本来厳しく問われるべきなのに、いまだ、だれも責任をとっていません。

柳澤金融担当大臣にお尋ねいたしますが、三月末の各行の公約達成見込みはどうなっているのでしょうか。また、公約未達の銀行にはきっちりと責任をとらせるのでしょうか。明確にお答えをお願いいたします。

同じく貸し渋り対策として導入されました中小企業金融安定化特別保証について、最近、貸し倒れが急増していると言われております。この制度については、多くの中小企業が救われた一方で、ずさんな審査で保証が乱発されたり、旧債振りかえに悪用した銀行もあったといいます。

特別保証を受けた企業の最近の倒産状況、特別保証融資の最近の延滞、代位弁済状況、そして、最終的な貸し倒れ損失の見込みについて、平沼経済産業大臣の答弁を求めます。

最後に、鈴木宗男議員、加藤紘一前議員、辻元清美前議員など、疑惑ばかりがクローズアップされる中、国民生活は確実に悪化の一途をたどっております。政治家のスキャンダルが世の中をにぎわし、国民の関心がそこにのみ集中するという今日の状況は、大変危険な状態を生んでいるのではないでしょうか。ましてや、そのために改革がおくれるということなど、論外であります。

今、我が国は、国民一丸となって立ち向かわなければいけない大きな難局を迎えているのです。だれかを悪者にすることによって、その責任をすべて転嫁する風潮は何の根本的な解決にもならないということを、国民は既に気づいております。

総理は、先日、今一番政権が安定していると述べました。確かに、おっしゃるとおりかもしれませんが、国民生活は全く安定しておりません。今の小泉総理には、内閣発足当時の、私こそがこの国のリーダーであるとの意気込みが全く感じられません。

かのドストエフスキーは言っております。あらゆる堕落の中で最も軽べつすべきものは他人の首にぶら下がることであると。この言葉をじっくりと総理お考えいただき、私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣塩川正十郎君登壇〕

○国務大臣（塩川正十郎君）　お答え申し上げます。

まず最初に、サラリーマンの行列だとか、あるいは中小企業の現状を見た場合、悲痛な叫びが聞こえてくることに対し、小泉内閣の一員としてどういう心得でおるかということでございます。

私は、このことは、非常に憂えた状況であると日夜心配いたしておりますし、また、特に失業の救済につきましては、非常な関心を持ち、第一次、第二次にわたる十三年度補正予算におきましても、雇用対策に重点を置いた補正を編成したようなことでございます。なお、中小企業に対しましても高度な資金の供給をいたしておりまして、この窮状に対して十分にこたえていきたいと考えております。

したがって、今後も、切れ目ない予算の執行を通じて、雇用及び中小企業等に係るセーフティーネットの整備に万全を期してまいりたいと思っております。御協力をお願い申し上げたいと存じます。

それから、三月危機が幻だと私が言った、それに対して、金融機関の破綻は本当にないのかどうか、ペイオフを控えて心配なのが三月危機は過ぎ去ったと言うけれども、以降における心配はないかというお話でございます。

三月危機と叫ばれました。しかし、政府としては、必死にこの対策を講じてまいりまして、おかげで、株価も少しは安定した状況をもって推移いたしまして、とりあえず三月は乗り切ったということでございまして、そのことを思いますならば、いつでも、何月危機、何月危機とおっしゃいますけれども、その危機の状況はそれぞれによって違うものでございますので、それに応じた対応をしていくことこそが大事なことであると思っております。

したがって、ペイオフは実施され、凍結が解除されましたけれども、現在におきます金融システムが危機的な状態にあるとは全然思っておりませんし、ここしばらく絶対に大丈夫な状態が続くということをひとつ御認識いただきたいと存じております。

それから、民間金融機関と比較して政策金融機関の不良債権の実態はどうかという御質問がございました。

政策金融機関について、民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考にいたしまして各機関において開示されたリスク管理債権の合計をいたしましたところ、平成十二年度末では約五兆円となっております。貸出金に占めるところのリスク管理債権の比率は、平成十二年度末で、民間金融機関における六・九％に対しまして、政策金融機関においては二・九％となっております。御承知いただきたいと存じます。

それから、財政投融資改革の現状についてどう考えているかということでございます。

平成十三年度より、抜本的改革を経た新たな財政投融資制度の運用が開始されております。すなわち、郵便貯金や年金積立金が全額預託される制度から、真に政策的に必要な資金だけを国債の一種であるところの財投債として市場から調達する仕組みへと改めたところであります。

平成十四年度の財政投融資計画においては、こうした財政投融資改革、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を対前年度比一七・七％減と圧縮いたしておりまして、対象事業の重点化を図ることにいたしました。

また、十四年度の財投機関債でございますけれども、財投機関債につきましては、前年度比二・四倍の二・七兆円を予定いたしておるところでございまして、財投機関債の方を順次ふやしていく予定にいたしております。

民間金融機関の経営に問題がなければ政策金融機関は縮小の方向に向かうべきものと考える、こういうお尋ねでございます。

これは当然のことではございますけれども、現在は、民間の金融機関が真に金融機関としての機能を十分に発揮しているとは思われません。特に中小企業等に対しましては、民間金融機関だけではなくして、政策金融機関の支援が絶対に必要でございます。

こういう状況を踏まえまして、現在の民間金融機関の状況に照らし、政策金融については、より広範な観点から検討を行うと同時に、また、現在の政策金融機関のあり方をこのまま維持継続いたしまして、公的金融の対象分野、規模、組織の見直し等を行うまでに、そこに至るまでの間、政府関係機関の任務を十分に果たしてまいりたい、そして、しかる上におきまして、経済財政諮問会議において今後の進め方について検討してまいりたいと思っております。

なお、郵政公社に国庫納付金を義務づける問題について御質問がございました。

この件につきましては、過日、総理から御指示がございまして、総務大臣との間で協議をいたしまして、本件について速やかに成案を得たいと考えております。

以上であります。（拍手）

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣（柳澤伯夫君）　検査の信頼性及び特別検査についてのお尋ねがありました。

これまでも、金融検査につきましては、金融検査マニュアルに基づき厳正な実施に努めてまいったところでございますが、本事務年度以降は、主要行に対する検査を強化いたしまして、通常の検査を二年に一回のペースから一年一回とし、その検査をフォローアップする検査も半期ごとに行うことによりまして、検査の充実に努めているところであります。

さらに、このたび、市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査を行ったところでありますが、この検査におきましては、信用リスクの適時の実態把握を厳正に行ったところであります。この検査結果につきましては、本来、各銀行の決算の一部を構成するものでありますけれども、市場を初め国民の信頼を確保する観点から、これとは別個に、明日公表する予定といたしております。

郵便貯金及び簡易保険に対する金融庁検査の方針についてのお尋ねでございます。

郵政公社におきましても、民間金融機関と同様に、市場関連リスク等、各般にわたる適切なリスク管理が必要と考えております。

したがいまして、金融庁としては、民間金融機関を検査してきたノウハウや専門性を活用し、リスク管理の分野について、厳正かつ的確に検査を実施してまいりたいと考えているところでございます。

資本注入行の中小企業向け貸し出しについてのお尋ねがございました。

十四年三月期の経営健全化計画の履行状況につ

きましては、今後、報告を受けることとなっておりまして、現時点で確たることを申し上げられる段階というわけにはまいりません。

健全化計画による中小企業向け貸し出しの確保という制度につきましては、計画の履行状況を公表させることにより、市場の評価を含めたパブリックプレッシャーのもとで金融機関の自己規正を促していくということが制度の趣旨となっております。

金融庁といたしましても、金融機関が計画に沿った中小企業向け貸し出しをみずから的確に履行しようとしていないと認める場合には、金融再生委員会当時に示した考え方に基づきまして、監督上の措置を発動する、そういうことを検討することとなっております。この考え方に沿って適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。（拍手）

（国務大臣平沼赳夫君登壇）

○国務大臣（平沼赳夫君）　小林議員にお答えさせていただきます。

特別保証を御利用いただいた中小企業の現状についてのお尋ねでありました。

特別保証制度を利用した中小企業者の倒産件数は、民間調査会社による、負債総額一千万円以上を対象としたデータで見ますと、本年二月末で、累計一万一千三百二十三件に相なっております。

また、特別保証制度を利用した中小企業者が倒産や深刻な延滞状況に陥り、代位弁済が行われたものは、本年二月末現在で、八万四千五百件、代位弁済金額は一兆一千億でございます。全体の利用金額の三・八六％に相なっております。なお、さきに述べました倒産件数は、この代位弁済件数の一部に当たるものと考えられます。

本制度の創設時点におきまして、今申し述べた代位弁済率については、一〇％を想定し、また、代位弁済後の回収等については、五〇％を想定した上で、約一兆五千億の財政負担を前提としたところでございます。

このうち代位弁済率については、想定した一〇％に比べてまだかなり低いものの、今後の景気動向にも左右されるため、予断を許さないものであり、その動向については引き続き注視していきたいと考えております。

一方、求償権の回収率につきましては、本年二月末現在で五・七八％にとどまっておりますけれども、求償権の回収につきましては、過去の実績から見ても十年以上の長期を要するものでございまして、昨年一月に各保証協会の共同出資で設立された債権回収会社も活用して、着実に回収を進め、収支の改善に努めるように必要な指導を行っていきたい、このように思っております。

延滞そのものにつきましてはデータがございませんけれども、ただ、延滞や手形不渡り、担保差し押さえ、休廃業、行方不明等の場合には、信用保証協会に対して、金融機関から事故報告が行われます。事故報告された案件は、最終的には、代位弁済または条件変更の処理がなされることに相なりまして、このような処理がまだされていない未処理案件というのは、本年三月末現在で、総額四千四百億円、総利用額の一・五二％でありまして、この中に、延滞のままの状態になっているものが含まれておりますけれども、その内訳は日々増減しますので、正確には申し上げられないところでございます。

以上でございます。（拍手）

（国務大臣片山虎之助君登壇）

○国務大臣（片山虎之助君）　郵政公社の国庫納付金についてのお尋ねがございました。

塩川財務大臣からも答弁ありましたが、この件につきましては、総理から私どもの方の事務次官に、関係大臣間でよく話し合ってほしい、こういうことでございますので、私も近々、財務大臣とよく話し合いまして、適正な結論を得たい、こう思っております。

以上であります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席国務大臣

総務大臣　片山虎之助君
法務大臣　森山　眞弓君
外務大臣　川口　順子君
財務大臣　塩川正十郎君
厚生労働大臣　坂口　力君
経済産業大臣　平沼　赳夫君
国務大臣　柳澤　伯夫君

出席副大臣

財務副大臣　尾辻　秀久君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る九日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第一二一号
平成十四年四月九日
内閣総理大臣　小泉純一郎
衆議院議長　綿貫　民輔殿

私は、平成十四年四月十一日(木)午前十一時三十分羽田空港発、四月十三日(土)午後五時五分同空港着の予定で、中華人民共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任		補欠	
河野　太郎君		増原　義剛君	
松沢　成文君		手塚　仁雄君	
穀田　恵二君		春名　真章君	
増原　義剛君		河野　太郎君	
手塚　仁雄君		松沢　成文君	

法務委員

辞任		補欠	
柳本　卓治君		岡下　信子君	
岡田　克也君		中村　哲治君	
鎌田さゆり君		手塚　仁雄君	
不破　哲三君		中林よし子君	
手塚　仁雄君		今野　東君	
岡下　信子君		柳本　卓治君	
今野　東君		鎌田さゆり君	
中村　哲治君		岡田　克也君	

中林よし子君　不破　哲三君

財務金融委員

辞任

金子　恭之君
谷本　龍哉君
近藤　基彦君

補欠

谷本　龍哉君
近藤　基彦君
金子　恭之君

決算行政監視委員

辞任

江藤　隆美君
井上　和雄君
石井　紘基君
楢崎　欣弥君
平野　博文君
山田　敏雅君
神崎　武法君
塩田　晋君
大森　猛君
山口わか子君
谷田　武彦君
永田　寿康君
長妻　昭君
楢崎　欣弥君
平岡　秀夫君
山村　健君
渡辺　周君
赤羽　一嘉君
藤島　正之君
矢島　恒夫君
大森　猛君
山口わか子君
春名　真章君

補欠

谷田　武彦君
永田　寿康君
山村　健君
長妻　昭君
平岡　秀夫君
渡辺　周君
赤羽　一嘉君
藤島　正之君
矢島　恒夫君
山内　惠子君
谷田　武彦君
井上　和雄君
楢崎　欣弥君
平野　博文君
石井　紘基君
山田　敏雅君
神崎　武法君
塩田　晋君
大森　猛君
山口わか子君
穀田　恵二君

議院運営委員

辞任

日森　文尋君
菅野　哲雄君

補欠

菅野　哲雄君
日森　文尋君

一、昨十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石毛　鍈子君
太田　昭宏君
石井　紘基君
斉藤　鉄夫君

補欠

石井　紘基君
斉藤　鉄夫君
石毛　鍈子君
太田　昭宏君

法務委員

辞任

中川　昭一君
鎌田さゆり君
不破　哲三君
林　省之介君
山内　功君
中林よし子君

補欠

林　省之介君
山内　功君
中林よし子君
中川　昭一君
鎌田さゆり君
不破　哲三君

外務委員

辞任

原田　義昭君
宮澤　洋一君
金子　恭之君
高木　毅君

補欠

金子　恭之君
高木　毅君
原田　義昭君
宮澤　洋一君

厚生労働委員

辞任

竹本　直一君
松島みどり君
家西　悟君
木島日出夫君
阿部　知子君

補欠

馳　浩君
菱田　嘉明君
奥田　建君
藤木　洋子君
金子　哲夫君

経済産業委員

辞任

根本　匠君
山本　明彦君
福島　豊君
土田　龍司君
大森　猛君
松野　博一君
矢島　恒夫君
左藤　章君
谷本　龍哉君
斉藤　鉄夫君
都築　譲君
土田　龍司君

補欠

左藤　章君
松野　博一君
斉藤　鉄夫君
都築　譲君
矢島　恒夫君
谷本　龍哉君
大森　猛君
根本　匠君
山本　明彦君
福島　豊君

国土交通委員

辞任

赤城　徳彦君
松宮　勲君
大谷　信盛君
前原　誠司君
高木　陽介君
保坂　展人君
二階　俊博君
伊藤信太郎君
林　省之介君
木下　厚君
武正　公一君
山名　靖英君
日森　文尋君
西川太一郎君

補欠

伊藤信太郎君
林　省之介君
武正　公一君
木下　厚君
山名　靖英君
日森　文尋君
西川太一郎君
松宮　勲君
前原　誠司君
大谷　信盛君
高木　陽介君
保坂　展人君
二階　俊博君
赤城　徳彦君

議院運営委員

辞任

小池百合子君
西川太一郎君

補欠

西川太一郎君
小池百合子君

予算委員

辞任

赤松　広隆君
中塚　一宏君
山口　富男君
永田　寿康君
赤松　広隆君
中塚　一宏君
山口　富男君
矢島　恒夫君

補欠

永田　寿康君
樋高　剛君
矢島　恒夫君
赤松　広隆君
中塚　一宏君
山口　富男君
矢島　恒夫君
樋高　剛君

国家基本政策委員

辞任

亀井　静香君
東　祥三君
小沢　一郎君
米田　建三君

補欠

米田　建三君
小沢　一郎君
亀井　静香君
東　祥三君

一、去る九日、懲罰委員加藤紘一君は退職された。

（常任委員退職）

一、昨十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（特別委員辞任及び補欠選任）

災害対策特別委員

辞任

中野　清君
山本　明彦君
山本　幸三君
小泉　俊明君
東　順治君
岩永　峯一君

補欠

増原　義剛君
吉野　正芳君
岩永　峯一君
大島　敦君
山名　靖英君
山本　幸三君

増原　義剛君　　中野　清君
吉野　正芳君　　山本　明彦君
大島　敦君　　小泉　俊明君
山名　靖英君　　東　順治君

（議案受領）

一、昨十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第九回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

鉄道事業法等の一部を改正する法律案

一、昨十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四八号）

経済産業委員会　付託

一、昨十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第九号）

外務委員会　付託

独立行政法人造幣局法案（内閣提出第六三号）

独立行政法人国立印刷局法案（内閣提出第六四号）

貨幣回収準備資金に関する法律案（内閣提出第六五号）

以上三件　財務金融委員会　付託

（議案送付）

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

土壌汚染対策法案

（議案撤回）

一、去る九日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案（玄葉光一郎君外二名提出、第百五十三回国会衆法第二二号）

（議案撤回通知）

一、去る九日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案（玄葉光一郎君外二名提出、第百五十三回国会衆法第二二号）

（質問書提出）

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

アジア太平洋戦争時の千島への朝鮮人の連行に関する質問主意書（今野東君提出）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

平成十四年四月十一日

○第百五十四回国会

衆議院会議録　第二十三号（二）

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案（本号㈠参照）
日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案

右の議案を提出する。

平成十四年四月十一日

提出者　鳩山　邦夫　大野　功統　小坂　憲次　米田　建三　小此木八郎　馳　浩　高木　義明　上田　清司　長浜　博行　東　順治　都築　譲　児玉　健次　日森　文尋　小池百合子

賛成者　伊藤信太郎外十九名

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議

イスラエルとパレスチナにおいては、報復が報復を呼ぶ「報復の連鎖」により、日々、尊い人命が失われ、地域には相互の憎悪と暴力の悪循環が渦巻いている。当事者と地域の人々はもとより、我が国を含む国際社会全体の希望を担って開始された中東和平プロセスは今や最大の危機に瀕している。

本院は、平和と公正を希求する日本国民を代表して、現下のパレスチナ情勢に関し、強い憂慮の念を表明する。今こそ、全ての当事者、特にイスラエル・パレスチナ双方の指導者は、九三年にオスロで交渉による和平実現に合意した時の初心を想起すべきである。我々は、イスラエル軍のパレスチナ自治区からの早期全面撤退と軍事行動の即時停止を強く要請する。また、両者が和平交渉再開に向けた政治的英断を下すことを強く求める。この関連で、国連安保理決議一四〇二及び同一四〇三を全面的に支持する。

よって、政府は、現下の情勢を等しく憂慮する関係国と協力し、また安保理を中心とする国連諸機関とも緊密に連携しつつ、イスラエルとパレスチナ双方への働きかけを強め、情勢の鎮静化と中東和平の実現に向けた外交の展開に格段の努力を払うべきである。特に、米国が中東和平において果たす役割の重要性に鑑み、政府は国連安保理決議をふまえた同国の仲介努力を支援するとともに、自らもこれと協調しつつ可能な限りの役割を果たすべきである。

右決議する。

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案

右の議案を提出する。

平成十四年四月十一日

提出者　鳩山　邦夫　大野　功統　小坂　憲次　米田　建三　小此木八郎　馳　浩　高木　義明　上田　清司　長浜　博行　東　順治　都築　譲　児玉　健次　日森　文尋　小池百合子

賛成者　伊藤信太郎外十九名

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による最初の日本人拉致疑惑発生から長い年月が経過した。さらに、最近、我が国の裁判所において証言がなされ、疑惑の詳細が明らかになりつつある。我々は、最愛の子や親・兄弟の消息を求めるご家族の方々の悲痛な叫びに、今あらためて心耳を傾け、この疑惑解決に真剣に取り組まなければならない。

拉致疑惑は、国家主権並びに基本的人権・人道にも関わる極めて重大な問題である。また、拉致疑惑により日本人の北朝鮮への不信感が増幅してきていることを懸念する。我が国としては、北朝鮮との関係が一日も早く正常化することを望むものであるが、同時に、相互の国民の間に確固たる信頼があってこそ永続的な二国間関係が成り立つことに留意したい。

北朝鮮赤十字会は、「行方不明者」の調査を再開することを表明したが、以上の見地から拉致疑惑の早期解決に向け真摯に取り組むことを強く要請する。

政府は、我が国と北朝鮮との国交正常化に向けた話し合いの中で、国民の生命・財産を守ることが国家としての基本的な義務であることに思いを至し、毅然たる態度により拉致疑惑の早期解決に取り組むべきである。

右決議する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成十四年四月五日

参議院議長　井上　裕

衆議院議長　綿貫　民輔殿

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子メール　特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。次条において同じ。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）であって、総務省令で定める通信方式を用いるものをいう。

二　特定電子メール　次に掲げる者以外の個人（事業のために電子メールの受信をする場合における個人を除く。）に対し、電子メールの送信をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。

イ　あらかじめ、その送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨をその送信者に対し通知した者（当該通知の後、その送信をしないように求める旨を当該送信者に対し通知した者を除く。）

ロ　その広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

ハ　その他政令で定める者

三　電子メールアドレス　電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。

（表示義務）

第三条　送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次の事項が正しく表示されるようにしなければならない。

一　特定電子メールである旨

二　当該送信者の氏名又は名称及び住所

三　当該特定電子メールの送信に用いた電子メールアドレス

四　次条の通知を受けるための当該送信者の電子メールアドレス

五　その他総務省令で定める事項

（拒否者に対する送信の禁止）

第四条　送信者は、その送信をした特定電子メールの受信をした者であって、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあっては、その旨）を当該送信者に対して通知したものに対し、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならない。

（架空電子メールアドレスによる送信の禁止）

第五条　送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として電子メールの送信をするときは、電子メールアドレスとして利用することが可能な符号を作成する機能を有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいい、総務省令で定める方法により当該符号を作成するものに限る。）を用いて作成した架空電子メールアドレス（符号であってこれを電子メールアドレスとして利用する者がないものをいう。第十条及び第十六条第一項において同じ。）をその受信をする者の電子メールアドレスとしてはならない。

（措置命令）

第六条　総務大臣は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき前三条の規定を遵守していないと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者に対し、当該規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（総務大臣に対する申出）

第七条　特定電子メールの受信をした者は、第三条又は第四条の規定に違反して当該特定電子メールの送信がされたと認めるときは、総務大臣に対し、適当な措置をとるべきことを申し出ることができる。

2　総務大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

（苦情等の処理）

第八条　特定電子メールの送信者は、その特定電子メールの送信についての苦情、問合せ等については、誠意をもって、これを処理しなければならない。

（電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等）

第九条　電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、その役務の利用者に対し、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

2　電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者は、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の開発又は導入に努めなければならない。

（電気通信役務の提供の拒否）

第十条　第一種電気通信事業者（電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。）は、一時に多数の架空電子メールアドレスをその受信をする者の電子メールアドレスとして電子メールの送信がされた場合において、自己の電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）の機能に著しい障害を生ずることにより電子メールの利用者に対する電気通信役務（同条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この条において同じ。）の提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該架空電子メールアドレスに係る電子メールの送信をした者に対し、その送信をした電子メールにつき、電気通信役務の提供を拒むことができる。

（電気通信事業者の団体に対する指導及び助言）

第十一条　総務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であって、その会員である電気通信事業者に対して情報の提供その他の特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する業務を行うものに対し、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

（研究開発等の状況の公表）

第十二条　総務大臣は、毎年少なくとも一回、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表するものとする。

（指定法人）

第十三条　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であって、次項に規定する業務（以下「特定電子メール送信適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定電子メール送信適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2　指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第七条第一項の規定による総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

二　総務大臣から求められた場合において、第七条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

三　特定電子メールに関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

（改善命令）

第十四条　総務大臣は、指定法人の特定電子メール送信適正化業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十五条　総務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

（報告及び立入検査）

第十六条　総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定電子メール若しくは架空電子メールアドレスをその受信をする者の電子メールアドレスとする電子メールの送信者に対し、これらの送信に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　総務大臣は、特定電子メール送信適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定電子メール送信適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定電子メール送信適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第十七条　この法律に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（罰則）

第十八条　第六条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条　第十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後三年以内に、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図るため、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　定義

㈠　「電子メール」とは、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信であって、総務省令で定める通信方式を用いるものをいうものとすること。

㈡　「特定電子メール」とは、次に掲げる者以外の個人（事業のために電子メールの受信をする場合における個人を除く。）に対し、電子メールの送信をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいうものとすること。

(1)　あらかじめ、その送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨をその送信者に対し通知した者（当該通知の後、その送信をしないように求める旨を当該送信者に対し通知した者を除く。）

(2)　その広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

(3)　その他政令で定める者

㈢　「電子メールアドレス」とは、電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいうものとすること。

2　表示義務

送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次の事項が正しく表示されるようにしなければならないものとすること。

㈠　特定電子メールである旨

㈡　当該送信者の氏名又は名称及び住所

㈢　当該特定電子メールの送信に用いた電子メールアドレス

㈣　3の通知を受けるための当該送信者の電子メールアドレス

㈤　その他総務省令で定める事項

3　拒否者に対する送信の禁止

送信者は、その送信をした特定電子メールの受信をした者であって、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあっては、その旨）を当該送信者に対して通知したものに対し、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならないものとすること。

4　架空電子メールアドレスによる送信の禁止

送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として電子メールの送信をするときは、電子メールアドレスとして利用することが可能な符号を作成する機能を有するプログラム（総務省令で定める方法により当該符号を作成するものに限る。）を用いて作成した架空電子メールアドレス（符号であってこれを電子メールアドレスとして利用する者がないものをいう。以下同じ。）をその受信をする者の電子メールアドレスとしてはならないものとすること。

5　措置命令

総務大臣は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき2から4までを遵守していないと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者に対し、当該規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

6　総務大臣に対する申出

㈠　特定電子メールの受信をした者は、2又は3に違反して当該特定電子メールの送信がされたと認めるときは、総務大臣に対し、適当な措置をとるべきことを申し出ることができるものとすること。

㈡　総務大臣は、㈠の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならないものとすること。

7　苦情等の処理

特定電子メールの送信者は、その特定電子メールの送信についての苦情、問合せ等については、誠意をもって、これを処理しなければならないものとすること。

8　電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等

㈠　電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者は、その役務の利用者に対し、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならないものとすること。

㈡　電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者は、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の開発又は導入に努めなければならないものとすること。

9　電気通信役務の提供の拒否

第一種電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスをその受信をする者の電子メールアドレスとして電子メールの送信がされた場合において、自己の電気通信設備の機能に著しい障害を生ずることにより電子メールの利用者に対する電気通信役務の提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該架空電子メールアドレスに係る電子メールの送信をした者に対し、その送信をした電子メールにつき、電気通信役務の提供を拒むことができるものとすること。

10　電気通信事業者の団体に対する指導及び助言

総務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人であって、その会員である電気通信事業者に対して情報の提供その他の特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する業務を行うものに対し、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとすること。

11　研究開発等の状況の公表

総務大臣は、毎年少なくとも一回、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表するものとすること。

12　指定法人

総務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人であって、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定することができるものとすること。

㈠　6の㈠の総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

㈡　総務大臣から求められた場合において、6の㈡の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

㈢　特定電子メールに関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

13　報告及び立入検査

総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定電子メール若しくは架空電子メールアドレスをその受信をする者の電子メールアドレスとする電子メールの送信者に対し、これらの送信に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとすること。

14　都道府県が処理する事務

この法律に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところによ

り、都道府県知事が行うこととすることができるものとすること。

15　罰則

(一)　5の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処するものとすること。

(二)　13の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処するものとすること。

16　その他

(一)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(二)　検討

政府は、この法律の施行後三年以内に、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(三)　その他

その他所要の規定を設けるものとすること。

二　議案の可決理由

一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めようとする本案は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月九日

総務委員長　平林　鴻三

衆議院議長　綿貫　民輔殿

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年三月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（司法書士法の一部改正）

第一条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　司法書士試験（第六条・第七条）

第三章　登録（第八条―第十九条）

第四章　司法書士の義務（第二十条―第二十五条）

第五章　司法書士法人（第二十六条―第四十六条）

第六章　懲戒（第四十七条―第五十一条）

第七章　司法書士会（第五十二条―第六十一条）

第八章　日本司法書士会連合会（第六十二条―第六十七条）

第九章　公共嘱託登記司法書士協会（第六十八条―第七十一条）

第十章　雑則（第七十二条・第七十三条）

第十一章　罰則（第七十四条―第八十二条）

附則

第一章　総則

第一条中「手続の」の下に「適正かつ」を加え、「保全」を「保護」に改める。

第二十八条中「第十五条の三第一項」を「第五十五条第一項」に、「第十七条の四」を「第六十六条」に改め、同条を第八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十二条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、司法書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一　この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二　第四十六条第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠ったとき。

三　定款又は第四十六条第三項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四　第四十六条第七項において準用する商法第百条第一項又は第三項（第四十六条第八項において準用する同法第百十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五　第四十六条第八項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第二十七条中「第二十一条第二項」を「第七十五条第二項若しくは第三項」に改め、「（前条第一号を除く。）」を削り、同条を第八十条とする。

第二十六条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条第三項」を「第七十三条第三項」に改め、同条第二号中「第十九条第四項」を「第七十三条第四項」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第七十九条とする。

三　第七十三条第五項の規定に違反した者

第二十五条第一項中「第十九条第一項」を「第七十三条第一項」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「第十九条第三項」を「第七十三条第二項」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第七十八条とする。

第二十四条中「第十七条の七第二項」を「第六十九条第二項」に、「第二条第一項各号」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十七条とする。

第二十三条第一項中「第十一条」を「第二十四条」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十六条とする。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「第八条」を「第二十一条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「第十七条の八」を「第七十条」に、「第八条」を「第二十一条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第七十五条とする。

2　司法書士法人が第四十六条第一項において準用する第二十一条の規定に違反したときは、その違反行為をした司法書士法人の社員

又は使用人は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第七十四条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十一章　罰則

第十九条第一項中「司法書士でない」を「司法書士又は司法書士法人でない」に、「第二条」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第二項中「第二条」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第七十三条とする。

4　司法書士法人でない者は、司法書士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十八条を第七十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十章　雑則

第十七条の九中「司法書士が」を「会員が」に改め、同条を第七十一条とする。

第十七条の八中「第八条」を「第二十一条」に改め、同条を第七十条とする。

第十七条の七の見出しを「（業務）」に改め、同条第一項中「第二条第一項各号」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第二項中「第二条第一項各号に掲げる」を「前項に規定する」に、「司法書士でない」を「司法書士又は司法書士法人でない」に改め、同条を第六十九条とする。

第十七条の六の見出しを「（設立及び組織）」に改め、同条第一項中「司法書士は」を「司法書士及び司法書士法人は」に改め、同条第二項中「司法書士」を「司法書士又は司法書士法人」に改め、同条第三項中「社員」を「当該協会の社員（当該協会の社員たる司法書士法人の社員を含む。）」に改め、同条第四項中「司法書士」を「司法書士又は司法書士法人」に改め、同条を第六十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第九章　公共嘱託登記司法書士協会

第十七条の五第二項中「第六条の三第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に、「第六条の九第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第六十七条とする。

第十七条の四中「第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四」を「第五十二条第三項及び第四項、第五十五条並びに第五十六条」に改め、同条を第六十六条とする。

第十七条の三中「司法書士の」を「司法書士又は司法書士法人の」に改め、同条を第六十五条とする。

第十七条の二の見出しを「（会則）」に改め、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第十五条第一号から第三号まで、第八号及び第九号」を「第五十三条第一号、第七号、第十号及び第十一号」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　日本司法書士会連合会に関する情報の公開に関する規定

第十七条の二第一号の次に次の一号を加える。

二　第五十三条第二号及び第三号に掲げる事項

第十七条の二を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会則の認可）

第六十四条　日本司法書士会連合会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、前条第一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十七条の見出しを「（設立及び目的）」に改め、同条第二項中「司法書士の品位」を「司法書士会の会員の品位」に改め、同条を第六十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第八章　日本司法書士会連合会

第十六条の二中「司法書士が」を「会員が」に、「司法書士に」を「会員に」に改め、同条を第六十一条とする。

第十六条の見出しを「（法務局等の長に対する報告義務）」に改め、同条中「司法書士が」を「会員が」に改め、同条を第六十条とする。

第十五条の六を削る。

第十五条の五の見出しを「（司法書士の入会及び退会）」に改め、同条第一項中「第六条の二第一項」を「第九条第一項」に、「第六条の六第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十三条第一項の変更の登録の申請をした司法書士は、当該申請に基づく変更の登録の時に、従前所属していた司法書士会を退会する。

第十五条の五を第五十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（司法書士法人の入会及び退会）

第五十八条　司法書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の司法書士会の会員となる。

2　司法書士法人は、その清算の結了の時又は破産宣告を受けた時に、所属するすべての司法書士会を退会する。

3　司法書士法人の清算人は、清算が結了したときは、清算結了の登記後速やかに、登記簿の謄本を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

4　司法書士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員となる。

5　司法書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなったときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された司法書士会を退会する。

6　司法書士法人は、第四項の規定により新たに司法書士会の会員となったときは、会員となった日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

7　司法書士法人は、第五項の規定により司法

書士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を、当該司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

（紛議の調停）

第五十九条　司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第十五条の四を第五十六条とし、第十五条の三を第五十五条とする。

第十五条の二第一項中「、第八号及び第九号」を「及び第七号から第十一号まで」に改め、同条を第五十四条とする。

第十五条の見出しを「（会則）」に改め、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号及び第五号中「司法書士」を「会員」に改め、同条第六号を削り、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「脱会」を「退会」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の三号を加え、同条を第五十三条とする。

七　司法書士の研修に関する規定

八　会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

九　司法書士会及び会員に関する情報の公開に関する規定

第十四条の見出しを「（設立及び目的等）」に改め、同条第二項中「司法書士の」を「会員の」に改め、同条第四項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同条を第五十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第七章　司法書士会

第十三条の見出しを「（懲戒の手続）」に改め、同条第三項中「司法書士」を「司法書士又は当該司法書士法人」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第二号又は第三号」を「前項に規定する処分又は第四十七条第三号若しくは前条第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条第二号」を「第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2　前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

第十三条を第四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（登録取消しの制限等）

第五十条　法務局又は地方法務局の長は、司法書士に対して第四十七条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本司法書士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2　日本司法書士会連合会は、司法書士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地方法務局の長から第四十七条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該司法書士について第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

（懲戒処分の公告）

第五十一条　法務局又は地方法務局の長は、第四十七条又は第四十八条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十二条の見出しを「（司法書士に対する懲戒）」に改め、同条中「地方法務局の長は」の下に「、当該司法書士に対し」を加え、同条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（司法書士法人に対する懲戒）

第四十八条　司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　二年以内の業務の全部又は一部の停止

三　解散

2　司法書士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該司法書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一　戒告

二　当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該司法書士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

第十一条中「司法書士」を「司法書士又は司法書士であつた者」に、「事実」を「秘密」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条、一章及び章名を加える。

（研修）

第二十五条　司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第五章　司法書士法人

（設立）

第二十六条　司法書士は、この章の定めるところにより、司法書士法人を設立することができる。

（名称）

第二十七条　司法書士法人は、その名称中に司法書士法人という文字を使用しなければならない。

（社員の資格）

第二十八条　司法書士法人の社員は、司法書士でなければならない。

2　次に掲げる者は、社員となることができない。

一　第四十七条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二　第四十八条第一項の規定により司法書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であった者でその処分を受けた日から三年（業務の全部の停止の処分を受けた場合にあっては、当該業務の全部の停止の期間）を経過しないもの

三　司法書士会の会員でない者

（業務の範囲）

第二十九条　司法書士法人は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

一　法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部

二　簡裁訴訟代理関係業務

2　簡裁訴訟代理関係業務は、社員のうちに第三条第二項に規定する司法書士がある司法書士法人（司法書士会の会員であるものに限る。）に限り、行うことができる。

（簡易裁判所における訴訟等の代理事務の取扱い）

第三十条　司法書士法人は、第三条第一項第六号に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である第三条第二項に規定する司法書士（以下この条において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該司法書士法人は、依頼者に、当該司法書士法人の社員等のうちからその代理人を選任させなければならない。

2　司法書士法人は、前項に規定する事務についても、社員等がその業務の執行に関し注意を怠らなかったことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。

（登記）

第三十一条　司法書士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（設立の手続）

第三十二条　司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、共同して定款を定めなければならない。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条の規定は、司法書士法人の定款について準用する。

3　定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所及び従たる事務所の所在地

四　社員の氏名、住所及び第三条第二項に規定する司法書士であるか否かの別

五　社員の出資に関する事項

（成立の時期）

第三十三条　司法書士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（成立の届出）

第三十四条　司法書士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会（以下「主たる事務所の所在地の司法書士会」という。）及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

（定款変更の届出）

第三十五条　司法書士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

（業務の執行）

第三十六条　司法書士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2　簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理関係業務については、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する司法書士である社員（以下「特定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

（法人の代表）

第三十七条　司法書士法人の社員は、各自司法書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2　簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人の特定社員（当該司法書士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責めに任ずる。ただし、当該司法書士法人を脱退した特定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

3　前項の規定は、社員が司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4　簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に関し依頼者に対して負担することとなった債務を当該司法書士法人の財産をもって完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該司法書士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責めに任ずる。

5　前項本文に規定する債務についての司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

（社員の責任）

第三十八条　司法書士法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責めに任ずる。

2　司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、前項と同様とする。

3　前項の規定は、社員が司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4　簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に関し依頼者に対して負担することとなった債務を当該司法書士法人の財産をもって完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員（当該司法書士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。）が、連帯して、その弁済の責めに任ずる。ただし、当該司法書士法人を脱退した特定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5　前項本文に規定する債務についての司法書士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該司法書士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6　商法第九十三条の規定は、司法書士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

（社員の常駐）

第三十九条　司法書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員である社員を常駐させなければならない。

（簡裁訴訟代理関係業務の取扱い）

第四十条　簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、簡裁訴訟代理関係業務を取り扱うことができない。

（特定の事件についての業務の制限）

第四十一条　司法書士法人は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行ってはならない。

一　相手方の依頼を受けて第三条第一項第四号に規定する業務を行った事件

二　使用人が相手方から簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件

三　第二十二条第一項、第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が裁判書類作成関係業務を行ってはならないこととされる事件

2　簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（過去に簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的としていたものを含む。）は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行ってはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一　簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二　簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三　簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

3　簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする司法書士法人は、次に掲げる事件については、簡裁訴訟代理関係業務を行ってはならない。ただし、前項第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一　第一項各号及び前項各号に掲げる事件

二　第二十二条第一項に掲げる事件又は同条第四項に規定する同条第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号から第五号までに掲げる事件として特定社員の半数以上の者が簡裁訴訟代理関係業務を行ってはならないこととされる事件

（社員の競業の禁止）

第四十二条　司法書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の司法書士法人の社員となってはならない。

（法定脱退）

第四十三条　司法書士法人の社員は、次に掲げる理由によって脱退する。

一　司法書士の登録の取消し

二　定款に定める理由の発生

三　総社員の同意

四　第二十八条第二項各号のいずれかに該当することとなったこと。

五　除名

（解散）

第四十四条　司法書士法人は、次に掲げる理由によって解散する。

一　定款に定める理由の発生

二　総社員の同意

三　他の司法書士法人との合併

四　破産

五　解散を命じる裁判

六　第四十八条第一項第三号の規定による解散の処分

2　司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなった日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかった場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3　司法書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

4　司法書士法人の清算人は、司法書士でなければならない。

（合併）

第四十五条　司法書士法人は、総社員の同意があるときは、他の司法書士法人と合併することができる。

2　合併は、合併後存続する司法書士法人又は合併によって設立した司法書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

3　司法書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によって設立した司法書士法人にあっては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。

（準用等）

第四十六条　第二条、第二十条、第二十一条及び第二十三条の規定は、司法書士法人について準用する。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第百二十六条第一項、第百三十四条から第百三十五条ノ五まで、第百三十五条ノ八、第百三十六条ノ二、第百三十七条、第百三十八条及び第百三十八条ノ三の規定は、司法書士法人について準用する。

3　商法第三十二条から第三十六条までの規定は司法書士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条、第五十九条及び第百十二条の規定は司法書士法人の解散について、

それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

4　商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、司法書士法人の内部の関係について準用する。

5　商法第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、司法書士法人の外部の関係について準用する。

6　商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七条から第九十二条までの規定は、司法書士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「司法書士法第四十二条」と読み替えるものとする。

7　商法第百条、第百三条から第百六条まで及び第百九条から第百十一条までの規定は、司法書士法人の合併について準用する。

8　商法第百十六条から第百十九条まで、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条から第百三十三条まで、第百三十四条ノ二から第百三十六条まで、第百三十八条並びに第百四十三条から第百四十五条までの規定は、司法書士法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七条第二項及び第百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「司法書士法第四十四条第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替えるものとする。

9　破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条の規定の適用については、司法書士法人は、合名会社とみなす。

第六章　懲戒

第九条及び第十条を削る。

第八条の見出し中「嘱託」を「依頼」に改め、同条中「嘱託」を「依頼（簡裁訴訟代理関係業務に関するものを除く。）」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（業務を行い得ない事件）

第二十二条　司法書士は、公務員として職務上取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。

2　司法書士は、次に掲げる事件については、第三条第一項第四号及び第五号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務（以下「裁判書類作成関係業務」という。）を行ってはならない。

一　相手方の依頼を受けて第三条第一項第四号に規定する業務を行った事件

二　司法書士法人（第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うことを目的として、第五章の定めるところにより、司法書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が相手方の依頼を受けて前号に規定する業務を行った事件であって、自らこれに関与したもの

三　司法書士法人の使用人である場合に、当該司法書士法人が相手方から簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件

3　第三条第二項に規定する司法書士は、次に掲げる事件については、裁判書類作成関係業務を行ってはならない。ただし、第三号及び第六号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一　簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二　簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三　簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四　司法書士法人の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が、簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

五　司法書士法人の社員又は使用人である司法書士としてその業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

六　司法書士法人の使用人である場合に、当該司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に関するものとして受任している事件（当該司法書士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

4　第三条第二項に規定する司法書士は、第二項各号及び前項各号に掲げる事件については、簡裁訴訟代理関係業務を行ってはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（会則の遵守義務）

第二十三条　司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則を守らなければならない。

第七条を第二十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章　司法書士の義務

第六条の十二を第十九条とし、第六条の十一を第十八条とする。

第六条の十中「第六条の五第一項」を「第十二条第一項」に、「第六条の八第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第六条の九第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三項中「第六条の三第一項後段」を「第十条第一項後段」に改め、同条を第十六条とする。

第六条の八第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第四号中「第四条各号の一」を「第五条各号のいずれか」に改め、同条を第十五条とする。

第六条の七を第十四条とする。

第六条の六第三項中「第十五条の五第一項」を

「第五十七条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第六条の五第一項中「第六条の三第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第六条の二第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第六条の四中「第六条の二第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の三第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「第十七条の五」を「第六十七条」に改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第六条の二を第九条とする。

第六条の見出しを「（司法書士名簿の登録）」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第二章　司法書士試験

第四条第五号中「第十二条」を「第四十七条」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「司法書士の」を「前条第一項第一号から第五号までに規定する」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「司法書士は」の下に「、この法律の定めるところにより」を加え、「嘱託」を「依頼」に改め、同項第二号中「裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局」を「法務局又は地方法務局」に改め、同項に次の四号を加える。

四　裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。

五　前各号の事務について相談に応ずること。

六　簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。

イ　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ　民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ　民事訴訟法第二編第三章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七　民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。

第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加え、同条を第三条とする。

2　前項第六号及び第七号に規定する業務（以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一　簡裁訴訟代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二　前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三　司法書士会の会員であること。

3　法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。

一　研修の内容が、簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。

二　研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三　研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

4　法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。

5　司法書士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

6　第二項に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文（民事保全法第七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第六号イからハまでに掲げる手続における訴訟代理人となることができる。

3　筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

第五条を第六条とし、同条の前に次の章名を

7　第二項に規定する司法書士であつて第一項第六号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができない。

第一条の二を第二条とする。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「第十二条」を「第四十七条」に改める。

第五条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の試験は、筆記及び口述の方法により行う。

3　筆記試験は、不動産の表示に関する登記について必要な次に掲げる事項に関する知識及び技能について行う。

一　土地及び家屋の調査及び測量

二　申請手続及び審査請求の手続

第五条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　口述試験は、筆記試験に合格した者につき、前項第二号に掲げる事項に関する知識について行う。

5　次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。

一　測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者　第三項第一号に掲げる事項についての筆記試験

二　筆記試験に合格した者　次回の第一項の試験の筆記試験及びその後に行われる第一項の試験における前号に定める筆記試験

三　筆記試験の受験者であつて、第三項第一号に掲げる事項に関して筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（前号に掲げる者を除く。）　その後に行われる第一項の試験における第一号に定める筆記試験

第三条　土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　土地家屋調査士試験（第六条・第七条）

第三章　登録（第八条―第十九条）

第四章　土地家屋調査士の義務（第二十条―第二十五条）

第五章　土地家屋調査士法人（第二十六条―第四十一条）

第六章　懲戒（第四十二条―第四十五条）

第七章　土地家屋調査士会（第四十六条―第五十六条）

第八章　日本土地家屋調査士会連合会（第五十七条―第六十二条）

第九章　公共嘱託登記土地家屋調査士協会（第六十三条―第六十六条）

第十章　雑則（第六十七条・第六十八条）

第十一章　罰則（第六十九条―第七十七条）

附則

第一章　総則

第二十七条中「第十五条の三第一項」を「第五十条第一項」に、「第十七条の四」を「第六十一条」に改め、同条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、調査士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一　この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二　第四十一条第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三　定款又は第四十一条第三項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四　第四十一条第七項において準用する商法第百条第一項又は第三項（第四十一条第八項において準用する同法第百十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五　第四十一条第八項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。

第二十六条中「第二十一条第二項」を「第七十条第二項若しくは第三項」に改め、「（前条第一号を除く。）」を削り、同条を第七十五条とする。

第二十五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同条第二号中「第十九条第四項」を「第六十八条第四項」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第七十四条とする。

三　第六十八条第五項の規定に違反した者

第二十四条第一項中「第十九条第一項」を「第六十八条第一項」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第六十八条第二項」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第七十三条とする。

第二十三条中「第十七条の七第二項」を「第六十四条第二項」に、「第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続」を「同項に規定する事務」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十二条とする。

第二十二条中「第十二条」を「第二十三条」に改め、同条を第七十一条とする。

第二十一条第一項中「第十一条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「第十七条の八」を「第六十五条」に、「第十一条」を「第二十二条」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第七十条とする。

2　調査士法人が第四十一条第一項において準用する第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした調査士法人の社員又は使用人は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第六十九条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十一章　罰則

第十九条第一項中「調査士でない」を「調査士又は調査士法人でない」に、「第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続をすること」を「第六十四条第一項に規定する事務を行うこと」に改め、同条第二項中「第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続をすること」を「第六十四条第一項に規定する事務を行うこと」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第六十八条とする。

4　調査士法人でない者は、土地家屋調査士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十八条を第六十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十章　雑則

第十七条の九中「調査士が」を「会員が」に改め、同条を第六十六条とする。

第十七条の八中「第十一条」を「第二十二条」に改め、同条を第六十五条とする。

第十七条の七を削る。

第十七条の六の見出しを「（設立及び組織）」に改め、同条第一項中「調査士は」を「調査士及び調査士法人は」に改め、同条第二項中「調査士」を「調査士又は調査士法人」に改め、同条第三項中「社員」を「当該協会の社員（当該協会の社員たる調査士法人の社員を含む。）」に改め、同条第四項中「調査士」を「調査士又は調査士法人」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務）

第六十四条　協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一号並びに同条第二号及び第三号（同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2　協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

第十七条の五第二項中「第八条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に、「第八条の七第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第六十二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第九章　公共嘱託登記土地家屋調査士協会

第十七条の四中「第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四」を「第四十七条第三項及び第四項、第五十条並びに第五十一条」に改め、同条を第六十一条とする。

第十七条の三中「調査士の」を「調査士又は調査士法人の」に改め、同条を第六十条とする。

第十七条の二の見出しを「（会則）」に改め、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号」を「第四十八条第一号、第七号、第十号及び第十一号」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　調査士会連合会に関する情報の公開に関する規定

第十七条の二第一号の次に次の一号を加える。

二　第四十八条第二号及び第三号に掲げる事項

第十七条の二を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会則の認可）

第五十九条　調査士会連合会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。ただし、前条第一号及び第四号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十七条の見出しを「（設立及び目的）」に改め、同条第二項中「調査士の品位」を「調査士会の会員の品位」に改め、同条を第五十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第八章　日本土地家屋調査士会連合会

第十六条の二中「調査士が」を「会員が」に、「調査士に」を「会員に」に改め、同条を第五十六条とする。

第十六条の見出しを「（法務局等の長に対する報告義務）」に改め、同条中「調査士が」を「会員が」に改め、同条を第五十五条とする。

第十五条の六を削る。

第十五条の五の見出しを「（調査士の入会及び退会）」に改め、同条第一項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第八条の四第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十三条第一項の変更の登録の申請をした調査士は、当該申請に基づく変更の登録の時に、従前所属していた調査士会を退会する。

第十五条の五を第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（調査士法人の入会及び退会）

第五十三条　調査士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の調査士会の会員となる。

2　調査士法人は、その清算の結了の時又は破産宣告を受けた時に、所属するすべての調査士会を退会する。

3　調査士法人の清算人は、清算が結了したときは、清算結了の登記後速やかに、登記簿の謄本を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4　調査士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員となる。

5　調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。

6　調査士法人は、第四項の規定により新たに調査士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定

款の写しを添えて、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

7　調査士法人は、第五項の規定により調査士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を、当該調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

（紛議の調停）

第五十四条　調査士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第十五条の四を第五十一条とし、第十五条の三を第五十条とする。

第十五条の二第一項中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第十一号まで」に改め、同条を第四十九条とする。

第十五条の見出しを「（会則）」に改め、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四　会員の品位保持に関する規定

五　会員の執務に関する規定

第十五条第六号中「脱会」を「退会」に改め、同条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加え、同条を第四十八条とする。

七　調査士の研修に関する規定

八　会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

九　調査士会及び会員に関する情報の公開に関する規定

第十四条の見出しを「（設立及び目的等）」に改め、同条第二項中「調査士の」を「会員の」に改め、同条第四項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同条を第四十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第七章　土地家屋調査士会

第十三条の見出しを「（調査士に対する懲戒）」に改め、同条第一項中「地方法務局の長は」の下に「、当該調査士に対し」を加え、同条第二項から第四項までを削り、同条を第四十二条とし、同条の次に次の四条を加える。

（調査士法人に対する懲戒）

第四十三条　調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　二年以内の業務の全部又は一部の停止

三　解散

2　調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一　戒告

二　当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

（懲戒の手続）

第四十四条　何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2　前項の規定による通知があったときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3　法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4　前項に規定する処分又は第四十二条第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5　前項の聴聞の期日における審理は、当該調査士又は当該調査士法人から請求があったときは、公開により行わなければならない。

（登録取消しの制限等）

第四十五条　法務局又は地方法務局の長は、調査士に対し第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。

2　調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地方法務局の長から第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

（懲戒処分の公告）

第四十六条　法務局又は地方法務局の長は、第四十二条又は第四十三条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。

第十二条を第二十三条とし、同条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

（会則の遵守義務）

第二十四条　調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

（研修）

第二十五条　調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2　調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

第五章　土地家屋調査士法人

（設立）

第二十六条　調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人（調査士の業務

を行うことを目的として、調査士が共同して設立した法人をいう。以下「調査士法人」という。）を設立することができる。

（名称）

第二十七条　調査士法人は、その名称中に土地家屋調査士法人という文字を使用しなければならない。

（社員の資格）

第二十八条　調査士法人の社員は、調査士でなければならない。

2　次に掲げる者は、社員となることができない。

一　第四十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二　第四十三条第一項の規定により調査士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間）を経過しないもの

三　調査士会の会員でない者

（業務の範囲）

第二十九条　調査士法人は、調査士の業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

（登記）

第三十条　調査士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立の手続）

第三十一条　調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、共同して定款を定めなければならない。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条の規定は、調査士法人の定款について準用する。

3　定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所及び従たる事務所の所在地

四　社員の氏名及び住所

五　社員の出資に関する事項

（成立の時期）

第三十二条　調査士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（成立の届出）

第三十三条　調査士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会（以下「主たる事務所の所在地の調査士会」という。）及び調査士会連合会に届け出なければならない。

（定款変更の届出）

第三十四条　調査士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

（業務の執行）

第三十五条　調査士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

（社員の常駐）

第三十六条　調査士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。

（社員の競業の禁止）

第三十七条　調査士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその調査士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の調査士法人の社員となつてはならない。

（法定脱退）

第三十八条　調査士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一　調査士の登録の取消し

二　定款に定める理由の発生

三　総社員の同意

四　第二十八条第二項各号のいずれかに該当することとなつたこと。

五　除名

（解散）

第三十九条　調査士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一　定款に定める理由の発生

二　総社員の同意

三　他の調査士法人との合併

四　破産

五　解散を命じる裁判

六　第四十三条第一項第三号の規定による解散の処分

2　調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3　調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

4　調査士法人の清算人は、調査士でなければならない。

（合併）

第四十条　調査士法人は、総社員の同意があるときは、他の調査士法人と合併することができる。

2　合併は、合併後存続する調査士法人又は合併によつて設立した調査士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

3　調査士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した調査士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。

（準用等）

第四十一条　第二条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条、第五十五条、第八十一条及び第八十二条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第百二十六条第一項、第百三十四条から第百三十五条ノ五まで、第百三十五条ノ八、第百三十六条ノ二、第百三十七条、第百三十八条及び第百三十八条ノ三の規定は、調査士法人について準用する。

3　商法第三十二条から第三十六条までの規定は調査士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条、第五十九条及び第百十二条の規定は調査士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

4　商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、調査士法人の内部の関係について準用する。

5　商法第七十六条から第八十三条までの規定は、調査士法人の外部の関係について準用する。

6　商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十七条」と読み替えるものとする。

7　商法第百条、第百三条から第百六条まで及び第百九条から第百十一条までの規定は、調査士法人の合併について準用する。

8　商法第百十六条から第百十九条まで、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条、第百二十八条から第百三十三条まで、第百三十四条ノ二から第百三十六条まで、第百三十八条並びに第百四十三条から第百四十五条までの規定は、調査士法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十七条第二項及び第百二十二条中「第九十四条第四号又ハ第六号」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若ハ第六号又ハ第二項」と読み替えるものとする。

9　破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十七条の規定の適用については、調査士法人は、合名会社とみなす。

第六章　懲戒

第十一条を第二十二条とし、第十条を第二十一条とし、第九条を第二十条とする。

第八条の十を第十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　土地家屋調査士の義務

第八条の九を第十八条とする。

第八条の八中「第八条の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条の六第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第八条の七第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第三項中「第八条第一項後段」を「第十条第一項後段」に改め、同条を第十六条とする。

第八条の六第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第四号中「第四条各号の一」を「第五条各号のいずれか」に改め、同条を第十五条とする。

第八条の五を第十四条とする。

第八条の四第三項中「第十五条の五第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第八条の三第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第八条の二中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「第十七条の五」を「第六十二条」に改め、同項第一号中「第十五条の五第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第七条を第九条とする。

第六条の見出しを「（土地家屋調査士名簿の登録）」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章　登録

第五条の二に見出しとして「（土地家屋調査士試験委員）」を付し、同条を第七条とする。

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（試験の方法及び内容等）」を付し、同条を第六条とし、同条の前に次の章名を付する。

第二章　土地家屋調査士試験

第四条第五号中「第十三条」を「第四十二条」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「調査士の業務」の下に「（前条各号に掲げる事務を行う業務をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第四条とする。

第二条を削る。

第一条の二を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務）

第三条　調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一　不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量

二　不動産の表示に関する登記の申請手続

三　前号の手続に関する審査請求の手続

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条並びに附則第七条、第八条、第十一条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第二十三号㈡の改正規定に限る。）、第十二条及び第十三条（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百五十号）第千三百十八条の改正規定に限る。）の規定　平成十五年八月一日

二　附則第五条及び第九条の規定　公布の日

（司法書士試験の筆記試験の免除に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第六条第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に司法書士試験の筆記試験に合格した者について適用する。

（日本司法書士会連合会に対する懲戒手続開始の通告に関する経過措置）

第三条　この法律による改正後の司法書士法第五十条第一項の規定は、施行日前に行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした場合については、適用しない。

（司法書士の懲戒処分の公告に関する経過措置）

第四条　この法律による改正後の司法書士法第五十一条の規定は、施行日前にこの法律による改正前の司法書士法第十二条の規定による処分をした場合については、適用しない。

（司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則の変更に関する経過措置）

第五条　司法書士会及び日本司法書士会連合会は、施行日までに、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、かつ、当該変更に伴い必要となる法務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

（土地家屋調査士試験の筆記試験の免除に関する経過措置）

第六条　第二条による改正後の土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第五条第五項第二号（第三条による改正後にあっては、同法第六条第五項第二号）の規定は、施行日以後に土地家屋調査士試験の筆記試験に合格した者について適用する。

（日本土地家屋調査士会連合会に対する懲戒手続開始の通告に関する経過措置）

第七条　第三条による改正後の土地家屋調査士法第四十五条第一項の規定は、附則第一条第一号に定める日前に行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした場合については、適用しない。

（土地家屋調査士の懲戒処分の公告に関する経過措置）

第八条　第三条による改正後の土地家屋調査士法第四十六条の規定は、附則第一条第一号に定める日前に第三条による改正前の土地家屋調査士法第十三条第一項の規定による処分をした場合については、適用しない。

（土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会の会則の変更に関する経過措置）

第九条　土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会は、附則第一条第一号に定める日までに、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、かつ、当該変更に伴い必要となる法務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、附則第一条第一号に定める日から生ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(二)中「第六条（登録）」を「第八条（司法書士名簿の登録）」に改め、同号(三)中「第六条（登録）」を「第八条（土地家屋調査士名簿の登録）」に改める。

（技術士法の一部改正）

第十二条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第十三条第一項第三号」を「第四十二条第三号」に改める。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第十三条　中央省庁等改革関係法施行法の一部を次のように改正する。

第千三百十七条及び第千三百十八条中「第三条」を「第四条」に改める。

（民事法律扶助法の一部改正）

第十四条　民事法律扶助法（平成十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「依頼又は嘱託」を「依頼」に、「依頼し又は嘱託し」を「依頼し」に改める。

理由

司法書士及び土地家屋調査士の業務についての国民の利便性の一層の向上を図るため、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれの業務を行うことを目的とする法人の設立を可能にするとともに、資格試験制度、懲戒手続、資格者団体の会則等に関する規定の見直しを行い、司法書士について簡易裁判所の事件に関し法務大臣の認定を受けて訴訟代理等を行うことができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、司法書士及び土地家屋調査士につき、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化、資格試験制度及び懲戒手続の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し等を行い、併せて、司法書士については、国民の権利擁護の拡充及び司法書士の有する専門性の活用の観点から、司法制度改革の一環として、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　司法書士及び土地家屋調査士に共通する事項

(一)　事務所の法人化を認めるものとすること。

(二)　筆記試験合格者に対する翌年度の試験における筆記試験の免除等の措置を講じるものとすること。

(三)　国民一般からの懲戒申出制度の創設、懲戒処分の官報公告による公開等を行うものとすること。

(四)　資格者団体の会則記載事項から、報酬に関する事項を削除するものとすること。

2　司法書士に関する事項

所定の研修を終了し、かつ、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所において、請求額が九十万円を超えない範囲の民事訴訟、民事調停等の手続について代理する業務を行うことができるものとすること。

3　施行期日

この法律は、別に定めるものを除き、平成十五年四月一日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、司法書士及び土地家屋調査士につき、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化、資格試験制度及び懲戒手続の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し等を行い、併せて、司法書士については、国民の権利擁護の拡充及び司法書士の有する専門性の活用の観点から、司法制度改革の一環として、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与することとし、もって国民生活の利便性の一層の向上を図ろうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月九日

法務委員長　園田　博之

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府及び関係機関は、次の点につき格段の配慮をされたい。

一　司法書士会、土地家屋調査士会及びその連合会の実施する研修が、会員の適正な実務の遂行に効果的なものとなるよう、研修制度の一層の充実に協力すること。

二　司法書士による簡裁訴訟代理関係業務の運用にあたっては、国民に利用しやすく、わかりやすく、頼りがいあるものとするよう配慮するとともに、その能力担保措置の円滑な実施のために、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すること。

三　司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用すること。

四　司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるよう、その周知徹底を図ること。

五　司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること。

六　国民の利便性の向上を図る観点から、ワンストップ・サービスを積極的に推進すべく、司法書士及び土地家屋調査士と他の法律専門職種による協働が図れるよう、関係省庁において適切な方策を検討すること。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第五十四条及び第五十五条の規定による届出等の実効性の確保並びに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第　号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等が金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

一　銀行
二　信用金庫
三　信用金庫連合会
四　労働金庫
五　労働金庫連合会
六　信用協同組合
七　信用協同組合連合会
八　農業協同組合
九　農業協同組合連合会
十　漁業協同組合
十一　漁業協同組合連合会
十二　水産加工業協同組合
十三　水産加工業協同組合連合会
十四　農林中央金庫
十五　商工組合中央金庫
十六　保険会社
十七　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
十八　証券会社
十九　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社
二十　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十五項に規定する証券金融会社
二十一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者
二十二　共済水産業協同組合連合会
二十三　信託会社
二十四　無尽会社
二十五　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者
二十六　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者
二十七　特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第八項に規定する小口債権販売業者（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。）
二十八　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者

二十九　貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
三十　主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの
三十一　主として住宅（住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの
三十二　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百二十六条第三項に規定する商品取引員
三十三　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する金融先物取引業者
三十四　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関
三十五　株券等の保管及び振替に関する法律第二条第三項に規定する参加者（前各号に掲げる者を除く。）
三十六　短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第三項に規定する振替機関
三十七　前各号に掲げるもののほか、本邦において両替業務（業として外国通貨（本邦通貨以外の通貨をいう。）又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者
三十八　前各号に掲げるもののほか、政令で定める者

（本人確認義務等）
第三条　金融機関等は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）との間で、金融に関する業務その他の政令で定める業務（以下「金融等業務」という。）のうち預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引（以下「預貯金契約の締結等の取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。
一　自然人　氏名、住居及び生年月日
二　法人　名称及び本店又は主たる事務所の所在地
2　金融機関等は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために預貯金契約の締結等の取引を行うときその他の当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の本人確認に加え、当該預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人（以下「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。
3　顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもののために当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。
4　顧客等（前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、金融機関等が本人確認を行う場合において、当該金融機関等に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。
（本人確認記録の作成義務等）
第四条　金融機関等は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として主務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。
2　金融機関等は、本人確認記録を、前条第一項に規定する預金又は貯金の受入れを内容とする契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。
（取引記録の作成義務等）
第五条　金融機関等は、金融等業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「取引記録」という。）を作成しなければならない。
2　金融機関等は、取引記録を、当該取引の行われた日から七年間保存しなければならない。
（金融機関等の免責）
第六条　金融機関等は、顧客等又は代表者等が預貯金契約の締結等の取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該預貯金契約の締結等の取引に係る義務の履行を拒むことができる。
（郵政官署への準用）
第七条　第三条、第四条及び前条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金の業務その他の政令で定める業務（以下この条において「郵便貯金等業務」という。）のうち郵便貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引について準用し、第五条の規定は、郵政官署が行う郵便貯金等業務に係る取引について準用する。
（報告）
第八条　行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、金融機関等に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。
（立入検査）
第九条　行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関等の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。
2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（是正命令）
第十条　行政庁は、金融機関等がその業務に関して第三条第一項から第三項まで、第四条又は第五条の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（関係行政庁の協力）

第十一条　関係行政庁は、この法律の規定の実施について、相互に協力するものとする。

（主務省令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

（経過措置）

第十三条　この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主管行政庁等）

第十四条　この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める行政庁とする。

一　第二条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる金融機関等　内閣総理大臣

二　第二条第四号及び第五号に掲げる金融機関等　内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三　第二条第八号及び第九号に掲げる金融機関等　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十八条第一項に規定する行政庁

四　第二条第十号から第十三号まで及び第二十二号に掲げる金融機関等　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十七条第一項に規定する行政庁

五　第二条第十四号に掲げる金融機関等　農林水産大臣及び内閣総理大臣

六　第二条第十五号に掲げる金融機関等　経済産業大臣及び財務大臣

七　第二条第二十六号に掲げる金融機関等　商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十九条第一項に規定する主務大臣

八　第二条第二十七号に掲げる金融機関等　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第七十二条第一項に規定する主務大臣

九　第二条第二十八号に掲げる金融機関等　不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

十　第二条第三十二号に掲げる金融機関等　商品取引所法第百四十八条第一項に規定する主務大臣

十一　第二条第三十四号から第三十六号までに掲げる金融機関等　内閣総理大臣及び法務大臣

十二　第二条第三十七号に掲げる金融機関等　財務大臣

2　前項の規定にかかわらず、金融機関等のうち証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者が同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）を行う場合には、当該行為に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

3　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

4　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第十条に関するものを除く。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　第二条第十八号、第十九号及び第三十三号に掲げる金融機関等による行為

二　第二項に規定する行為

5　この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

6　第一項から前項までに規定するもののほか、第八条から第十条までの規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

7　この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

8　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

二　水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

三　水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

四　水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

五　水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

（罰則）

第十五条　第十条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二　第九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十七条　本人特定事項を隠ぺいする目的で、第三条第四項（第七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第十五条　三億円以下の罰金刑

二　第十六条　二億円以下の罰金刑

三　前条　本条の罰金刑

（証券取引法の準用）

第十九条　証券取引法第九章の規定は、第十四条第四項各号に掲げる行為に係る第十七条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第　号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの 一　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 二　水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合 三　水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会 四　水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合 五　水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

（金融庁設置法の一部改正）

第四条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）」を「、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第　号）」に改める。

第二十条第一項中「又は金融先物取引法」を「、金融先物取引法又は金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に改める。

理　由

金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十四条及び第五十五条の規定による届出等の実効性の確保並びに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等が金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、昨年九月の米国同時多発テロ事件の発生以降、テロリズムの撲滅のため、テロ資金対策が国際社会において重要な課題とされていることを踏まえ、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の的確な実施を確保し、金融機関等がテロリズム等に利用されることを防止するための顧客管理体制の整備を促進する等の観点から、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　金融機関等は、顧客等との間で、預金口座の開設や大口現金取引等を行う際、運転免許証の提示を求める等の方法により、顧客等の氏名、住居及び生年月日等を確認して、本人確認を行わなければならないこととする。

2　金融機関等は、本人確認で確認した顧客等の氏名等を記録し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととする。

3　金融機関等は、顧客等の取引に関する記録を作成し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととする。

4　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二　議案の可決理由

金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十四条及び第五十五条の規定による届出等の実効性の確保並びに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等が金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図ろうとすることは、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月九日

財務金融委員長　坂本　剛二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

（銀行等の本人確認義務等）

第十八条　銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の

支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

一　自然人　氏名、住所又は居所及び生年月日

二　法人　名称及び主たる事務所の所在地

2　銀行等は、顧客の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために特定為替取引を行うときその他の当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人が当該顧客と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客の本人確認に加え、当該特定為替取引の任に当たっている自然人（以下この条及び次条において「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。

3　顧客が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもののために当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人を顧客とみなして、第一項の規定を適用する。

4　顧客（前項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、銀行等が本人確認を行う場合において、当該銀行等に対して、顧客又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。第十八条の次に次の四条を加える。

（銀行等の免責）

第十八条の二　銀行等は、顧客又は代表者等が特定為替取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定為替取引に係る義務の履行を拒むことができる。

（本人確認記録の作成義務等）

第十八条の三　銀行等は、本人確認を行った場合には、直ちに、財務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として財務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

2　銀行等は、本人確認記録を、特定為替取引が終了した日その他の財務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（本人確認及び本人確認記録の作成のための是正措置）

第十八条の四　財務大臣は、銀行等が特定為替取引に関して第十八条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるときは、当該銀行等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（郵政官署への準用）

第十八条の五　第十八条から第十八条の三までの規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務において特定為替取引を行う場合について準用する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（金融機関等の本人確認義務等）

第二十二条の二　銀行等、信託会社（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第一項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。）との間で資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（以下この条及び次条において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。

2　第十八条第二項から第四項まで及び第十八条の二から第十八条の四までの規定は、金融機関等が資本取引に係る契約締結等行為を行う場合について準用する。この場合において、第十八条の三第二項中「特定為替取引」とあるのは、「第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約」と読み替えるものとする。

（郵政官署等への準用）

第二十二条の三　第十八条第二項から第四項まで、第十八条の二、第十八条の三及び前条第一項の規定は、郵政官署が郵便貯金業務、郵便振替業務その他政令で定める業務において資本取引に係る契約締結等行為を行う場合又は両替業務（業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいう。次項において同じ。）において顧客と両替（政令で定める小規模のものを除く。次項において同じ。）を行う場合について準用する。この場合において、郵便貯金業務、郵便振替業務その他政令で定める業務については、第十八条の三第二項中「特定為替取引」とあるのは、「第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約」と読み替えるものとする。

2　第十八条第二項から第四項まで、第十八条の二から第十八条の四まで及び前条第一項の規定は、本邦において両替業務を行う者（郵政官署を除く。）が顧客と両替を行う場合について準用する。

第五十五条の二を次のように改める。

第五十五条の二　削除

第五十五条の三第二項中「（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）」及び「（金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十九条の四第一項中「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため」を「当該各号に定める規定の運用に関し」に、「当該各号に定める規定の運用に関し、外務大臣に意見」を「外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力」に改め、同項第三号中「第二十四条第一項」の下に「、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「外務大臣は、国際平和」を「外務大臣その他の関係行政機関の長は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため又は国際平和」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十条の次に次の一条を加える。

第七十条の二　第十八条の四（第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二　本人特定事項を隠ぺいする目的で、第十八条第四項（第十八条の五、第二十二条の二第二項並びに第二十二条の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条第一項中「第六十九条の六から前条まで」の下に「（第七十条の二を除く。）」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

第七十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十九条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行し、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する等の観点から、支払等及び資本取引に係る許可制度の効果的な実施を図るため金融機関等に対し顧客の本人確認を義務付ける等の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、昨年九月の米国同時多発テロ事件の発生以降、国際社会においてテロ対策の更なる推進が喫緊の課題となり、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約及び国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号で、テロリスト等に対する遅滞なき資産凍結等が求められている状況にかんがみ、外国為替取引等に係るテロリスト等に対する資産凍結等の措置の効果的な実施を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　資産凍結等の措置の実効性を確保するため、現行法の本人確認に係る努力規定を義務化し、あわせてその対象に非居住者預金等の資本取引を加えることとする。

2　資産凍結等の対象となるテロリスト等を適切に指定するため、関係省庁との間の情報提供等の協力に係る規定の整備を行うこととする。

3　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、2については、公布の日から施行することとする。

二　議案の可決理由

我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行し、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する等の観点から、支払等及び資本取引に係る許可制度の効果的な実施を図るため金融機関等に対し顧客の本人確認を義務付ける等の規定の整備を行おうとすることは、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月九日

財務金融委員長　坂本　剛二

衆議院議長　綿貫　民輔殿

特許法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月五日

参議院議長　井上　裕

衆議院議長　綿貫　民輔殿

特許法等の一部を改正する法律

（特許法の一部改正）

第一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一　物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

第二条第三項第二号中「を使用する」を「の使用をする」に改め、同項第三号中「を使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

第十七条の二第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　拒絶理由通知を受けた後第四十八条の七の規定による通知を受けた場合において、同条の規定により指定された期間内にするとき。

第十七条の二第四項中「第一項第二号及び第三号」を「第一項第三号及び第四号」に改める。

第三十六条第四項を次のように改める。

4　前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、

次の各号に適合するものでなければならない。

一　経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

二　その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

第四十八条の六の次に次の一条を加える。

（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）

第四十八条の七　審査官は、特許出願が第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、特許出願人に対し、その旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第四項第一号」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第三十六条第四項第二号に規定する要件を満たすこととならないとき。

第五十条及び第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第二号」を「第十七条の二第一項第三号」に改める。

第百一条第一号中「使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改め、同条第二号中「発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改める。

第百四条の二中「物件」を「物」に改める。

第百十二条の三第二項第二号中「使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改め、同項第三号中「発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改める。

第百十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第四項第一号」に改める。

第百二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第三十六条第四項」を「第三十六条第四項第一号」に改める。

第百五十九条第一項及び第二項並びに第百六十三条第一項及び第二項中「中」を「第十七条の二第一項第二号」を「中「第十七条の二第一項第二号又は第三号」を「第十七条の二第一項第三号又は第四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第百七十五条第二項第二号中「使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改め、同項第三号中「発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改める。

第百八十四条の三第二項中「第四十三条」の下に「（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百八十四条の四第一項中「一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年六月。）」を「二年六月（」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語特許出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

第百八十四条の四第三項中「国内書面提出期間」の下に「（第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）」を加える。

第百八十四条の五第二項第四号中「国内書面提出期間」の下に「（前条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）」を加える。

第百八十四条の九第一項中「、国内書面提出期間」の下に「（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）」を加える。

第百八十四条の十七中「国内書面提出期間」の下に「（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）」を加える。

第百八十四条の十八中「第四十九条第五号」を「第四十九条第六号」に改める。

第百八十八条第一号中「附する」を「付する」に改め、同条第二号中「附した」を「付した」に、「を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する」を「の譲渡等又は譲渡等のための展示をする」に改め、同条第三号中「を生産させ若しくは使用させる」を「の生産若しくは使用をさせる」に、「譲渡し若しくは貸し渡す」を「譲渡等をする」に改める。

第二条　特許法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項、第十七条の二の見出し及び同条第一項から第三項まで、第十七条の四（見出しを含む。）並びに第二十八条第一項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第二十九条の二中「明細書」の下に「、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」を加える。

第三十六条第二項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加え、同条第三項第四号を削り、同条第五項及び第六項中「第三項第四号」を「第二項」に改め、同条第七項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第三十六条の二第一項中「の明細書」の下に「、特許請求の範囲」を、「により明細書」の下に「又は特許請求の範囲」を加え、同条第四項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第四十一条第一項及び第二項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」を加え、同条第三項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書」の下に「、特許請求の範囲」を、「先の出願の願書に最初に添付した明細書」及び「（明細書」の下に「、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」を加える。

第四十三条第二項中「発明の明細書及び図面」を「その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するもの」に改める。

第四十四条第一項、第四十九条第一号及び第六号並びに第五十三条第一項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第六十四条第二項第四号及び第六十六条第三項第四号中「明細書」の下に「及び特許請求の範囲」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七十条第一項中「添附した明細書の」を「添付した」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「特許請求の範囲以外の部分の」を削る。

第百一条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

第百一条に次の一号を加える。

四　特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

第百十二条の三第二項第二号及び第三号中「のみ」を削る。

第百十三条第五号、第百二十条の四第二項、第百二十三条第一項第五号及び第八号、第百二十六条第一項から第三項まで並びに第百二十八条中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第百三十一条第三項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加え、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第百三十四条第二項及び第三項並びに第百六十二条中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第百七十五条第二項第二号及び第三号中「のみ」を削る。

第百八十四条の六第二項中「明細書及び請求の範囲並びに」を「明細書及び」に、「明細書及び請求の範囲の」を「明細書の」に改め、「明細書に記載した」を削り、同条第三項中「国際出願日における明細書の翻訳文及び」及び「明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した」を削る。

第百八十四条の七第二項中「明細書に記載した」を削る。

第百八十四条の八第二項及び第四項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第百八十四条の十二第二項中「係る明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加え、「明細書又は」を「明細書、特許請求の範囲又は」に改め、「により明細書」、「提出して明細書」及び「補正後の明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第百八十四条の十三中「添付した明細書」の下に「、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」を加える。

第百八十四条の十五第三項中「添付した明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加え、同条第四項中「添付した明細書」の下に「、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」を加える。

第百八十六条第一項第一号中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第百九十三条第二項第三号中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加え、同項第七号中「明細書」の下に「及び特許請求の範囲」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第百九十五条第三項中「明細書」を「特許請求の範囲」に改める。

別表第七号及び第十五号中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

（実用新案法の一部改正）

第三条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「物」の下に「（プログラム等（特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十八条中「使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出」を「用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）」に改める。

第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号中「使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出」を「用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改める。

第四十八条の四第一項中「一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択

した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年六月。」を「二年六月(」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

第四十八条の四第三項中「国内書面提出期間」の下に「(第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。)」を加える。

第四十八条の五第二項第四号中「国内書面提出期間」の下に「(前条第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間)」を加える。

第四条　実用新案法の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項及び第二項中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

第三条の二中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」を加える。

第五条第二項中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加え、同条第三項第四号を削り、同条第五項及び第六項中「第三項第四号」を「第二項」に改め、同条第七項中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

第六条の二中「明細書又は」を「明細書、実用新案登録請求の範囲又は」に改め、同条第四号中「明細書若しくは」を「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは」に改める。

第八条第一項及び第二項中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」を加え、同条第三項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を、「先の出願の願書に最初に添付した明細書」及び「(明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」を加える。

第十四条第三項第四号中「、図面の簡単な説明及び」を「及び図面の簡単な説明、」に改める。

第十四条の二の見出し並びに同条第一項及び第三項中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

第二十八条を次のように改める。

(侵害とみなす行為)

第二十八条　次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一　業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二　登録実用新案に係る物品の製造に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

第二十九条の三第二項中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号中「のみ」を削る。

第四十八条の六第二項中「明細書及び請求の範囲並びに」を「明細書及び」に、「明細書及び請求の範囲の」を「明細書の」に改め、「明細書に記載した」を削り、同条第三項中「国際出願日における明細書の翻訳文及び」及び「明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した」を削る。

第四十八条の八第三項中「係る明細書」及び「添付した明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

第四十八条の九中「添付した明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」を加える。

第四十八条の十第三項中「添付した明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加え、同条第四項中「添付した明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」を加える。

第四十八条の十四中「添付した明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

別表第五号中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

(意匠法の一部改正)

第五条　意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「物」の下に「(プログラム等(特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)を含む。以下同じ。)」を加える。

第三十八条中「使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出」を「用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)」に改める。

第四十四条の三第二項第二号及び第五十五条第二項第二号中「使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し」を「用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等」に改める。

(商標法の一部改正)

第六条　商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は輸入する」を「輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

第二条第三項に次の一号を加える。

八　商品若しくは役務に関する広告、価格表

若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

第六十八条の十九第一項中「商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときは」を「第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付があったことを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局からあったときは」に改める。

第六十八条の二十八第一項中「、指定された期間内に限り」を「指定された期間内に限り、」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は商標登録を受けようとする商標」を削る。

第六十八条の三十第一項中「この条において」を削り、「四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額に相当する額を国際登録前に」を「次に掲げる額を」に改め、同項に次の二号を加える。

一　四千八百円に一の区分につき一万五千円を加えた額に相当する額

二　六万六千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

第六十八条の三十第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項第一号に掲げる額の個別手数料は国際登録前に、第二号に掲げる額の個別手数料は経済産業省令で定める期間内に、納付しなければならない。

3　特許庁長官は、国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときは、国際事務局に対し、当該出願に係る第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付期限を通知するものとする。

4　国際商標登録出願は、第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付がないため、その基礎とした国際登録が取り消されたときは、取り下げられたものとみなす。

第六十八条の三十五中「あつたとき」を「あつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条(4)の規定により取り消された日前又は議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているとき」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中特許法第百一条の改正規定、同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定、第四条中実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定並びに第六条中商標法第六十八条の十九第一項の改正規定、同法第六十八条の三十の改正規定及び同法第六十八条の三十五の改正規定並びに附則第六条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二　第二条の規定（特許法第百一条の改正規定、同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定を除く。）及び第四条の規定（実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第五条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法第十七条の二、第三十六条第四項、第四十八条の七、第四十九条、第五十条、第五十三条、第百十三条、第百二十三条第一項、第百五十九条第一項及び第二項、第百六十三条第一項及び第二項並びに第百八十四条の十八の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の特許法第百八十四条の三第二項（同法第百八十四条の二十第六項、実用新案法第四十八条の三第二項及び同法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法第百八十四条の五第一項の規定による手続をした日本語特許出願並びに同法第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をした外国語特許出願に係る国内書面提出期間及び国内処理基準時については、なお従前の例による。

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定（特許法第百一条の改正規定、同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の特許法（以下この条において「新特許法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願（施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるもの（以下この項において「施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）について適用し、施行日前にした特許出願（施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）については、なお従前の例による。

2　施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

3　施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第四十一条第一項に規定する先の出願である場合における同条第一項から第三項までの適用については、これらの規定中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前に第三条の規定による改正前の実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続をした日本語実用新案登録出願並びに同法第四十八条の四第一項及び第四十八条の五第一項の規定による手続をした外国語実用新案登録出願に係る国内書面提出期間及び国内処理基準時については、なお従前の例による。

（第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定（実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。）による改正後の実用新案法（以下この条において「新実用新案法」という。）の規定は、施行日以後にする実用新案登録出願（施行日以後にする実用新案登録出願であって、実用新案法第十条第三項の規定又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第二項の規定により施行日前にしたものとみなされるもの（以下この項において「施行日前の実用新案登録出願」という。）を含む。）について適用し、施行日前にした実用新案登録出願（施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。）については、なお従前の例による。

2　施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

3　施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第八条第一項に規定する先の出願である場合における同条第一項から第三項までの適用については、これらの規定中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

（商標法の改正に伴う経過措置）

第六条　附則第一条第一号に定める日前に既に納付した個別手数料又は同日前に納付すべきであった個別手数料については、第六条の規定による改正後の商標法（以下この条において「新商標法」という。）第六十八条の三十第一項から第四項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定によりその個別手数料についてなお従前の例によることとされた国際登録に係る国際商標登録出願についての商標権の設定の登録については、新商標法第六十八条の十九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第一項の規定によりその個別手数料についてなお従前の例によることとされた国際登録に係る商標法第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願についての商標権の設定の登録については、新商標法第六十八条の三十五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、近年の技術革新の著しい進展、経済社会の情報化等にかんがみ、特許法、商標法その他の工業所有権関係法律について、権利保護の強化、出願人の負担軽減、審査の効率化及び我が国工業所有権制度の国際的調和を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　発明についての実施の定義の見直し

特許法上の「物」にプログラム等が含まれることを明確にするとともに、プログラム等の発明の実施に電気通信回線を通じた提供が含まれることを明確にする。

2　特許権等の侵害とみなす行為の見直し

侵害とみなす行為として、特許が物の発明についてされている場合等において、その物の生産等に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為を加える。

3　明細書からの請求の範囲の分離

特許出願の願書に添付する明細書から特許請求の範囲を分離し、別の書面とする。

4　文献公知発明に係る情報の開示に関する制度の導入

特許を受けようとする者は、その発明に関連する文献公知発明（特許出願前に刊行物等に記載された発明をいう。）のうち、特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を発明の詳細な説明に記載することとする。

5　国際特許出願に係る手続の整備

(一)　国内書面提出期間を一律に二年六月とするとともに、外国語特許出願について国内書面とともに提出しなければならない日本語による翻訳文について、国内書面の提出の日から二月以内に翻訳文を提出できることとする。

(二)　世界貿易機関の加盟国における出願に基づく国際特許出願について、パリ条約の例による優先権の主張手続に関する規定を適用しないこととする。

6　標章についての使用の定義の見直し

標章の使用に、商品に標章を付したものを電気通信回線を通じて提供する行為、電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為及び広告、価格表又は取引書類を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為が含まれることを明確にする。

7　マドリッド協定の議定書に規定する国際登録に係る手続の整備

(一)　国際登録に基づく商標権の個別手数料を

国際登録前と国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときとに分けて納付しなければならないこととする。

(二)　国際商標登録出願については、商標登録を受けようとする商標の補正をすることができないことを明確にする。

8　その他

実用新案法及び意匠法について、特許法の改正に準ずる所要の改正を行う他、関係規定の整備を行う。

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、工業所有権関係法律について、権利保護の強化、出願人の負担軽減、審査の効率化及び我が国工業所有権制度の国際調和を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月十日

経済産業委員長　谷畑　孝

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　近年の特許等出願件数の急増及び国際出願の増加にかんがみ、先端技術分野における審査能力の一層の向上や先行技術調査に係る民間活力の積極的援用を含め、審査期間の更なる短縮を図り、特許権等の迅速かつ的確な権利付与に努めること。

二　人材の流動化と能力主義の導入が進むなかで、職務発明に係る知的財産の適正な取扱いや、成果に見合った研究者の適正な処遇による我が国への「知恵」の集積の促進等について、所要の検討を行うこと。

三　近年の営業秘密の漏えいや不正使用、アジア地域における模倣品被害の拡大等にかんがみ、我が国における研究開発や知的創造活動の成果について、その適切かつ実効性のある保護のあり方、我が国産業の国際競争力強化に資する戦略的な活用のあり方等に係る必要な施策の検討に早急に取り組むこと。

弁理士法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月五日

参議院議長　井上　裕

衆議院議長　綿貫　民輔殿

弁理士法の一部を改正する法律

弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「弁理士試験」を「弁理士試験等」に改める。

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律で「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　弁理士は、第十五条の二第一項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第二十七条の三第一項の規定によりその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

2　前項の規定により訴訟代理人となった弁理士が期日に出頭するときは、弁護士とともに出頭しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、弁理士は、裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる。

「第二章　弁理士試験」を「第二章　弁理士試験等」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(特定侵害訴訟代理業務試験)

第十五条の二　特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

2　第十二条から第十五条までの規定は、特定侵害訴訟代理業務試験について準用する。

第十六条中「弁理士試験」の下に「及び特定侵害訴訟代理業務試験」を加える。

第二十七条の次に次の四条を加える。

(特定侵害訴訟代理業務の付記の申請)

第二十七条の二　弁理士は、その登録に第十五条の二第一項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記(以下「特定侵害訴訟代理業務の付記」という。)を受けようとするときは、日本弁理士会に付記申請書を提出しなければならない。

2　前項の付記申請書には、氏名その他経済産業省令で定める事項を記載し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格したことを証する証書を添付しなければならない。

(特定侵害訴訟代理業務の付記)

第二十七条の三　日本弁理士会は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記をしなければならない。

2　第二十条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

(特定侵害訴訟代理業務の付記の抹消)

第二十七条の四　日本弁理士会は、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。

2　第二十三条第二項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。

(特定侵害訴訟代理業務の付記等の公告)

第二十七条の五　第二十七条の規定は、特定侵害訴訟代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。

第四十一条中「及び第六条」を「から第六条の二まで」に改め、「弁理士(」の下に「第六条の二に規定する事務に関しては、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に限る。」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に伴い、知的財産関連の侵害訴訟の件数が急増している情勢にかんがみ、裁判所における訴訟処理の迅速化を図るため、一定の要件を満たす弁理士に訴訟代理権を認めるための所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特定侵害訴訟代理業務

(一)　弁理士は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟（特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟）に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

(二)　訴訟代理人となった弁理士が期日に出頭するときは、弁護士とともに出頭しなければならないものとし、また、訴訟代理人となった弁理士は、裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる。

2　特定侵害訴訟代理業務試験

特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

3　特定侵害訴訟代理業務の付記

(一)　弁理士は、その登録に特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記（以下「特定侵害訴訟代理業務の付記」という。）を受けようとするときは、日本弁理士会に付記申請書を提出しなければならない。

(二)　日本弁理士会は、特定侵害訴訟代理業務の付記の申請を受けたときは、速やかに、当該弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記をしなければならない。

(三)　日本弁理士会は、特定侵害訴訟代理業務の付記をしたとき、及びその付記の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。

4　特許業務法人

特許業務法人は、特定侵害訴訟代理業務に関する規定により弁理士が処理することができる事務を、当該特許業務法人の社員又は使用人であって特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に行わせる事務の委託を受けることができる。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、裁判所における訴訟処理の迅速化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月十日

経済産業委員長　谷畑　孝

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

弁理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　弁理士に対する訴訟代理権付与に伴う研修及び試験のあり方については、研修の修了基準や試験の細目等について、その実施状況にかんがみ不断に見直しを行うとともに、その実施について、弁理士の更なる地域偏在を助長することのないよう配慮すること。

二　弁理士の先端技術分野に係るバックグラウンドを充実し、国際的な業務展開能力を涵養するため、弁理士の業務研修のあり方等、弁理士の専門性向上に係る必要な施策について検討を進め、弁理士の資質の向上を図ること。

三　弁理士の知的財産関連訴訟への関与のあり方については、特定侵害訴訟における弁理士の単独出廷について、弁護士との共同出廷の原則を踏まえつつ、その柔軟な運用に配意がなされることを期待するとともに、利用者のニーズを十分に踏まえ、将来的に弁理士の専門的知見の訴訟審理へのより的確な反映がなされるよう、弁理士の単独受任と弁護士法との関係等を含めて、広範な論議を進めること。

四　近年、知的財産権紛争が急速に国際化している状況にかんがみ、弁理士の訴訟代理権が国際的な整合性を確保できるよう更に検討を進めるとともに、国際的に通用する知的財産専門の人材の育成に努めること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年二月十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の十八・第九条の十九）」を「第五節　障害者就業・生活支援センター（第九条の十八―第九条の二十一）
第六節　日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の二十二・第九条の二十三）」に改める。

第二条第一号中「身体又は精神に障害」を「身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）」に改め、同条第二号中「別表に掲げる身体上の障害（以下「身体障害」という。）がある者」を「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるもの」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　精神障害者　障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

第五条第一項中「その他政令で定める障害者」を「又は精神障害者」に改める。

第九条の二第三号中「障害者職業カウンセラー」の下に「及び知的障害者、精神障害者その他厚生労働省令で定める障害者（以下「知的障害者等」という。）が職場に適応することを容易にするための援助を行う者（第九条の四第四号において「職場適応援助者」という。）」を加え、同条第四号中「及び第九条の十二第二項の障害者雇用支援センター」を「、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センター、第九条の十九の障害者就業・生活支援センター」に改め、同条第五号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。

第九条の四第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　職場適応援助者の養成及び研修を行うこと。

第九条の四第一号の次に次の一号を加える。

二　事業主に雇用されている知的障害者等に対する職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行うこと。

第九条の八第二項中「業務」の下に「、第九条の十九の障害者就業・生活支援センターの行う業務」を加える。

第九条の十二第一項中「又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人」を削る。

第九条の十三第一号を次のように改める。

一　支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

第九条の十三第五号中「提供し、並びに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと」を「提供すること」に改める。

第二章第五節中第九条の十九を第九条の二十三とし、第九条の十八を第九条の二十二とし、同節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節　障害者就業・生活支援センター

（指定）

第九条の十八　都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一　職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二　前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

（業務）

第九条の十九　前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二　支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三　前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九条の二十　第九条の十二第二項から第四項まで及び第九条の十四から第九条の十七までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第九条の十二第二項中「前項」とあるのは「第九条の十八」と、「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、第九条の十四中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第九条の十九第二号」と、第九条の十六中「第九条の十三」とあるのは「第九条の十九」と、第九条の十七第一項中「第九条の十二第一項」とあるのは「第九条の十八」と、同項第一号中「第九条の十三」とあるのは「第九条の十九」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

（秘密保持義務）

第九条の二十一　障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第九条の十九第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十一条第一項中「、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員」を削り、「船員である職員」を「自衛官」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

（国に勤務する職員に関する特例）

第十三条の二　省庁（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）で、当該省庁の任命権者及

び当該省庁に置かれる外局等（内閣府設置法第四十九条第二項に規定する機関、国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会若しくは庁又は同法第八条の三に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）の任命権者の申請に基づいて、一体として身体障害者又は知的障害者である職員の採用の促進を図ることができるものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの（以下「承認省庁」という。）に係る第十一条第一項及び前条の規定の適用については、当該外局等に勤務する職員は当該承認省庁のみに勤務する職員と、当該外局等は当該承認省庁とみなす。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をした後において、承認省庁若しくは外局等が廃止されたとき、又は承認省庁若しくは外局等における身体障害者若しくは知的障害者である職員の採用の促進を図ることができなくなったと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

（地方公共団体に勤務する職員に関する特例）

第十三条の三　地方公共団体の機関で、当該機関の任命権者及び当該機関以外の地方公共団体の機関（以下「その他機関」という。）の任命権者の申請に基づいて当該機関及び当該その他機関について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「認定地方機関」という。）に係る第十一条第一項及び第十三条の規定の適用については、当該その他機関に勤務する職員は当該認定地方機関のみに勤務する職員と、当該その他機関は当該認定地方機関とみなす。

一　当該認定地方機関と当該その他機関との人的関係が緊密であること。

二　当該認定地方機関及び当該その他機関において、身体障害者又は知的障害者である職員の採用の促進が確実に達成されると認められること。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認定をした後において、認定地方機関若しくはその他機関が廃止されたとき、又は前項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第十四条第一項中「（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。）」を削り、同条第二項中「から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数」を削る。

第十四条の二第一項中「特定の株式会社の総株主の議決権の二分の一を超える数の議決権又は特定の有限会社の総社員の議決権の二分の一を超える数の議決権を有する」を「特定の株式会社又は有限会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある」に改め、同条第二項中「議決権」を「特殊の関係」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の三　親事業主であつて、特定の株式会社又は有限会社（当該親事業主の子会社を除く。）と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社又は有限会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第十四条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一　当該関係会社の行う事業と当該子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること、又は当該関係会社が当該子会社に出資していること。

二　当該親事業主が第七十八条の三各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

三　当該親事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者並びに当該子会社及び当該関係会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

2　第十四条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十五条第三項中「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加える。

第十七条第一項中「身体障害の」を「別表に掲げる障害の」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　承認省庁又は認定地方機関に係る第一項の規定の適用については、当該外局等又は当該その他機関に勤務する職員は、当該承認省庁又は当該認定地方機関のみに勤務する職員とみなす。

第二十九条第七項中「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加える。

第三十九条の十に次の二項を加える。

4　第十三条の二及び第十三条の三第一項の規定の適用については、第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者であ

る職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項中「勤務する職員」とあるのは「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

5　第十七条第三項の規定の適用については、同項中「勤務する職員」とあるのは、「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

第三十九条の十三の見出し中「第五条第一項の政令で定める障害者」を「精神障害者」に改め、同条第一項中「第五条第一項の政令で定める障害者」及び「当該障害者」を「精神障害者」に改め、同条第二項中「第五条第一項の政令で定める障害者」を「精神障害者」に改める。

第三十九条の十四第一項中「第五条第一項の政令で定める障害者」を「精神障害者」に改める。

第七十九条第一項中「その他厚生労働省令で定める障害者」を「及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。）」に改める。

第八十二条中「障害者雇用支援センター」の下に「、障害者就業・生活支援センター」を、「事務所」の下に「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター」を加える。

第八十六条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二　第九条の二十一の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第五条を附則第六条とする。

附則第四条第一項中「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加え、同条を附則第五条とする。

附則第三条第五項中「附則第三条第二項」を「附則第四条第二項」に、「附則第三条第三項」を「附則第四条第三項」に改め、同条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置）

第三条　第十一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員の総数を控除した数）」とする。

2　第十四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあっては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。）」と、同条第二項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。

3　第一項の規定により読み替えて適用する第十一条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第十四条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

別表中「身体障害の範囲（第二条関係）」を「障害の範囲（第二条、第十七条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十三条の次に二条を加える改正規定、第十四条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十五条第三項の改正規定、第十七条に一項を加える改正規定、第二十九条第七項の改正規定及び第三十九条の十の改正規定並びに附則第四条第一項の改正規定（子会社及び関係会社に係る部分に限る。）　平成十四年十月一日

二　第十一条第一項の改正規定及び第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条を附則第六条とする改正規定、附則第四条第一項の改正規定（子会社及び関係会社に係る部分を除く。）、同条を附則第五条とする改正規定、附則第三条第五項の改正規定、同条を附則第四条とする改正規定及び附則第二条の次に一条を加える改正規定　平成十六年四月一日

（障害者就業・生活支援センターに関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第九条の十二第一項の規定による指定を受けている社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人であって、旧法第九条の十三第一号に規定するあっせんの業務を行っているもの（以下「旧センター」という。）は、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第九条の十八の規定による指定を受けた者とみなす。

2　この法律の施行の日前に旧法第九条の十二第二項又は第四項の規定によりされた公示（旧センターに係るものに限る。）で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第九条の二十の規定により読み替えて準用される新法第九条の十二第二項又は第四項の規定によりされた公示とみなす。この場合において、当該公示のうち旧法第九条の十二第二項に規定する指定に係る地域に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3　この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧センターに対して行い、又は旧センターが行った処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によって、新法第九条の十九に規定する障害者就業・生活支援センターに対して行い、又は障害者就業・生活支援センターが行った処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第四条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第二章第五節」を「第二章第六節」に改める。

理由

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、雇用率制度における除外率制度及び子会社の特例の見直しを図るとともに、職場適応援助者事業及び障害者就業・生活支援センターを創設する等就職が困難な障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、雇用率制度における除外率制度及び子会社の特例の見直しを図るとともに、職場適応援助者事業及び障害者就業・生活支援センターを創設する等就職が困難な障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　精神障害者に係る定義規定を置くこと。

2　障害者職業センターにおいて、新たに、知的障害者、精神障害者等が職場に適応するための援助を行う者の養成及び研修を行うとともに、知的障害者、精神障害者等に対して職場への適応に関する助言又は指導を行うものとすること。

3　都道府県知事は、障害者の就業及びこれに伴う生活上の支援の業務を適正かつ確実に実施することができると認められる社会福祉法人等を、障害者就業・生活支援センターとして指定することができるものとすること。

4　国及び地方公共団体の機関が採用すべき身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たっては、例外となる一部の職員を除き、機関ごとに設定する除外率を用いて算定するものとし、これを当分の間の措置とすること。当該除外率については段階的に縮小するものとすること。

5　一般事業主が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たって除外率を用いて算定する措置については、当分の間の措置とし、当該除外率については段階的に縮小するものとすること。

6　特例子会社に係る認定を受けた親事業主の子会社が雇用する労働者についても、一定の基準に適合するときは、当該親事業主が雇用する労働者とみなすことができるものとすること。

7　この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、6については平成十四年十月一日から、4及び5については平成十六年四月一日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、雇用率制度における除外率制度及び子会社の特例の見直しを図るとともに、職場適応援助者事業及び障害者就業・生活支援センターを創設する等就職が困難な障害者が職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図ろうとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、職場適応援助者事業による人的支援事業の実施に係る経費とし

て、平成十四年度労働保険特別会計雇用勘定に十八億千四百万円が、障害者就業・生活支援センターによる就業・生活支援の一体的推進に係る経費として、平成十四年度一般会計予算に一億二千六百万円及び平成十四年度労働保険特別会計雇用勘定に四億二千万円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

平成十四年四月十日

厚生労働委員長　森　英介

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、適正な就労が障害者の権利であることに鑑み、本法の施行に当たり、障害者の雇用の促進を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　精神障害者に対する障害者雇用率制度の適用については、雇用支援策の展開を図り、関係者の理解を得るとともに、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を早期に解決し、実施されるよう努めること。

二　企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化して雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。

三　国、地方公共団体等の公的機関においては、個々の機関の実雇用率など、障害者雇用の現況を自ら公表するとともに、率先して障害者の雇用を進めるよう努めること。

四　企業グループによる雇用率の算定に当たっては、十分な現況の把握を行うとともに、障害者を特殊な職場に追いやることのないよう、適正な運用を指導すること。又、特例子会社制度の運用に当たっては、親会社への障害者雇用責任者の配置を原則とし、親会社の責任を明確にすること。

五　除外率制度については、除外率縮小の日程などを早期に明確にし、廃止に向けた取り組みが着実に進められるよう努めること。

六　障害者就業・生活支援センター並びに職場適応援助者事業については、事業への当事者の参画に努めるとともに、全国の地域において確実に事業が展開されるよう努めること。又、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者が確保できるよう、必要な経験を十分に有している適所授産施設等の職員を活用するなどにより、その早急な養成に努めること。

七　障害者の職場定着を確実にするよう、職場における施設・設備の整備、介助者制度の充実を図ること。

身体障害者補助犬法案

右の議案を提出する。

平成十三年十二月五日

提出者　山本　幸三　青山　二三　井上　喜一　金田　誠一　武山百合子　児玉　健次　中川　智子

賛成者　浅野　勝人外八十二名

身体障害者補助犬法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　身体障害者補助犬の訓練（第三条―第五条）
第三章　身体障害者補助犬の使用に係る適格性（第六条）
第四章　施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第七条―第十四条）
第五章　身体障害者補助犬に関する認定等（第十五条―第二十条）
第六章　身体障害者補助犬の衛生の確保等（第二十一条―第二十四条）
第七章　罰則（第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2　この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

3　この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

4　この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への

誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章　身体障害者補助犬の訓練

（訓練事業者の義務）

第三条　盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2　訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条　訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第五条　前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章　身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条　身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章　施設等における身体障害者補助犬の同伴等

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第七条　国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3　第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

（公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴）

第八条　公共交通事業者等（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）は、その管理する旅客施設（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等（車両、自動車、船舶及び航空機をいう。）を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第九条　前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用）

第十条　事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

（住宅における身体障害者補助犬の使用）

第十一条　住宅を管理する者（国等を除く。）は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該

住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

（身体障害者補助犬の表示等）

第十二条　この章に規定する施設等（住宅を除く。）の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2　この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（身体障害者補助犬の行動の管理）

第十三条　この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

（表示の制限）

第十四条　何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章　身体障害者補助犬に関する認定等

（法人の指定）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3　指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定）

第十六条　指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

2　指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

（改善命令）

第十七条　厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第十八条　厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（報告の徴収等）

第十九条　厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（厚生労働省令への委任）

第二十条　この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　身体障害者補助犬の衛生の確保等

（身体障害者補助犬の取扱い）

第二十一条　訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

（身体障害者補助犬の衛生の確保）

第二十二条　身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第二十三条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（国民の協力）

第二十四条　国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章　罰則

第二十五条　第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定（介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。）は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条　肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置）

第五条　日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

（検討）

第六条　この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理　由

最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になってきていることにかんがみ、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者補助犬法案（山本幸三君外六名提出、第百五十三回国会衆法第二八号）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になっていることにかんがみ、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　身体障害者補助犬とは盲導犬、介助犬及び聴導犬をいうものとすること。

2　身体障害者補助犬の訓練事業者は、医療提供者、獣医師等との連携を確保しつつ、身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより良質な身体障害者補助犬を育成しなければならないものとすること。

3　国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではなら

ないものとし、民間の事業所、民間住宅の管理者は、身体障害者補助犬の使用を拒まないよう努めなければならないものとすること。

4　厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の訓練等を目的とする公益法人又は社会福祉法人であって、身体障害者補助犬の認定業務を適切に行うことができるものを指定することができるものとすること。

5　指定法人は、身体障害者補助犬として育成された犬であって申請があったものについて、他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合は、その旨の認定を行わなければならないものとすること。

6　身体障害者補助犬の使用に係る適格性、身体障害者補助犬についての表示、行動管理、衛生の確保等について定めるものとすること。

7　この法律は、一部の規定を除き、平成十四年十月一日から施行し、施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

二　議案の可決理由

最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になっていることにかんがみ、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講じようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月十日

厚生労働委員長　森　英介

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

身体障害者補助犬法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

現在、身体障害者補助犬に多く使用されている犬種には、遺伝性疾患が少なくないことから、その選定には格段の配慮が求められる。このため、早急に厚生労働省内に専門委員会を設置し、補助犬の選定と健康管理に関する指針の策定並びに優良補助犬の確保の対策について検討を進めること。

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年十二月五日

提出者

山本　幸三　　青山　二三

井上　喜一　　金田　誠一

武山百合子　　児玉　健次

中川　智子

賛成者

浅野　勝人外八十二名

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律

（障害者基本法の一部改正）

第一条　障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「福祉用具の給付」を「福祉用具及び障害者の補助を行う犬の給付又は貸与」に改め、同条第四項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第十九条第二項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第二十二条の二中「、設備の整備」を「及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第二条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「又は手話通訳事業」を「、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一項を加える。

12　この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬（身体障害者補助犬法（平成十三年法律第　　号）第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬（同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。

第二十一条の三の見出し中「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、同条中「身体障害者」の下に「、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者」を加え、「における厚生労働省令で定める」を「において」に改め、「盲導犬」の下に「（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬」を加える。

第二十一条の四中「支援する事業」の下に「、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業」を加える。

第二十六条第一項中「又は身体障害者生活訓練等事業」を「、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定（身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。）及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行っている国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

理　由

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴について配慮しなければならない旨の規定を設けるとともに、第二種社会福祉事業に介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加し、あわせて地方公共団体が実施する身体障害者の社会参加を促進する事業に、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（山本幸三君外六名提出、第百五十三回国会衆法第二九号）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　障害者基本法の一部改正

(一)　国及び地方公共団体は、自ら設置する施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴について配慮しなければならないものとすること。

(二)　交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴等について障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならないものとすること。

2　社会福祉法の一部改正

第二種社会福祉事業に、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加するものとすること。

3　身体障害者福祉法の一部改正

(一)　地方公共団体が実施する社会参加を促進する事業に、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業を追加するものとすること。

(二)　国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行うことができるものとすること。

4　この法律は、一部の規定を除き、平成十四年十月一日から施行するものとすること。

二　議案の修正議決理由

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、所要の措置を講じようとすることは、時宜に適するものと認めるが、本法律案中の「身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」の法律番号の年表示を「平成十三年」から「平成十四年」に改めることについて修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十四年四月十日

厚生労働委員長　森　英介

衆議院議長　綿貫　民輔殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律

（障害者基本法の一部改正）

第一条　障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「福祉用具の給付」を「福祉用具及び障害者の補助を行う犬の給付又は貸与」に改め、同条第四項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第十九条第二項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第二十二条の二中「、設備の整備」を「及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第二条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「又は手話通訳事業」を「、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一項を加える。

12　この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第　号）第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬（同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。

第二十一条の三の見出し中「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、同条中「身体障害者」の下に「、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者」を加え、「における厚生労働省令で定める」を「において」に改め、「盲導犬」の下に「（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬」を加える。

第二十一条の四中「支援する事業」の下に「、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業」を加える。

第二十六条第一項中「又は身体障害者生活訓練等事業」を「、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定（身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。）及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行っている国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十四年二月二十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、日本国とシンガポール共和国との間において物品の貿易、サービスの貿易、投資等の自由化及び円滑化を進め、並びに金融、情報通信技術等の幅広い分野における両国間の連携を強化するための法的枠組みを設けるため、平成十四年一月十三日にシンガポールで、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

前文

日本国及びシンガポール共和国（以下「締約国」という。）は、

様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の戦略的課題及び機会を両締約国に提示していることを確認し、

革新及び競争を奨励し並びに資本及び人的資源に対する両締約国の魅力を高めることにより、このような新たな課題及び機会に対処する能力を向上させることが可能であることを認め、

両締約国間の経済上の連携が、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに両締約国間のみならずアジア地域における貿易及び投資を拡大し、もって市場を拡大し及び新たな市場を創設し並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させるであろうことを確認し、

両締約国間の経済上の連携が、生起する市場の発展によってもたらされる新たな課題に対処するため及び両締約国の市場基盤を整備するための規

制分野における両締約国間の協力の推進に向けた有益な枠組みを提供することを再確認し、

両締約国が当事国となっている他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）に基づく両締約国の権利及び義務に留意し、

世界貿易機関によって具体化される多角的貿易体制の重要性を再確認し、

世界貿易機関の規則に適合する地域的な及び二国間の貿易に関する協定が世界的な及び地域内の貿易及び投資の自由化並びに規則の策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを確認し、

両締約国間の経済的なきずなの強化が日本国と東南アジアとの関係の強化につながるであろうことを理解し、

両締約国間の経済的なきずながアジア太平洋における貿易及び投資の自由化の触媒となり得ることを特に認め、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びシンガポールの企業のみならずアジアの他の国の企業に対しても、一層大きな機会、規模の経済の拡大及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 次の手段を通じ、両締約国間の経済活動を円滑化し、促進し及び自由化すること並びに両締約国間の経済活動に対して安定的で予見可能な環境を提供すること。

(i) 両締約国間の物品の貿易に対する関税その他の障害を軽減し、又は撤廃すること。

(ii) 両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、通関手続を改善すること。

(iii) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を促進すること。

(iv) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

(v) 両締約国間のサービスの貿易に対する障害を廃止すること。

(vi) 投資の機会を相互に増大し、並びに投資家及び投資財産に対する保護を相互に強化すること。

(vii) 専門家を含む商用目的の者の移動を容易にすること。

(viii) 知的所有権の分野における両締約国間の協力を発展させること。

(ix) 政府調達の分野への参入の機会を増大すること。

(x) 反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること。

(b) 次の手段を通じ、両締約国間の経済関係を更に強化するための協力の枠組みを確立すること。

(i) 金融サービスの分野における規制に係る協力を促進し、両締約国及びアジアにおける金融市場（資本市場を含む。）の発展を円滑化し、並びに両締約国の金融市場基盤を整備すること。

(ii) 情報通信技術及びこれに関連する役務の発展又は利用を促進すること。

(iii) 科学技術の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(iv) 人材養成の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(v) 両締約国の民間企業間の交流及び協力を円滑化することを通じ、それら民間企業による貿易及び投資活動を促進すること。

(vi) 両締約国の中小企業間の緊密な協力を円滑化することを通じ、それら中小企業による貿易及び投資活動を特に促進すること。

(vii) 放送の分野における協力を発展させ、及び奨励すること。

(viii) 両締約国における観光を促進し、及び発展させること。

第二条　透明性

1 各締約国は、法令及び行政上の手続、一般に適用される行政上の裁定及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の運用に関連し又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、他方の締約国の要請に基づき、1に規定する事項に関して速やかに当該他方の締約国の個別の質問に応じ、当該他方の締約国に情報を提供する。

第三条　秘密の情報

1 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の提供を要求するものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、金融機関の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報の提供を要求するものと解してはならない。

3 各締約国は、自国の法令に従い、この協定に従って他方の締約国が提供した秘密の情報（商業的秘密情報を含む。）の秘密性を保持する。

第四条　安全保障のための例外及び一般的な例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置

(iii) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv) 武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠な調達に関連する措置

(v) 戦時その他の当該締約国又は国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が中枢的な通信基盤を不法な行為から防護するために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。

第五条　租税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については適用しない。

2 租税に係る課税措置にこの協定の規定の適用がある場合には、その限りにおいて、当該課税措置について前三条の規定を適用する。

第六条　他の協定との関係

1 この協定と両締約国が当事国となっている他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

2 この協定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「千九百九十四年のガット」という。）の条項を引用する場合において、該当するときは、解釈に係る注釈を含む。

第七条　実施取極

両締約国は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第八条　総括委員会

1 この協定の適切な実施を確保し、両締約国間の経済上の関係及び連携について見直しを行うとともに、この協定の目的を促進するためのこの協定の改正の要否について検討するため、総括委員会を設置する。

2 総括委員会の任務は、次のものを含む。

(a) この協定の実施について見直しを行うこと。

(b) 両締約国が関心を有する貿易又は投資に関連する措置に関する事項について討議すること。

(c) 企業の経済活動のための両締約国間の環境の整備を大幅に進展させるために適切な措置をとることを相互に奨励すること。

(d) 物品及びサービスの貿易並びに投資の更なる自由化及び円滑化について検討し、及び勧告すること。

(e) 一層広範な協力を通じ、この協定の目的を促進する方法について検討し、及び勧告すること。

(f) 随時に、かつ、第十条に規定する一般的な見直しの一環であるかどうかを問わず、この協定の改正又はこの協定に基づいて行った約束の修正について検討し、及び勧告すること。

3 この協定の規定が立脚する世界貿易機関設立協定の規定が改正された場合には、両締約国は、総括委員会を通じ、そのような改正をこの協定に組み入れる可能性を検討する。

4 総括委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 総括委員会は、両締約国の代表者から成る。

(b) 総括委員会は、両締約国の大臣又は大臣から委任を受けた政府の上級職員を、その共同議長とする。

(c) 総括委員会は、作業部会を設置し、自己の任務の遂行を作業部会に委ねることができる。

5 両締約国間の経済上の連携を発展させ及び強化することを目的として、両締約国の政府、学界及び財界の間の相互の対話を促進するため、作業部会は、必要に応じ、適切な専門知識を有する学者及び経済人をその討議に招請することができる。

6 総括委員会の通常会合は、毎年一回、締約国において交互に開催する。総括委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請に基づき、三十日以内に開催する。

第九条　締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第十条　一般的な見直し

両締約国は、この協定の運用についての一般的な見直しを二十七年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第二章　物品の貿易

第十一条　第二章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「他方の締約国の原産品」とは、他方の締約国の産品であって、次章の規定に従って原産品として扱われるものをいう。

(b)「その他の課徴金」とは、第十四条4においては、千九百九十四年のガット第二条1(b)に定めるその他のすべての種類の租税又は課徴金をいう。

(c)「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)「経過期間」とは、この協定の効力発生の日の後十年が経過するまでの期間をいう。

(e)「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(f)「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づきそのように認められるものは含まない。

(g)「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

第十二条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、商品の名称及び分類についての統一システム(以下「統一システム」という。)に適合したものとする。

第十三条　第二章に基づく内国民待遇

各締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える。

第十四条　関税の撤廃

1　各締約国は、附属書Ⅰに掲げる産品について、附属書Ⅰに定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する。関税上のこの特恵待遇は、他方の締約国の原産品に対し、かつ、その輸入が第二十七条の積送基準を満たす場合にのみ与えられる。

2　いずれか一方の締約国の要請により、両締約国は、次の事項を検討するため協議を行う。

(a)　附属書Ⅰに定める関税の撤廃時期の繰上げ

(b)　附属書Ⅰに掲げる品目以外の品目の関税の撤廃に向けた計画

3　2に規定する協議により物品の貿易の一層の自由化について合意が得られた場合には、これを附属書Ⅰに含める。

4　各締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連して課されるその他の課徴金が存在する場合には、それらを撤廃する。いずれの締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連してその他の課徴金を新たに課してはならない。

5　この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入に際して次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a)　当該輸入産品と同種の国内産品に対し又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている産品に対して千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b)　千九百九十四年のガット第六条並びに世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合するダンピング防止税又は相殺関税

(c)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第十五条　関税上の評価

両締約国は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定については、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定(以下「関税評価協定」という。)第一部の規定の例による。

第十六条　輸出税

いずれの締約国も、自国の領域から他方の締約国の領域に輸出される産品についていかなる税も課し又は維持してはならない。

第十七条　非関税措置

各締約国は、次の規定に従うものとする。

(a)　他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し又は維持してはならない。

(b)　貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、(a)の規定の下において認められる非関税措置の透明性及び世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第十八条　緊急措置

1　一方の締約国は、第十四条に規定する関税上の特恵待遇を与えられる他方の締約国の原産品が同条に基づき当該原産品の関税を引き下げ又は撤廃した結果として絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、経過期間中に限り、当該損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために最小限必要な範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定(以下「セーフガード協定」という。)第三条及び第四条2に規定する手続の例により、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ1に規定する措置をとることができる。ただし、この調査は、いかなる場合であっても、その開始の日の後一年以内に完了するものとする。

3　次の条件及び制限は、1に規定する措置をとる場合に適用する。

(a)　締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する調査を開始する場合

(ii)　輸入の増加により引き起こされた重大な

損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 当該措置をとる決定を行う場合

(b) (a)の通報を行うに当たり、当該措置をとろうとする締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠、対象となる産品及びとろうとする当該措置の正確な説明、当該措置を導入しようとする期日並びに予定適用期間を含むものとする。

(c) 当該措置をとろうとする締約国は、調査から得られる情報を検討し、当該措置に関し意見を交換し及び4に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。両締約国は、この協議を行う場合には、次の事項について決定するため、特に、(b)の規定に基づいて提供される情報を検討する。

(i) 当該措置がこの条の規定に適合しているかどうか。

(ii) 当該措置がとられるべきであるかどうか。

(iii) 当該措置が両締約国間の貿易に不必要な障害をもたらすかどうか。

(d) 当該措置は、重大な損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、一年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、(c)に規定する協議を行うことを条件として措置の適用期間を最長三年とすることができるものとし、この場合において、当該措置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。

(e) 当該措置が適用された他方の締約国の原産品の輸入については、1に規定する措置を再度とってはならない。

(f) 当該措置の適用期間の終了後における関税率は、当該措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4 1に規定する措置をとろうとする締約国は、他方の締約国に対し、当該措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。両締約国が、3(c)に規定する協議において三十日以内に補償について合意することができない場合には、当該他方の締約国は、この協定に基づく関税に関する約束であって、当該措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。この4の規定により約束の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために最小限必要な期間に限り、これを行使することができるものとする。

5 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定に適合しない場合を除くほか、この章のいかなる規定も、締約国が輸入産品(他方の締約国からのものを含む。)に対し、その輸入源のいかんを問わずセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

6 各締約国は、1に規定する措置の手続に関する法令その他の定めが、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

7 各締約国は、1に規定する措置に係る行政上の措置を速やかに審査するため、自国の法令の範囲内で司法裁判所又はその訴訟手続を維持する。当該司法裁判所又は訴訟手続は、1に規定する措置の決定について責任を有する当局から独立したものとする。

8 各締約国は、1に規定する措置について、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続によりこれを実施し、又は維持する。

第十九条　第二章の規定に関する一般的例外

1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間の物品の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護のために必要な措置

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置

(d) 千九百九十四年のガットの規定に反しない法令(税関行政に関する法令、千九百九十四年のガット第二条4及び第十七条の規定に基づいて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置

(e) 刑務所労働の産品に関する措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(h) 世界貿易機関の加盟国に提出されて否認されなかった基準に適合する政府間商品協定又は同加盟国に提出されて否認されなかった政府間商品協定のいずれかに基づく義務に従ってとられる措置

(i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関する千九百九十四年のガットの規定から逸脱してはならない。

(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、世界貿易機関のすべての加盟国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に適合するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなく

なったときは、直ちに終止しなければならない。

2　1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

第二十条　第二章の規定に関する国際収支の擁護のための制限

この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

第二十一条　第二章における雑則

1　各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2　いずれかの締約国が、第三国との間で物品の貿易に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にそのような国際協定を締結する場合には、他方の締約国を原産地とし又は他方の締約国の領域に仕向けられる産品に対して、当該国際協定に従って当該第三国を原産地とし又は当該第三国の領域に仕向けられる同種の産品に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

第三章　原産地規則

第二十二条　第三章における用語

この章の規定の適用上、

(a)　「材料」とは、物理的に他の産品に組み込まれ又は他の産品の生産工程において加工の対象となる成分、部品、構成要素、半組立品及び産品をいう。

(b)　「非原産材料」とは、産品の生産に使用される材料であって、その原産国がこの章の規定により、当該材料を当該産品の生産に使用している国と異なる国とされるものをいう。

(c)　「生産」とは、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲その他それにより産品が得られる方法をいう。

第二十三条　原産品

1　この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品は、当該締約国の原産品として扱う。次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ又は生産された産品とする。

(a)　生きている動物であって、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの

(b)　当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物

(c)　当該締約国の領域において生きている動物から得られた産品

(d)　当該締約国の領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品

(e)　当該締約国の領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質(a)から(d)までに規定するものを除く。)

(f)　当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする船舶により海から得られた水産物その他の産品

(g)　当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする工船上において得られ又は生産された産品(f)に規定する産品から生産された産品に限る。)

(h)　海洋法に関する国際連合条約に従い、当該締約国の領海外の海底又はその地下から得られた産品

(i)　当該締約国の領域において収集された産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j)　当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域において回収された部品又は原材料

(l)　当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ又は生産された産品

2　この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。附属書ⅡAに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。

3　関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。

4(a)　付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。

(i)　(b)及び次条の規定に従って決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書ⅡAに定める品目別規則に定める割合以上であること。

(ii)　(i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

(b)　(a)に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC=\frac{FOB-NQM}{FOB}\times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。

「NQM」とは、産品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であって、(c)の規定に従って計算されるものとする。

(c)　(b)に規定する材料の非原産資格価額は、次の計算式により算定する。

NQM＝TVM－QVM

この場合において、

「TVM」とは、すべての材料の価額の総額とする。

「QVM」とは、すべての材料の原産資格価額とする。

5　4(c)の規定の適用上、

(a)　各材料の原産資格価額は、

(i) 当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。

(ii) 当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。

(b) (a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。

(i) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の六十パーセント以上であること。

(ii) 生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

6 締約国において産品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定に従って決定されるものとし、かつ、ＣＩＦ価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

7 産品の生産に使用される材料であって附属書ⅡＡに品目別規則の定めがないものについては、次のとおりとする。

(a) 当該材料が、当該産品について附属書ⅡＡに定める品目別規則であって関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業を要件とするものを満たす場合にあっては、これを非原産材料とはみなさない。

(b) 当該材料が、当該産品について附属書ⅡＡに定める品目別規則であって付加価値基準を用いるものを満たす場合にあっては、これを原産資格を有する材料とみなす。

第二十四条　累積

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国から輸入される産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品についての生産がいずれかの又は双方の締約国の領域において行われた場合には、当該一方の締約国における生産を当該他方の締約国の領域において行われた生産とみなすものとする。

2 締約国において一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべて当該締約国における生産とする。

第二十五条　僅（きん）少の非原産材料

附属書ⅡＡの品目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附属書ⅡＡに定める特定の割合（産品の価額、重量又は容積について各類ごとに定める。）を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。

第二十六条　十分な変更とはみなされない作業

1 次の作業は、第二十三条2に規定する十分な変更とはみなさない。

(a) 輸送又は保存の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分け

(c) 産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。

(d) 組み立てられたものを分解すること。

(e) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単なる包装作業

(f) 単なる切断

(g) 単なる混合

(h) 完成品にするための単なる部品の組立て

(i) 物品を単にセットにすること。

(j) (a)から(i)までの作業のうち二以上の作業の組合せ

2 締約国は、産品の原産資格割合を計算するに当たって、1に規定する作業による価値を除外してはならない。

3 いずれかの締約国の領域外において1に規定する十分な変更に当たらない作業が行われたことのみを理由として、産品がその原産品としての資格を失うことはない。

第二十七条　積送基準

一方の締約国の領域に他方の締約国の領域から輸入される原産品であって、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a) 当該他方の締約国の領域から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合にあっては、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていないこと。

第二十八条　組み立ててないか又は分解してある産品

統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品は、組み立ててないか又は分解してある状態でいずれかの締約国の領域に輸入される場合であっても、第二十三条から第二十六条までに規定する要件を満たす場合には、これを他方の締約国の原産品とする。

第二十九条　関税上の特恵待遇の要求

1 輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、他方の締約国の原産品についての原産地証明を要求することができる。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明を求めるものではない。

(a) 課税価額の総額が二十万円又はこれに相当する額を超えない価額の産品の輸入

(b) 輸入締約国が原産地証明を免除した産品の輸入

3 他方の締約国の原産品が一又は二以上の第三国の領域を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、通し船荷証券の写し又は当該第三国の税関当局その他の関連する団体が発行する証明書その他の情報であって、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するものの提出を要求することができる。

第三十条　関税上の特恵待遇の拒否

輸入締約国は、自国の領域内の輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品がこの章に定める要件を満たさないとき又は当該輸入者がこの章の規定に従わないときには、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないこととすることができる。

第三十一条　原産地証明

1　第二十九条1に規定する原産地証明は、輸出締約国が特定する機関又は団体によって行われたものでなければならない。

2　1の原産地証明には、附属書ⅡBに定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

3　1の原産地証明は、証明の日付の日から十二箇月間有効なものとする。

第三十二条　事前教示

1　輸入締約国は、他方の締約国の産品の輸入者、輸出者又はこれらの代理人により必要なすべての情報とともに書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、当該産品が当該他方の締約国の原産品に当たるかどうかについて、国内法令に従い、かつ、当該産品の当該輸入締約国の領域への輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うものとする。当該輸入締約国は、教示のために必要なすべての書類を受領した後三十日以内に、教示を行うよう努めるものとする。

2　輸入締約国は、自国の領域への産品の輸入について行った1の教示を、当該教示の日付の日から三年間尊重する。

3　輸入締約国は、次の場合には、1の規定により行った教示を修正し又は撤回することができる。

(a)　当該教示が事実についての錯誤の下で行われたものであった場合

(b)　当該教示がその根拠とした事実又は状況に変更が生じた場合

(c)　この協定が改正され、当該教示を改正された協定に適合させる必要が生じた場合

第三十三条　原産地証明の確認のための援助

輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであったか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

第三十四条　原産地規則に関する合同委員会

この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする原産地規則に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の効果的な実施を確保するために定期的に協議を行うこと。

(b)　生産工程の進歩その他の進展(統一システムについて勧告された改正を含む。)を考慮して、この章の規定(附属書ⅡAを含む。)の改正について討議すること。

(c)　(b)に規定する改正について総括委員会に勧告すること。

(d)　原産地規則に関する事項を討議すること。

第四章　税関手続

第三十五条　第四章の適用範囲

この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

第三十六条　通関

各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　税関手続を、関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第三十七条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(以下この条において「ATA条約」という。)に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、他方の締約国の領域からの通過物品又は他方の締約国の領域への通過物品の通関を引き続き容易にする。

3　両締約国は、セミナー及び研修課程を通じ、第三国における物品の一時輸入のためのATA条約の例によるATAカルネの使用及び通過物品の通関の容易化を促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第三十八条　第四章の下での情報の交換

両締約国は、この章の規定の実施に関連して、実施取極の定めるところにより情報交換を行う。この情報交換については、第三条の規定を適用しない。

第三十九条　税関手続に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする税関手続に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討し、及び討議すること。

(b)　両締約国間の貿易を促進するために改善されるべき分野を特定し、総括委員会に勧告すること。

2　税関手続に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第五章　貿易取引文書の電子化

第四十条　貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、送り状、信用状、保険証明書その他の文書上の内容を電子的方式により入力したものを書面によらず電子的に保管し及び移転すること(以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。)が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し及び促進するために協力する。

第四十一条　意見及び情報の交換

両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現、促進及び発展に関する意見及び情報を交換する。

第四十二条　貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨励する。このような協力には、両締約国の企業間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容を電子的方式により入力したものの効率的かつ安全な流れを供給するための設備（以下この章において「設備」という。）を当該民間の団体が設置し及び運用することが含まれる。

第四十三条　貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容を電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、できる限り速やかに、いかなる場合にも二千四年以前に検討を行う。

第四十四条　貿易取引文書の電子化に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする貿易取引文書の電子化に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。

(b)　貿易取引文書の電子化に関する意見及び情報を交換すること。

(c)　貿易取引文書の電子化に関するその他の事項について討議すること。

2　貿易取引文書の電子化に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第六章　相互承認

第四十五条　第六章における用語

1　この章の規定の適用上、

(a)　「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約国の関係法令及びこれらの運用のための規則（以下「運用規則」という。）に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(b)　「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第五十三条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c)　「指定」とは、一方の締約国の指定当局が当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に従って行う適合性評価機関の指定をいう。

(d)　「指定当局」とは、一方の締約国の当局であって、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施し及び当該一方の締約国の領域に所在する適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行う権限を有するものをいう。

(e)　「指定基準」とは、一方の締約国の指定当局による指定を受けるために当該一方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び指定を受けた適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であって、関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f)　「検証」とは、監査、検査その他の方法により、適合性評価機関が指定基準を満たしていることを締約国の領域内において検証する行為をいう。

2　この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ＩＳＯ・ＩＥＣガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第四十六条　一般的義務

各締約国は、関連の分野別附属書に特定する当該締約国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であって、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施するものの結果（当該結果の証明書及び表示を含む。）を、この章の規定に従って受け入れる。

第四十七条　第六章の適用範囲

1　この章の規定は、適合性評価機関の指定及び製品又は工程の適合性評価手続であって、分野別附属書に規定するものについて適用する。分野別附属書は、それぞれ、第Ａ部及び第Ｂ部から成る。分野別附属書は、附属書Ⅲに掲げる。

2　分野別附属書第Ａ部は、特に、対象範囲を定める規定を含む。

3　分野別附属書第Ｂ部は、次の内容を定める。

(a)　対象範囲に関する各締約国の関係法令及び運用規則

(b)　技術上の要件及び当該要件を満たすためのすべての適合性評価手続であってこの章に規定するもの並びに適合性評価機関の指定基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c)　指定当局の表

第四十八条　指定当局

各締約国は、自国の指定当局が、関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。

第四十九条　適合性評価機関に対する検証及び監視

1　各締約国は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。一方の締約国の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに際し、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件についての適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。

2　各締約国は、他方の締約国に対し、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、適合性評価機関に対する検証を当該他方の締約国の法令及び運用規則に従って実施するよう要請することができる。

3　各締約国は、他方の締約国の要請により、当該他方の締約国の検証手続についての継続的な理解を維持するために、当該他方の締約国の指

定当局が行う適合性評価機関の検証に当該適合性評価機関の事前の同意を得てオブザーバーとして参加することができる。

4　両締約国は、適合性評価機関の指定を行うために使用し、登録を受けた適合性評価機関が指定基準を満たすことを確保する方法（第三者の与える保証による方法を含む。）に関する情報を、第五十二条の規定に基づき設置する相互承認に関する合同委員会（以下この章において「合同委員会」という。）が決定する手続に従って交換する。

5　各締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が他方の締約国の適合性評価機関と協力するよう奨励すべきである。

第五十条　指定の停止

1　登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、指定の効力を停止した指定当局の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録は、その通報を合同委員会における当該他方の締約国の共同議長が受領した時に、その効力を停止する。当該他方の締約国は、当該適合性評価機関の指定の効力が停止された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

2　登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止を解除した場合には、指定の効力の停止を解除した指定当局の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録の効力の停止は、その通報を合同委員会における当該他方の締約国の共同議長が受領した時に解除される。当該他方の締約国は、当該適合性評価機関の登録の効力の停止が解除された時以降において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第五十一条　異議の申立て

1　各締約国は、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしていることについて、異議を申し立てることができる。この異議の申立ては、当該申立ての理由に関する客観的な説明を付して、書面により合同委員会及び当該他方の締約国に通報されるものとする。合同委員会は、その通報が行われた日の後二十日以内に当該申立てについて検討する。

2　合同委員会が合同検証を実施することを決定した場合には、両締約国は、異議の申立ての対象となった適合性評価機関を指定した指定当局の参加及び当該適合性評価機関の事前の同意を得て、時宜を失することなく合同検証を行う。合同委員会は、できる限り速やかに問題を解決するため、当該合同検証の結果を検討する。

3　異議の申立ての対象となった適合性評価機関の登録は、当該申立ての通報が行われた日の後十五日目の日又は合同委員会が登録の効力の停止を決定する日のうちいずれか早い方の日から合同委員会が当該適合性評価機関の登録の効力の停止の解除を決定する時までの間、その効力を停止する。登録の効力が停止された場合であっても、異議の申立てを行った締約国は、適合性評価機関が登録の効力を停止された日までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第五十二条　相互承認に関する合同委員会

1　この章の規定の効果的な実施について責任を負う機関として、両締約国の代表から成る合同委員会（相互承認に関する合同委員会）をこの協定の効力発生の日に設置する。

2　合同委員会は、決定及び勧告の採択をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、一方の締約国の要請により、両締約国の共同議長の下で会合する。合同委員会は、小委員会を設置し、これらの小委員会に対して特定の任務を行わせることができる。合同委員会は、自己の手続規則を採択する。

3　合同委員会は、この章の規定の運用に関するすべての事項を検討することができる。合同委員会は、特に、次の事項について責任を負い、又は決定する。

(a)　適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除及び登録の取消し

(b)　登録を受けた適合性評価機関の表を分野ごとに作成し、別段の決定を行う場合を除くほか、これを公表すること。

(c)　この章に規定する情報の交換を行うための適切な方法の確立

(d)　前条2及び次条1(c)に規定する合同検証を実施するための各締約国の専門家の任命

4　第二十一章の規定の適用を妨げることなく、この章の規定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国は、まずは、合同委員会を通じて友好的な解決を図るように努める。

5　合同委員会は、新たな分野別附属書についての交渉の調整及び促進に責任を負う。

6　合同委員会のすべての決定は、書面により各締約国に速やかに通報されるものとする。

7　両締約国は、合同委員会を通じて、次のことを行う。

(a)　分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則のうち、関連する条項又は附属書を特定し、相互に通報すること。

(b)　分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則の実施に関する情報を交換すること。

(c)　この章に関連する法令及び運用規則について予定される何らかの変更を、当該変更の効力が生ずる前に相互に通報すること。

(d)　指定当局及び登録を受けた適合性評価機関について予定される何らかの変更を相互に通報すること。

第五十三条　適合性評価機関の登録

1　適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a)　各締約国は、自国の指定当局による指定を受けた自国の適合性評価機関をこの章の規定に基づいて登録することを、必要な書類を付した書面を提出することにより、他方の締約国及び合同委員会に提案する。

(b)　他方の締約国は、提案の対象となった適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する当該他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて検討し、当該適合性評価機関の登録についての自国の立場を(a)の規定による提案の受領の日から九十日以内に表明する。当該他方

の締約国は、当該提案の対象となった適合性評価機関が当該指定基準を満たしている旨の推定の下にこの検討を行うべきである。合同委員会は、当該提案の対象となった適合性評価機関を登録するかどうかを当該提案の受領の日から九十日以内に決定する。

(c) 提案の対象となった適合性評価機関の登録を決定することができない場合には、合同委員会は、当該適合性評価機関の事前の同意を得て当該適合性評価機関に対する合同検証を実施すること又は当該提案を行った締約国が当該適合性評価機関に対する検証を実施するよう要請することを決定することができる。合同委員会は、この合同検証又は検証が終了した後、当該提案を再検討することができる。

2 適合性評価機関の登録の提案を行う締約国は、その提案において次の情報を提供し、常にこれを更新する。

(a) 当該適合性評価機関の名称及び住所

(b) 当該適合性評価機関による評価の対象である製品又は工程

(c) 当該適合性評価機関の実施する適合性評価手続

(d) 当該適合性評価機関が指定基準を満たす旨の決定に際して用いた指定手続及び必要とした情報

3 各締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと自国の指定当局が認める時点において当該適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

4 各締約国は、自国の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと認めその他自国の指定当局が適合性評価機関の指定を取り消す時点において、当該適合性評価機関の登録の取消しを合同委員会及び当該他方の締約国に提案する。当該適合性評価機関の登録は、合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、合同委員会における当該他方の締約国の共同議長がこの提案を受領した時に取り消される。

5 一方の締約国の適合性評価機関が新たに登録を受けた場合には、他方の締約国は、当該適合性評価機関が登録を受けた日以降に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。一方の締約国の適合性評価機関の登録が取り消された場合であっても、他方の締約国は、第五十条1及び第五十一条3の規定の適用を妨げることなく、当該適合性評価機関が登録を取り消された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第五十四条　第六章の規定に関する一般的例外

この章のいかなる規定も、各締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

第五十五条　第六章における雑則

1 この章のいかなる規定も、一方の締約国に対し他方の締約国の任意規格又は強制規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。

2 この章のいかなる規定も、第三国の適合性評価手続の結果を受け入れる義務を締約国に課するものと解してはならない。

3 この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定の当事国として各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

4 この章のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関がこの章の規定により適合性評価手続を実施した製品について、当該製品を記録するための手続を適用することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が適合性評価手続を構成するものでないことを条件とする。

第五十六条　地理的適用

この章の規定は、日本国の領域及びシンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）の領域について適用する。

第五十七条　分野別附属書

1 分野別附属書第A部の規定とこの章の規定とが抵触する場合には、分野別附属書第A部の規定が優先する。

2 一方の締約国が、新たな又は追加的な適合性評価手続であって、同一の対象製品に関係し、かつ、分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのものを導入する場合には、第百五十一条に定める手続により、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第B部を改正する。

第七章　サービスの貿易

・第五十八条　第七章の適用範囲及び同章における用語

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 航空運送サービスについては、この協定は、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除くほか、適用しない。

(a) 航空機の修理及び保守のサービス

(b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c) コンピュータ予約システムのサービス

3 この章の規定は、海上運送サービスの内航海運については適用しない。

4 附属書ⅣA及びⅣBは、それぞれ金融サービス及び電気通信サービスの提供に影響を及ぼす措置に関し、この章の補足規定を定める。

5 サービスの政府調達は、第十一章の規定により規律する。

6 この章の規定の適用上、

(a) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わず、また、租税に係る課税措置を含む。）をいう。

(b) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(c) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　一方の締約国の領域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(d)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店及び代表事務所の設置又は維持

(e)　サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i)　特定の約束については、附属書ⅣCの締約国の約束表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii)　当該サービス分野の全体（当該サービスのすべての小分野を含む。）

(f)　「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう（注）。

注　法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(g)　「サービス消費者」とは、サービスを受け又は利用する者をいう。

(h)　「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他方の締約国の領域から又はその領域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービス

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(i)　「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(j)　「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(k)　「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　日本国については、日本国の国民であること。

(ii)　シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(l)　「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(m)　「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i)　他方の締約国の法律に基づいて設立され又は組織される法人（第三国の自然人又は第三国の法律に基づいて設立され若しくは組織された法人によって当該法人が所有され又は支配されるものについては、締約国の領域内で実質的な業務に従事しているものに限る。）

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し又は支配する法人

(A)　他方の締約国の自然人

(B)　(i)に規定する他方の締約国の法人

(n)　(i)　法人が「締約国の者によって所有される」とは、当該締約国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　法人が「締約国の者によって支配される」とは、当該締約国の者が当該法人の役員の過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(iii)　法人が「第三国の自然人によって所有される」とは、第三国の自然人が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(iv)　法人が「第三国の自然人によって支配される」とは、第三国の自然人が当該法人の役員の過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(v)　法人が他の者と「提携する」とは、当該法人が他の者を支配し若しくは他の者によって支配される場合又は当該法人及び他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(o)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の領域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(p)　「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)　・中央政府又は地方政府がとる措置

(ii)　非政府機関が中央政府又は地方政府に

よって委任された権限を行使するに当たってとる措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(q) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(r) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(s) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、「ライン・メンテナンス」を含まない。

(t) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング(市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。)を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(v) 「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域を出発地若しくは目的地とし、又は当該領域若しくはその上空において、運航し又は報酬若しくは使用料を得て旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利(運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。)をいう。

(w) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその領域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し又は設立する者(公私を問わない。)をいう。

(x) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税(財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。)をいう。

第五十九条　市場アクセス

1　各締約国は、前条6(o)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書ⅣCの自国の約束表において合意し、特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える(注)。

注　締約国は、前条6(o)(i)に規定する態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条6(o)(iii)に規定する態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書ⅣCの自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し又はとってはならない。

(a) サービス提供者の数の制限(数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的なサービス提供者及び排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。)

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)(注)

注　(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(e) サービスが合弁企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限(外国資本による株式保有率又は個別の若しくは全体の投資額の比率の上限を定めるもの)

第六十条　第七章に基づく内国民待遇

1　各締約国は、附属書ⅣCの自国の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える(注)。

注　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための協定の適用対象となるものについては、第二十一章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

第六十一条　追加的な約束

締約国は、前二条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書ⅣCの自国の約束表に記載する。

第六十二条　第三国のサービス提供者

各締約国は、この章の規定に基づく待遇を、いずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人のうち締約国のサービス提供者とはみなされないものであって、業務上の拠点を通じてサービスを提供するものに与える。ただし、当該サービス提供者が、いずれかの締約国の領域内で実質的な業務に従事していることを条件とする。

第六十三条　第七章に基づく約束表

1　各締約国は、第五十九条から第六十一条までの規定に基づいて行う特定の約束を附属書ⅣCの自国の約束表に記載する。その約束表は、当該約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、約束の履行のための期間

2　第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、約束表中「市場アクセスに係る制限」の欄に記載する。その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

3　約束表は、附属書ⅣCに掲げる。

4(a)　いずれかの締約国が、第三国とサービスの貿易に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にこのような国際協定を締結する場合には、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して、当該国際協定に従って当該第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

(b)　(a)の国際協定は、締約国が拘束される二重課税の回避のための協定又は他の国際協定若しくは取決めにおける二重課税の回避に係る規定を含まない。

第六十四条　国内規制

1　各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に応じ速やかにこれを審査し及び正当とされる場合には適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、訴訟手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3　2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、締約国の権限のある当局は、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を、不当に遅滞することなく提供する。

5　締約国は、特定の約束を行うに際し、約束表に特定した期間、制限、条件又は資格に従うことを条件とした分野であっても、当該特定の約束を次に掲げる態様により無効にし又は侵害するような免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(a)　次のいずれかの基準に適合しない態様

(i)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(ii)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(iii)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b)　当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかった態様

6　締約国が5の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たり、当該締約国について適用可能な関係国際機関（注）の国際的基準を考慮する。

注　「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

第六十五条　独占的な又は排他的なサービス提供者

1　各締約国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連市場における独占的なサービスを提供するに当たり、自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する者を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の領域内で当該約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　各締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動

している と信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用する。

第六十六条　商慣習

1　締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2　各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1の商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた締約国は、当該要請に対し十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することにより協力する。要請を受けた締約国は、また、その国内法に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請を行った締約国に提供する。

第六十七条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する状況における場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下この章において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もっとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十八条　第七章の規定に関する国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じ又は生ずるおそれのある状況において、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し又は維持することができる。

2　1の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　両締約国間で差別しないものであること。

(b)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(c)　国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。

(d)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(f)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて各締約国が課し若しくは維持する制限又はその変更については、これを他方の締約国に対して速やかに通報する。

5　締約国が1の規定に基づいて制限を課した場合には、

(a)　当該締約国は、当該制限を検討するため他方の締約国と速やかに協議を開始する。

(b)　当該制限については、(a)の協議が開始した日の後一年を経過した後は、毎年追加的な協議を行いこれを検討するものとする。これらの協議においては、国際収支上の目的のために適用されたすべての制限が検討される。両締約国は、協議の頻度の変更について合意することができる。

(c)　(a)の協議においては、特に次の事項に考慮を払い、当該締約国の国際収支の状況及びこの条の規定に基づいて課し又は維持する制限について評価を行う。

(i)　国際収支及び対外資金の困難の性質及び程度

(ii)　当該締約国の経済及び貿易の対外的な環境

(iii)　代替的な是正措置の利用可能性

(d)　(a)の協議においては、1の制限の2の規定（特に2(f)の規定による当該制限の漸進的な廃止についての定め）との適合性を取り扱う。

(e)　(a)の協議においては、基金が提出する外国為替、資金準備及び国際収支に関連する統計その他の事実のすべての調査結果を受理するものとし、当該締約国の国際収支及び対外資金の状況についての基金の評価に基づいて結論を出す。

第六十九条　第七章の規定に関する一般的例外

1　この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間のサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保すること(注)を目的とする場合には、第六十条の規定に適合しない措置

注　直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該締約国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該締約国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む。)

(iv) 当該締約国の領域内の源泉に基づき他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利益、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置

この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる締約国の国内法上の租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

2 1の規定の適用に当たり、適当な場合には、世界貿易機関設立協定中の関連規定の解釈及び運用を考慮する。

第七十条　利益の否認

締約国は、次のものについては、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) サービスが第三国の領域から又はその領域内で提供されていることを証明する場合における当該サービスの提供

(b) 海上運送サービスの提供に関し、(ii)の者が(i)の船舶によりサービスを提供していることを証明する場合における当該サービスの提供

(i) 第三国の法律に従って登録されている船舶

(ii) 船舶を運航し又はその全体若しくは一部を利用する第三国の者

(c) 法人であるサービス提供者が第五十八条6(j)に定める他方の締約国のサービス提供者又は締約国のサービス提供者とはみなされないが第六十二条の規定により利益を与えられるもののいずれにも当たらないことを証明する場合における当該サービス提供者

第八章　投資

第七十一条　第八章の適用範囲

1 この章の規定は、次に規定するものに関する措置であって締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家

(b) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章の規定は、政府調達については適用しない。

3 投資家である自然人の移動については、次章の規定により規律する。

第七十二条　第八章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分(そこから派生する権利を含む。)

(iii) 債券、社債その他の形態の貸付債権(注)(そこから派生する権利を含む。)

(iv) 完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分その他契約上の権利

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権(注)

(vi) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報を含む知的所有権

(vii) 特許、免許、承認及び許可その他の法令又は契約により与えられる権利

(viii) 有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず他のすべての資産及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

注　この章の規定の適用上、(iii)の「その他の形態の貸付債権」及び(v)の「金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権」とは、それぞれ、事業活動に関係するもののみを意味し、事業活動に関係しない個人的なものを含まない。

(b) 「投資財産」には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼさない。

(c) 「投資家」とは、投資を行おうとし、行っており又は既に行った者をいう。

(d) 「者」とは、自然人又は企業をいう。

(e) 「他方の締約国の投資家」とは、他方の締約国の自然人又は企業をいう。

(f) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　日本国については、日本国の国民であること。

(ii)　シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(g)　「企業」とは、営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法人その他の団体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(h)　「他方の締約国の企業」とは、当該他方の締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される企業をいい、第三国の者により所有され又は支配されている企業であって当該他方の締約国の領域内において実質的な業務に従事していないものを除く。

(i)　(i)　企業が「第三国の者によって所有される」とは、第三国の者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　企業が「第三国の者によって支配される」とは、第三国の者が当該企業の役員の過半数を指名し又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

第七十三条　第八章に基づく内国民待遇

各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、自国が同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇（以下この章において「内国民待遇」という。）を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

第七十四条　裁判所の裁判を受ける権利

各締約国は、自国の領域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に申立てをする権利に関し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の投資家に与える。

第七十五条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の領域内において他方の締約国の投資家が投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用又は所有を行うための条件として、次の要求を課し又は強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出

(b)　一定の水準又は割合の現地調達の達成

(c)　自国の領域内において生産された物品若しくは提供されたサービスの購入若しくは利用又は自国の領域内の自然人若しくは法人からの物品若しくはサービスの購入

(d)　輸入数量又は価額を、輸出数量若しくは価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(e)　当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域内における販売を、輸出数量若しくは価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f)　技術、製造工程その他の財産的知識を自国の自然人又は法人に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i)　当該要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され又は強制される場合

(ii)　当該要求が、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的所有権の移転に関する場合

(g)　自国の領域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(h)　自国の領域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(i)　当該投資家が生産する一若しくは二以上の物品又は当該投資家が提供するサービスを、自国の領域外の特定の地域に向けて自国の領域のみから供給すること。

2　いずれの締約国も、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として1(f)から(i)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

3　この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七十六条　特定の例外

1　第七十三条及び前条の規定は、次の場合においては、投資家及び投資財産について適用しない。

(a)　各締約国が附属書ＶＡ又はＶＢに規定する自国の特定の例外に該当する場合

(b)　修正を受けた(a)に規定する特定の例外に該当する場合。ただし、当該修正が、特定の例外の第七十三条及び前条との適合性の水準を減少させるものでないことを条件とする。

2　1(a)に規定する特定の例外には、適用可能な限り次の要素を含む。

(a)　分野又は事項

(b)　当該特定の例外の対象となる義務又は条項

(c)　当該特定の例外の法的根拠又は権限

(d)　当該特定の例外の簡潔な説明

3　各締約国は、1(b)に規定する修正を行う場合には、当該修正の実施の前に又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a)　2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。

(b)　要請に応じ、修正を受けた特定の例外の詳細を他方の締約国に提供すること。

4　各締約国は、適当な場合には、それぞれ附属書ＶＡ及びＶＢに規定する特定の例外を削減し又は撤廃するよう努める。

第七十七条　収用及び補償

1　各締約国は、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2　いずれの締約国も、公共のためであり、差別的なものでなく、正当な法の手続に従ってとられるものであり、かつ、この条の規定による補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又は収用若しくは国

有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。

3　補償は、収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用がそれ以前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならないが、土地の収用の場合にあっては、当該収用を行う締約国の収用に関する法律に基づく限りにおいて、当該収用が行われる以前の市場価格、市場価格の傾向及び市場価格の調整値をこれに反映させることができる。

4　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮して妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価をし、かつ、自由に移転することができるものとし、また、収用の日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定に規定する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

5　収用の影響を受ける投資家は、この条に定める原則に従う当該投資家の事案又は補償の額の速やかな審査のため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。

第七十八条　賃借権の買戻し

工業用地の賃貸に責任を有する一方の締約国の政府の機関は、他方の締約国の投資家の有する土地賃借権を買い戻す場合には、次の事項を考慮する。

(a)　当該土地賃借権の残存期間に帰する価額

(b)　当該機関による当該投資家に対する適当な代替資産の優先的割当て

(c)　当該投資家が当該一方の締約国の領域内の代替資産へ移転するのに要する合理的な移転費用

第七十九条　争乱からの保護

1　各締約国は、武力紛争又は革命、暴動及び国内争乱その他の緊急事態により一方の締約国の領域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、当該締約国が自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定に従って行われる支払については、実際に換価をし、自由に交換し及び自由に移転することができるものとする。

第八十条　資金の移転

1　各締約国は、自国の領域に向けた又はその領域からのすべての支払その他の資金の移転であって、自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含む。

(a)　投資財産を維持し又は増大させるための当初の及び追加的な資金

(b)　利益、資本収益、配当金、使用料、利子その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　返済金その他契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(e)　一方の締約国の領域内にある投資財産に関連した活動に従事することにより他方の締約国の投資家の得た収入

(f)　第七十七条及び前条の規定に従って行われる支払

(g)　第八十二条の規定に基づく紛争の処理から生ずる支払

2　各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ善意に適用する場合には、資金の移転を遅らせ又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事事件

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

(e)　社会保障及び公的年金計画から生ずる投資家の義務

第八十一条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産から生じ又は関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次のことを行う。

(a)　当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2　権利又は請求権の譲渡に基づき行われる1の支払であって一方の締約国又はその指定する機関に対するものについては、第七十七条2から5まで及び前二条の規定を準用する。

第八十二条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この章の規定に基づき与えられる権利が侵害されたことを理由として又はこのことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2　投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の当事者間の友好的な協議により解決する。

3　投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあった日から五箇月以内に友好的な協議により解決されない場合であって、当該投資家が解決のため当該投資紛争を(i)行政的又は司法的解決及び(ii)あらかじめ合意した適用可能な紛争解決手続のいずれかに付託しなかったときは、当該投資家は、次のいずれかの手続によることができる。

(a)　附属書ＶＣに規定する手続に従って仲裁裁判所の設置を要請し、当該投資紛争をその仲裁に付託すること。

(b)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投

資紛争の解決に関する条約（以下この章において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）が両締約国間において効力を有する場合にあってはＩＣＳＩＤ条約の規定による調停又は仲裁に当該投資紛争を付託し、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間において効力を有しない場合にあっては投資紛争解決国際センター（以下この章において「ＩＣＳＩＤ」という。）に係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁に付託すること。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。

4 各締約国は、投資紛争をこの条の規定に従って3に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することについて、ここに同意を与える。ただし、次のことを条件とする。

(a) 当該投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知ったと考えられる日のいずれか早い方の日から三年が経過していないこと。

(b) 3(b)に規定するＩＣＳＩＤ条約による仲裁に付託する場合において、ＩＣＳＩＤ理事会議長がＩＣＳＩＤ条約第三十八条又は第五十六条(3)の規定に従って一人又は二人以上の仲裁人を任命することを求められるときには、同議長が次のことを行うこと。

(i) 当該締約国及び当該投資家に対し、それぞれ、ＩＣＳＩＤ条約第三十八条又は第五十六条(3)の規定に従って任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定させること。

(ii) (i)の規定により当該締約国若しくは当該投資家又はその双方が排除した国籍の者を仲裁人として任命しないこと。

5 4(a)に定める条件が満たされない場合には、4に規定する同意は与えられていないものとする。

6 4(b)に定める条件が満たされない場合には、4の規定によるＩＣＳＩＤによる仲裁への同意は与えられていないものとする。この場合において、3に規定する手続のうちＩＣＳＩＤによる仲裁以外の紛争解決手続のいずれかの適用可能性が妨げられることはない。

7 3及び4の規定は、第三国の者が所有し又は支配する一方の締約国の企業である投資家が他方の締約国の領域内における投資財産について投資紛争を付託する場合には、その投資財産が当該他方の締約国の領域内において既に設立され、取得され又は拡張されているときに限って適用する。

8 3の規定に従い投資紛争を付託しようとする投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c) 3(a)から(c)までに規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの

9 一方の締約国の投資家が3の規定により投資紛争を付託し、当該紛争の当事者である締約国が第八十四条又は第八十五条を援用する場合において、当該締約国又は当該投資家の要請があるときは、係争中の特定の資金上の事項に関し必要な知見を有する仲裁人が任命されるものとする。

10(a) 裁定には、次のものを含める。

(i) 他方の締約国の投資家及びその投資財産についてこの章の規定に基づき与えられる権利が、一方の締約国により侵害されたかどうかに関する判断

(ii) 権利の侵害がある場合には、その救済措置

(b) (a)の規定による裁定は、(c)及び(d)の規定が適用される場合を除くほか、最終的なものとし、当該締約国及び当該投資家を拘束する。

(c) 他方の締約国の投資家及びその投資財産についてこの章の規定に基づき与えられる権利が一方の締約国により侵害された旨の裁定が下された場合には、当該一方の締約国は、(a)(ii)の規定により示された救済措置に代えて、次の(i)から(iii)までのいずれかの救済措置により、当該裁定を実施することができる。

(i) 金銭上の補償（損失又は損害が生じた時点から支払が行われる時点までの利子を含む。）

(ii) 原状回復

(iii) 金銭上の補償と原状回復との組合せ

ただし、当該一方の締約国が次の(A)及び(B)の規定に従うことを条件とする。

(A) 裁定の日の後三十日以内に当該投資家に対し、(i)から(iii)までのいずれかの措置により当該裁定を実施する意図を有する旨通報すること。

(B) (i)又は(iii)のいずれかの措置により当該裁定を実施することを選択する場合には、当該一方の締約国及び当該投資家がその金銭上の補償額について合意すること又は(d)の規定により補償額が決定されること。

(d) 当該締約国及び当該投資家は、裁定の日の後六十日以内に(c)(B)に規定する金銭上の補償額につき合意に達しない場合には、その裁定を行った仲裁裁判所に解決を求めることができる。この(d)の規定に従って行われる金銭上の補償額についての裁定は、最終的なものとし、当該締約国及び当該投資家を拘束する。

(e) 裁定は、その執行が求められている領域の属する締約国において適用されている裁定の執行に関する法令に従って執行される。

11 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家が、当該投資紛争の当事者である締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

12 いずれの締約国も、自国の投資家及び他方の締約国がこの条の規定に基づく仲裁に付託することに同意し又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え又は国家間の請求を行うことができない。ただし、当該他方の締約国が当該紛争について下された裁定に従わなかった場合

は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含まない。

第八十三条　第八章の規定に関する一般的例外

1　この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　刑務所労働に関する措置

(e)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置

(f)　有限天然資源の保存のために必要な措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

2　一方の締約国がこの協定の効力発生後に1又は第四条の規定に基づく措置をとる場合において、当該措置がこの章に基づく義務との関連において他方の締約国の投資家又はその投資財産に影響を与えるおそれのあるときは、当該一方の締約国は、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置について当該他方の締約国に通報するよう妥当な努力を払う。

第八十四条　一時的なセーフガード

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七十三条に定める義務であって国境を越える資本取引に係るもの又は第八十条に定める義務に適合しない措置を採用し又は維持することができる。

(a)　国際収支又は対外資金に関して重大な困難が生じており又は生ずるおそれのある状況にある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が当該締約国に重大な経済上又は資金上の混乱をもたらす状況にある場合

2　1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　両締約国間で差別しないものであること。

(f)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(g)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第八十五条　信用秩序の維持のための措置

1　この章の他の規定にかかわらず、各締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安全性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　1の措置であって、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第八十六条　知的所有権

第七十三条の規定にかかわらず、両締約国は、知的所有権に関する限り、同条に規定する内国民待遇を世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に規定する限度においてのみ適用することに合意する。

第八十七条　収用を構成する課税措置

1　第七十七条の規定は、租税に係る課税措置が同条2に規定する収用を構成する限りにおいて、当該課税措置について適用する。

2　1の規定が適用される場合には、第七十四条、第八十二条、次条及び第八十九条1の規定を租税に係る課税措置について適用する。

第八十八条　投資に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討し、及び討議すること。

(b)　第七十六条1に規定する特定の例外について、適当な場合にはその削減又は撤廃に寄与するとともに両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として検討すること。

(c)　投資に関連するその他の事項であってこの章に関係するものについて討議すること。

2　投資に関する合同委員会は、民間部門の者と共同して会合することを決定することができる。

第八十九条　第八章の適用

1　各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内の地方政府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2　いずれかの締約国が、第三国と投資に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効

力発生後にこのような国際協定を締結する場合には、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して、当該国際協定に従い同様の状況において当該第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

第九章　自然人の移動

第九十条　第九章の適用範囲

1　この章の規定は、締約国の自然人であって、商用目的で他方の締約国の領域に入国する者の移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この協定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については適用しない。

第九十一条　第九章における用語

「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす者をいう。

(a)　日本国については、日本国の国民であること。

(b)　シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

第九十二条　第九章に基づく特定の約束

1　各締約国は、次の者について行う特定の約束を附属書Ⅵ第A部に記載する。

(a)　他方の締約国の短期の商用訪問者

(b)　他方の締約国の企業内転勤者

2　各締約国は、次の者について行う特定の約束であって自国の法令に従って実施するものを附属書Ⅵ第B部に記載する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　自国の領域にある公私の機関との個人的な契約に基づいて業務に従事する他方の締約国の自然人

3　1及び2に規定する特定の約束の対象となる自然人は、当該特定の約束の条件に従って入国及び滞在が許可される。

4　1及び2に規定する特定の約束は、第六十三条に規定する特定の約束を第七章の規定に基づいて行った分野及び第八章の規定に基づく特定の例外の対象ではない分野についてのみ適用する。

第九十三条　職業上の技能に関する相互承認

1　締約国は、職業上の技能を有する自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるため自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果を承認することができる。

2　1の規定による承認は、調和その他の方法により可能となるが、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的にこれを行うことができる。

3　締約国は、第三国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果を協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の領域内において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明の効果も承認されるべきかどうかについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第九十四条　職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会

1　前条の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会を設置する。

(a)　前条の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。

(b)　両締約国間の協力を促進する分野及び方法を特定し、及び勧告すること。

(c)　前条の規定の実施に関するその他の事項について討議すること。

2　職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第九十五条　第九章における一般規定

1　この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は両締約国間のサービスの貿易若しくは自国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

2　この章の規定は、締約国が自国の領域への他方の締約国の自然人の入国又は当該領域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする（注）。

注　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ又は侵害されているとはみなさない。

第十章　知的所有権

第九十六条　第十章の下での協力の分野及び形態

1　両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的所有権の重要性及びかかる新たな環境における知的所有権の保護の重要性が増大していることを認識して、知的所有権の分野における両締約国の協力を発展させる。

2　1の規定に基づく協力の分野には、次のものを含めることができる。

(a)　特許、営業上の秘密及び関連する権利

(b)　商標及び関連する権利

(c)　不正競争の防止

(d)　著作権、意匠及び関連する権利

(e)　知的所有権の仲介又は実施許諾、知的所有権の管理、登録及び利用並びに特許地図の作製

(f)　デジタル環境における知的所有権の保護並びに電子商取引の増大及び発展

(g)　技術及び市場情報

(h)　知的所有権に関する教育及び啓発事業計画

3　1の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

(a)　知的所有権並びに各締約国の領域内における知的所有権に関連する行事、活動及び自発的活動に関し、情報を交換し、及び経験を共有すること。

(b)　締約国の知的所有権に係る政策及び経験の相互理解の促進に寄与することを目的として、知的所有権の分野の専門家の研修及び交流を共同して実施すること。

(c)　知的所有権の行使に関する情報の普及、経験の共有及び研修を実施すること。

第九十七条　知的所有権に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする知的所有権に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の協力及び実施を監督し、及び見直しを行うこと。

(b)　この章の規定の実施に関して両締約国に助言すること。

(c)　この章の規定に基づく新たな協力分野について検討し、及び勧告すること。

(d)　知的所有権に関するその他の事項について討議すること。

2　知的所有権に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第九十八条　特許付与手続の円滑化

1　シンガポールは、自国の法令に従い、日本国における出願に対応するシンガポールにおける出願の特許付与手続を円滑にするための適当な措置をとる。

2　1の規定に基づいてシンガポールがとる措置の詳細は、実施取極で定める。

第九十九条　知的所有権データベース利用の容易化

両締約国は、実施取極の定めるところにより、両締約国の公開されている知的所有権データベースの利用を容易にするための適当な措置をとる。

第百条　第十章の下での協力活動に要する費用

協力活動に要する費用は、相互に合意するところに従って負担する。

第十一章　政府調達

第百一条　第十一章の適用範囲

1　附属書ⅦBに掲げる機関が行う附属書ⅦAに特定する産品及びサービスの調達であって、その調達契約の価額が基準額である十万SDR以上のものについては、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）第一条2及び第二条から第二十三条までの規定（第三条1(b)、第五条、第十六条2、第十九条5、第二十一条、第二十二条及び第二十三条1の規定を除く。）を準用する。

2　附属書ⅦBに掲げる機関が、附属書ⅦBに掲げられていない企業に対し、この協定の適用を受ける調達に関連して当該企業が締結する契約について特定の要件に従ったものであることを求める場合には、当該要件について政府調達協定第三条の規定（同条1(b)の規定を除く。）を準用する。

3　附属書ⅦBに掲げる機関が民営化された場合には、この章の規定は、当該民営化された機関については適用しない。一方の締約国は、他方の締約国に対し、そのような機関が民営化される前に又はその後できる限り速やかに、当該機関の名称を通報する。

4　3の規定の適用上、政府の機関は、政府が当該機関の持分を保有し又は当該機関の役員の指名を行う場合においても、当該機関が商業的に運営され、かつ、既に当然には政府の権限を行使し得ない法人に再構成されたときは、民営化されたものとする。

5　この章のいかなる規定も、各締約国が政府調達協定の当事国として負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第百二条　政府調達に関する情報交換

調達政策に責任を有する両締約国の政府職員は、いずれか一方の締約国の要請により会合するものとし、それぞれの締約国の法令に従い政府調達に関する情報交換を行う。

第十二章　競争

第百三条　反競争的行為

1　各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに両締約国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2　各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するための法令を見直し及び改正し又は制定するよう努める。

第百四条　反競争的行為の規制に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2　この章の規定に基づく協力の分野、細目及び手続は、実施取極で定める。

3　両締約国は、この章の規定の実施に関連して、1の規定に従い、かつ、実施取極の定めるところにより情報交換を行う。この情報交換については、第三条の規定を適用しない。

第百五条　紛争解決

この章の規定の適用については、第二十一章に定める紛争解決手続を適用しない。

第十三章　金融サービスに関する協力

第百六条　金融サービスの分野における協力

両締約国は、次のことを目的として、金融サービスの分野において協力する。

(a)　金融サービスの分野における規制監督に関する協力を促進すること。

(b)　両締約国及びアジアにおける金融市場（資本市場を含む。）を円滑に発展させること。

(c)　両締約国の金融市場の基盤を改善すること。

第百七条　規制監督に関する協力

1　両締約国は、次のことを目的として、金融サービスの分野における規制監督に関する協力を促進する。

(a)　健全な信用秩序の維持のための政策を実施すること及び一方の締約国の金融機関であって他方の締約国の領域内において業務を行うものに対する効果的な監督を強化すること。

(b)　金融サービス（電子的手段によって提供されるものを含む。）における国際化に関する問題に適切に対応すること。

(c)　金融市場の適正な革新を抑制しない環境を維持すること。

(d)　システミック・リスクを最小化し、かつ、危機発生時の波及効果を抑制するために、世界的な金融機関に対する監督を実施すること。

2　1に規定する規制監督に関する協力の一部として、両締約国は、各締約国の証券法の効果的な執行に寄与することを目的として、それぞれ自国の法令に従い、かつ、実施取極の定めるところにより、各締約国の証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有について協力する。

3　2に規定する証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有における両締約国の協力については、第二条及び第三条並びに第二十一章の規定を適用しない。

第百八条　資本市場の発展

両締約国は、それぞれの資本市場の競争力を向上させ並びに急速に発展する世界的な金融取引の安定性を確保し及び強化する必要性が高まっていることを認識し、健全かつ進歩的な資本市場を育成し並びにその深み及び流動性を高めることを目的として、両締約国の資本市場を円滑に発展させるために協力する。

第百九条　金融市場の基盤の改善

両締約国は、効率的かつ信頼できる金融市場の基盤が貿易及び投資を円滑化させることを認識して、金融市場の基盤を強化するために協力する。

第百十条　地域内の金融市場（資本市場を含む。）の発展

両締約国は、安定的かつ機能的な金融市場（資本市場を含む。）の重要性を認識して、アジアにおける国境を越える金融活動の更なる発展及び地域内の金融の安定に寄与するために協力する。

第百十一条　金融サービスに関する協力に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、金融サービスに関する協力に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。委員会の任務には次のことを含める。

(a)　この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。

(b)　更なる協力の分野を特定し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　金融サービスに関する両締約国間の協力に関するその他の事項について討議すること。

2　委員会は、特定の事項及び自発的活動を詳細に検討するために、作業部会を設置することができる。

3　委員会の構成は、実施取極で定める。

第十四章　情報通信技術

第百十二条　情報通信技術の分野における協力

両締約国は、情報通信技術及び情報通信技術関連サービスに関する事業慣行が民間部門の主導により内外で急速な発展を遂げていることを認識し、情報通信技術の利用から両締約国にとって最大の利益を享受することを目的として、情報通信技術及び情報通信技術関連サービスの発展を促進するために協力する。

第百十三条　第十四章の下での協力の分野及び形態

1　前条の規定に基づく協力の分野には、次のものを含めることができる。

(a)　電子商取引の促進

(b)　新たなサービスその他の情報通信技術関連サービスの消費者、公的部門及び民間部門による利用の促進

(c)　情報通信技術関連の人材養成

2　両締約国は、両締約国が重要と認める具体的な協力分野を実施取極で定めることができる。

3　前条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

(a)　政策事項に関する対話を促進すること。

(b)　両締約国の民間部門間の協力を促進すること。

(c)　国際的な場における情報通信技術に関する協力を強化すること。

(d)　その他適当な協力活動を実施すること。

第百十四条　情報通信技術に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする情報通信技術に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。

(b)　情報通信技術の分野における両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。

(c)　情報通信技術に関するその他の事項について討議すること。

2　情報通信技術に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十五章　科学技術

第百十五条　科学技術の分野における協力

1　両締約国は、科学技術、特に先端分野における科学技術が中長期的に各締約国の経済の持続的拡大に貢献することを認識し、平等及び相互利益の原則に基づき、科学技術の分野における平和的目的のための政府間の協力活動（以下この章において「政府間活動」という。）を発展させ、及び促進する。

明治二十五年三月三十一日　第二種郵便物認可

2　両締約国は、また、適当な場合には、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とするその他の協力活動（以下この章において「協力活動」という。）を奨励する。

第百十六条　第十五章の下での政府間活動の分野及び形態

両締約国は、政府間活動の分野及び形態について合意することができる。合意された分野及び形態は、実施取極でこれを定める。

第百十七条　科学技術に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする科学技術に関する合同委員会を設置する。

(a)　両締約国の科学技術開発の分野における協力関係並びに政府間活動及び協力活動の進捗状況について検討し、及び討議すること。

(b)　科学技術政策に関する事項に関する意見及び情報を交換すること。

(c)　この章の規定の実施に関する助言（政府間活動の特定及び勧告並びにその実施の奨励についての助言を含めることができる。）を両締約国に与えること。

(d)　特に両締約国が重要と考える分野における協力活動を奨励する方法について討議すること。

(e)　科学技術に関するその他の事項について討議すること。

2　科学技術に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第百十八条　知的所有権その他の所有権的性格を有する権利の保護及び配分

1　政府間活動によって得られる所有権的性格を有しない科学的及び技術的情報は、いずれの締約国政府も、これを公衆に利用させることができる。

2　両締約国は、それぞれ自国の関係法令並びに日本国及びシンガポールが現在締結しているか又は将来締結する関係国際協定に従って、この章の規定に基づく政府間活動から生ずる知的所有権その他の所有権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護を確保し、その配分に十分に配慮する。両締約国は、必要に応じ、この目的のために協議する。

第百十九条　第十五章の下での政府間活動に要する費用

1　この章の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2　この章の規定に基づく政府間活動に要する費用は、相互に合意するところに従って負担する。

第百二十条　実施取決め

この章の規定に基づく政府間活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第十六章　人材養成

第百二十一条　人材養成の分野における協力

両締約国は、持続的な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識し、人材養成の分野において政府間の協力を行うとともに、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする互恵的な協力を奨励する。

第百二十二条　人物交流

1　両締約国は、学者、教員、学生、教育機関の構成員その他の科学又は教育活動に従事する者の交流を奨励する。

2　両締約国は、両締約国の青少年及び青少年団体の間の親善を促進するため、これらの間の協力及び交流を奨励する。

第百二十三条　教育研究機関間の協力

両締約国は、両締約国の教育研究機関間の緊密な協力を奨励する。

第百二十四条　政府職員の交流

両締約国は、それぞれの政府の政策に関する相互理解の増進を目的として、両締約国の政府職員の交流を促進する。当該政府職員の交流の詳細は、実施取極で定める。

第百二十五条　高齢化社会

両締約国は、高齢化社会に関する政策事項についての意見及び経験を交換する。

第十七章　貿易及び投資の促進

第百二十六条　貿易及び投資の促進の分野における協力

両締約国は、両締約国の民間企業間の交流及び協力を促進するための両締約国の努力が日本国、シンガポール及びアジアにおける貿易及び投資を促進する触媒として作用することを認識して、両締約国の民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力する。

第百二十七条　第十七章の下での検討及び勧告

1　両締約国は、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が、両締約国間の貿易及び投資の促進に貢献し得ることを認識する。当該協力については、実施取極で定める。

2　両締約国は、1に規定する協力について検討を行い、適当な場合には、当該協力の当事者間による更なる協力の方法又は分野について勧告する。

第百二十八条　貿易及び投資の促進に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする貿易及び投資の促進に関する合同委員会を設置する。

(a)　貿易及び投資の促進に関する意見及び情報を交換すること。

(b)　この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。

(c)　両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。

(d)　貿易及び投資の促進のための協力に関するその他の事項について討議すること。

2　貿易及び投資の促進に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十八章　中小企業

第百二十九条　中小企業の分野における協力

両締約国は、それぞれの国民経済の活力を維持する上で中小企業が果たす基本的な役割を認識し

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

て、両締約国の中小企業間の緊密な協力を促進することに協力する。

第百三十条　第十八章の下での検討及び勧告

1　両締約国は、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする一定の協力が、両締約国の中小企業間の緊密な協力に貢献し得ることを認識する。当該協力については、実施取極で定める。

2　両締約国は、1に規定する協力について検討を行い、適当な場合には、当該協力の当事者間による更なる協力の方法又は分野について勧告する。

第百三十一条　中小企業の投資の促進

両締約国は、東南アジアにおけるシンガポールの地理的位置を認識し、特に東南アジアにおける両締約国の中小企業間の事業協力を可能とすることを目的として、日本国の中小企業によるシンガポールへの投資を促進することに協力する。両締約国は、同様に、シンガポールの中小企業による日本国への投資を促進することに協力する。

第百三十二条　中小企業に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする中小企業に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。

(b)　中小企業に関する協力の促進に関する意見及び情報を交換すること。

(c)　両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。

(d)　中小企業に関する協力に関するその他の事項について討議すること。

2　中小企業に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第十九章　放送

第百三十三条　放送の分野における協力

両締約国は、両締約国間の相互理解を促進するための手段として放送が有する可能性及び革新的な放送サービスの急速な発展を認識して、放送の分野における両締約国間の協力を奨励する。

第百三十四条　規制当局間の意見交換

両締約国は、双方の放送サービスの間における相互理解が両締約国の権限のある当局間の連携能力を高めること及び両締約国の規制当局間の関係強化が両締約国の新たな放送サービスへの対応能力を高めることを認識して、次に掲げるものその他放送の分野に関連する事項についての意見及び情報を交換する。

(a)　放送政策に関する事項

(b)　新たな放送サービス

第百三十五条　放送に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする放送に関する合同委員会を設置する。

(a)　放送の分野における両締約国間の協力関係について検討し、及び討議すること。

(b)　両締約国間の更なる協力分野を特定し、及び勧告すること。

(c)　この章の規定の効果的な実施に関するその他の事項について討議すること。

2　放送に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第二十章　観光

第百三十六条　観光の分野における協力

両締約国は、観光が両締約国間の相互理解の増進に寄与し及び両締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、両締約国の観光を促進し及び発展させることに協力する。

第百三十七条　観光の促進及び発展

両締約国は、両締約国の観光の促進及び発展に関し、両締約国の領域内の政府以外の団体を一方又は双方の当事者とする協力を奨励する。

第百三十八条　観光に関する合同委員会

1　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする観光に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の効果的な実施に関する事項について検討し、及び討議すること。

(b)　観光の促進及び発展に関する意見及び情報を交換すること。

(c)　両締約国間の更なる協力の方法を特定し、及び勧告すること。

(d)　観光に関するその他の事項について討議すること。

2　観光に関する合同委員会の構成は、実施取極で定める。

第二十一章　紛争の回避及び解決

第百三十九条　第二十一章の適用範囲

1　この章の規定は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係る両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。

2　この章のいかなる規定も、自国が当事国となっている他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する締約国の権利を害するものではない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は締約国が当事国となっている他の国際協定に基づいて紛争解決のための手続が開始される場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の手続を利用することはできない。ただし、別途の国際協定に基づく、かつ、実質的に異なる権利又は義務が争われることについては、この限りでない。

4　3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。

第百四十条　紛争の回避及び解決のための一般協議

1　紛争の回避を目的として、各締約国は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係るいかなる問題についても、他方の締約国に対し協議を要請することができる。

2　締約国が1の規定により協議を要請する場合には、他方の締約国は、協議のための機会を十分に与えるものとし、そのような要請に迅速に応じて、誠実に協議を開始する。

3　両締約国が協議により問題を解決することができなかった場合には、いずれの締約国も、4の規定により設置される協議に関する委員会の会合を要請することができる。同委員会は、問題の迅速かつ満足すべき解決を目指すものとし、そのような要請の受領の日の後三十日以内に会合する。

4　この章の規定の円滑な実施のため、両締約国は、協議に関する委員会を設置する。同委員会

は、各締約国が任命するそれぞれ一名の法律専門家を含む各締約国の代表から構成される。

5　この条に定める手続は、第百四十二条に定める手続が既に開始されている紛争には、適用されない。

第百四十一条　あっせん、仲介又は調停

1　各締約国は、あっせん、仲介又は調停を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができ、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国の合意がある場合には、この章に定める仲裁裁判の手続の進行中においても、あっせん、仲介又は調停を継続することができる。

第百四十二条　紛争解決のための特別協議

1　いずれの締約国も、他方の締約国がこの協定又は実施取極に基づく義務を履行せず又はこれに反する措置をとった結果、この協定又は実施取極に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ又は侵害されていると認める場合には、当該他方の締約国に対し、紛争を解決することを目的として、書面により協議の要請を行うことができる。

2　両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、1の要請を受けた締約国は、

(a)　当該要請を受けた日の後三十日以内に協議を開始する。

(b)　当該紛争に関し第百四十条に定める手続が利用され、同条の規定に基づく協議が開始された日から六十日以上が経過しているときにあっては、当該要請を受けた日の後十日以内に協議を開始する。

3　締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

4　この協定又は実施取極に基づく義務に違反する措置がとられた場合には、反証がない限り、無効化又は侵害の事案を構成するものとみなす。

第百四十三条　仲裁裁判所の設置

1　締約国が前条に規定する協議によって紛争を解決することができなかった場合には、両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、いずれの締約国も、

(a)　前条2(a)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から六十日が経過した後に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(b)　前条2(b)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から三十日が経過した後に当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　違反があったとされるこの協定又は実施取極中の条項その他の関連する法規を含む申立ての法的根拠

(b)　申立ての根拠とされる事実

3　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が行われた日の後三十日以内に、それぞれ一名の仲裁人を任命する。いずれかの締約国が仲裁人を任命しない場合には、第百四十条4の規定により当該締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。

4　両締約国は、裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命する。両締約国が第三の仲裁人について合意することができない場合には、各締約国は、第三の仲裁人として受け入れることのできる五名の者の名簿をそれぞれ作成し、他方の締約国と交換する。第三の仲裁人は、次の方法により選ばれる。

(a)　双方の名簿に共通して氏名の記載された者が一名である場合であって、かつ、その者が仲裁人となることが可能なときは、その者を第三の仲裁人とする。

(b)　双方の名簿に共通して氏名の記載された者が二名以上である場合には、両締約国は、それらの者のうちからいずれの者を第三の仲裁人とするかにつき合意するため協議する。

(c)　両締約国が(b)の規定によっても合意に達することができない場合、双方の名簿に共通して氏名の記載された者がない場合又は合意されず若しくは選ばれた者が仲裁人となることができず、両締約国がその者に代わる仲裁人について決定できない場合には、3の規定により任命された二名の仲裁人が、第三の仲裁人について合意する。

(d)　仲裁人が第三の仲裁人について合意することができない場合には、第三の仲裁人は、両締約国が合意する手続であって実施取極に定めるものに従って、くじにより選ばれる。

5　第三の仲裁人は、第二の仲裁人が任命された日の後四十日以内に任命される。

6　第三の仲裁人は、両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、締約国の国民、締約国の領域内に通常居住する者又は締約国により雇用されている者のいずれであってもならず、また、いかなる資格においても関係の紛争を扱ったことのある者であってはならない。

7　仲裁裁判所は、適格な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第百四十四条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　この協定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、法及び事実に関する認定を行う。

(d)　(c)の認定とは別に、第百四十七条の関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを締約国による考慮に付することができる。

2　いずれの締約国も、仲裁裁判所の裁定が最終的な、かつ、両締約国を拘束するものであることに同意する。

3　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、いずれの締約国も、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

4　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができ、また、問題の

一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

5　仲裁裁判所の評議は、秘密とする。仲裁裁判所の裁定の起草は、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて、かつ、締約国の参加なしに行うものとする。

6　仲裁裁判所は、紛争が他の方法によって解決した場合及び仲裁裁判手続が第百四十六条の規定に従って終了した場合を除くほか、その設置の日から百二十日以内に裁定を下す。仲裁裁判所は、百二十日以内に裁定を下すことができない場合には、三十日を超えない範囲における裁定の延期について両締約国と協議し、合意することができる。

7　仲裁裁判所は、裁定案を検討する機会を両締約国に均等に与える。

8　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式により行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

第百四十五条　仲裁裁判所の手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判所の評議及び提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は当該意見書について公開可能な、かつ、秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた締約国は、要約の提出に同意するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。

4　両締約国は、仲裁手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。いずれかの締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第百四十六条　仲裁手続の終了

仲裁裁判所が設置され、前条に定める手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、手続の終了について合意することができる。

第百四十七条　第二十一章に基づく実施

1　第百四十四条の規定による仲裁裁判所の裁定（以下この条において「原裁定」という。）は、迅速に実施しなければならない。仲裁裁判所により裁定の実施を求められた締約国（以下この条において「実施国」という。）は、原裁定が下された日の後二十日以内に、実施国が原裁定を実施するために妥当かつ必要と判断する期間を他方の締約国（以下この条において「相手国」という。）に通報する。当該期間については、次の規定を適用する。

(a)　行政上又は立法上の措置をとる必要がある場合に限り、これを十二箇月までを限度として延長することができる。

(b)　特別な事情の存在につき両締約国の合意が得られる場合には、これを短縮し又は延長することができる。

(c)　相手国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、協議を要請することができる。この場合において、両締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。

2　実施国は、原裁定を実施することができないと認める場合には、1の規定により裁定を実施することに代え、代償を与え又は代替措置をとることにより相互に満足すべき解決を図り、かつ、当該解決を実施するための妥当な期間について合意するため、相手国との協議を迅速に開始する。

3　相手国は、原裁定を実施するために実施国がとった措置が原裁定に適合していないと認める場合には、協議を要請することができる。

4　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、原裁定の実施から生ずるいかなる問題についても仲裁裁判所に付託することができる。

(a)　1(c)の規定による協議については、当該協議の要請が受領された日の後二十日以内に実施期間について締約国が合意することができなかった場合

(b)　2の規定による協議については、当該協議の開始の日の後三十日以内に相互に満足すべき解決又は当該解決の実施期間に係る合意が両締約国間で得られなかった場合

(c)　3の規定による協議については、締約国が問題を解決することができないまま1の規定による実施期間の終了の日から少なくとも三十日が経過した場合

(d)　1から3までの規定による協議の要請があった場合において、当該要請を受けた国が協議の開始を拒否したとき

5　実施国が1又は4(a)の規定により決定される期間内に原裁定を実施していないことが4(c)の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、相手国は、そのような確認が行われた日から三十日以内に、この協定又は実施取極に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。

6　実施国が2又は4(b)の規定により決定された期間内に2又は4(b)の規定により決定された代償を与え又は代替措置を実施することができなかった場合には、相手国は、当該期間の終了の日から三十日以内に、この協定又は実施取極に基づく義務の適用を停止する意図を有する旨を実施国に通報することができる。

7　5及び6に規定する義務の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に

行うことができる。ただし、当該義務の適用の停止が次の規定に従うものであることを条件とする。

(a) 関係の紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、これを行わないこと。

(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ又は原裁定が実施されたときに解除されること。

(c) 原裁定の不履行による無効化又は侵害の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害と関連する分野に限定されること。もっとも、当該分野における義務の適用を停止することが実現不可能な又は効果的でない場合にあっては、この限りでない。

8 実施国は、5から7までのいずれかに規定する条件が満たされていないと認める場合には、相手国に対し協議を要請することができる。相手国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。当該要請の受領の日から三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、いずれの締約国も、問題を仲裁裁判所に付託することができる。

9 この条を適用するため招集される仲裁裁判所は、できる限り、この条に規定する原裁定を下した仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、仲裁裁判所の仲裁人は、第百四十三条3から7までの規定に従って任命される。両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。

第百四十八条　費用

両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十二章　最終規定

第百四十九条　見出し

この協定中の章及び条項の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百五十条　協定の附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第百五十一条　改正

この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。改正が次のもののみに関係する場合には、日本国政府とシンガポール政府との間の外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。

(a) 附属書ⅡA及びⅡB

(b) 附属書Ⅲ中分野別附属書第B部に特定する関係法令若しくは運用規則又は指定当局の変更

第百五十二条　効力の発生

この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びシンガポール政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百五十三条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二年一月十三日にシンガポールで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
小泉純一郎

シンガポールのために
ゴー・チョク・トン

附属書Ⅰ

日本国による関税の撤廃のための実施日程

1 協定第十四条1に基づく日本国による関税の撤廃は、この表2欄に掲げる品目の関税について同表3欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。

(a) 「A」 この協定の効力発生の日から関税を撤廃する。

(b) 「B」 二千六年四月一日から関税を撤廃する。

(c) 「C1」 この協定の効力発生の日から関税率を二・八パーセントとし、二・八パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二千三年から二千十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。

(d) 「C2」 この協定の効力発生の日から関税率を三・一パーセントとし、三・一パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二千三年から二千十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。

(e) 「C3」 この協定の効力発生の日から関税率を三・九パーセントとし、三・九パーセントから無税までの八回の毎年均等な関税の引下げを二千三年から二千十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。

(f) 「D」 二千四年一月一日から関税率を六・五パーセントとし、六・五パーセントから無税までの六回の毎年均等な関税の引下げを二千五年から二千十年までの各年のそれぞれ一月一日に行う。

2 日本国は、この表に掲げる産品に対して同表3欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができる。

3 この附属書の規定に従って引下げを実施した後の税率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。)。

4 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

1	2	3
関税率表番号	品名	区分
第一類	動物（生きているものに限る。）	
○一・○一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
○一○一・一○のうち	純粋種の繁殖用のもの	A
	馬	
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	
	その他のもののうち	
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A
	ろ馬、ら馬及びヒニー	
○一○一・九○のうち	その他のもの	A
	馬	
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	
	その他のもののうち	
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A
	ろ馬、ら馬及びヒニー	
○一・○二	牛（生きているものに限る。）	A
○一○二・一○	純粋種の繁殖用のもの	A
○一○二・九○のうち	その他のもの	A
	水牛	
○一・○三	豚（生きているものに限る。）	A
○一○三・一○	純粋種の繁殖用のもの	A
○一・○四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A
○一・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	A
○一・○六	その他の動物（生きているものに限る。）	A
第二類		
○二・○三	肉及び食用のくず肉	
	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二○三・一一のうち	生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	枝肉及び半丸枝肉	A
○二○三・一二のうち	いのししのもの	A
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	A
○二○三・一九のうち	いのししのもの	A
	その他のもの	A
	いのししのもの	A
	冷凍したもの	
○二○三・二一のうち	枝肉及び半丸枝肉	A
	いのししのもの	A
○二○三・二二のうち	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	A
	いのししのもの	A
○二○三・二九のうち	その他のもの	A
	いのししのもの	A
○二・○四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A
○二○五・○○	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A
○二・○六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A
○二○六・三○のうち	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
	いのししのもの	A
○二○六・四一のうち	肝臓	A
	いのししのもの	A
○二○六・四九のうち	その他のもの	A
	いのししのもの	A
○二○六・八○	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○二○六・九○	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A
○二・○八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A
第三類		
○三・○一	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物	
	魚（生きているものに限る。）	
	その他の魚（生きているものに限る。）	A

○三〇一・九一のうち	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル) 養魚用の稚魚	A
○三〇一・九二のうち	うなぎ(アングイルラ属のもの) 養魚用の稚魚	A
○三〇一・九三のうち	こい 養魚用の稚魚	A
○三〇一・九九のうち	その他のもの 養魚用の稚魚	A
○三・〇七	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)並びに水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	A
○三〇七・九一のうち	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)	A
第四類		
○四〇七・〇〇のうち	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。) ふ化用のもの	A
第五類		
○五〇一・〇〇	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。) 人髪(加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。)及びそのくず	A
○五・〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	A
○五〇三・〇〇	馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	A
○五〇四・〇〇	動物(魚を除く。)の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	A
○五・〇五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。)並びに鳥の綿毛(加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。)並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	A
○五・〇六	骨及びホーンコア(加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。)並びにこれらの粉及びくず	A
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。)並びにこれらの粉及びくず	A
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。)並びにこれらの粉及びくず	A
○五〇九・〇〇のうち	動物性の海綿 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円以上のもの	A
○五一〇・〇〇のうち	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁(乾燥してあるかないかを問わない。)並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)	A
○五・一一	じゃ香及び牛黄	A
○五一一・一〇	動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの 牛の精液	A
○五一一・九一のうち	その他のもの 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	A
○五一一・九九のうち	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵 その他のもの 蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血	A
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	A

○六・〇一	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）	A
○六・〇二	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸	A
○六・〇三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	A
第七類		
○七・一二	食用の野菜、根及び塊茎	
○七一二・九〇のうち	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	A
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	スイートコーンのうち	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	
○七一三・一〇のうち	えんどう（ピスム・サティヴム）	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
○七一三・二〇のうち	ひよこ豆	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	
○七一三・三三のうち	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
○七一三・三九のうち	その他のもの	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
○七一三・四〇のうち	ひら豆	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
○七一三・五〇のうち	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）	A
○七一三・九〇のうち	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
	その他のもの	
○七・一四	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
○七一四・一〇のうち	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	A
	カッサバ芋	
	飼料用のもの	A
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
第八類		
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮（ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
○八〇一・三一	カシューナット	
○八〇一・三二	殻付きのもの	A
○八・〇二	殻を除いたもの	A
○八〇二・一一のうち	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
	アーモンド	
	殻付きのもの	A
○八〇二・一二のうち	ビターアーモンド	A
	殻を除いたもの	
	ビターアーモンド	A
○八〇二・五〇	ピスタチオナット	A
○八〇二・九〇のうち	その他のもの	
	びんろう子	A
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	A
○八〇四・一〇	なつめやしの実	A
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	A

○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	A
○八〇五・九〇のうち	その他のもの	A
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）	
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	A
○八一二・九〇のうち	その他のもの	A
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	
第九類		
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	
	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	
○九〇一・一一	コーヒー（いったものを除く。）	A
○九〇一・一二	カフェインを除いてないもの	A
○九〇一・九〇のうち	カフェインを除いたもの	A
	その他のもの	A
○九・〇二	コーヒー豆の殻及び皮	A
○九〇二・二〇のうち	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	A
	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	A
○九〇二・四〇のうち	くず（飲用に適するものを除く。）	A
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	A
○九・〇四	くず（飲用に適するものを除く。）	A
	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	
○九〇四・一一のうち	ペッパー	A
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九〇四・一二のうち	破砕し又は粉砕したもの	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九〇四・二〇のうち	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九〇五・〇〇	バニラ豆	A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	A
○九〇七・〇〇のうち	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	A
○九〇八・一〇のうち	肉ずく	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九〇八・二〇のうち	肉ずく花	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九〇八・三〇のうち	カルダモン類	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	A
○九〇九・一〇のうち	アニス又は大ういきょうの種	A
	小売用の容器入りにしてないもののうち	A
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	A
○九〇九・二〇のうち	コリアンダーの種	A
	小売用の容器入りにしてないもののうち	A
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	A
○九〇九・三〇のうち	クミンの種	A
	小売用の容器入りにしてないもののうち	A
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	A
○九〇九・四〇のうち	カラウエイの種	A
	小売用の容器入りにしてないもののうち	A
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	A
○九〇九・五〇のうち	ういきょうの種及びジュニパーベリー	A
	小売用の容器入りにしてないもののうち	A
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	A
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	A
○九一〇・二〇のうち	サフラン	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九一〇・三〇のうち	うこん	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九一〇・四〇のうち	月けい樹の葉及びタイム	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A
○九一〇・九一のうち	その他の香辛料	A
	この類の注1(b)の混合物	A
	小売用の容器入りにしてないもの	A

○九一○・九九のうち	その他のもの 小売用の容器入りにしてないもの	A
第一○類	穀物	
一○○二・○○のうち	ライ麦 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
一○○四・○○	オート	A
一○・○五	とうもろこし	A
一○○五・一○のうち	播種用のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
一○○五・九○のうち	その他のもの 飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A
	その他のもののうち 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	A
一○○七・○○のうち	グレーンソルガム 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
	その他のもののうち 飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A
一○・○八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
一○○八・一○のうち	そば 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
一○○八・二○	ミレット	A
一○○八・三○	カナリーシード	A
一○○八・九○のうち	その他の穀物 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	
一一・○六	乾燥した豆（第○七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第○七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	A
一一○六・二○のうち	サゴやし又は根若しくは塊茎（第○七・一四項のものに限る。）のもの カッサバ芋のもののうち 飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A
一一○六・三○のうち	第八類の物品のもの 飼料用のバナナのもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	
一二○一・○○	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・○二	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	A
一二○二・一○のうち	殻付きのもの 採油用のもの 注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	A
一二○三・○○	コプラ	A
一二○四・○○	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・○五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二○六・○○	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・○七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一二・○九	播種用の種、果実及び胞子	A
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A

一二一一・一〇 一二一一・三〇 一二一一・九〇のうち	甘草 コカ葉 その他のもの ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花及び大黄	A
一二一・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
一二一二・一〇 一二一二・二〇のうち	ローカストビーン（種を含む。）	A
一二一二・九一 一二一二・九九のうち	海草その他の藻類 食用のもの（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）以外のもののうち ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属及びこんぶ属のもの以外のもの	A
一二一三・〇〇	その他のもの てん菜 その他のもの さとうきび 穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	A
一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	A
第一三類 一三・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	A
一三〇一・一〇のうち	ラック	A
一三〇一・二〇 一三〇一・九〇 一三・〇二	セラックその他の精製ラック以外のもの アラビアゴム その他のもの 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	A
一三〇二・一一 一三〇二・一二 一三〇二・一三 一三〇二・一四のうち	植物性の液汁及びエキス 生あへん 甘草のもの ホップのもの 除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの 除虫菊エキス以外のもの	A
一三〇二・一九のうち	その他のもの 飲料のもと以外のもの 生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	A
一三〇二・三二	その他のもののうち アルコール分が五〇％以上のもの以外のもの	A
一三〇二・三九	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの	A
第一四類 一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）	A
一四〇一・二〇 一四〇二・〇〇	とう 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	A
一四〇三・〇〇	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	A
一四・〇四 一四〇四・一〇 一四〇四・二〇	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料 コットンリンター	A

一四〇四・九〇のうち	その他のもの 除虫菊かす 雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	A　A
第一五類		
一五〇一・〇〇のうち	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。） 豚脂のうち 酸価が一・三を超えるもの	A　A
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	A　A
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A　A
一五〇四・三〇のうち	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 鯨油	A　A
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A　A
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A　A
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A　A
一五一三・二一のうち	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物 粗油 ババス油	A　A
一五一三・二九のうち	その他のもの ババス油及びその分別物	A　A
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A　A
一五一五・四〇	桐油及びその分別物	A　A
一五一五・九〇のうち	その他のもの オイチシカ油及びその分別物	A　A
一五・二二	カメリヤ油及びその分別物 ホホバ油及びその分別物	A　A
一五二一・一〇	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） 植物性ろう	A　A
一五二二・〇〇のうち	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物 デグラス以外のもの	A　A
第一六類		
一六・〇二	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	A
一六〇二・三一のうち	第〇一・〇五項の家きんのもの 七面鳥のもの	A
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
一六〇二・三二のうち	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	A
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
一六〇二・三九のうち	その他のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
一六〇二・四九のうち	豚のもの その他のもの（混合物を含む。）	A
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
一六〇二・五〇のうち	牛のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
一六〇二・九〇のうち	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A
第一七類		
一七・〇三	糖類及び砂糖菓子 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	A

一七〇三・一〇のうち	甘しゃ糖みつ	A
	飼料用のもの	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
一七〇三・九〇のうち	その他のもの	A
	飼料用のもの	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	A
一七〇四・九〇のうち	その他のもの	
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	
第一八類		
一八〇一・〇〇	ココア及びその調製品	A
	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	A
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず	A
一八〇四・〇〇	カカオ脂	A
第二一類		
二一・〇二	各種の調製食料品	A
	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	
二一〇二・二〇のうち	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	
	酵母以外のもの	
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
二一〇六・九〇のうち	その他のもの	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品以外のもののうち	
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品以外のもののうち	
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム、こんにゃく及び飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）以外のもののうち	
	砂糖を加えたもの以外のもののうち	
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）及びアルコールを含有しない飲料のもと以外のもののうち	
	第〇四・一〇項の物品のもの以外のもののうち	
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの以外のもののうち	
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	

第二二類		
二二・〇一	飲料、アルコール及び食酢	A
	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	
二二〇一・九〇	その他のもの	
二二〇三・〇〇	ビール	A
二二〇六・〇〇のうち	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	A
	アルコール分が一％未満のもの以外のもののうち	
二二・〇七	清酒及び濁酒以外のもののうち	
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物以外のもののうち	A
二二〇七・一〇のうち	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）	A
	アルコール分が九〇％以上のもののうち	
二二〇八・二〇	工業用アルコールの製造の用に供するもの	
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A

二二〇八・三〇 二二〇八・四〇 二二〇八・五〇 二二〇八・六〇 二二〇八・七〇 二二〇八・九〇のうち	ウイスキー ラム及びタフィア ジン及びジュネヴァ ウオッカ リキュール及びコーディアル その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒のうち フルーツブランデー	A　A　A　A　A
第二三類 二三・〇一	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	A
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
二三・〇九 二三〇九・一〇のうち	飼料用に供する種類の調製品 犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの以外のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	A　A
二三〇九・九〇のうち	その他のもののうち 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	A
	その他のもの 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）以外のもの 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもののうち ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	A
	その他のもの 第二二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもとにしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	A
	その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	A
	その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	A
	その他のもののうち 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）のうち	A

第二四類	犬、猫その他の愛がん用又は観賞用の動物用のもの	A
二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品	
二四・〇二	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ	A
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	
二四〇二・二〇	紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)	A
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
	その他のもの	
二四〇三・九一	シートたばこ	A
二四〇三・九九のうち	その他のもの	
	たばこのエキス及びエッセンス	A
第二五類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰	A
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	
	石炭(粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。)	
二七〇一・一一	無煙炭	A
二七〇一・一二	歴青炭	A
二七〇一・一九	その他の石炭	A
二七・〇二	亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)	A
二七〇三・〇〇	泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン	A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)	A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないかを問わない。)	A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。)	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油(原油に限る。)	A
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油	A
	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
二七一〇・一一のうち	軽質油及びその調製品	
	石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)のうち	
	揮発油	
	低重合度の混合アルキレン	
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	A
	その他のもの	
	航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)のうち	
	温度一五度における比重が〇・八〇一七を超えるもの	A
	その他のもののうち	
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	B
	灯油	
	低重合度の混合アルキレン	A
	その他のもののうち	
	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	A

二七一〇・一九のうち	その他のもの	A
	その他のもの	
	石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)のうち	
	灯油	
	低重合度の混合アルキレン	A
	その他のもののうち	
	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	A
	重油及び粗油	
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
	製油の原料として使用するもの(税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。)	A
	その他のもののうち	
	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)のうち、農林漁業の用に供するもの	A
	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもののうち	
	製油の原料として使用するもの(税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。)	A
	潤滑油(流動パラフィンを含む。)	A
	灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油(流動パラフィンを含む。)以外のもの	A
	その他のもの	
	廃油	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含むもの	A
	その他のもの	A
二七一〇・九一	石油ガスその他のガス状炭化水素	A
二七一〇・九九		
二七・一一		

二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色してあるかないかを問わない。)	A
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	A
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	A
二七一五・〇〇	歴青質混合物(天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック)	A
第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	A
第二九類	有機化学品	
二九・〇一	非環式炭化水素	A
二九・〇二	環式炭化水素	A
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	A
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体(ハロゲン化してあるかないかを問わない。)	A
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇五・一一	飽和一価アルコール	
二九〇五・一二	メタノール(メチルアルコール)	A
二九〇五・一三	プロパン―一―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―二―オール(イソプロピルアルコール)	A
二九〇五・一四	ブタン―一―オール(ノルマル―ブチルアルコール)	A
二九〇五・一五	その他のブタノール	A
二九〇五・一六	ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体	A
二九〇五・一七	オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体	A
二九〇五・一九	ドデカン―一―オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―一―オール(セチルアルコール)及びオクタデカン―一―オール(ステアリルアルコール)	A
	その他のもの	
	不飽和一価アルコール	A

二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A	
二九〇五・二九	その他のもの	A	
	二価アルコール		
二九〇五・三一	エチレングリコール(エタンジオール)	A	
二九〇五・三二	プロピレングリコール(プロパン―一・二―ジオール)	A	
二九〇五・三九	その他のもの	A	
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	A	
	二―エチル―二―(ヒドロキシメチル)プロパン―一・三―ジオール(トリメチロールプロパン)	A	
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	A	
二九〇五・四九	その他のもの	A	
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九〇五・五一	エトクロルビノール(ＩＮＮ)	A	
二九〇五・五九	その他のもの	A	
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		
二九〇六・一一のうち	メントール	A	
	ラセメントール(ＩＮＮ)	A	
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A	
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A	
二九〇六・一四	テルピネオール	A	
二九〇六・一九	その他のもの	A	
	芳香族アルコール及びその誘導体		
二九〇六・二一	ベンジルアルコール	A	
二九〇六・二九	その他のもの	A	
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール		
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一二	アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A	
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一四	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
	非環式ケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)		
二九一四・一一	アセトン	A	
二九一四・一二	ブタノン(メチルエチルケトン)	A	
二九一四・一三	四―メチルペンタン―二―オン(メチルイソブチルケトン)	A	
二九一四・一九	その他のもの	A	
	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)		
二九一四・二一のうち	しょう脳	A	
	融点が一七五度未満のもの	A	
二九一四・二二	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	A	
二九一四・二三	イオノン及びメチルイオノン	A	
二九一四・二九	その他のもの	A	
	芳香族ケトン(他の酸素官能基を有しないものに限る。)		
二九一四・三一	フェニルアセトン(フェニルプロパン―二―オン)	A	
二九一四・三九	その他のもの	A	
二九一四・四〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	A	
二九一四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	A	
	キノン		
二九一四・六一	アントラキノン	A	
二九一四・六九	その他のもの	A	
二九一四・七〇	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	

二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	A
	乳酸並びにその塩及びエステル	A	A
	酒石酸	A	A
二九一八・一一	酒石酸の塩及びエステル	A	A
二九一八・一二	くえん酸の塩及びエステル	A	A
二九一八・一三	くえん酸カルシウム以外のもの	A	A
二九一八・一五のうち	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A	A
二九一八・一六	その他のもの	A	A
二九一八・一九	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	A
	サリチル酸及びその塩	A	A
	オルト―アヤチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A	A
	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A	A
	その他のもの	A	A
二九一八・二一	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	A
二九一八・二二	その他のもの	A	A
二九一八・二三	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A
二九一八・二九	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	A
二九一八・九〇	その他のもの	A	A
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A
二九・二一	アミン官能化合物	A	A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A	A
二九二一・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A	A
二九二一・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A	A
二九二一・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A	A
二九二一・一四	トリエタノールアミン及びその塩	A	A
二九二一・一九	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A	A
	その他のもの	A	A
二九二一・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A	A
二九二一・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A	A
二九二一・二九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A	A
二九二一・三一	その他のもの	A	A
二九二一・三九	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A	A
二九二一・四一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	A	A
二九二一・四二のうち	その他のもの	A	A
二九二一・四三	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	A	A
二九二一・四四	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A	A
二九二一・四九	グルタミン酸及びその塩	A	A
二九二一・五〇	グルタミン酸ソーダ以外のもの	A	A
二九二三・一〇	アントラニル酸及びその塩	A	A
二九二三・二〇のうち	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	A	A
二九・二三	その他のもの	A	A
	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A	A
	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A	A
	コリン及びその塩	A	A
	レシチンその他のホスホアミノリピド	A	A
	パルミチン酸コルホスセリル（ＩＮＮ）	A	A

二九二三・九〇 二九・二四	その他のもの カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 非環式アミド(非環式カルバマートを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩 メプロバメート(INN) その他のもの 環式アミド(環式カルバマートを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩 ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩 二―アセトアミド安息香酸(N―アセチルアントラニル酸)及びその塩 二―アセトアミド安息香酸(N―アセチルアントラニル酸) エチナメート(INN) その他のもの 付表Aに定める医薬の有効成分 付表Bに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品	A
二九二四・一一 二九二四・一九	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物 ニトリル官能化合物 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体 その他の窒素官能基を有する化合物 有機硫黄化合物 その他のオルガノインオルガニック化合物 複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) 複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) 核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにその他の複素環式化合物 スルホンアミド プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)	A A A

三二一・〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	A
三二〇三・〇〇	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	A
三二一・〇四	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	A
三二〇五・〇〇	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	A
三二一・〇六	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	A
三二一・〇七	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）及びこの類の注4の溶液	A
三二一・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。） その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	A
三二一・〇九	調製ドライヤー	A
三二一〇・〇〇	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料	A
三二一・一二	その他の着色料	A
三二一・一三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	A
三二一・一四	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	A
三二一・一五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	A
第三三類		
三三・〇一	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	A
三三〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	A
三三〇一・一二	ベルガモットのもの	A
三三〇一・一三	オレンジのもの	A
三三〇一・二一	レモンのもの	A
三三〇一・二五のうち	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	A
三三〇一・二六	ゼラニウムのもの	A
三三〇一・二九のうち	その他のミントのもの	A
三三〇一・三〇	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）のうち	A
三三〇一・九〇	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの	A
	ベチベルのもの	A
	その他のもの	A
	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びゃくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油及びレモングラス油	A
	その他のもののうち	A
	パチュリ油	A
	レジノイド	A
	その他のもの	A

三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A	
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	A	
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A	
三三・〇五	頭髪用の調製品	A	
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A	
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A	
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A	
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素		
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	A	
三五〇一・一〇	カゼイン	A	
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	A	
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A	
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A	
第三七類	写真用又は映画用の材料	A	
第三八類	各種の化学工業生産品		
三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	A	
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	A	
三八〇二・九〇	その他のもの	A	
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	A	
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	A	
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ―テルピネオールを主成分とするものに限る。）	A	
三八〇五・一〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油	A	
三八〇五・二〇	パイン油	A	
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	A	
三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	A	
三八〇六・二〇	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）	A	
三八〇六・九〇	その他のもの	A	
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブローズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	A	
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	A	
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	
三八〇九・九一	その他のもの	A	
三八〇九・九二	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A	
三八〇九・九三	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A	
	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	A	

三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	A
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	A
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	A
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	A
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	A
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。）	A
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	A
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	A
三八二一・〇〇	微生物用の調製培養剤	A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	A
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	A
三八二四・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	A
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	A
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	A
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	A
三八二四・七一	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物	A
三八二四・七九	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの	A
三八二四・九〇	その他のもの	A
三八・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物	A

第三九類	プラスチック及びその製品	
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇一・一〇のうち	比重が〇・九四未満のポリエチレン	C1
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	D
三九〇一・二〇のうち	比重が〇・九四以上のポリエチレン	C1
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	D
三九〇一・九〇のうち	その他のもの	
	アポラートナトリウム（ＩＮＮ）	A
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇二・一〇のうち	ポリプロピレン	C1
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	D
三九〇二・二〇のうち	ポリイソブチレン	C1
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	D
三九〇二・三〇のうち	プロピレンの共重合体	C1

三九〇二・九〇のうち	その他のもの	C1	A
	スルホマー（ＩＮＮ）		
	その他のもののうち		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの		
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	C1	A
	ポリスチレン		
三九〇三・一一のうち	多泡性のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの		
三九〇三・一九のうち	その他のもの	C3	A
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの		
三九〇三・三〇のうち	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体	C1	A
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの		
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	C2	A
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		A
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）		A
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		A
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）		A
三九・一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		A
三九・一五	プラスチックのくず		A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		A
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		A
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品		A
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		A

三九・二五 三九・二六	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	A	A
第四〇類	ゴム及びその製品	A	
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革		
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）		A
四一〇一・二〇のうち	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）		A
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A
四一〇一・五〇のうち	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）		
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A
四一〇一・九〇のうち	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）		
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A
四一〇三・一〇	やぎのもの		A
四一〇三・二〇	爬虫類のもの		A
四一〇三・三〇のうち	豚のもの		
	なめし過程にないもの		A
四一〇三・九〇	その他のもの		
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		A
四一〇四・一一のうち	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		A
四一〇四・一九のうち	クロムなめしのもの		A
	その他のもの		
	クロムなめしのもの		A
四一〇四・四一のうち	乾燥状態（クラスト）のもの		A
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		A
四一〇四・四九のうち	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもののうち		
	クロムなめしのもの		A
	その他のもの		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもののうち		
	クロムなめしのもの		A
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
	乾燥状態（クラスト）のもの		A
四一〇五・一〇 四一〇五・三〇のうち	染着色したもの以外のもの		
	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一・〇六	やぎのもの		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
	乾燥状態（クラスト）のもの		A
	染着色したもの以外のもの		A
四一〇六・二一	爬虫類のもの		A
四一〇六・二二のうち	豚のもの		
	なめし過程にないもの		A
	その他のもの		
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		A
	クロムなめしのもの		A
	その他のもの		
	クロムなめしのもの		A
	乾燥状態（クラスト）のもの		A
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		A
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもののうち		
	クロムなめしのもの		A
	その他のもの		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもののうち		
	クロムなめしのもの		A
	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
	乾燥状態（クラスト）のもの		A
	染着色したもの以外のもの		A
四一〇六・二二のうち	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	やぎのもの		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
	乾燥状態（クラスト）のもの		A
	染着色したもの以外のもの		A

四一〇六・四〇のうち	爬虫類のもの	A
	植物性前なめしをしたもの	
	その他のもののうち	
	染着色したもの以外のもの	
	その他のもの	
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	
四一〇六・九二のうち	乾燥状態（クラスト）のもの	
	染着色したもの以外のもの	
四一一二・〇〇のうち	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	A
	パーチメント仕上げをしたもの以外のもののうち	
四一・一三	染着色し又は模様付けしたもの以外のもの	
	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	A
四一一三・一〇のうち	やぎのもの	A
	パーチメント仕上げをしたもの以外のもののうち	
	染着色し又は模様付けしたもの以外のもの	
四一一三・三〇のうち	爬虫類のもの	A
	パーチメント仕上げをしたもの以外のもののうち	
	染着色し又は模様付けしたもの以外のもの	
四一一三・九〇のうち	その他のもの	A
	パーチメント仕上げをしたもの以外のもののうち	
	染着色し又は模様付けしたもの以外のもの	
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	A
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	A
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	A
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	A
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	A
四三〇一・九〇のうち	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	A
	ミンクのもの以外のもの	
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	A
第四四類	木材及びその製品並びに木炭	
四四・〇一	木材及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A
四四〇三・一〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	A
四四〇三・二〇	その他のもの（針葉樹のものに限る。）	A
四四〇三・四一	その他のもの（この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。）	A
四四〇三・四九	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	A
	その他のもの	A
	その他のもの	A
四四〇三・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの	A
四四〇三・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	A
四四〇三・九九のうち	その他のもの	A
	桐（きり）のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。）以外のもの	A
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A

四四〇四・一〇のうち	針葉樹のもの たが材、割ったポール及びくい	A
四四〇四・二〇のうち	針葉樹以外のもの たが材、割ったポール及びくい	A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇七・一〇のうち	針葉樹のもの まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）以外のもの 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ その他のもの ふたばがき科のもの以外のもの その他のもの オーク（コナラ属のもの）のもの ビーチ（ブナ属のもの）のもの その他のもの ふたばがき科のもの以外のもの 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇七・二四		A
四四〇七・二九のうち		A
四四〇七・九一		A
四四〇七・九二		A
四四〇七・九九のうち		A
四四・〇八		A
四四〇八・一〇のうち	針葉樹のもの インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの その他のもの ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） チークのもののうち	A
四四〇八・三九のうち		A
四四〇九・一〇のうち	積層木材を平削りすることにより得られるもの以外のもの さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 針葉樹のもの 引抜材、玉縁及び繰形以外のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）以外のもの 針葉樹以外のもの 引抜材、玉縁及び繰形以外のもののうち ふたばがき科のもの以外のもの 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。） 窓及びフランス窓並びにこれらの枠 戸及びその枠並びに敷居 その他のもの セルラーウッドパネル以外のもののうち 木製の建具及び床柱 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 木製の小像その他の装飾品 その他の木製品 その他のもの マッチの軸木	A
四四〇九・二〇のうち		A
四四・一八		A
四四一八・一〇		A
四四一八・二〇		A
四四一八・九〇のうち		A
四四・二〇		A
四四二〇・一〇		A
四四・二一		A
四四二一・九〇のうち		A
第四五類	コルク及びその製品	A
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	A
四六〇一・九一のうち	その他のもの 植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ	A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	A
第五〇類	絹及び絹織物	
五〇〇二・〇〇のうち	生糸（よってないものに限る。） 野蚕のもの	A
五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	A
五〇〇六・〇〇のうち	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	A
五〇・〇七	絹織物	A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A
第五二類	綿及び綿織物	A
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A
第五四類	人造繊維の長繊維及びその織物	A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物	A
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物	A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	A
第六五類	帽子及びその部分品	
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	A
六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	A
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	A
六五・〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	A
六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	A
六五〇七・〇〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	A

第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	A	
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	A	
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A	
第六九類	陶磁製品	A	
第七〇類	ガラス及びその製品	A	
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A	
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	A	
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A	
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A	
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	A	
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A	
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A	
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A	
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A	
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	A	
七一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	A	
七一・一二	貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	A	
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A	
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A	
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	A	
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	A	
七一一六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	A	
七一・一七	身辺用模造細貨類	A	
七一・一八	貨幣	A	
第七二類	鉄鋼	A	
第七三類	鉄鋼製品	A	
第七四類	銅及びその製品	A	
第七五類	ニッケル及びその製品	A	
第七六類	アルミニウム及びその製品	A	
第七八類	鉛及びその製品	A	
第七九類	亜鉛及びその製品	A	
第八〇類	すず及びその製品	A	
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	A	
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	A	
第八三類	各種の卑金属製品	A	
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	A	
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	A	
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	A	
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A	

第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A
第八九類	船舶及び浮き構造物	A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	A
第九一類	時計及びその部分品	
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	A
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）	A
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	A
九一一三・九〇のうち	その他のもの	A
	革製又はコンポジションレザー製のもの以外のもののうち	A
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの	A
九一・一四	その他の時計の部分品	A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品	A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
九三・〇一	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	A
九三〇二・〇〇	けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）	A
九三・〇三	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）	A
九三〇四・〇〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	A
九三・〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	A
九三〇五・一〇	けん銃のもの	A
九三〇五・二一	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	
九三〇五・二九	散弾銃の銃身	A
九三〇五・九一	その他のもの	A
九三〇五・九九のうち	その他のもの	A
九三・〇六	第九三・〇一項の軍用の武器のもの	A
九三〇七・〇〇	その他のもの	A
	革製又はコンポジションレザー製のもの以外のもの	A
第九四類	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）	A
九四・〇一	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	A
	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	A
	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	A

九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	A
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	A
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	A
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	A
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	A
九四〇一・六九	アップホルスターのもの	A
	その他のもの	A
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	A
九四〇一・七九	アップホルスターのもの	A
九四〇一・八〇	その他のもの	A
九四〇一・九〇のうち	その他の腰掛け	A
九四・〇二	部分品	A
	革製のもの以外のもの	A
	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	A
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	A
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A
第九六類	雑品	

九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	A
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	A
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	A
九六〇四・〇〇	手ふるい	A
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	A
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	A

九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	
第九七類	美術品、収集品及びこっとう	

A	A	A	A	A	A	A	A

付表A　指定を受けた医薬の有効成分

関税率表番号	品名
二九二四・二九	アセブトロール
二九二四・二九	アセカイニド
二九二四・二九	アセドベン
二九二四・二九	アセトアミノサロール
二九二四・二九	アクタリット
二九二四・二九	アダメキシン
二九二四・二九	アジピオドン
二九二四・二九	アファラニン
二九二四・二九	アゴメラチン
二九二四・二九	アクロミド
二九二四・二九	アレストラムスチン
二九二四・二九	アリベンドール
二九二四・二九	アロクラミド
二九二四・二九	アロキシスタチン
二九二四・二九	塩化アンベノニウム
二九二四・二九	アンブセタミド
二九二四・二九	アメルトリド
二九二四・二九	アニラマート
二九二四・二九	アルクロフェニン
二九二四・二九	アスパルタム
二九二四・二九	アテノロール
二九二四・二九	アトリド
二九二四・二九	アビザボン
二九二四・二九	バンブテロール
二九二四・二九	バタノプリド
二九二四・二九	ベクラミド
二九二四・二九	ベノリラート
二九二四・二九	ベンサラン
二九二四・二九	ベンチロミド
二九二四・二九	ベンズマレセン
二九二四・二九	ベタミプロン
二九二四・二九	ベザフィブラート
二九二四・二九	ビフェプラミド
二九二四・二九	ブロマドリン
二九二四・二九	ブロマミド
二九二四・二九	ブロモプリド
二九二四・二九	ブロモキサニド
二九二四・二九	ブロソタミド
二九二四・二九	ブロバネキシン
二九二四・二九	ブロキシタラム酸
二九二四・二九	ブセチン
二九二四・二九	ブクロサミド
二九二四・二九	ブナフチン
二九二四・二九	ブナミオジル
二九二四・二九	ブラマート
二九二四・二九	ブタニリカイン
二九二四・二九	ブチルフェニン
二九二四・二九	ベンズアミドサリチル酸カルシウム
二九二四・二九	カンドキサトリル

二九二四・二九	カンドキサトリラト
二九二四・二九	カポベン酸
二九二四・二九	カルバリル
二九二四・二九	カルバサラートカルシウム
二九二四・二九	カルビフェン
二九二四・二九	塩化カルカイニウム
二九二四・二九	カルフィマート
二九二四・二九	カソケファミド
二九二四・二九	セタモロール
二九二四・二九	セトフェニコール
二九二四・二九	クロルベタミド
二九二四・二九	シンフルミド
二九二四・二九	シンロミド
二九二四・二九	シントラミド
二九二四・二九	シプラザホン
二九二四・二九	シテナミド
二九二四・二九	クラミドクス酸
二九二四・二九	クラノプチン
二九二四・二九	クレファミド
二九二四・二九	クリノラミド
二九二四・二九	クリオキサニド
二九二四・二九	クロカンファミド
二九二四・二九	クロダカイン
二九二四・二九	クロフェキサミド
二九二四・二九	クロフィブリド
二九二四・二九	クロホレクス
二九二四・二九	クロポノン
二九二四・二九	クロラセタドール
二九二四・二九	クロキサセプリド
二九二四・二九	コルフェナマート
二九二四・二九	クレソタミド
二九二四・二九	クロタミトン
二九二四・二九	シクラルバマート
二九二四・二九	シヘプタミド
二九二四・二九	デシメミド
二九二四・二九	デクロプラミド
二九二四・二九	デラプリル
二九二四・二九	臭化デメカリウム

二九二四・二九	安息香酸デナトニウム
二九二四・二九	デキスロキシグルミド
二九二四・二九	ジアセタマート
二九二四・二九	ジアセトロール
二九二四・二九	ジアンフェネチド
二九二四・二九	ジアンプロミド
二九二四・二九	ジブロムサラン
二九二四・二九	ジブサドール
二九二四・二九	ジカルフェン
二九二四・二九	ジクロメチド
二九二四・二九	ジエチルトルアミド
二九二四・二九	ジレバロール
二九二四・二九	ジロキサニド
二九二四・二九	ジメバミド
二九二四・二九	ジナリン
二九二四・二九	ジナザホン
二九二四・二九	ジニトルミド
二九二四・二九	ジフェナン
二九二四・二九	ジソフェニン
二九二四・二九	塩化ドファミウム
二九二四・二九	ドパマンチン
二九二四・二九	ズロザホン
二九二四・二九	エカバピド
二九二四・二九	エクラナミン
二九二四・二九	エンプトラミド
二九二四・二九	エンシプラート
二九二四・二九	エンドミド
二九二四・二九	エンプロマート
二九二四・二九	エストラムスチン
二九二四・二九	エタミバン
二九二四・二九	エテルサラート
二九二四・二九	エテンザミド
二九二四・二九	カルトリゾ酸エチル
二九二四・二九	エチドカイン
二九二四・二九	エチフェニン
二九二四・二九	エトファミド
二九二四・二九	エトサラミド
二九二四・二九	エキサラミド

二九二四・二九	フェルバマート
二九二四・二九	フェナセチノール
二九二四・二九	フェナクロン
二九二四・二九	フェナフト酸
二九二四・二九	フェナラミド
二九二四・二九	フェノキセジル
二九二四・二九	フェンレチニド
二九二四・二九	フルアラミド
二九二四・二九	フルバニラート
二九二四・二九	フルセトレクス
二九二四・二九	フルランテル
二九二四・二九	フルサラン
二九二四・二九	フルタミド
二九二四・二九	ホルメトレクス
二九二四・二九	フォルモテロール
二九二四・二九	フタキシリド
二九二四・二九	ガルチフェニン
二九二四・二九	ハロフェナート
二九二四・二九	ヘキサプロピマート
二九二四・二九	イドロシラミド
二九二四・二九	インデカイニド
二九二四・二九	イオベンザム酸
二九二四・二九	イオビトリドール
二九二四・二九	イオカルム酸
二九二四・二九	イオセタム酸
二九二四・二九	ヨーダミド
二九二四・二九	イオデシモール
二九二四・二九	イオジキサノール
二九二四・二九	ヨードキサム酸
二九二四・二九	イオフラトール
二九二四・二九	イオグリク酸
二九二四・二九	イオグルコール
二九二四・二九	イオグルコミド
二九二四・二九	イオグルニド
二九二四・二九	イオグリカム酸
二九二四・二九	イオヘキソール
二九二四・二九	イオリキサン酸
二九二四・二九	イオメグラム酸

二九二四・二九	イオメプロール
二九二四・二九	イオパミドール
二九二四・二九	イオペントール
二九二四・二九	イオプロセム酸
二九二四・二九	イオプロミド
二九二四・二九	イオプロン酸
二九二四・二九	イオサルコール
二九二四・二九	イオセファム酸
二九二四・二九	イオセル酸
二九二四・二九	イオシミド
二九二四・二九	イオスメト酸
二九二四・二九	イオタラム酸
二九二四・二九	イオテトル酸
二九二四・二九	イオトラン酸
二九二四・二九	イオトリシド
二九二四・二九	イオトリゾ酸
二九二四・二九	イオトロラン
二九二四・二九	イオトロクス酸
二九二四・二九	イオベルソール
二九二四・二九	イオキサプロール酸
二九二四・二九	イオキサグル酸
二九二四・二九	イオキシラン
二九二四・二九	イオキシタラム酸
二九二四・二九	イオキソトリゾ酸
二九二四・二九	イオゾム酸
二九二四・二九	よう化イソプロパミド
二九二四・二九	イトプリド
二九二四・二九	ラベタロール
二九二四・二九	ラシナビル
二九二四・二九	リドカイン
二九二四・二九	リドフェニン
二九二四・二九	ロルバマート
二九二四・二九	ロルグルミド
二九二四・二九	ロルザホン
二九二四・二九	ロビリド
二九二四・二九	ロキシグルミド
二九二四・二九	マププロフェン
二九二四・二九	メプロフェニン

二九二四・二九	メフェキサミド
二九二四・二九	メグリチニド
二九二四・二九	メリナミド
二九二四・二九	メタブロムサラン
二九二四・二九	メタセタモール
二九二四・二九	塩化メタルコニウム
二九二四・二九	メトカルバモール
二九二四・二九	メトクロプラミド
二九二四・二九	ミドドリン
二九二四・二九	ミルナシプラン
二九二四・二九	モクタミド
二九二四・二九	モトレチニド
二九二四・二九	ナフチプラミド
二九二四・二九	ナテグリニド
二九二四・二九	臭化ネオスチグミン
二九二四・二九	ネパフェナク
二九二四・二九	ニクロサミド
二九二四・二九	ノニバミド
二九二四・二九	オクタカイン
二九二四・二九	オルバニル
二九二四・二九	オサルミド
二九二四・二九	臭化オチロニウム
二九二四・二九	オキサリナスト
二九二四・二九	オキサナミド
二九二四・二九	オキサザホン
二九二四・二九	オキセタカイン
二九二四・二九	オキシトリプチリン
二九二四・二九	オキシクロザニド
二九二四・二九	オキシフェナマート
二九二四・二九	パフェノロール
二九二四・二九	パマトロール
二九二四・二九	パラプロパモール
二九二四・二九	パルサルミド
二九二四・二九	パキサマート
二九二四・二九	ペンタラミド
二九二四・二九	ペキシガナン
二九二四・二九	フェナセミド
二九二四・二九	フェナセチン

二九二四・二九	フェネトリド
二九二四・二九	フェンプロバメート
二九二四・二九	プラクトロール
二九二四・二九	プリロカイン
二九二四・二九	プロカインアミド
二九二四・二九	プロシマート
二九二四・二九	プロガビド
二九二四・二九	プログルミド
二九二四・二九	プロパセタモール
二九二四・二九	プロパニジド
二九二四・二九	プロペタミド
二九二四・二九	ドセトリゾ酸プロピル
二九二四・二九	カタカイン
二九二四・二九	ラホキサニド
二九二四・二九	レマセミド
二九二四・二九	レソランテル
二九二四・二九	レチガビン
二九二四・二九	リバスチグミン
二九二四・二九	ロナクトロール
二九二四・二九	サラセタミド
二九二四・二九	サランテル
二九二四・二九	サレタミド
二九二四・二九	サルフルベリン
二九二四・二九	サリチルアミド
二九二四・二九	サルベリン
二九二四・二九	セボプラミド
二九二四・二九	アセトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	アミドトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	ジプロトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	メトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	チロパノ酸ナトリウム
二九二四・二九	スチラマート
二九二四・二九	スラミンナトリウム
二九二四・二九	タミバロテン
二九二四・二九	テクロザン
二九二四・二九	チロプラミド
二九二四・二九	トカイニド
二九二四・二九	トラモロール

二九二四・二九	トリカイン
二九二四・二九	トモグルミド
二九二四・二九	トラニラスト
二九二四・二九	トリブロムサラン
二九二四・二九	トリクラセタモール
二九二四・二九	トリゲボロール
二九二四・二九	トリメカイン
二九二四・二九	トリメトベンズアミド
二九二四・二九	トロマンタジン
二九二四・二九	ウベニメクス
二九二四・二九	ウレフィブラート
二九二四・二九	カルバミン酸クロルフェネシン
二九三八・九〇	アセチルジギトキシン
二九三八・九〇	アクトジギン
二九三八・九〇	デスラノシド
二九三八・九〇	ジギトキシン
二九三八・九〇	ジゴキシン
二九三八・九〇	ジソグルシド
二九三八・九〇	エトポシド
二九三八・九〇	無晶性ギタリン
二九三八・九〇	ギタロキシン
二九三八・九〇	ギトホルマート
二九三八・九〇	ケラシアニン
二九三八・九〇	ケロシド
二九三八・九〇	ラナトシドC
二九三八・九〇	メプロスシラリン
二九三八・九〇	メチルジゴキシン
二九三八・九〇	ミプラゴシド
二九三八・九〇	パマクエシド
二九三八・九〇	ペンギトキシン
二九三八・九〇	ポリサポニン
二九三八・九〇	プロスシラリジン
二九三八・九〇	シアゴシド
二九三八・九〇	チクェシド
二九四〇・〇〇	アルファデクス
二九四〇・〇〇	アミプリロース
二九四〇・〇〇	ベータデクス
二九四〇・〇〇	グルホスファミド
二九四〇・〇〇	ラクタルファート
二九四〇・〇〇	ラクチトール
二九四〇・〇〇	ラクツロース
二九四〇・〇〇	ニコフラノース
二九四〇・〇〇	セプリロース
二九四〇・〇〇	スクラルファート
二九四〇・〇〇	スクロソファート
二九四〇・〇〇	トリベノシド

付表B　完成品である医薬の製造に用いられる産品

関税率表番号	品名
二九二四・二九	二・二―ジメチルシクロプロピルカルボキサミド
二九二四・二九	二―〔四―(二―ヒドロキシ―三―イソプロピル　アミノプロポキシ)フェニル〕アセトアミド
二九二四・二九	二―メチル―N―(三―(トリフルオロメチル)フェニル)プロパンアミド
二九二四・二九	三―〔―四―(フェニルブトキシ)ベンゾイルアミノ〕―二―ヒドロキシアセトフェノン
二九二四・二九	四―ホルミル―N―イソプロピルベンズアミド
二九二四・二九	五―(N・N―ジベンジルグリシル)サリチルアミド
二九二四・二九	五―グリオキシル―二―ヒドロキシベンズアミド水和物
二九二四・二九	メチル　三―クロロ―四―アセトアミド―六―メトキシ―ベンゾアート
二九二四・二九	N―(ベンジル　オキシカルボニル)―DL―バリン
二九二四・二九	N―アセチルスルファニリル　クロリド
二九二四・二九	(二S・三S)―三―(三級ブトキシカルボニルアミノ)―二―ヒドロキシ―四―フェニル酪酸
二九二四・二九	二―(アルファ―(四―フルオロベンゾイル)ベンジル)―四―メチル―三―オキソバレルアニリド
二九二四・二九	二′―ベンゾイル―二―ブロモ―四―クロロアセトアニリド
二九二四・二九	二―ブロモ―四―クロロ―二′―(二―フルオロベンゾイル)アセトアニリド
二九二四・二九	二―クロロ―N―(二―(二―クロロベンゾイル)―四―ニトロフェニル)アセトアミド
二九二四・二九	二―ヒドロキシ―二―メチル―四―ニトロ―三―(トリフルオロメチル)プロピオンアニリド
二九二四・二九	三・五―ジアセトアミド―二・四・六―トリヨード安息香酸ジヒドラート
二九二四・二九	三―アセチル―四―ヒドロキシブチルアニリド
二九二四・二九	四―アセトアミド―二―アミノベンズアニリド

二九二四・二九	四―アセトアミド―五―クロロ―o―アニス酸
二九二四・二九	五―アセチルサリシルアミド
二九二四・二九	五―アミノ―N・N―ビス（二・三―ジヒドロキシプロピル）―二・四・六―トリヨードイソフタルアミド
二九二四・二九	五―アミノ―N・N―ビス（二―アセトキシ―一―（アセトキシメチル）エチル）―二・四・六―トリヨードイソフタルアミド
二九二四・二九	ベンジル　（一―カルバモイル―二―ヒドロキシプロピル）カルバマート
二九二四・二九	メチル　（一S・二S）―一―ベンジル―三―クロロ―二―ヒドロキシプロピルカルバマート
二九二四・二九	メチル　（二R・三S）―三―ベンズアミド―二―ヒドロキシ―三―フェニルプロピオナート
二九二四・二九	メチル　四―アセトアミド―o―アニサート
二九二四・二九	メチル　N―（メトキシカルボニル）―L―フェニルアラニナート
二九二四・二九	メチル　N―（フェノキシカルボニル）―L―バリナート
二九二四・二九	N―（一―エチル―一・四―ジフェニルブト―三―エニル）シクロプロパンカルボキサミド
二九二四・二九	N―（ベンジルオキシカルボニル）―L―バリン
二九二四・二九	N―（二・六―ジイソプロピルフェノキシ）スルホニル）―二―（二・四・六―トリイソプロピルフェニル）アセトアミド
二九二四・二九	N―アセチル―三―（三・四―ジメトキシフェニル）―DL―アラニン
二九二四・二九	三級ブチル　（一R・四S）―四―（ヒドロキシメチル）シクロペント―二―エニルカルバマート
二九二四・二九	三級ブチル　（一S・二S）―一―ベンジル―二・三―ジヒドロキシプロピル）カルバマート
二九二四・二九	三級ブチル　（一S・三S・四S）―四―アミノ―一―ベンジル―三―ヒドロキシ―五―フェニルペンチル）カルバマート
二九二四・二九	三級ブチル　（S）―アルファ―（S）―オキシラニル）フェネチル）カルバマート
二九三八・九〇	一―O―（O―（N―アセチル―アルファ―ノイラミノシル）―（二・三）―O―（O―ベータ―D―ガラクトピラノシル―（一・三）―二―アセトアミド―二―デオキシ―ベータ―D―ガラクトピラノシル―（一・四）―O―ベータ―D―ガラクトピラノシル―（一・四）―ベータ―D―グルコピラノシル）セラミド
二九三八・九〇	一―O―（O―二―アセトアミド―二―デオキシ―ベータ―D―ガラクトピラノシル―（一・四）―O―（N―アセチル―アルファ―ノイラミノシル）―（二・三）―O―ベータ―D―ガラクトピラノシル―（一・四）―ベータ―D―グルコピラノシル）セラミド
二九三八・九〇	アセチルジゴキシン
二九三八・九〇	カサントラノール
二九三八・九〇	センノシドA
二九三八・九〇	センノシドA、カルシウム塩
二九三八・九〇	センノシドB
二九三八・九〇	センノシドB、カルシウム塩
二九三八・九〇	N―（（一R・二R）―一―（O―（N―アセチル―アルファ―ノイラミノシル）―（二・三）―O―二―アセトアミド―二―デオキシ―ベータ―D―ガラクトピラノシル―（一・四）―O―ベータ―D―ガラクトピラノシル―（一・四）―ベータ―D―グルコピラノシルオキシメチル）―二―ヒドロキシ―三―ホルミルプロピル）ステアルアミド
二九四〇・〇〇	二―デオキシ―D―エリトロ―ペントース
二九四〇・〇〇	D―リボース
二九四〇・〇〇	一・二・三・五―テトラアセチル―ベータ―D―リボフラノース
二九四〇・〇〇	二・三・四・六―テトラ―O―ベンジル―一―O―（トリメチルシリル）―ベータ―D―グルコース
二九四〇・〇〇	二・三・四・六―テトラ―O―ベンジル―D―グルコース
二九四〇・〇〇	ベータ―シクロデキストリン　スルホブチル　エーテル、ナトリウム塩
二九四〇・〇〇	L―リボース

シンガポールによる関税の撤廃のための実施日程

協定第十四条1に基づくシンガポールによる関税の撤廃は、すべての品目についてこの協定の効力発生の日から実施する。

附属書ⅡA

品目別規則

注釈

1　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

2　第二十二類に該当する産品の非原産材料割合は、次の計算式により算定する。

$$NOM = \frac{MCIF - FOB}{MCIF} \times 100$$

この場合において、

(a)　「NOM」とは、百分率で表示される産品の非原産材料割合とする。

(b)　「MCIF」とは、締約国において産品の生産に当たって使用された非原産材料のCIF価格であって、関税評価協定に従って決定されるものとする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

(c)　「FOB」とは、協定第二十三条4(b)で定めるFOBをいう

3　第五十類から第六十三類までについての「規則」の欄中「紡織用天然繊維」又は「人造繊維の短繊維」が言及されている場合において、

(a)　当該欄中「第五〇・〇一項に該当する材料」の記載がない場合には、「紡織用天然繊維」又は「人造繊維の短繊維」は、これらの繊維と人造繊維の長繊維とを混ぜたものを含まない。

(b)　当該欄中「第五〇・〇一項に該当する材料」の記載がある場合にあっては、「紡織用天然繊維」又は「人造繊維の短繊維」は、これらの繊維と人造繊維の長繊維又は生糸とを混ぜたものを含まない。

関税率表番号	品名	規則
第一〇類 一〇〇四・〇〇のうち	穀物 オート 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの	第一〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
第二一類 二一・〇六 二一〇六・九〇のうち	各種の調製食料品 調製食料品(他の項に該当するものを除く。) その他のもの ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品以外のもののうち米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品以外のもののうち 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)、チューインガム、こんにゃく及び飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。)以外のもののうち 砂糖を加えたもの以外のもののうち 調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。)及びアルコールを含有しない飲料のもと以外のもののうち	第〇四・一〇項の物品のもの以外のもののうち ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの以外のもののうち たんぱく質変性防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。)	第二一・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
第二二類 二二〇三・〇〇	飲料、アルコール及び食酢 ビール	第二二・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇六・〇〇のうち	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。) アルコール分が一%未満のもの以外のもののうち 清酒及び濁酒以外のもののうち 発酵酒(清酒を除く。)と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物以外のもののうち 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	第二二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産(物品の非原産材料割合が四〇%以下となる生産に限る。)
二二・〇七	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)	

二二〇七・一〇のうち	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。） アルコール分が九〇％以上のもののうち 工業用アルコールの製造の用に供するもの	第二二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇八・三〇	ウイスキー	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇八・六〇	ウオッカ	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二二〇八・九〇のうち	その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒のうち フルーツブランデー	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産（物品の非原産材料割合が四〇％以下となる生産に限る。）
	サムスー	第二二〇・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
	薬用のもの	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
	第二四類	
二四・〇二	たばこ及び製造たばこ代用品 葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） 紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	第二四〇二・一〇号から第二四〇二・九〇号まで又は第二四〇三・一〇号に該当する材料以外の材料からの生産
二四〇二・二〇		
	第二五類	
二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	第二五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
二五〇九・〇〇	白亜	第二五・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二五・一三	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	第二五・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
二五一三・二〇	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	

二五二〇・二〇のうち	プラスター 天然石膏を焼いたもの以外のもの	第二五・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産	
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)	第二五・二三項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		
二七〇四・〇〇のうち	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン コークス及び半成コークス	第二七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの ナフタレン	第二七・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七〇七・四〇			
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油(原油に限る。)	第二七・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油	第二七一〇・一一のうち	
			石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 軽質油及びその調製品 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)のうち 揮発油 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン以外のもの	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
			政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。) その他のもの 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)のうち 温度一五度における比重が〇・八〇一七を超えるもの	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
			その他のもののうち	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
灯油 低重合度の混合アルキレン	二七一〇・一九のうち	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
その他のもののうち ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
その他のもの 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）のうち 灯油 低重合度の混合アルキレン		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
その他のもののうち ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
重油及び粗油 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。） その他のもののうち 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもののうち 製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。） 潤滑油（流動パラフィンを含む。）		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの		第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二七・一一	その他のもの	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産	
二七一一・一四のうち	石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン エチレン	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七一一・一九のうち	その他のもの 石油ガス以外のもの	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七一一・二一	ガス状のもの 天然ガス	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七一一・二九	その他のもの	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	第二七・一二項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	第二七・一三項に該当する材料以外の材料からの生産	
二七一三・九〇のうち	その他の石油又は歴青油の残留物 潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）		
第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
二八・〇一	ふっ素、塩素、臭素及びよう素	二八〇一・一〇	塩素
		二八〇三・〇〇	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）
		二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素
		二八〇四・一〇	水素
		二八〇四・三〇	窒素
		二八〇四・四〇	酸素
		二八〇四・五〇	ほう素及びテルル
		二八〇四・八〇	砒素
		二八〇四・九〇	セレン
		二八・〇五	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀
		二八〇五・一一	アルカリ金属及びアルカリ土類金属 ナトリウム
		二八〇五・三〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）

第二八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産	
第二八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産	
第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産	

二八〇五・四〇	水銀	第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・〇六 二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸 塩化水素（塩酸）	第二八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	第二八・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸	第二八・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一一	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
二八一一・一一	その他の無機酸 ふっ化水素（ふっ化水素酸）	
二八一一・一九のうち	その他のもの 臭化水素酸以外のもの	第二八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一一・二一	その他の無機非金属酸化物 二酸化炭素	第二八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一一・二二	二酸化けい素	第二八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産 第二八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二八一一・二九	その他のもの	第二八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産 第二八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一二	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	第二八・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品 その他のもの	第二八・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一三・九〇	無水アンモニア及びアンモニア水 無水アンモニア	第二八・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一四 二八一四・一〇	アンモニア水	第二八・一四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二八一四・二〇	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	第二八・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一五	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	第二八・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一六	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	第二八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一七・〇〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一八	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一八・一〇	水酸化アルミニウム	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一八・三〇	クロムの酸化物及び水酸化物	第二八・一九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一九	マンガンの酸化物	第二八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二〇		

二八・二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	第二八・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二三・〇〇	チタンの酸化物	第二八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二四	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	第二八・二四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二八二四・一〇	一酸化鉛（リサージ）	
二八二四・二〇	鉛丹及びオレンジ鉛	第二八・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	
二八二五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・六〇のうち	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
	二酸化ゲルマニウム以外のもの	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・九〇のうち	その他のもの	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二六のうち	水銀の酸化物、酸化第一すず及び酸化第二すず	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二七	ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふっ素錯塩	第二八・二六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・一〇	ふっ化物及びナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	
二八二七・三三	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・三四	塩化カルシウム	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・三五	その他の塩化物	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・三六	マグネシウムのもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・三九	アルミニウムのもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
	鉄のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
	コバルトのもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
	ニッケルのもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
	亜鉛のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	その他のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産

二八二七・四一	塩化酸化物及び塩化水酸化物 銅のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・四九	その他のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・五九のうち	臭化物及び臭化酸化物 その他のもの 臭化アンモニウム以外のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・六〇	よう化物及びよう化酸化物	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二八	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 臭素酸塩以外のもの	第二八・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二九のうち	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。） ナトリウムの硫化物	第二八・二九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三〇	その他のもの 水銀の硫化物	第二八・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	第二八・三一項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	第二八・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩） ナトリウムの硫酸塩 硫酸二ナトリウム	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・一一	その他のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・一九	その他の硫酸塩 ニッケルのもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二四	銅のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二五	亜鉛のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二六	バリウムのもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二七	亜硝酸塩及び硝酸塩 硝酸カルシウム以外のもの	第二八・三四項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三四のうち	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。） 炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの リチウムの炭酸塩以外のもの	第二八・三五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三五		第二八・三六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三六のうち		

二八・三七	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩	第二八・三七項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八三八・〇〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	第二八・三八項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八・三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	第二八・三九項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八・四一	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	第二八・四一項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八・四二	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）	第二八・四二項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八・四三	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	第二八・四三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二八・四三項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八・四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	第二八・四六項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八四六・一〇	セリウム化合物	第二八・四六項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八四六・九〇のうち	その他のもの	第二八・四六項に該当する材料以外の材料からの生産	
	粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料に使用する種類のものに限る。）及び硝酸ランタン以外のもの	第二八・四七項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八四七・〇〇	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	第二八・四八項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八四八・〇〇	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	第二八・四九項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八・四九	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・五〇項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八五〇・〇〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）	第二八・五一項に該当する材料以外の材料からの生産	
二八五一・〇〇	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
第二九類	有機化学品		
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体		
二九〇三・一一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	
	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）		
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	
二九〇三・一四	四塩化炭素	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	
二九〇三・一五	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	
二九〇三・一九	その他のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	
二九〇三・二二	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	
	塩化ビニル（クロロエチレン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産	

二九〇三・二二	トリクロロエチレン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・二九	その他のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・三〇のうち	非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体 臭素化誘導体以外のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四一	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。） トリクロロフルオロメタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四二	ジクロロジフルオロメタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四三	トリクロロトリフルオロエタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四四	ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四五	その他のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四六	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四七	その他のペルハロゲン化誘導体	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・四九のうち	その他のもの ブロモクロロメタン以外のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・五九のうち	その他のもの オクタクロロテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン、テトラブロモシクロオクタン及びヘキサブロモシクロドデカン以外のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・六一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・六二	ヘキサクロロベンゼン及びＤＤＴ（一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇三・六九のうち	その他のもの ペンタブロモエチルベンゼン及びデカブロモジフェニルエタン以外のもの	第二九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	第二九・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九〇五・一四	その他のブタノール	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・一九	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・二一	不飽和一価アルコール	
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール	
二九〇五・三一	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・三二	二価アルコール	
	エチレングリコール（エタンジオール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九〇五・三九	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・四二	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・四九	ペンタエリトリトール	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・五一	その他のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇五・五九のうち	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・〇六のうち	その他のもの	第二九・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
	ジブロモネオペンチルグリコール（二・二―ジブロモメチル―一・三―プロパン―ジオール）以外のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・〇七	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇七・一一	メントール、ステロール及びイノシトール以外のもの	第二九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇七・一三	フェノール及びフェノールアルコール	第二九・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
	一価フェノール	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

二九〇七・一五	ナフトール及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇七・一九	その他のもの	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇七・二一	多価フェノール及びフェノールアルコール レソルシノール及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇七・二二	ヒドロキノン（キノール）及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇七・二三	四・四―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九〇七・二九	その他のもの	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・一一	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ジエチルエーテル	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・一九	その他のもの	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・二〇	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・三〇のうち	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ペンタブロモジフェニルオキシド及びテトラデカブロモジフェノキシベンゼン以外のもの	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・四一	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 二・二―オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・四二	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・四九	その他のもの	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九〇九・五〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九〇九・六〇	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一〇・一〇	オキシラン（エチレンオキシド）	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一〇・二〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一〇・三〇	一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一〇・九〇	その他のもの	第二九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	
二九一二・一一	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。） メタナール（ホルムアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・一二	エタナール（アセトアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・一三	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマル―ブチルアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一二・一九	その他のもの	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・二一	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。） ベンズアルデヒド	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・二九	その他のもの	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・三〇	アルデヒドアルコール	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・四一	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・四二	バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・四九	エチルバニリン（三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド）	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・五〇	その他のもの	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一二・六〇	アルデヒドの環式重合体	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	パラホルムアルデヒド	第二九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一四・一一	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
	アセトン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・一二	ブタノン（メチルエチルケトン）	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・一三	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・一九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一四・二二	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・二三	イオノン及びメチルイオノン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・二九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・三一	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
	フェニルアセトン（フェニルプロパン―二―オン）	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・三九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・四〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・六一	キノン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
	アントラキノン	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一四・六九	その他のもの	第二九・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一四・七〇	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・一一	ぎ酸並びにその塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
	ぎ酸	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・一二	ぎ酸の塩	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・一三	ぎ酸のエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	

二九一五・二一	酢酸	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一五・二二	酢酸ナトリウム	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・二三	酢酸コバルト	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・二四	無水酢酸	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・二九	その他のもの	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・三一	酢酸のエステル 酢酸エチル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一五・三四	酢酸イソブチル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・三五	酢酸―二―エトキシエチル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・三九	その他のもの	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・四〇	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・五〇	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一五・六〇	ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一五・七〇	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一五・九〇	その他のもの	第二九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一六・一一	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一六・一二	アクリル酸のエステル	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一六・一三	メタクリル酸及びその塩	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産

二九一六・一四	メタクリル酸のエステル	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一六・一五	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一六・一九	その他のもの	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一六・二〇	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一六・三九	芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一六・三一	安息香酸並びにその塩及びエステル	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一六・三二	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一六・三九	その他のもの	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・一一	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
	しゅう酸並びにその塩及びエステル	

二九一七・一二	アジピン酸並びにその塩及びエステル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一七・一三	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・一四	無水マレイン酸	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・一九	その他のもの	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・二〇	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三一	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三二	オルトフタル酸ジブチル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三三	オルトフタル酸ジオクチル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三四	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三五	その他のオルトフタル酸エステル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
	無水フタル酸	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九一七・三六	テレフタル酸及びその塩	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三七	テレフタル酸ジメチル	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一七・三九のうち	その他のもの テトラブロモ無水フタル酸以外のもの	第二九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九・一八	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 乳酸並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一二	酒石酸	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一五のうち	くえん酸の塩及びエステル くえん酸カルシウム以外のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・一九のうち	その他のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一八・二一	コール酸以外のもの フェニルグリコール酸(マンデル酸)並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・二二	その他のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九一八・二三	フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 サリチル酸及びその塩	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・二九	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・三〇のうち	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二九一八・九〇	その他のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 デヒドロコール酸(三・七・一二―トリケトコール酸)以外のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第二九・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・一九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	第二九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二一	アミン官能化合物	
二九二一・一一	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・一二	ジエチルアミン及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・一九	その他のもの	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・二一	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 エチレンジアミン及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・二二	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・二九	その他のもの	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・三〇	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九二一・四一	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 アニリン及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四二	アニリン誘導体及びその塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四三	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四五	一―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベーター―ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四六	アンフェタミン（ＩＮＮ）、ベンツフェタミン（ＩＮＮ）、デキサンフェタミン（ＩＮＮ）、エチランフェタミン（ＩＮＮ）、フェンカンファミン（ＩＮＮ）、レフェタミン（ＩＮＮ）、レバンフェタミン（ＩＮＮ）、メフェノレクス（ＩＮＮ）及びフェンテルミン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩 その他のもの	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二一・四九	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 オルト―フェニレンジアミン、メタ―フェニレンジアミン、パラ―フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九二一・五一		第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産

二九二一・五九	その他のもの	第二九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二三	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・一九のうち	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
	アミノアルコール以外のもの	
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・二一	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・二二	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九二二・二九	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・三九	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・四二のうち	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・四三	グルタミン酸及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
	グルタミン酸ソーダ以外のもの	
二九二二・四四	アントラニル酸及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・四九	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二二・五〇	その他のもの	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
		第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
		第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
		第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
		第二九・二二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二三・一〇	コリン及びその塩	第二九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二三・九〇	その他のもの	第二九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
二九二四・一一	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二四・一九のうち	メプロバメート（ＩＮＮ）	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二四・二三のうち	その他のもの	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二五	二―アクリルアミド―二―メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド以外のもの	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
	二―アセトアミド安息香酸（Ｎ―アセチルアントラニル酸）及びその塩	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
	二―アセトアミド安息香酸（Ｎ―アセチルアントラニル酸）	第二九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	
	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二五・一一	サッカリン及びその塩	第二九・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二五・二〇のうち	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	第二九・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
	クロルヘキシジン及びその塩以外のもの	第二九・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・二六	ニトリル官能化合物	第二九・二六項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	第二九・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	第二九・二八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	第二九・二九項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・三〇	有機硫黄化合物	
二九三〇・二〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	第二九・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三〇・三〇	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	第二九・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三〇・四〇	メチオニン	第二九・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	第二九・三一項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九三二・一一	テトラヒドロフラン	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)又は第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三二・一三	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)又は第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三二・一九	その他のもの	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九三二・二一	ラクトン クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)又は第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三二・二九のうち	その他のラクトン サントニン以外のもの	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
	その他のもの	

二九三二・九一	イソサフロール	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九三二・九二	一―(一・三―ベンゾジオキソール―五―イル)プロパン―二―オン	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九三二・九三	ピペロナール	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九三二・九四	サフロール	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二九三二・九九	その他のもの	第二九・三二項に該当する材料からの生産(化学的変換を伴う生産に限る。)、第二九・三二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	
二九三三・一一	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	
二九三三・一九	その他のもの	
二九三三・二一のうち	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
	ヒダントイン及びその誘導体	
	三―ブロモ―一―クロロ―五―ジメチルヒダントイン以外のもの	
二九三三・二九	その他のもの	
	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	

		第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
		第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
		第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九三三・三二	ピペリジン及びその塩	
二九三三・三三	アルフェンタニル（ＩＮＮ）、アニレリジン（ＩＮＮ）、ベジトラミド（ＩＮＮ）、ブロマゼパム（ＩＮＮ）、ジフェノキシン（ＩＮＮ）、ジフェノキシレート（ＩＮＮ）、ジピパノン（ＩＮＮ）、フェンタニール（ＩＮＮ）、ケトベミドン（ＩＮＮ）、メチルフェニデート（ＩＮＮ）、ペンタゾシン（ＩＮＮ）、ペチジン（ＩＮＮ）中間体Ａ、フェンシクリジン（ＩＮＮ）（ＰＣＰ）、フェノペリジン（ＩＮＮ）、ピプラドロール（ＩＮＮ）、ピリトラミド（ＩＮＮ）、プロピラム（ＩＮＮ）及びトリメペリジン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	
二九三三・三九のうち	その他のもの	
	ピコリン及びＯ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス）以外のもの	
	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	
		第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
		第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九三三・四一	レボルファノール（ＩＮＮ）及びその塩	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九三三・四九	その他のもの	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九三三・五二	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその塩	
二九三三・五三	アロバルビタール（ＩＮＮ）、アモバルビタール（ＩＮＮ）、バルビタール（ＩＮＮ）、ブタルビタール（ＩＮＮ）、ブトバルビタール、シクロバルビタール（ＩＮＮ）、メチルフェノバルビタール（ＩＮＮ）、ペントバルビタール（ＩＮＮ）、フェノバルビタール（ＩＮＮ）、セクブタバルビタール（ＩＮＮ）、セコバルビタール（ＩＮＮ）及びビニルビタール（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・五四	その他のマロニル尿素（バルビツル酸）の誘導体及びその塩	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・五五	ロプラゾラム（ＩＮＮ）、メクロカロン（ＩＮＮ）、メタカロン（ＩＮＮ）及びジペプロール（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・五九のうち	その他のもの 一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン以外のもの	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九三三・六一	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 メラミン	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・六九	その他のもの	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
	ラクタム	

二九三三・七一	六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・七二	クロバザム（ＩＮＮ）及びメチプリロン（ＩＮＮ）	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・七九	その他のラクタム	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・九一	その他のもの アルプラゾラム（ＩＮＮ）、カマゼパム（ＩＮＮ）、クロルジアゼポキシド（ＩＮＮ）、クロナゼパム（ＩＮＮ）、クロラゼペート、デロラゼパム（ＩＮＮ）、ジアゼパム（ＩＮＮ）、エスタゾラム（ＩＮＮ）、ロフラゼプ酸エチル（ＩＮＮ）、フルジアゼパム（ＩＮＮ）、フルニトラゼパム（ＩＮＮ）、フルラゼパム（ＩＮＮ）、ハラゼパム（ＩＮＮ）、ロラゼパム（ＩＮＮ）、ロルメタゼパム（ＩＮＮ）、マジンドール（ＩＮＮ）、メダゼパム（ＩＮＮ）、ミダゾラム（ＩＮＮ）、ニメタゼパム（ＩＮＮ）、ニトラゼパム（ＩＮＮ）、ノルダゼパム（ＩＮＮ）、オキサゼパム（ＩＮＮ）、ピナゼパム（ＩＮＮ）、プラゼパム（ＩＮＮ）、ピロバレロン（ＩＮＮ）、テマゼパム（ＩＮＮ）、テトラゼパム（ＩＮＮ）及びトリアゾラム（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三三・九九	その他のもの メベンダゾール及びパーベンダゾール	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）、第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
二九・三四	その他のもの 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	第二九・三三項に該当する材料からの生産（化学的変換を伴う生産に限る。）又は第二九・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三四・一〇	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三四・二〇	ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三四・三〇	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三四・九一	その他のもの アミノレクス（ＩＮＮ）、ブロチゾラム（ＩＮＮ）、クロチアゼパム（ＩＮＮ）、クロキサゾラム（ＩＮＮ）、デキストロモラミド（ＩＮＮ）、ハロキサゾラム（ＩＮＮ）、ケタゾラム（ＩＮＮ）、メソカルブ（ＩＮＮ）、オキサゾラム（ＩＮＮ）、ペモリン（ＩＮＮ）、フェンジメトラジン（ＩＮＮ）、フェンメトラジン（ＩＮＮ）及びスフェンタニル（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	第二九・三四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

二九三四・九九のうち	その他のもの スルトン及びスルタム以外のもの	第二九・三四項に該当する材料（スルトン及びスルタムを除く。）以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第二九・三五項に該当する材料以外の材料からの生産
二九三五・〇〇	スルホンアミド	第二九・三八項に該当する材料以外の材料からの生産 第二九・四二項に該当する材料以外の材料からの生産
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 ルトシド（ルチン）及びその誘導体	
二九三八・一〇		
二九四二・〇〇	その他の有機化合物	
第三〇類	医療用品	
三〇・〇六	この類の注4の医療用品	
三〇〇六・七〇	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	
三二・〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	
三二〇二・九〇	その他のもの	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
三二・〇四		有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの
三二〇四・一一		分散染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一二		酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一三		塩基性染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一四		直接染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一五		建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品
三二〇四・一六		反応染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一七		顔料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一九		その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）
		第三二・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
		第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

三二〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二〇四・九〇	その他のもの	第三二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	第三二・〇三項から第三二・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二・〇六	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	第三二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産（第二八類に該当する酸化物又は塩と体質顔料（例えば、硫酸バリウム、白亜、炭酸バリウム及びサテン白）との混合を除く。）
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	第三二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	第三二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三二〇七・二〇	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品	第三二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三二〇七・三〇	液状ラスターその他これに類する調製品	第三二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	第三二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三二・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液	第三二・〇八項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの	第三二・〇八項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	第三二・〇八項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二〇八・九〇	その他のもの	第三二・〇八項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三二・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	第三二・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	第三二・一〇項又は第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三二一一・〇〇	調製ドライヤー	第三二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
三二・一二	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	第三二・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

三二・一三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	第三二・〇三項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項又は第三二・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
三二・一四	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	第三二・〇八項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項又は第三二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
三二・一五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	第三二・一五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
第三三類		
三三・〇六	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類（口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	第三三・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
三三〇六・二〇	歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	第三三・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
第三四類		
	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	

三四・〇三	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）	第三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
三四〇三・一一	石油又は歴青油を含有するもの	
三四〇三・一九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	
	その他のもの	
三四〇三・九一	その他のもの 紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	第三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
三四〇三・九九	その他のもの	第三四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
第三五類		
三五・〇六	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。） 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	第三五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第三五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三五・〇七		
第三六類		
	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	

三六〇一・〇〇	火薬	第三六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
三六〇二・〇〇	爆薬	第三六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
三六〇三・〇〇	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	第三六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
三六・〇四	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品	第三六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
三六〇五・〇〇	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）	第三六・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三六・〇六	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品	第三六・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
第三八類	各種の化学工業生産品	
三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	第三八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇一・一〇	人造黒鉛	
三八〇一・二〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	第三八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇一・三〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	第三八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇一・九〇	その他のもの	第三八・〇一項に該当する黒鉛その他の炭素をもととした調製品以外の材料からの生産
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	第三八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
三八〇二・九〇	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八〇九・九一	その他のもの 繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	第一三類又は第二五類から第四〇類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

明治二十九年三月三十一日　第三種郵便物認可

三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤(他の項に該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	
三八一二・一〇	調製したゴム加硫促進剤	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一二・二〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー(他の項に該当するものを除く。)並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒(他の項に該当するものを除く。)	
三八一五・一一	担体付き触媒	
	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三八一五・一二のうち	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	白金触媒及び自動車の排気ガス浄化用のもの以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一五・一九のうち	その他のもの	
	鉄触媒以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三八一五・九〇のうち	その他のもの	
	鉄触媒及び白金触媒以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二一・〇〇	微生物用の調製培養剤	第三八・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類若しくは第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三八二四・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・七一	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二四・七九	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産

三八二四・九〇のうち	その他のもの チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）、オクタブロモジフェニル＝オキシド及びヘプタブロモジフェニル＝オキシドを主成分とする混合物並びにジブロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物 有機溶剤廃棄物 ハロゲン化合物	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・四九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・五〇	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・六一	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物 有機物を主成分とするもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・六九	その他のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
三八二五・九〇のうち	その他のもの セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄以外のもの	第五類、第一二類、第一三類、第二五類から第四〇類まで、第四四類又は第六八類から第八一類までに該当する材料以外の材料からの生産
第三九類	プラスチック及びその製品	
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇一・一〇のうち	比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇一・二〇のうち	比重が〇・九四以上のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇二・一〇のうち	ポリプロピレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇二・二〇のうち	ポリイソブチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

三九〇二・三〇のうち	プロピレンの共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇二・九〇のうち	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。） ポリスチレン 多泡性のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇三・一一のうち	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇三・一九のうち	アクリロニトリル－ブタジエン－スチレン（ＡＢＳ）共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの以外のもの	第三九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇三・三〇のうち	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。） 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。） ポリ（酢酸ビニル） 水に分散しているもの	第三九・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・〇四	その他のもの 酢酸ビニルの共重合体 水に分散しているもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・〇五	その他のもの その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇五・一二	ポリ（ビニルアルコール）（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。） その他のもの 共重合体	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・〇六	その他のもの アクリル重合体（一次製品に限る。）	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） ポリアセタール	第三九・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・一〇	その他のポリエーテル ポリジブロモフェニレン＝オキシド以外のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・二〇のうち	エポキシ樹脂	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇七・三〇	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇五・一九	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇五・二一	酢酸ビニルの共重合体 水に分散しているもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇五・二九	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇五・三〇	ポリ（ビニルアルコール）（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。） その他のもの 共重合体	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇五・九一	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇五・九九	アクリル重合体（一次製品に限る。）	第三九・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） ポリアセタール	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・一〇	その他のポリエーテル ポリジブロモフェニレン＝オキシド以外のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・二〇のうち	エポキシ樹脂	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇七・三〇	その他のもの	第三九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産

三九〇七・四〇のうち	ポリカーボネート テトラブロモビスフェノールAポリカーボネート以外のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇七・五〇	アルキド樹脂	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・六〇	ポリ(エチレンテレフタレート)	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇七・九一	その他のポリエステル 不飽和のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇七・九九	その他のもの	第三九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・〇八	ポリアミド(一次製品に限る。)	第三九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。) 尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・一〇	メラミン樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・二〇	その他のアミノ樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
三九〇九・三〇	フェノール樹脂	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇九・四〇	ポリウレタン	第三九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九〇九・五〇	シリコーン(一次製品に限る。)	第三九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一〇・〇〇	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	第三九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン	第三九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九一一・九〇	その他のもの	第三九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	第三九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・一三	天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体)(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	第三九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体(一次製品に限る。)	第三九・〇一項から第三九・一四項までに該当する材料以外の材料からの生産
三九・一五	プラスチックのくず	第三九・一五項に該当する材料以外の材料からの生産

三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一七・一〇のうち	硬化たんぱく質製又はヤルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	セルロース系材料製のもの以外のもの	
三九一七・二一	管及びホース（硬質のものに限る。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	エチレンの重合体製のもの	
三九一七・二二	プロピレンの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一七・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一七・二九	その他のプラスチック製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一七・三一	その他の管及びホース	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）	
三九一七・三二	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一七・三三	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一七・三九	その他のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九一七・四〇	継手	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一八項から第三九・二一項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・一七	その他のプラスチック製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・一九項から第三九・二一項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・四三	塩化ビニルの重合体製のもの 可塑剤を全重量の六％以上含むもの 軟質のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	その他のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・四九	その他のもの 軟質のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
		第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・五一	その他のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・五九	アクリル重合体製のもの ポリ（メタクリル酸メチル）製のもの その他のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・六一	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの ポリカーボネート製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・六二	ポリ（エチレンテレフタレート）製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九二〇・六三	その他の不飽和ポリエステル製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・六九	その他のポリエステル製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・七一	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの 再生セルロース製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産

三九二〇・七二	バルカナイズドファイバー製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・七三	酢酸セルロース製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・七九	その他のセルロース誘導体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・九一	その他のプラスチック製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・九一	ポリ（ビニルブチラール）製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・九二	ポリアミド製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・九三	アミノ樹脂製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・九四	フェノール樹脂製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで又は第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二〇・九九	その他のプラスチック製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで若しくは第三九・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ多泡性のもの	
三九二一・一一	スチレンの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項又は第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二一・一二	塩化ビニルの重合体製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項又は第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二一・一三	ポリウレタン製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項又は第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二一・一四	再生セルロース製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項又は第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九二一・一九	その他のプラスチック製のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項若しくは第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九二一・九〇	その他のもの	第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・二〇項又は第三九・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	

三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	第三九・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	第三九・二四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	第三九・二五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
三九・二六のうち	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	第三九・二六項に該当する材料以外の材料からの生産
	自動車用のシャシばね及びそのばね板以外のもの	
第四〇類	ゴム及びその製品	
四〇・〇九	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）	
四〇〇九・一一	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの	
	継手なしのもの	第四〇・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇〇九・二一	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの	
	継手なしのもの	第四〇・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇〇九・三一	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの	
	継手なしのもの	第四〇・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇〇九・四一	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの	
	継手なしのもの	第四〇・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇・一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	
四〇一〇・一一	コンベヤ用のベルト及びベルチング	
	金属のみにより補強したもの	第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇一〇・一二	紡織用繊維のみにより補強したもの	第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇一〇・一三	プラスチックのみにより補強したもの	第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇一〇・一九	その他のもの	第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇一〇・三五	伝動用のベルト及びベルチング	
	エンドレス状の同期ベルト（円の外周が六〇センチメートルを超え一五〇センチメートル以下のものに限る。）	第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四〇一〇・三六	エンドレス状の同期ベルト（円の外周が一五〇センチメートルを超え一九八センチメートル以下のものに限る。）	第四〇・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

第四三類 四三・〇一	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四三〇一・八〇のうち	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） やぎ及びうさぎのもの以外のもの	第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四三〇一・九〇のうち	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの ミンク、うさぎ、子羊及びやぎのもの以外のもの	第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	第四三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
第四四類 四四・〇一	木材及びその製品並びに木炭 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 チップ状又は小片状の木材 針葉樹のもの	第四四・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四四〇一・二一	針葉樹以外のもの	第四四・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四四〇一・二二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	第四四・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） その他のもの（針葉樹のものに限る。）	第四四・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
四四〇三・二〇	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 針葉樹のもの まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）及びからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）並びにインセンスシダーのもの以外のもの かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの	第四四・〇四項に該当する材料（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限る。）以外の材料からの生産 第四四・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
四四〇七・一〇のうち	その他のもの その他のもの オーク（コナラ属のもの）のもの かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの	第四四・〇七項に該当する材料（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限る。）以外の材料からの生産
四四〇七・九一		第四四・〇七項に該当する材料（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限る。）以外の材料からの生産

四四〇七・九二	その他のもの	第四四・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
	ビーチ(ブナ属のもの)のもの	
	かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもの	第四四・〇七項に該当する材料(かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限る。)以外の材料からの生産
	その他のもの	第四四・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
第四七類		
四七〇一・〇〇	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
	機械木材パルプ	第四七・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四七〇二・〇〇	化学木材パルプ(溶解用のものに限る。)	第四七・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
四七・〇三	化学木材パルプ(ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)	第四七・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
四七・〇四	化学木材パルプ(亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)	第四七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
四七〇五・〇〇	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	第四七・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
四七・〇六のうち	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	
	コットンリンターパルプ以外のもの	第四七・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
第四八類		
	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
四八〇一・〇〇	新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	第四八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙	第四八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
四八〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)	第四八・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。)	第四八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・〇五	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)	第四八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	第四八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
四八〇七・〇〇	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)	第四八・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・〇八	コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項の紙を除く。)	第四八・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

四八・〇九	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	第四八・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
四八〇九・一〇のうち	カーボン紙その他これに類する複写紙	
四八・一〇のうち	カーボン紙	第四八・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	
四八・一一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）	
四八一一・一〇	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	
四八一一・四一	セルフアドヒーシブのもの	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一一・四九	その他のもの	
四八一一・六〇のうち	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙	第四八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一二・〇〇	製紙用パルプ製のフィルタープロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	第四八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・一三	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	第四八・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・一四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	第四八・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切ってあるかないかを問わない。）	第四八・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	第四八・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	第四八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第四八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一七・一〇	封筒	
四八一七・二〇	通信用カード	
四八一七・三〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	

四八・一八	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	
四八一八・一〇	トイレットペーパー	第四八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	第四八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一八・三〇	テーブルクロス及びナプキン	第四八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品	
	タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	第四八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	その他のもの	第四八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一八・五〇	衣類及び衣類附属品	第四八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
四八一八・九〇	その他のもの	第四八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産

四八・一九	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	第四八・一九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二〇・一〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品で事務用、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二〇・二〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二〇・三〇	練習帳	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二〇・四〇	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二〇・五〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二〇・九〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	その他のもの	第四八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・二一	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	第四八・二一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

四八・二二	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）	第四八・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
四八・二三	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二三・一二	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二三・一九	セルフアドヒーシブのもの	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二三・二〇	その他のもの	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二三・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二三・六〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
四八二三・七〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四八二三・九〇のうち	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
	せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの以外のもの	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	その他のもの	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第四八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
第四九類		
四九・〇八	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	第四九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
四九〇九・〇〇	デカルコマニア	第四九・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
四九一〇・〇〇のうち	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒着しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）	第四九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	第四九・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	紙製又は板紙製のもの	第五〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
第五〇類		
五〇〇四・〇〇	絹及び絹織物	
	絹糸（絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び小売用にしたものを除く。）	

五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	化学品（第二八類から第三九類に該当する物品で、紡織用繊維の生産の用に供するものをいう。以下同じ。）、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五〇〇六・〇〇のうち	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五〇・〇七	絹織物		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

第五一類			
五一・〇五	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物		
	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カード又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）		
	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）		
五一〇五・二九のうち	その他のもの	ロービング	第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）		
五一〇五・三一のうち	カシミヤやぎのもの	ロービング	第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
五一〇五・三九のうち	その他のもの	ロービング	第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
五一〇五・四〇のうち	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	ロービング	第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
五一・〇六	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

五一・〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五一・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五一・〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五一・一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五一・一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）
		その他のもの
五一・一二	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの
		その他のもの
五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

第五二類	綿及び綿織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

五二・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五二・〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五二・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） その他のもの
五二・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） その他のもの
五二・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） その他のもの

生機からの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
生機からの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
生機からの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	

五二・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五二・一二	その他の綿織物	
	ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	第五三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
五三・〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五三〇五・九〇のうち	その他のもの	
	ラミー（精練したものに限る。）	

五三・〇六	亜麻糸	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	第五三・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	第五三・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五三〇八・二〇	大麻糸	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五三〇八・九〇	その他のもの	
	紙糸	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
	その他のもの	第五三・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

五三・〇九	亜麻織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
五三・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
第五四類 第五四類のうち	人造繊維の長繊維及びその織物 人造繊維の長繊維及びその織物（第五四・〇四項から第五四・〇六項までに該当する物品を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）		
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産	
五四・〇四		合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	
五四〇五・〇〇		再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	
五四・〇六		人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
第五五類 五五・〇一	人造繊維の短繊維及びその織物 合成繊維の長繊維のトウ		
五五〇二・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		
		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産	
		化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産 化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産	

五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産
五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産
五五・〇五	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 合成繊維のもの	第五五・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
五五〇五・一〇	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五・〇六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五〇七・〇〇	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五・〇八	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五・〇九	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五・一〇	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五・一一	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。） 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五・一二		化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五五・一四	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五五・一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	

五六・〇一のうち	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ ミルネップ以外のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	第五六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。） 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。） その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	第五六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）	第五六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。） ゴムを染み込ませ又は塗布したもの	第五六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
五六〇四・九〇	その他のもの ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

五六〇五・〇〇	金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。)からの生産
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。)、シェニールヤーン(フロックシェニールヤーンを含む。)及びループウェールヤーン	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。)からの生産
五六・〇七	ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。) 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱(じん)皮繊維製のもの	第五六・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
五六・〇八	その他のもの 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)	紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。)からの生産
第五七類 五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・二〇	ココやし繊維(コイヤ)製の床用敷物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの(パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。)	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

五七〇二・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・三三	人造繊維材料製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・四一	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。） 羊毛製又は繊獣毛製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・四二	人造繊維材料製のもの 自動車用に適する寸法及び形状のもの	第五七・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・五一	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。） 羊毛製又は繊獣毛製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・五二	人造繊維材料製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・九一	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。） 羊毛製又は繊獣毛製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇二・九二	人造繊維材料製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七・〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	第五七・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	
	自動車用に適する寸法及び形状のもの	第五七・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの	
	自動車用に適する寸法及び形状のもの	第五七・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五七・〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	第五七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五七〇四・九〇	その他のもの	
	自動車用に適する寸法及び形状のもの	第五七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあっては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

第五八類		
第五八類のうち	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	
	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布（第五八・〇一項及び第五八〇六・三二号に該当する物品を除く。）	
五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	
五八〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）	
五八〇一・二一	綿製のもの	
	よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	
五八〇一・二二	その他のもの	
	コール天（パイルを切ったものに限る。）	
五八〇一・二三	その他のよこパイル織物	
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	
五八〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）	
五八〇一・二六	シェニール織物	
	政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	
五八〇一・三一	その他のもの	
	人造繊維製のもの	
	よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	
五八〇一・三二	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
第五八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	

	その他のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	
	その他のもの	
五八〇一・三一	コール天（パイルを切ったものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	その他のもの	
五八〇一・三三	その他のよこパイル織物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
	シェニール織物	
五八〇一・三六	政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	第五八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	第五八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	第五八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他の織物	
五八〇六・三二	人造繊維製のもの	第五八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
	政令で定める引張強さ及び難燃性を有するもの（幅が四六ミリメートル以上のものに限る。）	第五八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産

第五九類		
五九・〇一	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五九・〇二	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類 タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。） プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの その他のもの	紡織用繊維の糸からの生産
五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	紡織用繊維の糸からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）	第五九・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
五九〇四・一〇	リノリウム	
五九〇四・九〇	その他のもの	紡織用繊維又はその糸からの生産
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材	紡織用繊維の糸からの生産
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	紡織用繊維の糸からの生産
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	紡織用繊維の糸からの生産
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産
第六〇類		
メリヤス編物及びクロセ編物		

第六〇類のうち	メリヤス編物及びクロセ編物（第六〇〇一・九二号に該当する物品を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）（第六二・一三項及び第六二・一四項に該当する物品を除く。）
六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六〇〇一・九二	その他のもの 人造繊維製のもの ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切ったもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	第六〇・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産	
	その他のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
第六一類のうち	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）（第六一一三・〇〇号に該当する物品を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
六一一三・〇〇	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）		
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）		

第六二類のうち	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）（第六二・一三項及び第六二・一四項に該当する物品を除く。）	紡織用繊維の糸からの生産	
六二・一三	ハンカチ	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
六二・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
第六三類のうち	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ（第六三・一〇項並びに第六三〇五・一〇号、第六三〇八・〇〇号及び第六三〇九・〇〇号に該当する物品を除く。）	第六三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産	
六三・〇五 六三〇五・一〇のうち	包装に使用する種類の袋 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの 使用したもの以外のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産	
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）		

六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品	第六三・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
第六五類	帽子及びその部分品	
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	第六五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	第六五・〇一項又は第六五・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	第六五・〇二項又は第六五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
六五・〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	第六五・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	第六五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
六五〇七・〇〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	第六五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
第六六類		
六六・〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	第五類、第三九類、第五〇類から第六〇類まで、第六六類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
六六〇二・〇〇	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	第六六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
六六・〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品	第六六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
第六七類		
六七〇一・〇〇	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	
六七・〇二	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）	第六七・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	第六七・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
第六八類		
六八・〇四	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	
	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）	第六八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

六八・〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	第六八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	第六八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産 第六八・一二項の材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
六八一二・五〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六八一二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六八一二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六八一二・九〇	その他のもの	第六八・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六八・一三のうち	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	第六八・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
	自動車用の部分品以外のもの	

第六九類		
六九・〇二	陶磁製品 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	第六九・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
六九・〇三	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	第六九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
六九・〇五	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	第六九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
六九・〇七	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	第六九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
六九・〇八	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	第六九・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
六九・一一	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	第六九・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
六九一二・〇〇	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	第六九・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
六九・一三	陶磁製の小像その他の装飾品	第六九・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
第七〇類		
	ガラス及びその製品	

七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇五・一〇のうち	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの 無反射層を有するもの以外のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇五・二一	金属の線又は網を入れてないその他のガラス 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇五・二九	その他のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七〇〇五・三〇	金属の線又は網を入れたもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。） 強化ガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの 自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの以外のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇七・一一のうち	その他のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇七・一九	合わせガラス その他のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇七・二九	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇・一三	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	第七〇・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
七〇・一六	その他のもの ステンドグラスその他これに類するガラス以外のもの	第七〇・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七〇一六・九〇のうち	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	第七〇・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	第七〇・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七〇一八・一〇		

七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	第七〇・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七〇一八・九〇のうち	その他のもの 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	第七〇・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
第七一類		
七一・一三	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第七一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
七一・一四	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	第七一・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七一・一六	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	第七一・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
七一二六・二〇	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	第七一・一〇一項から第七一・〇四項までに該当する材料（加工してないものに限る。）からの生産 第七一・一七項に該当する材料以外の材料（金属製のくさりを除く。）からの生産
七一・一七	身辺用模造細貨類	
第七二類		
七二・〇二のうち	鉄鋼 フェロアロイのうち フェロシリコン（けい素の含有量が全重量の五五％を超えるものに限る。）以外のもの	第七二・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット 再溶解用のインゴット	第七二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
七二〇四・五〇		
七二・〇六のうち	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。） 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの以外のもの	第七二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品 炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のもの	第七二・〇六項又は第七二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
七二〇七・二〇のうち	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの以外のもの	
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇八項又は第七二・〇七項、第七二・〇八項又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇九項まで又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・一〇項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・一二項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・一三項又は第七二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	第七二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産

七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	第七二・〇七項又は第七二・一三項から第七二・一五項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	第七二・一一項から第七二・一六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	第七二・一三項から第七二・一五項まで又は第七二・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	第七二・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項又は第七二・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二一	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・二一項又は第七二・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼 棒	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・二一項又は第七二・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
	形鋼	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項から第七二・二二項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二三三・〇〇	ステンレス鋼の線	第七二・二一項から第七二・二三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	第七二・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二六項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二七項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒 形鋼	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二六項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二六項、第七二・二六項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二九	その他の合金鋼の線	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二七項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・二七項から第七二・二九項までに該当する材料以外の材料からの生産

第七三類		
七三・〇一	鉄鋼製品 鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。)及び溶接形鋼	第七二・〇七項から第七二・一二項まで又は第七二・一六項に該当する材料、第七二・一八項に該当する半製品、第七二・一九項、第七二・二〇項又は第七二・二二項に該当する材料、第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項、第七三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)	第七二・〇七項から第七二・一二項まで又は第七二・一六項に該当する材料、第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二〇項又は第七二・二二項に該当する材料、第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項、第七三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
七三〇三・〇〇	鋳鉄製の管及び中空の形材	第七三・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・〇四のうち	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。) ドリルパイプ以外のもの	第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。)	第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)	第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	第七三・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器(内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	第七三・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	第七三・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品(電気絶縁をしたものを除く。)	第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一三・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの(有刺のものであるかないかを問わない。)及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの	第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・一四	ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	第七三・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	第七三・一六項に該当する材料以外の材料からの生産

七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	第七三・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	
七三一八・一一	ねじを切った製品	
	コーチスクリュー	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・一二	その他の木ねじ	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・一三	スクリューフック及びスクリューリング	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七三一八・一四	セルフタッピングスクリュー	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・一五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七三一八・一六	ナット	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・一九	その他のもの	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・二一	ねじを切ってない製品	
	ばね座金その他の止め座金	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・二二	その他の座金	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・二三	リベット	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・二四	コッター及びコッターピン	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一八・二九	その他のもの	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一〇・二〇	鉄鋼製のばね及びばね板	
七三一〇・一〇のうち	板ばね及びそのばね板	
	自動車用のシャシばね及びそのばね	第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
	板以外のもの	
七三一〇・二〇のうち	コイルばね	
	自動車用のシャシばね以外のもの	第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七三一〇・九〇のうち	その他のもの	
	自動車用のシャシばね以外のもの	第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
第七四類	銅及びその製品	
七四〇二・〇〇のうち	粗銅及び電解精製用陽極銅	
	課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項又は第七四・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産若しくは原産資格割合が六〇％以上である生産
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊	
七四〇三・一一のうち	精製銅	
	陰極銅及びその切断片	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産

七四〇三・一二のうち	ワイヤバー 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四〇三・一三のうち	ビレット 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四〇三・一九のうち	その他のもの 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四〇三・二三のうち	銅合金 銅・すず合金(青銅) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四〇三・二三のうち	銅・ニッケル合金(白銅)及び銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四〇三・二九のうち	その他の銅合金(第七四・〇五項のマスターアロイを除く。) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第七四・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	第七四・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七四・〇七	銅の棒及び形材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四・〇八	銅の線 精製銅のもの 横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四〇八・一一	その他のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四〇八・一九	銅合金のもの 銅・亜鉛合金(黄銅)のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四〇八・二一	銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四〇八・二二	その他のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四〇八・二九	銅の板、シート及びストリップ(厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。) 精製銅のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四・〇九		

七四〇九・一一	巻いたもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・一九	その他のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの 巻いたもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・二九	その他のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・三一	銅・すず合金（青銅）のもの 巻いたもの	第七四・〇七項若しくは第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四〇九・三九	その他のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七四・一一	銅製の管	第七四・〇七項から第七四・一〇項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七四・〇七項、第七四・〇九項は第七四・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項に該当する材料（形材を除くものとし、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）、第七四・〇八項又は第七四・〇九項に該当する材料（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）及び第七四・一三項に該当する材料以外の材料からの生産

第七五類		
七五・〇一	ニッケル及びその製品	
七五〇一・二〇のうち	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	第七五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八％以上のものに限る。）	第七五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもののうち	
	酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）	第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七五・〇二	ニッケルの塊	
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）	第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇二・二〇のうち	ニッケル合金	
	ニッケルの含有量が全重量の五〇％未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの以外のもの	第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇四・〇〇のうち	ニッケルの粉及びフレーク 真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの以外のもの	第七五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

七五・〇五	ニッケルの棒、形材及び線	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇五・一一	棒及び形材	
	ニッケル（合金を除く。）のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇五・一二	ニッケル合金のもの	第七五・〇五項若しくは第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	線	
七五〇五・二一	ニッケル（合金を除く。）のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇五・二二	ニッケル合金のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五・〇六のうち	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
	真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの以外のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
	管	
七五〇七・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五・〇八	その他のニッケル製品	第七五・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇八・一〇	ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。）	
七五〇八・九〇	その他のもの	第七五・〇一項に該当するカソード及び第七五・〇五項から第七五・〇八項までに該当する材料以外の材料からの生産
	電気めっき用の陽極（電気分解により製造したものを含む。）	

	その他のもの	第七五・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
	第七六類	
七六・〇三	アルミニウム及びその製品	
	アルミニウムの粉及びフレーク	第七六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
七六・〇四	アルミニウムの棒及び形材	
七六〇四・一〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
	アルミニウム合金のもの	
七六〇四・二一	中空の形材	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇四・二九	アルミニウムの線	
七六・〇五	アルミニウム（合金を除く。）のもの	
	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・一一	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・一九	アルミニウム合金のもの	
	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・二一	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産

七六〇五・二九	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七六・〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。） 長方形（正方形を含む。）のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・一二のうち	アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）以外のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・九一	その他のもの アルミニウム（合金を除く。）のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・九二のうち	アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）以外のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六・〇七	アルミニウム合金のもの 大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）以外のもの アルミニウム（合金を除く。）のもの（アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇七・一一	裏張りしてないもの 圧延したもの（更に加工したものを除く。）	第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇七・一九	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七六〇七・二〇	裏張りしたもの	第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六・〇八	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項又は第七六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七六・一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 その他のもの	第七六・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一〇・九〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	第七六・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一一・〇〇		

七六・一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	第七六・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一三・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	第七六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
七六・一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七六・〇五項に該当する材料（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）及び第七六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七六・一六	その他のアルミニウム製品	
七六一六・一〇	くぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一六・九一	その他のもの ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵（アルミニウムの線から製造したものに限る。）	第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七六一六・九九	その他のもの	第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
第七八類	鉛及びその製品	
七八・〇一	鉛の塊	
七八〇一・一〇のうち	精製鉛 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの以外のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
七八〇一・九一のうち	その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの以外のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
七八〇一・九九のうち	その他のもの 鉛合金のもの その他のもの 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの以外のもの その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの以外のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
七八〇二・〇〇	鉛のくず	第七八・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七八〇三・〇〇	鉛の棒、形材及び線	第七八・〇三項又は第七八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	第七八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

七八〇五・〇〇	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七八・〇三項から第七八・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産
七八〇六・〇〇	その他の鉛製品	第七八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
第七九類	亜鉛及びその製品	
七九・〇一	亜鉛の塊	
七九〇一・一一のうち	亜鉛（合金を除く。） 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの以外のもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇一・一二のうち	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの以外のもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七九〇一・二〇のうち	亜鉛合金 アルミニウムの含有量が全重量の三％を超えるもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七九〇一・二〇のうち	その他のもののうち 亜鉛の含有量が全重量の九五％以上のもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	
七九〇三・一〇	亜鉛のダスト	第七九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
七九〇三・九〇	その他のもの	第七九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇六・〇〇	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七九・〇四項から第七九・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品	第七九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
第八〇類	すず及びその製品	
八〇・〇一	すずの塊	
八〇〇一・二〇	すず合金	第八〇・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八〇〇三・〇〇	すずの棒、形材及び線	第八〇・〇三項又は第八〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八〇〇四・〇〇	すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	第八〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八〇〇五・〇〇	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	

八〇〇六・〇〇	すずのはく	第八〇・〇三項から第八〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産
八〇〇七・〇〇	すずの粉及びフレーク	第八〇・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
	すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	第八〇・〇三項、第八〇・〇四項又は第八〇・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のすず製品	第八〇・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
第八一類		
八一・〇三	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
八一〇三・二〇	タンタル及びその製品(くずを含む。)	
八一〇三・九〇	タンタルの塊(単に焼結して得た棒を含む。)及び粉	第八一・〇三項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
	その他のもの	第八一・〇三項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
八一・〇四	マグネシウム及びその製品(くずを含む。)	
八一〇四・一一のうち	マグネシウムの塊	
	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・一九のうち	その他のもの	
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・二〇	くず	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・三〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	第八一・〇四項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
八一〇四・九〇	その他のもの	第八一・〇四項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
八一〇六・〇〇	ビスマス及びその製品(くずを含む。)	第八一・〇六項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
八一・〇七	カドミウム及びその製品(くずを含む。)	第八一・〇七項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
八一・〇八	チタン及びその製品(くずを含む。)	
八一〇八・二〇	チタンの塊及び粉	
	チタン・ニオブ合金	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇八・三〇	その他のもの	第八一・〇八項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
	くず	
	チタン・ニオブ合金	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇八・九〇	その他のもの	第八一・〇八項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産
	その他のもの	
	チタン・ニオブ合金のもの	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
八一・一〇	アンチモン及びその製品(くずを含む。)	第八一・〇八項に該当する材料(塊を除く。)以外の材料からの生産

八一一一・〇〇	マンガン及びその製品（くずを含む。）	第八一・一一項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	
八一一二・二一	クロム 塊及び粉	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・二二	くず	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・二九	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・四〇	バナジウム	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・五一	タリウム 塊及び粉	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・五二	くず	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・五九	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・九二	その他のもの 塊、くず及び粉 ガリウム、ハフニウム、ニオブ及びレニウム	第八一・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一二・九九	その他のもの ニオブ・チタン合金のもの	第八一・一二項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一一三・〇〇	サーメット及びその製品（くずを含む。）	第八一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	
八二・一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃	第八二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
八二一三・〇〇	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	第八二・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
八二・一四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	第八二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
八二・一五	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	第八二・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
第八三類 八三・〇一のうち	各種の卑金属製品 卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ 自動車に使用する種類の錠以外のもの	第八三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産

八三・〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・一〇	ちょうつがい	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八三〇二・二〇	キャスター	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品 建築物に適するもの	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・四二	その他のもの（家具に適するものに限る。）	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・四九	その他のもの	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・六〇	ドアクローザー	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三・〇六のうち	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	第八三・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
八三・〇八	ベル、ゴングその他これらに類する物品以外のもの	第八三・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇八・九〇	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	第八三・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
八三・〇九	その他のもの（部分品を含む。）	第八三・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
八三・一一	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	第八三・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
第八五類	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	
八五・四四	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。） 巻線	

八五四四・一一	銅のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八五四四・一九	その他のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八五四四・三〇のうち	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。） 自動車用のもの以外のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八五四四・四一のうち	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。） 接続子を取り付けてあるもの 通信用のもの以外のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八五四四・四九のうち	その他のもの 通信用のもの以外のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八五四四・五一のうち	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。） 接続子を取り付けてあるもの 通信用のもの以外のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
八五四四・五九	その他のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産

八五四四・六〇のうち	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。） 自動車用のもの以外のもの	第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産	第八七類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第八七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
八五・四五のうち	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。） カーボン電熱抵抗体以外のもの		
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品		
八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品		
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		
九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品 フレーム		
九〇〇三・一一	プラスチック製のもの		
九〇〇三・一九	その他の材料製のもの		
九〇〇三・九〇	部分品		
九〇・〇四 九〇〇四・一〇	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡 サングラス		
九〇〇四・九〇	その他のもの		

第九一類		
九一・一三	時計及びその部分品	
九一一三・一〇	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	
	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九一一三・九〇のうち	その他のもの	
	革製又はコンポジションレザー製のもの以外のもののうち	
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの以外のもの	第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
第九三類		
九三・〇一	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	第九三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
九三〇二・〇〇	けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）	第九三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
九三・〇三	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）	第九三・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
九三〇四・〇〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	第九三・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
九三・〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	
九三〇五・一〇	けん銃のもの	第九三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九三〇五・二一	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	
	散弾銃の銃身	第九三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九三〇五・二九	その他のもの	第九三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九三〇五・九一	その他のもの	
	第九三・〇一項の軍用の武器のもの	第九三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九三〇五・九九のうち	その他のもの	
	革製又はコンポジションレザー製のもの以外のもの	第九三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九三・〇六	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）	第九三・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
九三〇七・〇〇	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	第九三・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
第九四類		
九四・〇四	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	第九四・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	

九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	第九四・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九四〇五・六〇のうち	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	
	ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は臍製のもの以外のもの	
九四〇五・九二	部分品 プラスチック製のもの	第九四・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	
九五〇一・〇〇	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車	第九五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
九五・〇二	人形（人間を模したものに限る。）	第九五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
九五・〇三	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・一〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）	
九五〇三・二〇	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・三〇	その他の組立てセット及び組立てがん具	
九五〇三・四一	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。） 詰物をしたもの	
九五〇三・四九	その他のもの	
九五〇三・五〇	楽器類（がん具に限る。）	

九五〇三・六〇	パズル	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・七〇	その他のがん具（セットにしたものに限る。）	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・八〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇三・九〇	その他のもの	第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類、第五〇類から第六〇類まで、第六九類から第八一類まで、第八五類又は第九五類に該当する材料以外の材料からの生産
九五・〇四	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	第九五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇四・四〇	遊戯用カード	第九五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
九五〇四・九〇	その他のもの ボーリングボール並びにチェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	第九五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
九五・〇五	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。） クリスマス用品	第九五・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇五・一〇	その他のもの	第九五・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
九五〇五・九〇	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	第九五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
九五・〇六	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。） テニスボール	第九五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六一	空気入れ式のもの	第九五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六二	その他のもの	第九五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇六・六九	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具	第九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
九五・〇七	釣りざお	第九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
九五〇七・一〇		

九五〇七・二〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	第九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
九五〇七・三〇	釣り用リール	第九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
九五〇七・九〇	その他のもの	第九五・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
第九六類	雑品	
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	
九六〇一・一〇	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	第九六・〇一項に該当する材料（加工品を除く。）以外の材料からの生産
	製品	第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第九六・〇一項に該当する材料（加工品を除く。）以外の材料からの生産
九六〇一・九〇のうち	その他のもの	第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	べっこう又はさんごの加工品及び製品	第九六・〇一項に該当する材料（加工品を除く。）以外の材料からの生産
	製品	第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第九六・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	第九六・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	第九六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇三・一〇	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）	第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇三・二一	歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）	
	ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）	

九六〇三・二九	その他のもの	第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇三・三〇	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇三・四〇	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー	第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇三・五〇	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）	第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇三・九〇のうち	その他のもの 羽毛ダスター	第九六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇四・〇〇	床掃除機及び羽毛ダスター以外のもの	第五類、第一二類、第一四類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第六七類、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六・〇六	手ふるい	第九六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇六・一〇	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	第五類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第七二類から第八一類まで若しくは第九六類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産
九六〇六・二一	ボタン プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	第五類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇六・二二	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	第五類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産

九六〇六・二九	その他のもの	第五類、第三九類、第四〇類、第四四類、第五〇類から第六〇類まで、第七二類から第八一類まで又は第九六類に該当する材料以外の材料からの生産
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	第九六・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・一〇のうち	ボールペン	
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・三一のうち	万年筆その他のペン	
	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
九六〇八・三九のうち	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・四〇のうち	シャープペンシル	
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの以外のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・六〇	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六〇八・九九	その他のもの	
	その他のもの	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一三・八〇	その他のライター	第九六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	第九六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一四・二〇	パイプ及びパイプボール	
	木製のもの	第九六・一四項に該当する材料（粗く成形した木製ブロックを除く。）以外の材料からの生産

九六一四・九〇	その他のもの	第九六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一五	その他のもの くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアガーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	第九六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産 第九六・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	第九六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	第七〇・一二項又は第九六・一七項に該当する材料以外の材料からの生産

附属書ⅡB

原産地証明の必要記載事項

1　輸出者
　輸出者の氏名及び住所
2　輸入者
　輸入者の氏名及び住所
3　輸送手段
(1)　出発日
　船舶又は航空機の出港日（判明している場合）
(2)　船舶名又は便名
　船舶の名称又は航空機の便名（判明している場合）
(3)　荷揚港
　産品の最終的な荷揚港（判明している場合）
(4)　輸出国から輸入国に直接輸送されない場合の経路
4　最終仕向国
5　産品の原産国
6　記号及び番号
　貨物の記号及び番号（必要な場合には、別紙に記載）
7　包装の個数及び種類並びに品名（統一システム番号を併記）
8　数量
　産品の数量及びその計量単位（個数、キログラムなど）
9　仕入書の番号及び日付
　貨物の仕入書の番号及び日付
10　輸出者による申告
11　機関又は団体による証明
　輸出締約国内の機関又は団体の署名及び印章
12　証明番号
　証明ごとの個別番号

附属書Ⅲ

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1　この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であって、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2　第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a)　一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b)　一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c)　一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節　この分野別附属書が対象とする通信端末機器及び無線機器を定める関係法令及び運用規則

日本国	シンガポール
一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正 二　端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正 三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその改正	一　シンガポール情報通信開発庁法（第百三十七A章）及びその改正 二　電気通信法（第三百二十三章）及びその改正 三　電気通信機器承認手引（二千一年）及びその改正

四　特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正	

第二節　技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

日本国	シンガポール
一　電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正 二　端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)及びその改正 三　端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正 四　電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正 五　電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)及びその改正 六　無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)及びその改正 七　特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正 八　認定点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)及びその改正	一　シンガポール情報通信開発庁法(第百三十七A章)及びその改正 二　電気通信法(第三百二十三章)及びその改正 三　電気通信機器承認手引(二千一年)及びその改正

第三節　指定当局

日本国	シンガポール
総務省又はこれを承継する当局	シンガポール情報通信開発庁又はこれを承継する当局

第四節　指定基準を定める関係法令及び運用規則

日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定においてシンガポールが適用する基準	シンガポールの要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準

一　電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正 二　端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正 三　電気通信機器承認手引(二千一年)及びその改正 四　電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正 五　特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正 六　認定点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)及びその改正	一　シンガポール情報通信開発庁法(第百三十七A章)及びその改正 二　電気通信法(第三百二十三章)及びその改正 三　電気通信機器承認手引(二千一年)及びその改正 四　電気通信機器の適合性評価を行う試験機関及び認証機関の指定制度(二千一年)及びその改正

電気製品に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1　この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であって、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2　第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a)　一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b)　一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c)　一方の締約国が第B部に規定する自国の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節　この分野別附属書が対象とする電気製品を定める関係法令及び運用規則

日本国	シンガポール
一　電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)及びその改正 二　電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)及びその改正	一　消費者保護(表示及び安全要件)法(第五十三章)及びその改正 二　消費者保護(安全要件)規則二千二年及びその改正

第二節　技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

日本国	シンガポール
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　消費者保護（表示及び安全要件）法（第五十三章）及びその改正
二　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正	二　消費者保護（安全要件）規則二千二年及びその改正
三　電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正	三　消費者保護（安全要件）登録制度情報小冊子（二千二年版）及びその改正
四　電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第百九十二号）及びその改正	

第三節　指定当局

日本国	シンガポール
経済産業省又はこれを承継する当局	シンガポール生産性標準庁又はこれを承継する当局

第四節　指定基準を定める関係法令及び運用規則

日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定においてシンガポールが適用する基準	シンガポールの要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　シンガポール生産性標準庁法（第三百三A章）及びその改正
二　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正	二　シンガポール生産性標準庁（適合性評価）規則二千二年及びその改正
三　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正	三　シンガポール生産性標準庁（適合性評価）情報小冊子（二千二年版）及びその改正

附属書ⅣA

金融サービス

I　適用範囲及び定義

1　この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において金融サービスの提供というときは、協定第五十八条6(o)に規定するサービスの提供をいう。

2(a)　この附属書の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A)　保険及び保険関連のサービス

(AA)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(BB)　再保険及び再々保険

(CC)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(DD)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(B)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(AA)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(BB)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(CC)　ファイナンス・リース

(DD)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(EE)　保証

(FF)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他いずれの方法で行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd) 為替及び金利の商品(スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。)

(ee) 譲渡可能な有価証券

(ff) その他譲渡可能な証書及び金融資産(金銀を含む。)

(GG) すべての種類の有価証券の発行への参加(公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。)

(HH) 資金媒介業

(II) 資産運用(例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス)

(JJ) 金融資産(有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。)のための決済及び清算のサービス

(KK) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア

(LL) (AAからKKまでに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス(信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。)

(ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの(主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。)

(B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(iv) 協定第五十八条6(q)に規定する「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(A) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(B) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(C) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(b) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(iv)(B)又は(a)(iv)(C)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、協定第五十八条6(q)に定める「サービス」には、当該活動を含む。

(c) 協定第五十八条6(r)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては適用しない。

Ⅱ　国内規制

1 協定第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段としてこれを用いてはならない。

2 協定第七章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は所有権的性格を有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

Ⅲ　承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための国際規制機関又は第三国の措置を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により可能となるが、当該国際規制機関又は第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的にこれを行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され並びに、適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するかどうかについて意見を表明するための機会を十分に与える。

Ⅳ　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融サービスの問題に関する紛争のために協定第百四十三条に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとしなければならない。

Ⅴ　新たな金融サービス

1 一方の締約国は、新たな金融サービスであって他方の締約国の領域内で当該他方の締約国による規制の下にあるものを当該一方の締約国の領域内で提供することを求める当該他方の締約国のサー

ビス提供者による申請に対し、妥当な考慮を払う。申請が認められた場合には、新たな金融サービスは、無差別に提供されることを前提として、当該一方の締約国の関連する免許条件並びに制度上の及び法的形態に係る要件に従う。

2　1の規定の適用上、「新たな金融サービス」とは、既存の及び新たな商品若しくはサービスに関連するサービス又は当該商品若しくはサービスが提供される態様であって、一方の締約国の領域内では提供されていないが他方の締約国の領域内では提供されているものをいう。

Ⅵ　約束表の修正

両締約国は、いずれか一方の締約国の書面による要請に基づき、金融サービスの貿易に関する約束表における約束の修正又は撤回について協議する。その協議は、当該要請が行われた日の後三箇月以内に行う。両締約国は、当該協議において、附属書ⅣCに定める従前の約束表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持することを確保するよう努める。

附属書ⅣB

電気通信サービス

Ⅰ　適用範囲及び定義

1　この附属書は、特定の約束を行った電気通信サービスに影響を及ぼす措置について適用する。

2　この附属書の適用上、

(a)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(b)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(f)　「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、次のものをいう。

(i)　日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条に規定する第一種電気通信事業者

(ii)　シンガポールについては、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者

(g)　「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、次のものをいう。

(i)　日本国については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十二条及び第二十七条に規定する第二種電気通信事業者

(ii)　シンガポールについては、電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者

Ⅱ　競争条件の確保のためのセーフガード

電気通信における反競争的行為の防止

1　各締約国は、単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

セーフガード

2　1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b)　電気通信サービスを提供するに当たり、不当な差別を行うこと。

(c)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d)　他のサービス提供者に対し、不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって当該他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用できるようにしないこと。

非対称規制

3　各締約国は、自国の法令に従って、公正な競争を促進するために必要とされる規制の適当な水準を決定することができる。

Ⅲ　免許基準の公の利用可能性

1　免許が必要とされる場合においては、各締約国は、次の(a)及び(b)の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　各締約国は、要請に応じ、免許を拒否した理由を申請者に通知する。

Ⅳ　相互接続

確保すべき相互接続

1　各締約国は、自国の法令に定める程度までは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

主要なサービス提供者との相互接続

2　各締約国は、主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。相互接続とは、次のものをいう。

(a)　主要なサービス提供者が差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質により提供するもの

(b)　主要なサービス提供者が当該主要なサービス提供者と相互接続するサービス提供者のサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化し（注）並びに透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供するもの

注　「十分に細分化」された伝送網の構成部分又は設備には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）を含む。

(c)　主要なサービス提供者が、請求に応じ、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供するもの

3　各締約国は、主要なサービス提供者が、主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するために、物理的に設置可能で、かつ、実質的若しくは実行的に設置可能な他の場所が存在しない場合には、主要なサービス提供者と相互接続する他のサービス提供者に対し、(a)主要なサービス提供者の建物（注1）内に相互接続に不可欠な他のサービス提供者の設備を設置すること又は(b)主要なサービス提供者の建物（注1）内に若しくはとう道（注2）、管路若しくは電柱において相互接続に不可欠な他のサービス提供者の回線設備を設置することを認めることを確保する。

注1　相互接続地点を擁する通信用の建物

注2　地下ケーブルを収容し及び保護し並びにマンホールを接続するために設置される地下通信設備

認可された接続約款による相互接続

4　各締約国は、主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、Ⅱに掲げる原則に合致しなければならず、かつ、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含む。

(a)　相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供条件、運営上の及び技術上の条件並びに接続の請求等を行う場合の手続又は手順

(b)　相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c)　相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ及び妥当なもの

(d)　提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

5　2から4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

6　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

相互接続に関する取決めの透明性

7　各締約国は、主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

Ⅴ　相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（Ⅶに定める規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a)　随時

(b)　公に周知された合理的な期間の経過後

Ⅵ　ユニバーサル・サービス

各締約国は、当該締約国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

Ⅶ　独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

Ⅷ　稀少な資源の分配及び利用

稀少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。各締約国は、分配された周波数帯の

現状を公に利用可能なものとする。ただし、各締約国が政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは要求されない。

附属書ⅣC

日本国の約束表

注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ―Ｗ―一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニュー・ヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この約束表の記載は、特定の約束に係る表の記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　この約束表に記載する(1)から(4)までの提供の態様は、それぞれ協定第五十八条6(o)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5　個別の中央生産物分類番号に付された「＊＊」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

6　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、協定が適用されないので、この約束表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物運送取扱サービスを含まない。

7　協定第七章は海上運送分野の内航海運に適用されないので、内航海運は、この約束表に含まれない。

8　道路貨物運送サービスを提供することを許可されている者は、道路貨物運送サービスの特定の約束に従い、貨物の引取り、配達、仕分け、輸送及び送達の活動に従事することができる。このことに関し、次の条件が適用される。

(a)　運送事業者は、自らが提供するサービスの名称に「郵便サービス」を使用しないこと。

(b)　運送事業者は、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五条第一項から第三項までの信書の引取り、運送、配達、仕分け、輸送及び送達に従事しないこと。

9　政府の権限の行使として提供されるサービスには協定の適用がないので、郵便サービス、郵便貯金サービス及び簡易保険サービスは、この約束表に含まれない。

第Ⅰ部　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げるすべての分野		(3)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 日本国が自国の法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民であるサービス提供者に与える待遇をシンガポールの永住者であるサービス提供者に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者であるサービス提供者に対して与える待遇を制限することができる。 これらの措置には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第三項第二号に従ってとられる措置を含む。その国籍を根拠として外国為替及び外国貿易法第二十七条第三項第二号が適用されるシンガポールの永住者であるサービス提供者については、すべての分野におけるサービスの提供を行う前に権限のある当局への届出が必要である。	

第Ⅱ部　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス A　自由職業サービス(注) 注　この分野において、提供の態様(1)及び(2)における「業務上の拠点」とは、サービス提供者の事務所の登録及びサービス提供者の駐在をいう。	(4)　この(4)における各分野に共通の約束は、附属書Ⅵ第A部における特定の約束と同様である。	(4)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 市場アクセスに係る制限の欄に規定する分類の自然人に関する措置を除くほか、約束しない。 日本国が前記にいう措置をとる場合には、日本国は、シンガポールに対し当該措置の概要を事前に通報する。 外国為替及び外国貿易法に関し、日本国は、同法第二十七条第三項第二号の適用対象となる国として新たな国を追加するに当たり、シンガポールに対し事前に通報する。	

(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス(八六一)	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(a)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談(八六一＊＊) (a)　法律に関する相談には、次の事項を含まない。 (i)　裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理及びその手続についての法的な	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (2)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。 (2)　サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要	(3)(a)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者(例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関	

文書の作成 (ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明 (iii) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理 (iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動 (b) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。	である。	する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。 (b) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認めない。 (c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理を認める。

明瞭性のための注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

(a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。

(b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。

(c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。

(d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。

(e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。

(f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九）	(1) サービスは、自然人又は特許業務法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) サービスは、自然人又は特許業務法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は特許業務法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
(b) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス（八六二）	(1) サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計	(1) 制限しない。

	る特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、当該特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。		
(2)　サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。	
(3)　サービスは、自然人又は監査法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	

		(c)　日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス (八六三)
(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　サービスは、自然人又は税理士法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。 税理士法人については、業務上の拠点が必要である。 (2)　サービスは、自然人又は税理士法人(注)が提供しなければならない。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務	
(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。	

明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。 税理士法人については、業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。	(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を
(3) サービスは、自然人又は税理士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、当該税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 「公認会計士」は、登録により「税理士」としての資格も有する。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、	

使用するサービス提供者が提供する建築サービスA 建築サービスAは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供しなければならないサービスを対象とする。(八六七一二、八六七一三、八六七一四) (八六七二二、八六七二三、八六七二四、八六七二五、八六七二七)(注) 注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く。)に限る。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	制限しない。
(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者	(1) 業務上の拠点が必要である(注)。 注 建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資	(1) 制限しない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスB 建築サービスBは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができるサービスを対象とする。 （建築物の建築工事契約に関する業務、建築物の建築工事の監督、建築物の調査又は鑑定及び建築物の建築工事に関する法令又は条例に基づく手続の代理の業務を含む。）	(d)、(e)、(g) 建築サービスA及びB以外の建築サービス （八六七一一、八六七一四、八六七一九） （八六七二二） （八六七四二） （注）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供する場合には、業務上の拠点は必要でない。 (2) 業務上の拠点が必要である(注)。 注　建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供する場合には、業務上の拠点は必要でない。	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

注　建築物の建築のために必要なサービスに限る。	(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス （八六七二、八六七三）（注）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	
	(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス （八六七二一、八六七二四、八六七二七、八六七二九） （八六七四一、八六七四二） （八六七五一） （八六七五二） （注） 注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイ	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

ン・サービスを除く。）に限る。	(g) 都市計画及び景観設計サービス（八六七四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(h) 医師及び歯科医師サービス（九三一二）
		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。ただし、社会保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。

		(4) 約束しない。	(i) 助産婦、看護婦、理学療法士及び準医療従事者により提供されるサービス（九三一九一）
	B 電子計算機サービス及び関連のサービス 電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）（八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。
		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。ただし、社会保障制度による償還額は、日本国内で同様のサービスを受けた場合の償還額と同一ではない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。
	C 研究及び開発のサービス (a) 自然科学の研究及び開発のサービス（八五一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
		(1) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

	(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス（八五二）	(c) 学際的な研究及び開発のサービス（八五三）
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものについては、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 政府により直接又は独立行政法人、特殊法人若しくは認可法人を通じて財政措置がとられているものについては、約束しない。

D 不動産に係るサービス		
(a) 所有し又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二一）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(a) 所有し又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二二）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係る	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

サービス（八二二）	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
E 運転者を伴わない賃貸サービス (a) 船舶に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三二〇三）	(1) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。 注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの 注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。	(1) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。 注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの 注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。
	(2) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。 注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの 注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。	(2) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。 注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの 注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりで

以外の港をいう。	以外の港をいう。
「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。	「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。
(3) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場（注）へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。	(3) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場（注）へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスについては、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。
注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの	注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの
注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。	注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(b) 航空機に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇四）	
(1) 航空機について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。	(1) 航空機について日本国籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。
注　この分野において、「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの	注　この分野において、「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

	(2) 航空機について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。 注　この分野において、「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの (3) 航空機について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。 注　この分野において、「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの	(2) 航空機について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の関連規定に従う。 注　この分野において、「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの (3) 航空機について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。外国籍を有する航空機は、航空法の開連規定に従う。 注　この分野において、「国籍要件」とは、航空機を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権株式の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(c) 運送機器(船舶及び航空機を除く。)に関する (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五)	(d)、(e) 機械及び機器(運送機器を除く。)並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (八三一〇六―八三一〇九) (八三一二)
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(a) 広告サービス（八七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(b) 市場調査及び世論調査のサービス（八六四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(c) 経営相談サービス（八六五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(d) 経営相談に関連するサービス（八六六〇一、八六六〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法の対象となるサービスを除く。）（八六七六＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(e) 計量法による技術試験及び分析サービス（計量法の対象となるサービス）（八六七六三＊）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(h) 鉱業に付随するサービス（八八三、五一一五）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(i) 製造業に付随するサービス（八八四、八八五）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 航空機製造事業法及び武器等製造法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、鉱業、石油業、原子力産業、電気業、ガス業、熱供給業、航空機産業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業については、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(j) エネルギー流通に付随するサービス（八八七） (a) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う電気の託送サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 電気事業法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(j) エネルギー流通に付随するサービス（八八七）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	

(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス			
(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。）（八七二〇一、八七二〇二）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注）において人員を提供する	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	

サービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下に労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） 注　労働者については、企業間又は企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。 (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 警備 (d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聞いた上で政令で定める業務 (例えば、医療関係業務) (e) 製造の業務のうち厚生労働省令で定めるもの (八七二〇三、八七二〇九)	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(1) 調査サービス (八七三〇一)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(1) 警備業 (八七三。ただし、八七三〇一を除く。)	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。） （八六七五一、八六七五二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国	

関連するサービス） （八六七五一、八六七五二）	民又は日本国の法人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	民又は日本国の法人が提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(m)　日本国内の土地の測量サービス （八六七五三、八六七五四）	(1)　基本測量(注)又は公共測量(注)の測量成果を使用しないで実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量については、業務上の拠点が必要である。 注　「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。 注　「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除き、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し又は補助して実施するものをいう。 (2)　基本測量(注)又は公共測量(注)の測量成果を使	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。

	用しないで実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量については、業務上の拠点が必要である。 注　「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。 注　「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除き、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し又は補助して実施するものをいう。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(m)　日本国外の土地の測量サービス （八六七五三、八六七五四）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理（六三三、八八六一―八八六六）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(o) 建築物の清掃サービス（八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(p) 写真サービス（八七五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(q) こん包サービス（八七八）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(r) 印刷及び出版のサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。

（八八四四二）	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(s) 会議サービス（八七九〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(t) 翻訳及び通訳のサービス（八七九〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(t) 専門デザイン・サービス（八七九〇七）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
2 通信サービス C 電気通信サービス 第一種電気通信	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。

事業又は第二種電気通信事業によって提供される次に掲げる基本電気通信サービス (a) 音声電話サービス（七五二一） (b) パケット交換データ伝送サービス（七五二三） (c) 回線交換データ伝送サービス（七五二三） (d) テレックス・サービス（七五二三） (f) ファクシミリ・サービス（七五二一、七五二九） (g) 専用回線サービス（七五二二、七五二三） (o) その他 第一種電気通信事業とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業をいう。 第二種電気通信事業とは、第一種電気通信事業以外の電気通信事業をいう。	(2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

電気通信回線設備とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。			
第二種電気通信事業によって提供される付加価値サービス。次に掲げるサービスを含む。 (h) 電子メール・サービス（七五二三） (i) ボイスメール・サービス（七五二一） (j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス（七五二三） (k) 電子データ交換（ＥＤＩ）サービス（七五二三） (l) 高度ファクシミリ・サービス（七五二九） (m) コード及びプロトコルの変換サービス（七五二三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（八四三） 電気通信サービス分野における特定の約束には、公衆回線網と接続する国内専用回線を用いることによって提供される音声伝送サービスを含まない。 第二種電気通信事業とは、第一種電気通信事業以外の電気通信事業をいう。 第一種電気通信事業とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業をいう。 電気通信回線設備とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。	(e) 電報サービス（七五二二）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	

D 音響・映像サービス	(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
	(b) 映画の映写サービス（九六一二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
	(c) ラジオ及びテレビのサービス（九六一三）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
	(d) ラジオ及びテレビの放送サービス（七五二四）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
	(e) 録音サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

3　建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス A　建築物に係る総合建設工事（五一二） 建築物に係る総合建設工事（鉱業に関連するものを除く。）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
建築物に係る総合建設工事（鉱業に関連するもの）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B　土木に係る総合建設工事（五一三） 土木に係る総合建設工事（鉱業に	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。

関連するものを除く。）	(3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
土木に係る総合建設工事（鉱業に関連するもの）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C　設置及び組立工事（五一四、五一六） 設置及び組立工事（鉱業に関連するものを除く。）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

設置及び組立工事（鉱業に関連するもの）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
D 建築物の仕上工事（五一七） 建築物の仕上工事（鉱業に関連するものを除く。）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
建築物の仕上工事（鉱業に関連するもの）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
E その他（五一一、五一五、五一八） その他（鉱業に関連するサービスを除く。）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
その他（鉱業に関連するサービス）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

4　流通サービス（公共卸売市場（注）において提供されるサービスを含まない。）	A　問屋サービス（六二一、六一一一、六一二一、六一三〇、六一二二〇）	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 約束しない。	アルコール飲料に関連する問屋サービス	(1) 約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 約束しない。
注　公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。											

		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 約束しない。			

	たばこ及び塩に関連する問屋サービス	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。					
	石油及び石油製品に関連する問屋サービス	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。						
B　卸売サービス（六二二、六一一一、六一二一、六一三〇、六一二二〇）	米、アルコール飲料、たばこ、塩、石油及び石油製品に関連するサービスを除く卸売サービス	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 約束しない。	アルコール飲料に関連する卸売サービス	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 約束しない。			

		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。					
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。	(2) 制限しない。	(3) 約束しない。			

ビス	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
石油及び石油製品に関連する卸売サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
C 小売サービス（六三二、六三三、六一一二、六一二、六一三〇、六一二〇） 米、アルコール飲料、たばこ、塩、石油及び石油製品に関連するサービスを除く小売サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
アルコール飲料に関連する小売サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	

たばこ及び塩に関連する小売サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
石油及び石油製品に関連する小売サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
D フランチャイズ（八九二九） 米、アルコール飲料、たばこ、塩、石油及び石油製品に関連するサービスを除くフランチャイズ・サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
アルコール飲料に関連するフランチャイズ・サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
たばこ及び塩に関連するフラン	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	

チャイズ・サービス	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
石油及び石油製品に関連するフランチャイズ・サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
5 教育サービス				
A 初等教育サービス				
保育所が提供する就学前教育サービス（九二一一〇＊＊） 保育サービス（九三三二一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 保育所は、児童福祉法に基づき認可を受けなければならない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。
前記を除く初等教育サービス（注）（九二一一、九二一九）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関（注）は、学校法人（注）が設立しなければならない。 注　学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。
B 中等教育サービス（九二一二、九二二三、九二二三）				
中等教育サービス（注）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関（注）は、学校法人（注）が設立しなければならない。 注　学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。
注　いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。				

機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。	(4) 約束しない。		
C 高等教育サービス（九二三一、九二三九） 高等教育サービス（注） 注　いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 学校教育機関（注）は、学校法人（注）が設立しなければならない。 注　学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 約束しない。 注　学校法人とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

明の承認について適用されるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
D 成人教育サービス（九二四） 成人教育サービス（後記のものを除く。）（注） 注　いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解し	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 学校教育機関（注）は、学校法人（注）が設立しなければならない。 注　学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 注　学校法人とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供

てはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
成人のための外国語教育サービス（日本国内で設置された学校教育機関(注)によって提供されるサービスを除く。） 注　この分野において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

E　その他 その他の教育サービス(注)（九二九） 注　いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、学校教育機関における単位、学位その他の資格証明の承認について適用れるものと解してはならない。この注において、学校教育機関とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
6　環境サービス A　汚水サービス 汚水サービス（九四〇一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束に	

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
B 廃棄物処理サービス 廃棄物処理サービス （九四〇二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
C 衛生サービス及びこれに類似するサービス 衛生サービス及びこれに類似するサービス （九四〇三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
D その他 排気ガス処理サービス （九四〇四） 騒音除去サービス （九四〇五） 自然及び景観の保護サービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			

	おける記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
B 廃棄物処理サービス 廃棄物処理サービス （九四〇二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
C 衛生サービス及びこれに類似するサービス 衛生サービス及びこれに類似するサービス （九四〇三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
D その他 排気ガス処理サービス （九四〇四） 騒音除去サービス （九四〇五） 自然及び景観の保護サービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
（九四〇六） その他の環境保護サービス （九四〇九）				
7 金融サービス この約束表の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS／SC／四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下この附属書において「了解」という。）は、この約束表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。 日本国は、協定第七章、附属書ⅣA及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。 日本国は、附属書ⅣAⅡ1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。 金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくシンガポールの領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、協定第五十八条6(o)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。			
A 保険及び保険関連のサービス	協定第五十八条6(o)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書ⅣAの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。			日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。

(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。 (2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	
B 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)		
協定第五十八条6(o)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の約束表に添付する追加的な約束を履行する。	(3) 自動車賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書ⅣAの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1)　投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 　これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
追加的な約束 A　保険及び保険関連のサービス 　この追加的な約束の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS／SC／四六／補足三）の追加的な約束第A部に掲げる約束は、この追加的な約束に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。 B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） 1　投資信託の委託サービス及び投資一任契約に係るサービスについては、一の団体がその双方を提供することができる。もっとも、当該団体が、日本国の法律の関連する信用秩序の維持に係る規定及び適当な当局により定められる信用秩序の維持に係る基準に適合するものであることを条件とする。 2　投資顧問会社は、年金資金運用基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の資産の運用に参加することができる。		

3　適当な当局は、信用秩序の維持の見地から市場に対する最も適切な監督を行いつつ、証券商品分野における革新を受容するために迅速に対応するよう既存の枠組みを十分に活用する。		
8　健康に関連するサービス及び社会事業サービス A　病院サービス 　病院サービス （九三一一）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 　外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　約束しない。
B　その他の人に関する健康サービス 　救急車において行われる医療サービス （九三一九二）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 　外国資本の参加については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　約束しない。
採血及び供血あっせん業取締法に規定する採血サービス （九三一九九）	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

C　社会事業サービス 社会事業サービス （九二三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。
9　観光サービス及び旅行に関連するサービス A　ホテル及び飲食店 ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを除く。） （六四一一、六四一二、六四一九、六四二一、六四二二、六四三一、六四三二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
仕出しサービス （六四二三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

B　旅行業サービス 旅行業サービス （七四七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
C　観光客の案内サービス 観光客の案内サービス （七四七二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
10　娯楽、文化及びスポーツのサービス A　興行サービス 興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） （九六一九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
B　通信社サービス 通信社サービス （九六二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C 図書館、記録保管所、博物館及びその他の文化サービス 図書館及び記録保管所のサービス （九六三一一、九六三一二）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
史跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス （九六三二）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
その他の文化サービス （九六三三）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス （九六四一） 遊園地及び海水浴場のサービス （九六四九一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

前記を除くスポーツその他の娯楽のサービス （九六四＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
11 運送サービス A 海上運送サービス (a)、(b) 国際海上運送サービス（貨物及び旅客） （七二一一、七二一二）	(1) 日本国籍を有しない船舶が日本国の不開港場（注）へ寄港することが認められないことを除くほか、制限しない。 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。 (2) 制限しない。 (3)(a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。 (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（注）については、制限しない。 注 「国際海上運送	(1) 日本国籍を有しない船舶が日本国の不開港場（注）へ寄港することが認められないことを除くほか、制限しない。 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。 (2) 制限しない。 (3)(a) 日本国籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。 (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（注）については、各分野に共通の約束における記載を除くほ
	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先 (b) 引き船及び引き船援助 (c) 食料供給、給油及び給水 (d) ごみ収集及び廃棄物処理 (e) ポートキャプテン・サービス (f) 航行補助 (g) 陸岸において行うサービスであって、船	

サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、シンガポールの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを部分的又は完全に統合された形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、越境の態様でのサービス提供について行われる約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。 　これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。 (a)　顧客と直接連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティングを行い及び販売すること（見積りから送り状の作成までの活動を含む。）	か、制限しない。 注　「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、シンガポールの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを部分的又は完全に統合された形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、越境の態様でのサービス提供について行われる約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。 　これらの活動には、次のものを含むが、これらに限られない。 (a)　顧客と直接連絡をとることによって海上運送及び関連サービスのマーケティングを行い及び販売すること（見積りから送り状の作成までの活動を含む。）
(b)　自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（統合サービスに必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、鉄道運送サービス及び道路運送サービスを含む。ただし、航空運送サービスを除く。）を入手すること。	(b)　自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（統合サービスに必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、鉄道運送サービス及び道路運送サービスを含む。ただし、航空運送サービスを除く。）を入手すること。
(c)　運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。	(c)　運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書

船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）	(h)　応急の修理施設
(i)　びょう泊及び係留のサービス	(j)　内陸運送のサービス（内陸水路における運送サービス、鉄道運送サービス及び道路運送サービス）

	(d) あらゆる手段により業務上の情報を提供すること(コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。ただし、附属書ⅣBの規定に従うことを条件とする。)。 (e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で業務上の取決め(企業への資本の参加を含む。)を確立すること及び日本国において必要とされる人員を任用すること(ただし、外国の人員の場合には、附属書Ⅵ第A部における各分野に共通の約束に従うことを条件とする。)。 (f) 船舶の寄港の準備を行い又は必要な場合には貨物を引き受ける企業の代理を務めること。	類を準備すること。 (d) あらゆる手段により業務上の情報を提供すること(コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。ただし、附属書ⅣBの規定に従うことを条件とする。)。 (e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で業務上の取決め(企業への資本の参加を含む。)を確立すること及び日本国において必要とされる人員を任用すること(ただし、外国の人員の場合には、附属書Ⅵ第A部における各分野に共通の約束に従うことを努めること。 (f) 船舶の寄港の準備を行い又は必要な場合には貨物を引き受ける企業の代理を努めること。

	(4) (a) 船員については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) (a) 船員については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
A 海上運送の補助的なサービス		
(a) 押し船及び引き船のサービス(七二一四)	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(f) 海上運送の代理店サービス(七四八＊＊)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

サービス（七四五四、七四五九）	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(f) 海上貨物運送取扱サービス（七四八、七四九）	(1) 事務所の登録が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
B 内陸水路における運送サービス			
(c) 乗組員を伴う船舶の賃貸（七二二三）	(1) 約束しない。 (2) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。 注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの 注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。	(1) 約束しない。 (2) 船舶について日本国籍を取得するには、国籍要件(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。 注　この分野において、「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの 注　「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」（その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。）には、将来、関税法が開港として追加的に定める港を含む。	
(d) 船舶の保守及び修理（八八六八）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
(e) 押し船及び引き船のサービス（七二二四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	

サービス（七四五四、七四五九）	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
C 航空運送サービス			
(d) 協定第五十八条6(s)に定める航空機の保守及び修理のサービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 航空機製造事業法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(e) 協定第五十八条6(t)に定める航空運送サービスの販売及びマーケティング	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(e) 協定第五十八条6(u)に定めるコンピュータ予約システムのサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

D 宇宙運送			
宇宙運送（七三三）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
E 鉄道運送サービス			
(a) 旅客運送（七一一一）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(b) 貨物運送（七一一二）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(c) 押し列車及び引き列車のサービス（七一一三）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス（八八六八）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(e) 鉄道運送サービスの支援サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
F 道路運送サービス (a) 旅客運送 （七一二一一、七一二一二、七一二一三、七一二一四、七一二二一）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 道路運送法に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業」については、サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量を制限する緊急調整措置をとることがある。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 道路運送法に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」については、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(b) 貨物運送（海上運送と接続する道路貨物運送サービスを含む。） （七一二三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量を制限する緊急調整措置をとることがある。 (4) 運転者を伴う車両の賃貸サービスについては、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 運転者を伴う車両の賃貸サービスについては、約束しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸 （七一二四）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス （六一一二、八八六七）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(e) 道路運送サービスの支援サービス （七四四）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
G パイプライン輸送 (a) 燃料の輸送 （七一三一） (a) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) ガス事業法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(a) 燃料の輸送 （七一三一）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	

(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス	(3) 制限しない(注)。 注　サービスを提供する前に、石油パイプライン事業法に基づく許可が必要である。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(b) 燃料以外の物品の輸送サービス （七一三九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
H　すべての形態の運送の補助的なサービス			
(a) 貨物取扱サービス（海上運送サービスに関連するサービスを除く。） （七四一）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
(b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。） （七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス （七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(c) 貨物運送代理店サービス（海上貨物運送取扱サービスを除く。） （七四八）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(d) 日本国内の通関業サービス	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

12　いずれの分野にも含まれないその他のサービス（九五、九七、九八、九九） 家事支援サービス（社会事業サービスに分類されているサービスを除く。）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

付録

日本国の開港の一覧（この協定の署名の日現在のもの）

紋別
網走
花咲
釧路
十勝
苫小牧
室蘭
函館
小樽
石狩湾
留萌
稚内
青森
八戸
宮古
釜石
大船渡
気仙沼
石巻
仙台塩釜
秋田船川
能代
酒田
相馬
小名浜
日立
常陸那珂
鹿島
木更津
千葉
京浜
横須賀
直江津
柏崎
新潟
伏木富山
七尾
金沢
内浦
敦賀
田子の浦
清水
御前崎
三河
衣浦
名古屋
四日市
津
尾鷲
宮津
舞鶴
阪南
大阪
尼崎西宮芦屋
神戸
東播磨
姫路

相生
新宮
和歌山下津
境
浜田
宇野
水島
福山
尾道糸崎
竹原
呉
広島
土生
岩国
平生
徳山下松
三田尻中関
山口
宇部
萩
関門
徳島小松島
橘
詫間
丸亀
坂出
高松
宇和島
松山
今治
新居浜
三島川之江
高知
須崎
博多
苅田
三池
唐津
伊万里
長崎三重式見
松島
佐世保
松浦
厳原
水俣
八代
三角
熊本
大分
佐賀関
津久見
佐伯
細島
油津
志布志
鹿児島
喜入
枕崎
川内
金武中城
那覇
平良
石垣

シンガポールの約束表

注釈

1　この約束表におけるサービス分野の分類は、国際連合統計部の千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（ＣＰＣ）による（ただし、ＣＰＣ番号が明記されていない場合を除く。）。記載の順番は、千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ―Ｗ―一二〇で使用されているサービス分野分類表を反映している。特定の約束の記載は、千九百九十三年九月三日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ―Ｗ―一六四及び千九百九十三年十一月三十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ―Ｗ―一六四―追補一に言及されている指針に従っている。

2　個別の中央生産物分類番号に付された「＊＊」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

3　この約束表は、協定第六十三条に従って作成され、次の二の部から成る。

(a)　第Ⅰ部は、シンガポールによるすべての特定の約束に適用される各分野に共通の約束を含む。

(b)　第Ⅱ部は、分野ごとの特定の約束の表である。

4　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、協定が適用されないので、この約束表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物運送取扱サービスを含まない。

5　協定第七章は海上運送分野の内航海運に適用されないので、内航海運は、この約束表に含まれない。

第Ⅰ部　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げるすべての分野		(1)、(2)、(3)、(4)　次にいうすべての補助金又は交付金については、約束しない。 (i)　現地企業を発展させることを助長するためのもの (ii)　法人が事業を拡張し及び改善することを支援するためのもの (iii)　その他の国家政策上の考慮（社会福祉、人材開発、文化振興、住宅、教育及び健康に関するものを含む。）に基づき供与されるもの (3)　法人の業務上の拠点、設立の権利及び移転については、次の規定に従うものとする。 ―　企業を登録しようとする外国人は、シンガポール市民、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者のいずれかである現地の支配人を置く必要がある（ただし、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者である外国人は、現地の支配人を任用することなく、企業を登録することができる。）。 ―　少なくとも一名の役員は、現地在住でなければならない。 ―　シンガポールにおいて登録されるすべての外国企業の支店は、少なくとも二名の現地在住の代理人を置かなければならない（現地在住者と認められるためには、シンガポール市民、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者のいずれかでなければならない。）。	(4)　附属書Ⅵ第A部において特定されている場合を除くほか、自然人の存在については、約束しない。	(4)　約束しない。

第Ⅱ部　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス A　自由職業サービス 日本国の法律に関する相談サービス （八六一＊＊）	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	
会計、監査及び簿記サービス（財務監査サービスを除く。） （八六二＊＊）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。	
財務監査サービス （八六二一一）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。	(1)　公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならないか、企業の共同出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住者でなければならないことを除くほか、制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならないか、企業の共同出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住者でなければならないことを除くほか、制限しない。	
税務サービス（その他の税関連サービスを除く。） （八六三＊＊）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。	
その他の税関連サービス （八六三〇九）	(1)　公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならないか、企業の共同出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住者でなければならないことを除くほか、制限しない。公認会計士委員会に登録した公認会計士のみが現地税法の税コンサルタントとして活動することができる。 (2)　制限しない。 (3)　公認会計士が事実上シンガポールの居住者でなければならないか、企業の共同出資者の少なくとも一人が事実上シンガポールの居住者でなければならないことを除くほか、制限しない。シンガポール公認会計士委員会に登録した公認会計士のみが現地税法の税コンサルタントとして活動することができる。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。	

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	建築サービス（八六七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
		エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス（八六七二、八六七三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) シンガポールにおいて当局の認可を要するエンジニアリング作業を実施するには、シンガポールに居住する専門エンジニアがこれを行わなければならないことを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
		都市計画サービス（八六七四一）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
		景観設計サービス（八六七四二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

		医師サービス（九三一二一、九三一二二）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 毎年登録される新たな外国人医師の数を医師の総供給数に基づいて制限する場合があることを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
		歯科医師サービス（九三一二三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
		獣医師サービス（九三二一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
		助産婦、看護婦、理学療法士及び準医療従事者により提供されるサービス（九三一九一＊＊）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
		その他の自由職業サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。	

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	B 電子計算機サービス及び関連のサービス 電子計算機ハードウェアの設置に関連する相談サービス （八四一） ソフトウェア実行サービス （八四二） データ処理サービス （八四三） データベース・サービス （八四四） その他の電子計算機サービス （八四五、八四九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	C 研究及び開発のサービス 自然科学の研究及び開発のサービス （八五一） 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。
	(4) 約束しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

（法律研究を除く。） （八五二＊＊）	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	D 不動産に係るサービス 不動産サービス（あらゆる種類の不動産（すなわち、土地及び建物。国が所有する不動産を除く。）の評価サービスを含む。） （八二一＊＊、八二二＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 六階建て未満の建物における土地区分所有権付き住居用不動産及び住居用不動産の外国人による所有及び開発につき約束しないことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	E 運転者を伴わない賃貸サービス 船舶に関する運転者を伴わない賃貸サービス （八三一〇三） 航空機に関する運転者を伴わない賃貸サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。
	(4) 約束しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 住宅開発を目的とする土地の購入につき約束しないことを除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

（八三一〇四）	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。				
自家用車両、物品運送車両、その他の陸上運送機器に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）	(1) シンガポールにおける使用を目的とするシンガポール居住者による当該車両の貸出しを禁止することを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) シンガポールにおける使用を目的とするシンガポール居住者による当該車両の貸出しを禁止することを除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			
その他の機械及び機器に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇六―八三一〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			
個人用品及び家庭用品に関する賃貸サービス（八三三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			
F　その他の実務サービス 広告サービス（八七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			

市場調査及び世論調査のサービス（八六四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。				
経営相談サービス（事務所経営及び管理サービスを含む。）（八六五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			
経営相談に関連するサービス（八六六）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			
技術試験及び分析サービス（自動車に係る試験及び分析サービスを除く。）（八六七六＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			
自動車に係る試験及び分析サービス（八六七六三＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。			

農業、狩猟、林業及び漁業に付随するサービス(a)　農地労働契約者のサービス、(b)消防、(c)森林被害サービスを含む森林サービス及び(d)木材伐採に関するサービスを除く。　森林サービス及び木材伐採に関するサービスを含む森林サービスのための相談サービスを含む。）（八八一＊＊、八八二＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
鉱業に付随するサービス（八八三、五一一五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
製造業に付随するサービス（八八四、八八五（八八四四二を除く。））	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
パイプラインによるガスの輸送、配給及び小売並びに配給に付随するサービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 天然ガスの取引及び小売を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。	

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。	
電力の小売	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 五メガワット以上の電力の供給を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
人員をあっせんし及び提供するサービス（八七二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
警備相談サービス（八七三〇二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
警報監視サービス（八七三〇三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
非武装警備サービス（八七三〇五＊＊）	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

この分野におけるすべての約束は、民間調査及び警備代理店業法（第二百四十九章）に従うものとする。同法は、次のとおり規定する。 ― 外国人は、賃貸のための非武装警備員を提供する代理店を設立することを許可されるが、企業の登録は、現地の者の参加を得て行わなければならない。当該企業の役員のうち少なくとも一人は、シンガポール市民又はシンガポール永住者でなければならない。 ― 外国人である役員は、自らの出身国から発給された無犯罪証明書を提示するか、又は現地の宣誓委員の前で法定の宣言を行わなければならない。 ― 外国人は、警備員として働くことを許されない。ただし、当該企業の運営に関与することができる。	(1) 約束しない。＊		
	(1) 約束しない。＊		

		地質学的、地球物理学的及びその他の科学的予報サービス（八六七五一）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
		測量サービス（水路測量に関連する地表測量及び地図作製サービスを除く。）（八六七五二＊＊、八六七五三＊＊、八六七五四＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。
	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 次の場合を除くほか、制限しない。 有限責任会社については、証明が必要でかつサービス提供者の排他的利用のためでなく行うシンガポールにおける測量作業は、次の(i)、(ii)及び(iii)のすべての要件を満たす当該会社の役員の管理及び運営の下で行わなければならない。 (i) 通常シンガポールに居住する登録された測量技術者であること。 (ii) 有効な開業証明書を有すること。 (iii) 当該会社の株式を少なくとも一株有する登録された株主であること。		

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

無限責任会社については、証明が必要でかつサービス提供者の排他的利用のためでなく行う測量作業に関する限り、その業務は、次の(i)、(ii)及び(iii)のすべての要件を満たす当該会社の役員の管理及び運営の下で行わなければならない。

(i) 通常シンガポールに居住する登録された測量技術者であること。

(ii) 測量作業に従事することを許可する有効な開業証明書を有すること。

(iii) 当該会社の社員であるか、又は当該会社の株式を少なくとも一株有する登録された株主であること。

組合については、証明が必要でかつサービス提供者の排他的利用のためでなく行う測量作業に関する限り、その業務又は出資は、次の(i)、(ii)及び(iii)のすべての要件を満たす組合員の管理及び運営の下で行わなければならない。

(i) 登録された測量技術者であること。

(ii) 通常シンガポールに居住する者であること。

(iii) 有効な開業証明書を有すること。

(4) 約束しない。

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
機器（海運船舶、航空機又はその他の運送機器を含まない。）の保守及び修理（六三三、八八六一―八八六六＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。		
建築物の清掃サービス（八七四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。		
写真サービス（八七五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。		
梱包サービス（八七六）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。		

会議及び展覧会運営サービス並びに秘書業務サービス（八七九〇九＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
電話応対サービス（八七九〇三） このサービスは、シンガポール放送庁法（第二百九十七章）に基づき認可され及び規制されるサービスを含まない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
複写サービス（八七九〇四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
翻訳及び通訳サービス（八七九〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
郵送リスト作成及び郵送サービス（八七九〇六）	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 この分野におけるすべての約束は、郵便サービス分野（七五一一）における制限に従うものとする。		

専門デザイン・サービス（八七九〇七）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
2　通信サービス B　クーリエ・サービス 道路貨物運送により提供されるクーリエ・サービス（シンガポール郵便有限会社から専業免許を受けて提供される速達（注）及び郵便サービスを除く。）（七五一二＊＊） 注　速達サービスとは、国内若しくは国際速達サービス又はその両方をいう。このサービスは、千九百九十七年の電気通信（郵便サービスのための種別免許）に関する規	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

則の下で管理する。速達は、同日に送達し及び受領しなければならず、かつ、その料金は、一通につき一シンガポール・ドル又はシンガポール郵便の二〇グラムの普通郵便料金の三倍のいずれか高い方より高くなければならない。国際速達郵便は、シンガポール郵便による航空郵便の公表された送達基準よりも速く送達され、かつ、その料金は、シンガポール郵便の二〇グラムの普通航空郵便が同じ目的地の国に送達される場合の料金の少なくとも三倍より高くなければならない。到着国際速達郵便は、同日に送達されなければならない。			

C　電気通信サービス	― 認可される免許の数は、周波数スペクトル(注)及び土地の利用可能性といった物理的制約によってのみ制限される。 注　スペクトルの制約を考慮して、無線技術を利用した伝送網を展開することに関心を有する者は、入札又は競売の過程を経て認可される。 ― この約束表には、情報通信芸術省及びシンガポール放送庁法(第二百九十七章)によって認可され及び規制されるサービスを含まないが、シンガポール情報通信開発庁によって認可され及び規制されるサービスを排除するものではない。		
電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者(FBO)(注)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
注　電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者とは、既に認可された電気通信事業者、企業及び消費者に対し、公衆電気通信、電気通信伝送容量及び電気通信サービスを提供するために、あらゆる形態の電気通信網、電気通信システム及び電気通信設備を展開する意図を有する事業者をいう。			

(a)　公衆電気通信提供者（ＰＴＬ）として指定される電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者（注）

注　シンガポール情報通信開発庁（ＩＤＡ）は、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者が合理的な期間内に住民の大部分にサービスを提供するために、実質的な社会基盤投資及び電気通信網の拡張を行うことを約束する場合には、公衆電気通信提供者として指定を受けようとする電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者の申請を好意的に考慮する。公衆電気通信提供者は、伝送網の設置手続並びに伝送網の保守及び保護に関し、電気通信法（第三百二十三章）に基づき特別の考慮を受ける。

(b)　電気通信を目的とした地上電気通信網（注）。これには、次のものを含む。

注　これらの伝送網は、国際電気通信、全国電気通信、地方電気通信又は選択された地方電気通信を対象とすることができる。

— 海底ケーブル（陸揚げ局等の設置及び無効にできない使用権の販売を含む。） — 衛星国際交換局 — 国内電気通信網（幹線及び地域接続を含む。） (c) 公衆携帯移動電話サービス（PCMTS） (d) 公衆無線ページング・サービス（PRPS） (e) 公衆移動データ・サービス（PMDS） (f) 公衆中継無線サービス（PTRS） (g) 放送のみを目的とした地上電気通信網 (h) 放送を目的とした衛星上り回線及び下り回線		
電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者とは、第三者に電気通信サービスを提供するために、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者であるサービス提供者から電気通信伝送網の要素（すなわち、伝送容量、交換サービス、導管及びファイバーなど）を借り受けるか又は電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者の電気通信サービスを再販する事業者をいう。 (a) 個別に認可されたサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

―　国際単純再販（ＩＳＲ）（注） 注　これには、音声及びデータ通信の双方を含む。 ―　専用線サービスの再販 ―　仮想専用線網（ＶＰＮ）サービス ―　管理データ通信網サービス ―　インターネット接続サービス ―　インターネット交換サービス ―　データ等の保存及び転送（Ｓ＆Ｆ）に係る付加価値網サービス ―　電話交換手が応対するオーディオテックス・サービス	
(b)　種別認可（注）を受けたサービス 注　種別認可制度の下では、認可条件は、官報に告示される。いかなるサービス提供者も、種別認可の条件を読み及び同意したものとみなされる。サービス提供者は、シンガポール情報通信開発庁に登録することが必要である。 ―　国際電話の発信元の転換サービス ―　インターネットを利用した音声又はデータ・サービス ―　国際通話カード（ＩＣＣ）サービス ―　オーディオテックス・サービス	

— 公衆電気通信サービス（PSTS）の再販 — データ等の保存及び検索（S&R）に係る付加価値網サービス			
D 音響・映像サービス 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
映画の映写サービス（九六一二） — データ等の保存及び検索（S&R）に係る付加価値網サービス（PSTS）の再販	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	
D 音響・映像サービス 映画及びビデオテープの制作及び	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	

配給のサービス（九六一一）	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
映画の映写サービス（九六一二） — テレテキスト）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 約束しない。
3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス 建築現場における準備工事（五一一） 建築物に係る建設工事（五一二） 土木に係る建設工事（五一三） プレハブ建築物の組立て及び建設（五一四） 専門職による建設工事（五一五） 設置工事（五一六） 建築物の仕上工事（五一七） 建築物の建設若しくは取壊し又は土木工事のための機器に関する運転者を伴う賃貸サービス（五一八）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

4 流通サービス A 問屋サービス 問屋サービス（報酬を受けて又は契約に基づいて行う医薬品及び医療品並びに化粧品の販売を除く。）（六二一＊＊。六二一七を除く。）	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 制限しない。	
報酬を受けて又は契約に基づいて行うシンガポール市場向けの医薬品及び医療品並びに化粧品の販売（六二一七＊＊）	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 制限しない。	
報酬を受けて又は契約に基づいて行うシンガポール市場向けの医薬品及び医療品並びに化粧品の販売（六二一七＊＊）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。	

B 卸売サービス 卸売サービス（医薬品、医療品並びに外科及び整形外科の器具の卸売サービスを除く。）（六二一＊＊）	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 制限しない。	
医薬品、医療品並びに外科及び整形外科の器具の卸売サービス（六二二五一、六二二五二）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。	
C 小売サービス 次のものを除く小売サービス（六三一＊＊） (a) 食料、飲料及びたばこ (b) 医薬品及び医療品 (c) 自動車販売	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。 (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。	

食品、飲料及びたばこの小売サービス（六三一〇）	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。 (1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
医薬品、医療品及び整形外科用品の小売サービス（六三一一）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
自動車の販売 次のものに限る。 自動車の卸売サービス（六一一一一） 自動車の小売サービス（六一一一二） 自動車の部品及びアクセサリーの販売（六一一三〇） オートバイ、スノーモービル並びに関連部品及びアクセサリーの販売（六一二一〇）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

D フランチャイズ フランチャイズ・サービス（八九二九＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
5 教育サービス	いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、シンガポールにおける専門業務のための許可、登録及び資格を目的とした大学の学位の認定に適用するものと解してはならない。		
中等の及び中等後の技術及び職業教育サービス（九二二三〇、九二二四〇、九二三一〇）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
他のより高等な教育サービス（九二三九〇）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 医師の総供給数に基づき、医学学位を求めることができる者の数を制限することを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
成人教育サービス（九二四〇〇）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

英語課程を含む短期間の訓練（九二九〇〇＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
6 環境サービス 次のものを除く環境サービス (a) 汚水サービス（九四〇一〇） (b) 新たな環境サービス（九四＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
汚水サービス（九四〇一〇）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
7 金融サービス A 保険及び保険関連のサービス この約束表におけるすべての約束は、協定第六十四条の規定及び附属書ⅣAⅡの規定に適合するシンガポールの参入要件、国内法、指針及び規則並びに、場合によっては、シンガポール通貨監督庁（MAS）又はその他の関係当局若しくは団体の条件に従うものとする。この約束表における約束は、附属書ⅣAⅤに定める新たな金融サービスには適用しない。			
(a) 年金、所得補償、事故及び健康保険サービスを含む生命保険サービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
(b) 所得補償、事故及び健康保険サービス並びに信用保険契約、履行保証契約又は類似の保証契約を含む生命保険以外の保険サービス	(1) 約束しない。 (2) シンガポールにおいて免許を受けた保険会社からのみ購入することができる自動車損害賠償責任強制保険及び労働者災害補償強制保険を除くほか、制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
(c) 再保険及び再々保険	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
(d) 保険仲立及び代理店サービスから成る保険仲介業	(1) 約束しない。 (2) 代理店業者は、登録されていない保険者のために活動することを許されない。 ただし、再保険のリスク及び船主責任相互保険組合による保険の対象となるリスクを除き、仲立業者は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、シンガポール国外で国内リスクを引き受けることができる。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	

	(3) 元受及び再保険仲立業者は子会社として設立しなければならないことを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
	(e) 保険数理、損失調整、平均調整、及び助言的サービスから成る保険に補助的なサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
	B 銀行及びその他の金融サービス	この約束表におけるすべての約束は、協定第六十四条の規定及び附属書ⅣAⅡの規定に適合するシンガポールの参入要件、国内法、指針及び規則並びに、場合によっては、シンガポール通貨監督庁（MAS）又はその他の関係当局若しくは団体の条件に従うものとする。この約束表における約束は、附属書ⅣAⅤに定める新たな金融サービスには適用しない。	
	(a) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 銀行、マーチャント銀行及び金融会社として認可された機関のみが預金を受け入れることができる。 外国の金融機関が、当該外国における倒産管財又は清算手続において当該外国の預金者と比べて海外事務所での預金者に対し低い優先権を与えることを自国の法令により要求される場合には、シンガポール通貨監督庁は、シンガポール事務所の預金者の利益を保護するために当該外国の金融機関に対して適切な差別的措置を講ずることができる。 シンガポール通貨監督庁は、外国の銀行に、シンガポールの国内法に準拠して設立することを要求することができる。 外国銀行、マーチャント銀行及び金融会社の設立及び運営もまた、7B(a)から7B(1)までのサービス分野に係る制限及び次の制限に従うものとする。 商業銀行 新たな通常銀行及び制限付銀行の設立は、認めない。新しい外国銀行は、オフショア銀行の支店又は代表事務所としてのみ設立することができる。 代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。 銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、非居住者に対してのみ、外国通貨預金口座を運営することができる。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 商業銀行 シンガポールにおいて設立された銀行は、役員会及び上級取締役の指名の決定及び見直しのための指名委員会の設立が義務づけられる。シンガポールにおいて設立された銀行の役員の過半数は、シンガポール市民又はシンガポール永住者のいずれかでなければならない。 外国銀行は、一の事務所のみにおいて運営することができる（窓口外業務を除く。）。外国銀行は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設立することができない。 すべての電子銀行サービスの提供については、約束しない。 銀行及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。 制限付銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金のみを受け入れ並びに当該居住者及び非居住者のために当座勘定を運営することができる。シンガポール・ドル建ての預金については、一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れ及び当座勘定を運営することができる。 オフショア銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金を受け入れることができる。シンガポール・ドル建ての預金については、オフショア銀行は、非居住者より一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れるこ

一の外国株主又は関連する外国株主集団は、シンガポールにおいて設立された銀行の株式を五パーセントを限度に保有することができる。シンガポール通貨監督庁の許可は、五パーセント、一二パーセント及び二〇パーセントを越える株式の保有についても必要となる。

上限値を超える株式保有の申請の審査に当たっては、シンガポール通貨監督庁は、不当な支配を予防し、公共の利益を保護し又は金融システムの一体性を確保するために必要と考える条件を課すことができる。

シンガポールにおいて設立された銀行の子銀行に対する、親銀行以外の投資家による株式の保有は、最大四九パーセントに制限する。子銀行の経営は、親銀行であるシンガポールにおいて設立された銀行が支配しなければならない。

とができる。

マーチャント銀行

マーチャント銀行は、一の事務所のみにおいて運営することができる（窓口外業務を除く。）。

マーチャント銀行の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

マーチャント銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、外貨資金を居住者及び非居住者から調達し、外貨貯蓄預金を非居住者のために運用し、並びに自らの株主、銀行、その他のマーチャント銀行及び金融会社によって支配されている会社からシンガポール・ドル建ての資金を調達することができる。

金融会社

金融会社及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

外国資本が所有する金融会社は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設立することができない。

マーチャント銀行

外国銀行及びマーチャント銀行は、マーチャント銀行の子銀行又は支店として設立することができる。

金融会社

新たな金融会社の設立は、認めない。

各国内金融会社の外国資本比率は、二〇パーセントを超えてはならない。

外国通貨、金又はその他の貴金属の取引及び外貨建ての株式、債務証券又は転換証券の取得は、金融会社法（第百八章）に基づくシンガポール通貨監督庁の許可の対象となる。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

(b) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) (i) クレジット・カードは、シンガポール通貨監督庁の指針に従い、シンガポール通貨監督庁の許可を受けたカード発行者によって発行することができる。 (ii) 現地及び外国資本に所有されている金融機
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各オフショア銀行のシンガポール・ドル建ての居住者に対する貸付けは、総額で五億シンガポール・ドルを超えてはならない。 オフショア銀行は、五億シンガポール・ドルの制限を免れるために自ら
	(4) 約束しない。

関は、非居住者に対して、五〇〇万シンガポール・ドル以下の信用供与枠を自由に提供することができる。五〇〇万シンガポール・ドルを超える信用供与枠については、シンガポール・ドルに対する投機以外の目的のために、非居住者に対して提供することができる。ただし、次のことに従うことを条件とする。 ― 金融資産及び不動産における投資財産に使用する場合には、当該投資財産が流動化したときには、シンガポール・ドルの信用供与枠を撤回すること。 ― オフショアで使用する場合には、シンガポール・ドルの収益を海外に送金する前にスワップ取引その他の為替取引により外国通貨に交換すること。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	の関連するマーチャント銀行を使用してはならない。 クレジット・カードのための店舗外の現金引き出し機の設置については、約束しない。 (4) 約束しない。	

(c) ファイナンス・リース	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 7B(b)のサービス分野における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 7B(b)のサービス分野における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。
(d) すべての支払及び送金サービス（クレジット・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 送金業務が銀行及びマーチャント銀行によって行われる場合を除くほか、送金業務を行う店舗は、シンガポール市民がその過半数を所有しなければならない。 銀行小切手は、銀行のみが発行することができる。 多目的価値を有するカードは、シンガポール通貨監督庁によって免許を受けたシンガポール国内の銀行のみが発行することができる。 7B(b)のサービス分野の(3)に記載する制限は、7B(d)のサービス分野にも適用する。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
(e) 保証	(1) 信用保険契約、履行保証契約又は類似の保証契約を提供する保険会社に	(1) 制限しない。

対する7A(b)のサービス分野に記載する制限を除くほか、制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　7B(b)のサービス分野の(3)(ii)に記載する制限を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1)　自らのために行う7B(f)のサービス分野に掲げる商品の取引を除くほか、約束しない。短期金融市場商品、外国為替並びに為替及び金利商品の取引は、金融機関のみが行うことができる。 (2)　制限しない。 (3)　銀行及びマーチャント銀行は、顧客のための金融先物取引を行うため、別個の子会社を設置しなければならない。 　金融先物取引の仲立業者は、支店又は子会社を設けることができる。 　有価証券売買業者は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替及び金利のリスクに備える必要がある限り、非居住者との通貨スワップ取引を通じて、シンガポール・ドル建てで貸付けを行うことができる。 (i)　当該オプション取引が行われる際に必要とされるシンガポール・ドル又は外国通貨の量に見合うだけの現金を保有していること。 (ii)　提示されているオプション取引が、直接取引又は他では許容されていないシンガポール・ドル建ての信用供与枠を構成するようなその他の取引と組み合わされていないこと。 (iii)　非居住者が、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動に備える必要があることを証明する書面の証拠があること。	(f)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。） —　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。） —　外国為替 —　派生商品（先物及びオプションを含む。） —　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。） —　譲渡可能な有価証券 —　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

銀行及びマーチャント銀行によって行われている両替業務を除くほか、両替業者は、シンガポール市民がその過半数を所有しなければならない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 自らのために行う有価証券の発行、シンガポールの株式仲介業者、銀行若しくはマーチャント銀行を通じた有価証券の引受け及び売付けへの参加を除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) シンガポール証券取引所（SGX）は二千年七月以降新たな会員の加盟を認めてきた。二千年七月以降に加盟を認められたシンガポール証券取引所の会員は、居住者である投資家とシンガポールで設立された会社のシンガポール・ドル建ての証券を一五万シンガポール・ドルを最低限度額として直接取引することができる。 代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。	(g) すべての種類の有価証券の発行への参加（委託を受けたものとして行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）	
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国人による投資の総額は、シンガポール証券取引所の会員である有価証券売買業者の払込資本の七〇パーセントを超えないものとする。		
	(4) 約束しない。		

シンガポール証券取引所への銀行及びマーチャント銀行の加盟は、子会社を通じて行わなければならない。 シンガポールで許可を受けた銀行に限り、シンガポール政府発行有価証券の主要な有価証券売買業者として登録するための申請を行うことができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 新たな資金媒介業者については、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(h) 資金媒介業	
	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(i) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）	
	(4) 約束しない。		
	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	サービス会社並びに保管及び預託を行う会社は、支店、子会社又は合弁会社として設立することができる。 中央預託有限会社に限り、仮株券無しの取引システムに基づいて、有価証券の保管及び預託のサービスを提供することを認める。	

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(j) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス	(1) 海外の証券取引所のみに上場した金融資産のための決済及び清算のサービスの提供を除くほか、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 証券取引所で取引される有価証券及び金融先物の決済及び清算のサービスは、シンガポール証券取引所又はその子会社のみが提供することができる。 シンガポール・ドルの小切手の決済及び清算のサービス並びに銀行間資金移転は、シンガポール手形交換所協会により任命された運営者のみが提供することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(k) 助言その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査及びこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略について	(1) 投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての公衆一般への助言の提供については、業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 投資顧問業者は、支店、子会社、合弁会社又は代表事務所として設立	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

		することができる。 代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	(1) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供を除くほか、約束しない。 外国銀行のシンガポール支店は、データ又は情報が適切に管理されることを条件として、当該データ又は情報をその処理のために本店及び他の支店に送付することができる。データ又は情報の一体性及び秘密性は保護される。また、シンガポール通貨監督庁は、データ又は情報が処理される場所において、当該データ又は情報へのアクセスを認められる。 (2) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供が認められることを除くほか、約束しない。 (3) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供は、認める。銀行及びマーチャント銀行に対する金融データの処理サービスは、銀	(1) ロイター、ブルームバーグ等の提供者からの金融情報の提供については、制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
(1) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア		

行及びマーチャント銀行の顧客情報の秘密の保護に関する国内法に従うものとする。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。	
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス 病院サービス（九三二一〇）	(1) 約束しない (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
B その他の人に関する健康サービス その他の人に関する健康サービス（救急車サービス）（九三二一九二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
私立病院及び診療所法（第二百四十八章）に定める救急治療病院、老人ホーム及びリハビリ病院であって、商業的な原則に基づいて運営されるもの（九三二一九三＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
C 社会事業サービス	市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 この約束表の付録に記載されている法定監督サービスは、これらの約束の範囲から除外される。		
居住施設を通じて高齢者及び心身障害者に提供する社会事業サービス（九三二一一） 居住施設を通じて児童及びその他の者に提供する社会事業サービス（九三二一二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 部分的に国から資金を得ている非営利サービス提供者によって運営される施設及びサービス業務の総数が、シンガポールにおける国から資金を得ている社会事業サービスの基本計画によって決定される数量に制限されることを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
宿泊施設の提供を伴わない社会事業サービス（九三二二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) シンガポールが、非居住者であるサービス供給者がシンガポールにおいて事業を請願することができるか又は積極的なマーケティングを行うことができるかについて決定する自由裁量を保持することを除くほか、制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

		(3) 部分的に国から資金を得ている非営利サービス提供者によって運営される施設及びサービス業務の総数が、シンガポールにおける国から資金を得ている社会事業サービスの基本計画によって決定される数量に制限されることを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	D その他の健康に関連するサービス及び社会事業サービス	9 観光サービス及び旅行に関連するサービス A ホテル及び飲食店（仕出しを含む。）
		(3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
		(3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	

ホテル及びその他の宿泊サービス（六四一）	食事の給仕サービス（政府によって運営されている食事施設における食事の給仕サービス（六四二＊＊）を除く。）（六四二＊＊）	政府によって運営されている食事施設における食事の給仕サービス（六四二＊＊）	店内消費のための飲料の給仕サービス（六四三）	B 旅行業サービス 旅行業サービス（七四七一）
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

C　観光客の案内サービス 観光客の案内サービス （七四七二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
D　その他の観光サービス及び旅行に関連するサービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
10　娯楽、文化及びスポーツのサービス A　興業サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） （九六一九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C　図書館、記録保管所、博物館及びその他の文化サービス 図書館サービス （九六三一一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

記録保管所のサービス（国家遺産委員会法（第百九十六A章）に明示するサービスを除く。） （九六三一＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
博物館サービス（史跡及び建物の保存サービスを含む。） （九六三二）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
公園（国立公園法（第百九十八A章）に定める国立公園、自然保護区及び緑地を除く。） （九六三三＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
その他の文化サービス（前記に定める公園を除く。） （九六三三＊＊）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
D　スポーツその他の娯楽のサービス スポーツその他の娯楽のサービス（賭博サービスを除く。） （九六四＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

E　その他の娯楽、文化及びスポーツのサービス	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
11　運送サービス A　海上運送サービス 国際運送（貨物及び旅客）（内航海運を除く。）（七二一一＊＊、七二一二＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 商船法（第百七十九章）に明示するシンガポールを旗国とする船舶の登録に係るものを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。船舶の乗組員の企業間又は企業内の転任については、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 商船法（第百七十九章）に明示するシンガポールを旗国とする船舶の登録に係るものを除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。	海上運送サービスに関する世界貿易機関交渉グループにおける決定に従い、次のサービスは、他の理由により、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第二十八条(c)(ii)に定める義務の対象にならない場合には、国際海上運送事業者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能である。 ― 水先 ― 引き船及び引き船援助 ― 食料供給、給油及び給水 ― ごみ収集及び廃棄物処理 ― ポートキャプテン・サービス

― 航行補助 ― 応急の修理施設 ― びょう泊 ― その他の陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）				
	海上運送の補助的なサービス 海上運送の代理店サービス（七四八＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	海上運送の仲介サービス（七四八＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	国際的な引き船（七二一四＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

倉庫サービス（七四二＊＊）	海上貨物運送取扱サービス（七四八、七四九）	船舶の保守及び修理（八八六八＊＊）	B　内陸水路における運送 旅客運送（七二二一）	貨物運送（七二二二）
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 事務所の登録が必要となることがある。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。

乗組員を伴う船舶の賃貸（七二二三）	押し船及び引き船のサービス（七二二四）	C　航空運送サービス 航空機の修理及び保守のサービス	航空運送サービスの販売及びマーケティング	乗組員を伴う航空機の賃貸（七二三四）	D　宇宙運送（七三三）
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。	
E 鉄道運送サービス 旅客運送 （七一一一）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
貨物運送 （七一一二）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
押し列車及び引き列車のサービス （七一一三）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。＊制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。＊制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
都市及び郊外鉄道運送機器の保守及び修理 （八八六八＊＊）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。＊制限しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。＊制限しない。約束しない。	
鉄道運送サービスの支援サービス （七四三）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。	

F 道路運送サービス 運転手を伴う車両の賃貸サービス （七一二二）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。＊制限しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
運転手を伴うバスの賃貸サービス （七一二三）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。		
運転手を伴う商業用貨物車両の賃貸サービス （七一二四〇）			
次に掲げる貨物の運送（海上運送と接続する道路貨物運送を含む。）を除く貨物運送 (a) 冷蔵品 (b) 液体又はガス (c) コンテナー貨物 (d) 家具 （七一二三＊＊）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
次に掲げる貨物の運送（海上運送と接続する道路貨物運送を含む。） (a) 冷蔵品 （七一二三一） (b) 液体又はガス （七一二三二） (c) コンテナー貨物 （七一二三三） (d) 家具 （七一二三四）	(1) (2) (3) (4) 約束しない。＊制限しない。約束しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

自動車の保守及び修理のサービス（六一二〇） 自動車部品の保守及び修理のサービス（八八＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
駐車場サービス（七四四三〇）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
道路運送の支援サービス（駐車場サービスを除く。）（七四四＊＊）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
G　パイプライン輸送燃料の輸送（七一三一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
他の物品の輸送（七一三九）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	

H　海上運送サービスを除くすべての形態の運送の補助的なサービス 倉庫サービス（コンテナー置場及び保管サービスを含む。）（七四二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 陸上運送に係る倉庫サービスを除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 陸上運送に係る倉庫サービスを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	
貨物運送取扱サービス（七四八＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
12　いずれの分野にも含まれないその他のサービス クリーニング及び染色サービス（九七〇一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
理髪その他の美容サービス（九七〇二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

葬儀、火葬及びその他の葬儀屋のサービス（墓地の保守サービスを除く。）（九七〇三〇＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

付録

シンガポールの約束表から除外される社会事業サービスの種類

1 次に掲げる者のための法定監督サービスであって宿泊施設の提供を伴うもの（九三三一）

(a) 女性憲章（第三百五十三章）第百六十部に基づき安全な場所に拘留されている女子（九三三一二）

(b) 児童及び年少者法（第三十八章）第八部に基づき安全な場所に拘留されている児童（九三三一二）

(c) 児童及び年少者法（第三十八章）第四十四部(1)(f)に基づき拘留所に拘留されている児童若しくは年少者又は児童及び年少者法（第三十八章）第四十四部(1)(g)に基づき許可された学校（注）に保釈されている児童若しくは年少者（九三三一九）

注　児童及び年少者法（第三十八章）第四十四部(1)(g)にいう「許可された学校」とは、年少者犯罪人のための鑑別所をいい、通常の教育機関とは異なる。年少者犯罪人は、正式な教育のためではなく、更正のために「許可された学校」に拘留される。

(d) 児童及び年少者法（第三十八章）第四十九部(ii)に基づき、法定監督のため、許可された学校への入学を認められている児童及び年少者（九三三一一）

(e) 犯罪人保釈法（第二百五十二章）第十二部に基づき、許可された機関に居住することを条件として保釈されている者（九三三一九）

2 次に掲げる者のための法定監督サービスであって宿泊施設の提供を伴わないもの（九三三二）

(a) 児童及び年少者法（第三十八章）第四十九部(i)に基づき、任命された福祉員の監督の下に置かれている児童及び年少者（九三三一九）

(b) 犯罪人保釈法（第二百五十二章）第五部に基づき、許可された機関に居住するとの条件なしに保釈されている者（九三三一九）

附属書ⅤA

投資分野における日本国の特定の例外の表

各分野に共通の特定の例外

1 (a) 事項　土地取引

(b) 法的根拠又は関連する当局　外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要　日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、シンガポールにおいて日本国の国民又は日本国の法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、シンガポールの国民又はシンガポールの法人に対し、政令をもって日本国における土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。

2 (a) 事項　事前届出

(b) 法的根拠又は関連する当局　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条における事前届出要求は、次の分野に適用される。

農林水産業に関連する一次産業

石油業

皮革及び皮革製品製造業

熱供給業

生物学的製剤製造業

上水道業

鉄道事業

一般乗合旅客自動車運送業

水運業

電気通信業

警備業

注1　エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、「石油業」の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出は必要とされない。

注2　生物学的製剤製造業とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所をいう。

注3　利用運送は、鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送業及び水運業のいずれにも含まれていない。

注4　鉄道事業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道事業に含まれず、事前届出の要求から除外される。

注5　車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれず、事前届出の要求から除外される。

注6　水運業は、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要求から除外される。

3 (a) 事項　手続

(b) 法的根拠又は関連する当局　適用なし

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要　次のことを条件として、シンガポールの投資家の投資関連活動に関連する手続を定めることができる。

(i) 事実の通報又は証明書類の提出のみを要求するものであること。

(ii) 協定第八章に定める権利を実質的に害するものではないこと。

(iii) 裁量的な承認の要素を要求するものではないこと。

(iv) 恣意的な又は差別的な方法で実施されないこと。

このような手続には、次のものが含まれる。

(A) 商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条及び第四百八十一条第一項

商法（明治三十二年法律第四十八号）によれば、外国の会社が日本国において商取引を継続して行おうとするときは、日本国における代表者を定めその住所又はその他の場所に営業所を設けることが必要である。また、外国の会社は、その営業所の登記をすることが必要であり、その場合における登記は、日本国で成立する同種のもの又は最も類似するものの支店の登記の規定に従うものとする。また、日本国における代表者の氏名及び住所も、登記しなければならない。

(B) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の五

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の五は、外国投資家が、日本国において外国投資を行った後に、財務大臣及び事業所管大臣に事後報告を提出することを要求している。ただし、事前届出が要求されている外国投資については、この限りでない。

4 (a) 事項　公的独占及び国営企業

(b) 法的根拠又は関連する当局　適用なし

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要　内国民待遇は、次のものについては適用されない。

(i) 公的独占又は国営企業の一括した又は段階的な処分（注）

(ii) 処分される公的独占又は国営企業と同一の分野における後継公的独占又は後継国営企業の設立

注　この(i)には、法令によって当該公的独占又は当該国営企業に限定されている一定の活動の自由化を含む。

5 (a) 事項　補助金

(b) 法的根拠又は関連する当局　適用なし

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要　研究開発投資のための補助金については、内国民待遇を与えないことができる。

6 (a) 事項　永住者

(b) 法的根拠又は関連する当局　適用なし

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要　日本国が自国の法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である投資家に与える待遇をシンガポールに永住する権利を有する投資家に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールに永住する権利を有する投資家に対して与える待遇を制限することができる。

そのような措置には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条に従ってとられる措置を含む。

特定の国籍を根拠として外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第三項第二号が適用されるシンガポールに永住する権利を有する投資家については、すべての分野への投資について所管官庁への事前届出が要求される。

(e) その他

(i) 日本国が(d)の措置をとる場合には、日本国は、シンガポールに対し当該措置の概要を事前に通報する。

(ii) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関し、日本国は、同法第二十七条第三項第二号の適用対象となる国として新たな国を追加するに当たり、シンガポールに対し事前に通報する。

(iii) 日本国は、このような措置が実施される前に、当該措置についてのシンガポールの見解を書面にて受領し、当該見解につき考慮する。その後日本国が問題となっている措置を実施しようとする場合には、日本国は速やかにシンガポールに通報する。

分野別の特定の例外

7 (a) 分野　農業及び植物育成者権

(b) 法的根拠又は関連する当局　種苗法（平成十年法律第八十三号）及び種苗法施行規則

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要

(i) 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条により、日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次の場合を除き育成者権を享有することができない。

(A) 当該者の属する国又は当該者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合

(B) 当該者の属する国又は当該者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国であり、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

(C) 当該者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認め、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

シンガポールは、現在、千九百九十一年のＵＰＯＶ条約及び千九百七十八年のＵＰＯＶ条約の当事国ではなく、また、日本国の国民に対し品種の育成に関する保護を認めていないことから、シンガポールの国民又はシンガポール国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有する者(A)から(C)までに規定される場合を除く。)は、日本国で育成者権を享有することができない。シンガポールが千九百九十一年のＵＰＯＶ条約の当事国となるか又は日本国の国民に対し品種の育成に関してシンガポールの国民と同一の条件による保護を認め、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合には、この限りでない。

(ii)　種苗法施行規則により、外国人出願者は、その国籍を証明する書面及び次の書面のいずれか一つを提出しなければならない。

(A)　出願者が日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有することを証明する書面

(B)　出願者が日本国以外の千九百九十一年のＵＰＯＶ条約又は千九百七十八年のＵＰＯＶ条約の当事国の領域内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有することを証明する書面

8　(a)　分野　鉱業(石油及び天然ガスの探査及び採掘を含む。)

(b)　法的根拠又は関連する当局　鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)

(c)　関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)

(d)　概要　日本国の国民又は日本国の法人でない者は、鉱業権又は租鉱権を保有することは認められない。

9　(a)　分野　水運業(注)

(b)　法的根拠又は関連する当局　船舶法(明治三十二年法律第四十六号)

(c)　関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)

(d)　概要　船舶法(明治三十二年法律第四十六号)に従い、日本国の船籍は、日本国の国籍を有する自然人又は日本国の法律により設立された法人であってその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するものが所有する船舶に与えられる。この法律は、日本の国旗を掲げられない船舶の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を禁止している。

注　水運業は、外航海運業、沿海海運業(日本国内港間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。

10　(a)　分野　電気通信業

(b)　法的根拠又は関連する当局　日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)

(c)　関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)

(d)　概要

(i)　日本電信電話株式会社(以下「ＮＴＴ」という。)は、(A)から(C)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

(A)　日本国の国籍を有しない者

(B)　外国政府又はその代表者

(C)　外国の法人又は団体

(ii)　ＮＴＴは、地域会社のすべての株式を常に保有していなければならない。

(iii)　日本国の国籍を有しない者は、ＮＴＴ及び地域会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

11　(a)　分野　金融サービス

(b)　法的根拠又は関連する当局　預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

(c)　関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)

(d)　概要　預金保険制度は、日本国の管轄権内に本店を有する金融機関のみを対象とする。

12　(a)　分野　特定分野への投資

(b)　法的根拠又は関連する当局　適用なし

(c)　関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)及び特定措置の履行要求の禁止(第七十五条)

(d)　概要　内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、次の分野には適用されない。

領海、内水及び排他的経済水域における漁業

火薬類製造業

原子力産業

航空機産業

武器産業

宇宙開発産業

電気業及びガス業

放送業

附属書ＶＢ

投資分野におけるシンガポールの特定の例外の表

各分野に共通の特定の例外

1　(a)　事項　すべての分野での補助金又は奨励措置

(b)　法的根拠又は関連する当局　経済拡大奨励措置(所得税控除)法(第八十六章)及び所得税法(第百三十四章)並びに関連政府機関

(c)　関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)及び特定措置の履行要求の禁止(第七十五条)

(d)　概要　内国民待遇

次に規定するものについては内国民待遇が与えられないことがあり得る。

(A)　国内起業家の発展を補助し、国内企業の事業の拡大及び改善を助成するための補助金、奨励措置又は計画

(B)　サービスの提供に関する補助金又は奨励措置

特定措置の履行要求の禁止

(i)　シンガポールにおけるサービス分野の投資に関連して、何らかの利益を享受し又は享受し続ける場合に、協定第七十五条1(a)から(e)までの規定に適合しない条件が課されることがあり得る。

(ii)　当然のことながら、シンガポールにおけ

る投資に関連して、何らかの利益を享受し又は享受し続ける場合に、協定第七十五条に掲げられていない条件又は要件が課されることがあり得る。

2 (a) 事項　すべての分野における会社登記手続

(b) 法的根拠又は関連する当局　会社法（第五十章）

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要　設立並びに財務書類の報告及び提出の際の外国の会社による会社法の遵守

(i) 法人の業務上の拠点、設立の権利及び移転については、次の規定に従う。

(A) 事業会社を登記しようとする外国の者は、次のいずれかである現地の経営者を置かなければならない。

(AA) シンガポールの市民権を有する者

(BB) シンガポールに永住する権利を有する者

(CC) シンガポールの労働許可証を有する者

ただし、シンガポールに永住する権利を有するか又はシンガポールの労働許可証を有する外国の者は、現地の経営者を任用することなしに事業を登記することができる。

(B) 少なくとも一人の取締役は、シンガポールに居住していなければならない。

(C) シンガポールで登記された外国の会社のすべての支店は、少なくとも二人のシンガポールに居住している代理人を有していなければならない（現地に居住している資格として、当該者は、シンガポールの市民権を有する者、シンガポールに永住する権利を有する者又はシンガポールの労働許可証を有する者のいずれかであるべきである。）。

(ii) 外国の会社の支店の設立のためには、必要な書類の提出が求められる。

3 (a) 事項　住居用土地の所有権又は住居用不動産の所有権

(b) 法的根拠又は関連する当局　住居用不動産法（第二百七十四章）、銀行法（第十九章）、金融会社法（第百八章）及びシンガポール通貨監督庁法（第百八十六章）

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要

(i) 住居用土地の所有権

シンガポールの市民権を有しない者は、住居用土地を所有することができない。

(ii) 住居用不動産の所有権

(A) シンガポールの市民権を有しない者は、六階建て未満の建物における土地区分所有権付き住居用不動産及び住居用不動産の購入につき制約を受ける。

(B) シンガポールの市民権又はシンガポールに永住する権利を有しない者は、政府の公的住宅計画による住居用不動産を所有することができない。

(iii) 住宅購入資金融資

銀行、金融会社及びマーチャント銀行は、

(A) シンガポールの市民権を有しない者（シンガポールに永住する権利を有する者を除く。）及びシンガポールの会社でない会社に対して、シンガポールにおける住居用不動産の購入を目的とするシンガポール・ドル建ての融資を供与してはならない。シンガポールで設立され、その資本金の二分の一以上をシンガポールの市民権を有する者が所有している会社は、シンガポールの会社とみなされる。シンガポールの領域外で設立されたいかなる会社も、シンガポールの会社でない会社とみなされる。シンガポールで設立され、シンガポールの市民権を有しない者又はシンガポールに永住する権利を有する者が資本金の二分の一以上を所有している会社は、シンガポールの会社でない会社とみなされる。

(B) シンガポールに永住する権利を有する者に対しては、所有権者本人が居住することを条件に、シンガポールにおける住居用不動産の購入一件につき一回限りの融資を供与することができる。

4 (a) 事項　シンガポール・ドルに係る取引の規制

(b) 法的根拠又は関連する当局　銀行法（第十九章）、銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示七五七、証券業法（第二百八十九章）、証券取引業者に対するシンガポール通貨監督庁告示二〇一、金融会社法（第百八章）、金融会社に対するシンガポール通貨監督庁告示八一六、保険法（第百四十二章）、保険業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇九、シンガポール通貨監督庁法（第百八十六章）及びマーチャント銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示一一〇五

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇（第七十三条）

(d) 概要

(i) 一の機関（注1）ごとに五百万シンガポール・ドルを超える場合には、銀行（注2）は、非居住者に対して、シンガポール国内における又は海外におけるいかなる目的のためにもシンガポール・ドル建ての信用供与枠を提供することができる。ただし、次の要件に従うことを条件とする。

注1　シンガポール・ドル建ての信用供与枠を得ようとする金融機関に関しては、その各子会社は別個の機関とみなされるが、本店及び外国にあるすべての支店は、全体として単一の機関とみなされる。

注2　この4に規定する規制は、銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示七五七における措置を指す。同様の措置は、証券取引業者に対するシンガポール通貨監督庁告示二〇一、金融業者に対するシンガポール通貨監督庁告示八一六、保険業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇九及びマーチャント銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示一一〇五に定める。

(A) 金融資産及び不動産におけるシンガポール・ドル建ての投資財産に関しては、当該投資財産の全部又は一部がいか

なる形であれシンガポール・ドル建ての現金収益に換金された場合には、銀行は、シンガポール・ドル建ての信用供与枠が撤回されることを確保しなくてはならない。

(B) シンガポール・ドル建ての現金収益がオフショア市場で使われる場合には、当該現金収益は、スワップ取引により外国通貨に交換されるべきである。この場合において、銀行は、当該現金収益を直物取引又は先物取引で外国通貨に交換してはならない。オフショア市場における活動の資金を調達するためにシンガポール・ドル市場を活用しようとする非居住者によるシンガポール・ドル建ての株式の上場及び債券の発行に関しては、非居住者は、収益をスワップ取引その他の為替取引により外国通貨に交換しなくてはならない(債券発行の通知は、非居住者のみならず居住者にも要求される。)。

(ii) 債券発行者が格付を取得していない外国の事業体である場合には、銀行は、シンガポール・ドル建ての債券を洗練された投資家(注)にのみ売り出し、売却することができる。

注　洗練された投資家とは、会社法(第五十章)において定めるものをいう。

(iii) 銀行は、非居住者に対して、シンガポールの通貨市場における投機的な活動のためにシンガポール・ドル建ての信用供与枠を提供してはならない。

(iv) 銀行は、現金のシンガポール・ドル又はシンガポール・ドル建ての資産によって完全に担保されているときにのみ、非居住者に対して、いかなる額のシンガポール・ドル建ての証券の貸出しも行うことができる。

(v) 銀行は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替リスクに備える必要がある限り、非居住者との間でシンガポール・ドルに係るオプション取引を行うことができる。ただし、次のことに従うことを条件とする。

(A) 当該オプション取引が行われる際に必要とされるシンガポール・ドル又は外国通貨の量に見合うだけの現金を保有していること。

(B) 提示されているオプション取引が、直物取引又はシンガポール通貨監督庁告示七五七の下で許容されていないシンガポール・ドル建ての信用供与枠を構成するようなその他の取引と組み合わされていないこと。

(C) 非居住者が、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動に備える必要があることを証明する書面の証拠があること。

以上の制限は、協定第八十条に定める資金の移転に遅れを生じさせるものとはみなされない。

5 (a) 事項　民営化

(b) 法的根拠又は関連する当局　適用なし

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)及び特定措置の履行要求の禁止(第七十五条)

(d) 概要　内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、政府の所有する資産の民営化又は売却には適用されない。

分野別の特定の例外

6 (a) 事項　サービス分野における投資

(b) 法的根拠又は関連する当局　適用なし

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)及び特定措置の履行要求の禁止(第七十五条)

(d) 概要

(i) 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、協定第七章の規定に基づく約束の対象でないサービス分野には適用されない。いずれかのサービス分野が同章の規定に基づく約束の対象である場合には、同章に規定する制約、条件及び資格要件(市場アクセス措置を含む。)は、当該サービス分野における協定第八章に規定する投資財産にも適用される。

(ii) 当然のことながら、電気通信及び金融の分野における約束の対象であるサービスについては、附属書ⅣA及びⅣBの規定に従って解釈する。

7 (a) 事項　印刷及び出版業

(b) 法的根拠又は関連する当局　新聞及び活字報道法(第二百六章)及び情報通信芸術省

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)及び特定措置の履行要求の禁止(第七十五条)

(d) 概要　内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、印刷及び出版業には適用されない。

8 (a) 事項　武器及び火薬類産業

(b) 法的根拠又は関連する当局　武器及び火薬類法(第十三章)

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)及び特定措置の履行要求の禁止(第七十五条)

(d) 概要　内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、武器及び火薬類産業には適用されない。

9 (a) 事項　製造業

(b) 法的根拠又は関連する当局　製造管理法(第五十七章)

(c) 関連する協定上の義務　内国民待遇(第七十三条)及び特定措置の履行要求の禁止(第七十五条)

(d) 概要　次のものの製造に関しては、法律に基づく免許を取得するに当たって、協定第七十三条又は第七十五条1(f)から(j)までの規定に適合しない要件及び条件が課されることがあり得る。

(i) 爆竹

(ii) 引抜き工程を経て製造された鉄鋼製品

(iii) 銑鉄及び海綿鉄

(iv) 圧延鋼材

(v) インゴット、ビレット、ブルーム及びスラブ

(vi) ビール及び黒ビール

(vii) CD、CD−ROM及びVCD

(viii) DVD及びDVD−ROM

(ix) チューインガム、風船ガム、歯科用チューインガム又はこれらに類するもの

(x) 巻たばこ

(xi) マッチ

(xii) 葉巻たばこ
(xiii) 冷蔵庫
(xiv) 空調機

附属書ＶＣ

投資家と国との間の紛争解決のための特別の仲裁手続

1　この附属書に従って行われる仲裁裁判所の設置の要請は、次の事項を明記する。

(a) 関係する投資家の氏名又は名称及び住所

(b) 申立ての法的根拠（協定第八章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c) 申立ての根拠とされる事実

2　投資家及び締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が行われた日の後三十日以内に、それぞれ一名の仲裁人を任命する。締約国が仲裁人を任命しない場合には、協定第百四十条4の規定により当該締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。投資家が仲裁人を任命しない場合には、当該規定により当該投資家が属する締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。

3　投資家及び締約国は、裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命する。投資家及び締約国が第三の仲裁人について合意することができない場合には、第三の仲裁人として受け入れることのできる五名の者の名簿をそれぞれ作成し、交換する。第三の仲裁人は、次の方法により選ばれる。

(a) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が一名である場合であって、かつ、その者が仲裁人となることが可能なときは、その者を第三の仲裁人とする。

(b) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が二名以上である場合には、投資家及び締約国は、それらの者のうちからいずれの者を第三の仲裁人とするかにつき合意するため協議する。

(c) 投資家及び締約国が(b)の規定によっても合意に達することができない場合又は双方の名簿に共通して氏名の記載された者がない場合若しくは合意された若しくは選ばれた者が仲裁人となることができず、投資家及び締約国がその者に代わる仲裁人について決定できない場合には、2の規定により任命された二名の仲裁人が、第三の仲裁人について合意する。

(d) 仲裁人が第三の仲裁人について合意することができない場合には、第三の仲裁人は、この附属書の付表に定める手続に従って、くじにより選ばれる。

4　第三の仲裁人は、第二の仲裁人が任命された日の後四十日以内に任命される。

5　第三の仲裁人は、投資家及び締約国の別段の合意がある場合を除くほか、当該投資家と同じ国籍の者、当該締約国の国民、当該締約国の領域内に通常居住する者又は当該投資家若しくは当該締約国により雇用されている者のいずれであってもならず、また、いかなる資格においても関係の投資紛争を扱ったことのある者であってはならない。

6　仲裁裁判所は、適格な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

付表

投資家と国との間の紛争解決のための特別の仲裁手続に係る第三の仲裁人の選定に関する手続

附属書ＶＣに規定する第三の仲裁人の選定のためのくじについては、次の手続を適用する。

(a) この付表の規定の適用上、「投資家」とは協定第八十二条に基づく仲裁裁判所の設置を要請する投資家をいい、「締約国」とは投資に係る紛争の当事者である締約国をいう。

(b) 投資家と締約国との別段の合意がある場合を除くほか、くじは、投資家及び締約国の代表の立会いの下に、締約国の領域において行われる。

(c) 締約国は、十通の封印された封筒が入った容器を用意する。封筒には、附属書ＶＣ3の規定に従って作成された投資家及び締約国の名簿に記載された者の氏名がそれぞれ一つずつ対応して入れられることとする。

(d) 投資家の代表は、無作為に、かつ、封筒の封印が開かれるまで当該封筒に対応する者を識別できない状態において、容器から封筒を一通取り出す。

(e) 附属書ＶＣの規定の適用上、投資家の代表が取り出した封筒に対応する者が、第三の仲裁人となる。

(f) くじの後、容器及び容器に残った封筒は、締約国の代表の立会いの下に、投資家の代表によって確認を受ける。

附属書Ⅵ

自然人の移動についての日本国の特定の約束

第Ａ部

日本国が国内法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である自然人に与える待遇と同等の待遇をシンガポールの永住者である自然人に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者である自然人に対してこの部の規定により与えられる待遇を制限することができる。

そのような措置には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に従ってとられるものを含む。

Ａ　短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国に業務上の拠点を設置するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九十日を超えない期間滞在するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。

Ｂ　企業内転勤者

1　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国内においてサービスを提供するシンガポールの法人又は日本国内において投資を行うシンガポールの企業によって雇用されているシンガポールの自然人であって、当該法人及び企業が所有し又は支配し、かつ、日本国において設立され又は登

録された支店、法人又は企業に転任する者は、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が次のいずれかの活動に従事する場合に限る。

(a) 長として支店を管理する活動

(b) 役員又は監査役として法人又は企業を管理する活動

(c) 法人又は企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(d) 物理学、工学その他の自然科学（情報通信技術を含む。）に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

(d)及び(e)にいう自然科学及び人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1にいう自然人が、原則として大学教育（学士号）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学及び人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

2　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたりシンガポールの法人によって雇用され又は当該法人の社員であるシンガポールの自然人であって、日本国に転任した後に当該法人に戻る者は、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が自然人としてのみ従事することができ、被雇用者としては従事することができない次のいずれかの自由職業サービス活動に従事する場合に限る。

(a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談

(c) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第B部

日本国が国内法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である自然人に与える待遇と同等の待遇をシンガポールの永住者である自然人に与えることにより、当該法令の実施が影響を受ける場合には、シンガポールの永住者である自然人に対してこの部の規定により与えられる待遇を制限することができる。

そのような措置には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に従ってとられるものを含む。

A　投資家

日本国において事業の経営を開始し若しくは日本国における事業に投資してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）に従事するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。入国及び一時的な滞在は、当該自然人が日本国への入国の時に明示された基準及び条件を満たし続ける限り、許可される。

B　日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人

日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて行う工学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事するシンガポールの自然人は、入国及び一時的な滞在が許可される。入国及び一時的な滞在は、当該自然人が日本国への入国の時に明示された基準及び条件を満たし続ける限り、許可される。

自然人の移動についてのシンガポールの特定の約束

定義

シンガポールの特定の約束について、

(a) 「経営者」とは、組織又は組織の一部門若しくは部局を主として管理し、他の監督者、専門家又は管理者である被雇用者の活動を監督し及び管理し、雇用及び解雇又は昇進及び休暇許可その他人事に関する行為を行う権限を有し、並びに日々の業務について裁量的な権限を行使する組織内の自然人をいう。「経営者」には、監督する被雇用者が専門家である場合を除き、現場の監督者を含まず、また、主としてサービスの提供又は投資財産の運営に必要な業務を行う被雇用者を含まない。

(b) 「役員」とは、主として組織の経営を管理し、意思決定において幅広い裁量を行使し、より上級の役員、役員会又は事業の株主から一般的な監督又は管理のみを受ける組織内の自然人をいう。役員は、サービスの実際の提供又は投資財産の運営に関する業務は直接行わない。

(c) 「専門家」とは、高度の水準の専門知識を有し、かつ、組織の事業、研究設備、技術又は経営に関する財産的知識を有する自然人をいう。「専門家」には、免許を要する職業に従事する者を含むことができるが、これに限られない。

第A部

A　短期の商用訪問者

1　商用訪問者は、到着に際し、一箇月以内の最初の滞在が許可される。滞在は、申請に基づき、最大三箇月を限度として延長することができる。

2　「商用訪問者」とは、次のいずれかの目的のためにシンガポールに一時的に入国することを希望する日本国の自然人をいう。

(a) サービス又は物品の販売のための交渉であって一般公衆に対する直接の販売を含まないもの

(b) 投資財産の設立

(c) 商用に関連する会議、セミナー又は講習会の運営又は参加

ただし、当該自然人がシンガポール国内から報酬を得ないこと及びシンガポールにおいて雇用又は居住を希望していないことを条件とする。

B　企業内転勤者

1　企業内転勤者の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度三年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2　「企業内転勤者」とは、経営者、役員又は専門家であって、シンガポールにおいて設立された支店、子会社又は関係団体を通じ、シンガポール国内においてサービスを提供する日

本国の法人又はシンガポール国内において投資を行う日本国の企業の被雇用者であり、かつ、許可の申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり当該法人又は企業の日本国内の会社によって雇用されていた日本国の自然人をいう。

第B部

A　投資家

1　投資家の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度三年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2　「投資家」とは、相当な額の資本を投下してシンガポールにおいて企業を設立し、当該企業において経営者又は役員である日本国の自然人をいう。

B　シンガポールの領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人

1　シンガポールの領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき技術者として雇用される自然人の入国は、二年を限度とし、合計八年を超えない期間中、その都度三年を限度として延長することができる。また、更なる延長を行うことができる。

2　「技術者」とは、受入れ可能な教育上の資格、経験及びその他の資格であってシンガポールにおいて技術サービスを提供するためにシンガポールの国内法令に基づいて要求されるものを有する日本国の自然人をいう。

附属書ⅦA

産品及びサービス

各締約国の政府調達協定附属書Ⅰに掲げられる産品及びサービスは、文書MTN・GNS―W―一二〇のサービスの表のうち次のサービスを除き、協定第十一章の規定に従って調達される。

（千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（CPC））

五一　建設工事

八六七　建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

附属書ⅦB

機関

民営化された機関を除き、各締約国の政府調達協定附属書Ⅰ付表1及び3に掲げられる機関は、協定第十一章の規定に従い産品及びサービスを調達する。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

平成十二年十月の我が国とシンガポールとの首脳会談において、二国間経済連携協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十三年一月より両政府間で締結交渉を行った結果、協定案文について合意に達したので、平成十四年一月十三日シンガポールにおいて本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とシンガポールとの間で貿易及び投資の自由化及び円滑化のみならず、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送並びに観光といった幅広い分野での連携を強化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　各締約国は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与えること。

2　各締約国は、原産地規則を満たす他方の締約国の産品について、附属書Ⅰに定める自国の実施日程に従って関税を撤廃するとともに、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に関連して課されるその他の課徴金を撤廃し、かつ、新たに課してはならないこと。

3　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、情報通信技術の利用及び税関手続の簡素化並びに国際的な基準及び勧告された慣行への可能な限りの調和を行うとともに、両締約国間の貿易取引文書の電子化を促進すること。

4　通信端末機器及び無線機器並びに電気製品について、登録を受けた輸出側締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を輸入側締約国が受け入れること。

5　各締約国は、自国の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること。

6　各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること。

7　シンガポールは、日本国における特許出願に対応するシンガポールにおける出願の特許付与手続を円滑にするための適当な措置をとること。

8　両締約国は、金融サービスの分野における規制監督に関する協力を促進するとともに、金融市場の基盤を強化するために協力すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国の関税の撤廃のための実施日程等について規定している。

本協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びシンガポール政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、両国経済が一段と活性化され、両国間の経済上の連携が強化され、ひいては両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年四月十日

外務委員長　吉田　公一

衆議院議長　綿貫　民輔殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（第七、二十、二十一号の発送は都合により後日となるため、第二十三号を先に発送しました。）

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　財務省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　九四五円（本体九〇〇円）（配送料別）